

公募研究シリーズ

⑦

連帯社会の可能性

中村 圭介

法政大学大学院
連帯社会インスティテュート 教授

全労済協会

発刊にあたって

当協会では、勤労者の生活・福祉・共済に関する研究支援事業の一環として、2005年より「公募委託調査研究」を実施しています。その目的は、勤労者の生活向上に寄与することであり、勤労者福祉等に関わる研究者の活動を支援しています。なお、その成果については報告書「公募研究シリーズ」として発刊しています。また、当協会のウェブサイトや広報誌においても成果等の報告を行って普及に努めています。

さて、2017年度の公募委託調査研究では、「ともに支えあう社会をめざして」をメインテーマに、4つの分野における調査研究を募集しました。

◆2017年度公募委託調査研究 募集テーマ

メインテーマ：「ともに支えあう社会をめざして」

1990年代以降の日本社会では市場原理主義的な発想のもとで、小さな政府を志向する政策が採用されてきたと言っても過言でないでしょう。そのような中であって、少子高齢社会の到来、地域コミュニティの弱体化、不安定雇用の広がり、相互扶助思想の後退、社会保障制度の機能不全など勤労者の生活不安の高まりが指摘されています。

このような状況にあって、豊かで持続可能な日本社会であるためには、これまで日本社会で育まれてきた人々の助け合いの心をさらに醸成させて、ともに支えあう社会であり続けることが不可欠であると考えます。このような認識の下、全労済協会では、日本の勤労者の生活の向上に寄与する以下の4つの分野における社会科学分野の調査研究を公募します。

- ① 共済・保険等の私的生活保障に関する調査研究
- ② 協同組合組織が果たす社会的機能に関する調査研究
- ③ 地域社会での新たなコミュニティ機能に関する調査研究
- ④ 雇用・生活の実態と社会保障制度・政策、特に格差・貧困の拡大に関する調査研究

本報告書は、「③地域社会での新たなコミュニティ機能に関する調査研究」として実施した研究の成果です。

本報告書が、勤労者の皆様の福祉・生活の向上の一助となれば幸いです。

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会
(全労済協会)

| | |
|--------------------------------|----|
| 序章 目的と方法 | 1 |
| 1. 目的 | 1 |
| 2. 支援の4つの型－自助、公助、共助そして他助 | 1 |
| 3. 共助から他助へ | 2 |
| 4. 対象と方法 | 3 |
| 第1章 山形県労働者福祉協議会 | 4 |
| 1. 会員組織 | 4 |
| 2. 財政とスタッフ | 5 |
| 3. 生活あんしんネットやまがた | 5 |
| 4. 政策制度要請 | 7 |
| 5. 労働教育支援事業 | 9 |
| 6. 総合的就業・生活支援事業 | 10 |
| 7. 生活困窮者家計相談支援事業 | 13 |
| 8. 利子補給事業 | 14 |
| 第2章 大阪労働者福祉協議会 | 15 |
| 1. 会員組織 | 15 |
| 2. 財政とスタッフ | 16 |
| 3. ライフサポートセンター | 16 |
| 4. 政策制度要請 | 17 |
| 5. 大阪希望館 | 20 |
| 第3章 徳島県労働者福祉協議会 | 23 |
| 1. 会員組織 | 23 |
| 2. 財政 | 24 |
| 3. 組織体制 | 25 |
| 4. ライフサポートセンターと労働相談 | 26 |
| 5. 政策制度要請 | 27 |
| 6. 次世代育成支援 | 29 |
| 7. 障がい者の運転免許取得支援 | 30 |
| 8. なのはな介護サービス | 31 |
| 9. 職業能力開発と職業紹介 | 32 |
| 10. 地域若者サポートステーション | 33 |
| 11. 生活困窮者自立支援 | 35 |
| 12. 勤労者福祉ネットワーク | 38 |

| | |
|--------------------------------|----|
| 第4章 長野県労働者福祉協議会 | 39 |
| 1. 会員組織 | 39 |
| 2. 財政とスタッフ | 40 |
| 3. 生活あんしんネットワーク事業 | 41 |
| 4. 政策制度要請 | 43 |
| 5. 婚活事業 | 45 |
| | |
| 第5章 茨城県労働者福祉協議会 | 46 |
| 1. 会員組織 | 46 |
| 2. 財政とスタッフ | 47 |
| 3. ライフサポートセンターいばらき | 48 |
| 4. 政策制度要請 | 49 |
| 5. いばらき出会いサポートセンター | 49 |
| 6. 非営利団体への支援 | 53 |
| | |
| 第6章 愛知県労働者福祉協議会 | 54 |
| 1. 会員組織 | 54 |
| 2. 財政とスタッフ | 55 |
| 3. 勤労者安心ネットワークセンター | 55 |
| 4. 政策制度要請 | 56 |
| 5. ハートフル事業 | 57 |
| 6. 中小企業勤労者福祉サービスセンター | 59 |
| | |
| 第7章 沖縄県労働者福祉基金協会 | 61 |
| 1. 会員組織 | 61 |
| 2. 財政 | 61 |
| 3. 組織体制 | 62 |
| 4. グッジョブセンターおきなわ | 66 |
| 5. 沖縄県女性就業・労働相談センター | 68 |
| 6. 沖縄県おしごと応援センター One×One | 71 |
| 7. 就職・生活支援パーソナルサポートセンター | 73 |
| 8. ファミリーサポートセンター | 75 |
| | |
| 第8章 岡山県労働者福祉協議会 | 77 |
| 1. 会員組織 | 77 |
| 2. 財政とスタッフ | 77 |
| 3. ライフサポートセンター | 78 |
| 4. 政策制度要請 | 79 |
| 5. ジョブおかやま | 80 |
| 6. 出前講座 | 81 |

| | |
|-------------------------------|-----|
| 第9章 山口県労働者福祉協議会 | 84 |
| 1. 会員組織 | 84 |
| 2. 財政とスタッフ | 84 |
| 3. 生活あんしんネット | 85 |
| 4. 政策制度要請 | 87 |
| 5. しゅうなん若者サポートステーション | 88 |
| 6. パーソナルサポートセンターやまぐち | 91 |
| 7. 障がい者の運転免許取得支援 | 94 |
| 8. 消費者講座 | 94 |
| | |
| 第10章 新潟県労働者福祉協議会 | 95 |
| 1. 会員組織 | 95 |
| 2. 財政とスタッフ | 96 |
| 3. ライフサポートセンター | 98 |
| 4. 政策制度要請 | 99 |
| 5. パーソナルサポートセンター | 100 |
| 6. フードバンクにいがた | 104 |
| 7. ろうきん福祉財団 | 105 |
| | |
| 第11章 静岡県労働者福祉協議会 | 110 |
| 1. 会員組織 | 110 |
| 2. 財政 | 111 |
| 3. 組織体制 | 112 |
| 4. ライフサポートセンターしずおか | 113 |
| 5. 政策制度要請 | 116 |
| 6. フードバンクふじのくに | 117 |
| 7. 奨学金制度、利子補給制度 | 119 |
| 8. 婚活事業 | 120 |
| 9. NPO等への支援 | 121 |
| | |
| 終章 要約と含意 | 123 |
| 1. 会員組織 | 123 |
| 2. 財政 | 124 |
| 3. 組織体制 | 124 |
| 4. ライフサポートセンターと政策制度要請 | 125 |
| 5. 様々な他助 | 127 |
| 6. 事業受託 | 130 |
| 7. 次のステップへ | 131 |

序章 目的と方法

1. 目的

本研究の目的は都道府県単位で組織されている労働者福祉協議会（以下、労福協と略称）の組織体制、財政、事業・活動内容を具体的に明らかにすることである。労働組合、労働金庫、全労済、消費生活協同組合などの労働者自主福祉団体の緩やかな集合体である労福協が、市民が共に支え合う連帯社会を築き上げる上で、重要な担い手になりうるのではないかと考えたからである。この1つの可能性を具体的な調査を通して確かめてみたい。これが本研究を企画した問題関心である。具体的に述べよう。

2. 支援の4つの型—自助、公助、共助そして他助

バブル崩壊後、とりわけリーマンショック以降、失業、貧困、疾病、老齢、介護や子育ての難しさなど仕事上、生活上の問題を抱える人びとが増えてきた、あるいは可視化されるようになった。たとえば一人暮らしの孤独な高齢者、ひきこもりで自立が難しい人びと、非正規労働者で雇用不安を抱え、低収入で苦しむ人びと、傷病や失業などが原因で貧困から抜け出せない人びと、子育てに悩む夫婦や一人親（母子家庭や父子家庭）、仕事と子育ての両立が難しい女性たち、精神的・肉体的な障がいを抱えて仕事上、生活上の困難を抱える人びとやその家族などである。

生活上、仕事上の困難に苦しむ人々を支援する仕組みは、支援する主体に着目すると、大きく4つに分けることができる。

1つは自助、つまり自分で自分を助けることである。たとえば貯金、個人年金、自発的学習、家族の支援などによって困難に備える、あるいは困難から脱却する。地縁、血縁のネットワークで困難に陥った人を支える、あるいは困難から救うことも、このカテゴリーに含めることとする。

2つは中央政府、地方政府が困難を抱える人びとを支援することである。いわゆる社会政策、社会保障政策がこれにあたり、具体的には失業・雇用政策、社会労働保険制度、社会福祉や生活保護制度などである。これらの政策では国民から徴収した税金や保険料が財源とされており、広い意味の共助（国民自らが自らを助ける）であるが、政策の実施主体に着目すれば私的な機関、民間機関ではなく、公的機関である。それゆえ、こうした支援の仕組みを公助と呼ぶ。「公（おおやけ）が助ける」である。

3つは「共に助け合う」。これは、特定の人びとが共に助け合うために、特定の目的を持った組織を設立することである。仕事を含む生活上の諸問題を解決、処理するために、たとえば労働組合を結成する、協同組合（消費生活協同組合、労働金庫、全労済など）を結成する。これが共助、「共に助け合う」である。労福協は原則としては共助の組織の緩やかな集まりである。

4つは自助でも、公助でも、共助でもなく、任意の個人、組織が、生活上、仕事上の困難に陥っている人びとに支援の手を差し伸べることである。ここでは、この仕組みを「他助」と呼ぶこととする。「他人が助ける」である。こうした意味の「他助」は昔より宗教団体、慈善団体な

■ 序章 目的と方法

どが行ってきたものである。宗教家や篤志家などが、宗教的、道徳的な使命感などに基づいて困っている人びとを救済する。こうした慈善事業は現在でも行われている。

ただ、この研究が注目する「他助」とは、日本社会でこの20年くらいの間で広まってきた、普通の人びとが困難に苦しむ人びとに対して「助け」を差し伸べるという行為である。しかも、そうした活動をボランティアとして行うだけではなく、自らの仕事として行う。「仕事として行う」とは、その活動によって自らの生計を立てるということである。

これらの4つの「助」を体系的に組み合わせることができれば、より効率的に、より有効な支援が提供できるのではないか。共助の組織の緩やかな集合体である労福協が、その担い手の1つになりうるのではないか。以上がこの研究の問題関心である。

3. 共助から連帯へ

4つの「助」をネットワークでつなぐ気運は既に出てきている。その1つの芽が、共助の組織がメンバーシップの外に出て、生活上、仕事上の困難を抱える人びとを支援する活動に乗り出すようになってきていることである。その意味ではNPOにも似た活動を行うようになってきている。たとえば次のようなことである。

日本労働組合総連合会の地方組織である地方連合会がエネルギーを最も注いでいる活動の1つに地域別最低賃金の改定がある。最低賃金水準で働く連合加盟の組合員はほとんどいないと思われる。だが、地域別最賃の引上げに多くのエネルギーを割いているのが実情である。担当者に組合員のためではないのに多大なエネルギーを費やす理由をたずねると、ほとんどの場合、次のような答えが返って来る。「地域社会を支えていくためだ。小零細企業で働く未組織労働者の賃金を引き上げ、彼らの生活を少しでも良くしたい。そうすれば、地域社会は壊れないし、私たちの暮らしも結果として良い方向に向かう。だから、頑張っているのだ」。

福井県民生活協同組合は市町村の実施する地域子育て支援拠点事業、すみずみ子育てサポート事業を受託して、組合員とは関係なく、1歳児から3歳児の一時預かりなどを行っている¹。パルシステム東京は「組合員が商品やサービスを利用することで生まれた剰余金をもとに、誰もが安心して暮らしていける社会づくりをめざして活動している、草の根の市民団体を資金面で支援している」²。2017年度には14団体に計約454万円の助成を行い、1998年度からの累計で延べ233団体に約9,168万円の助成を行っている³。

共助の組織の集まりである労福協のいくつかはライフサポートセンターを運営している。ライフサポートセンターは、メンバーシップにこだわることなく、生活上、仕事上の困難を抱えている住民の相談に応じている。

共助の組織である労働組合や協同組合そして労福協は、このようにメンバーシップの外に向かうようになってきている。労働組合、協同組合、労福協は地域で暮らし、働く人びとを共に支え、それだけでなく、NPOと同じように、メンバーシップを越えて生活上、仕事上の困難を抱える人びとに支援の手を差し伸べるようになってきている。労働組合や協同組合が持つ強みは、

¹ 福井県民生協子育て支援ハーツきつずのHP (<http://www.fukui.coop/heartskids/>へ2019年4月5日にアクセス)による。

² 生活協同組合パルシステム『2018 TSUNAGU 生協・環境・社会活動報告書』p.31。

³ 同上書p.31「市民活動助成基金 実績」より。

NPOに比べ、メンバーシップがしっかりしているため、組織と活動の継続性があるということ、また資源－人的にも資金的にも－が比較的豊富であるということである。NPOは労働組合や協同組合に比べて、機動性があり、決定が迅速であるという強みを持っている。

これらの共助、他助を行う組織が、互いに手を結び、地域で暮らし、働く市民を支え、より良い社会を築き上げていく可能性がある。自助だけを強調するのではなく、公助の安全網から零れ落ちていく人びとを共助、共助の拡延、そして他助によって救い上げ、安心で安全な連帯社会を構築していく。共助の組織の緩やかな集合体である労福協は、その結節点の有力候補の1つとなりうる。

4. 対象と方法

以上のような問題関心を踏まえて、比較的活発な活動を行っていると思われる都道府県労福協を12選び、調査を依頼した。北海道労福協⁴、山形県労福協、新潟県労福協、茨城県労福協、長野県労福協、静岡県労福協、愛知県労福協、大阪労福協、岡山県労福協、山口県労福協、徳島県労福協、沖縄県労福協である。

調査は組織、財政、事業と活動内容について説明してもらったうえで、不明な点についてこちらが質問するという手順で進めた。なお、労福協だけでなく、上でいう「他助」の事業、活動を担っていると思われる会員組織－労働者福祉基金協会や勤労者福祉センターなど－がある場合には、それらについても同様に、組織、財政、事業と活動内容について調べた。その上で、議案書などの文書資料を収集した。

なお、本研究は労福協の全体像を明らかにしようとしたものではない。上述したように関心は「他助」にある。したがって、労福協の本来の事業、活動である、会員組織のメンバーに対するサービスであるレクリエーション活動、スポーツ大会、美術展などを論じてはいない。労福協の主要事業の1つであるセミナー、講演会なども原則として取り上げていない。また労働者自主福祉事業の強化をめざしたいいくつかの活動についても論じてはいない。この点に留意されたい。

他方、人と財政については詳細に論じている。「他助」の事業、活動について叙述するだけで、それを支えるヒトとカネという資源についての詳細な分析がなければ、政策的含意を導くことは難しいと考えたからである。

⁴ 北海道労福協については十分な調査ができなかったため本論には掲載していない。調査に協力していただいたのに、報告ができないことに対して深くお詫びを申し上げたい。

第1章 山形県労働者福祉協議会

1. 会員組織

山形県労働者福祉協議会（以下、県労福協）は一般社団法人格を2012年に取得している。会員組織は表1-1のとおりである。

表1-1 会員組織

| |
|----------------------|
| 連合山形 |
| 東北労働金庫山形県本部 |
| 全労済山形推進本部 |
| 山形県生協連 |
| 一般社団法人山形県勤労者福祉センター |
| 公益財団法人山形県勤労者育成教育基金協会 |
| 一般社団法人山形県経済社会研究所 |

資料出所：山形県労働者福祉協議会『第54回定時総会議案書』（2018年5月29日）p.65より。

このうち連合山形、労働金庫、全労済、生協連の4者はほとんどの県労福協で見られる会員組織である。（一社）山形県勤労者福祉センターは連合山形、山形県労福協などが入居する会館である大手門パルズの管理運営を行う組織である⁵。職員は約10人である。

（公財）山形県勤労者育成教育基金協会は「山形県内の地域社会に有為な人材の育成と、若者の県内への就職および就業を促進し、山形県の産業経済の発展に寄与する」ことを目的として、山形県労働金庫（当時）が5億円、山形県が2億5千万円、県内市町村が2億5千万円、労働団体・福祉事業団体が合わせて600万円を出捐して1993年に設立した団体である⁶。現在、基本財産が10億5,600万円あり、主たる事業は東北労働金庫のふるさと奨学ローンの利用者への利子補給事業と若者の県内就職の促進および就職した際の労働知識向上の支援に関する事業などである。専従役員はいない。職員2名、他に臨時職員1名が配置されている。

（一社）山形県経済社会研究所は文字通り、山形県の経済、社会、労働などの問題を研究するシンクタンクである。常勤の研究員はおらず、山形大学教員などが非常勤研究員を兼ねている。

この他に飽海地区労福協、田川地区労福協、最上地区労福協、北村山地区労福協、西村山地区労福協、天童地区労福協、山形地区労福協、上山地区労福協、西置賜地区労福協、東置賜地区労福協、米沢地区労福協の11の地区労福協がある。これらの地区労福協は県労福協の会員ではな

⁵ 大手門パルズを所有するのは（一社）山形県勤労者福祉センター、（一財）山形県教育会館、東北労働金庫である。

⁶ 山形県労働者福祉協議会『第19回通常総会議案書』（1994年2月15日）pp.44-47より。なお出捐した労働・福祉事業団体とは連合山形、山形県労福協、全労済、山形県労働者住宅生活協同組合（2016年に破産）、山形県労働者信用基金協会（2013年に解散）、勤労者福祉センター、生協連である。

い。県労福協と各地区労福協は並列の関係で、それぞれ主体的に活動しているとのことである。ただ、県労福協は地区労福協に助成金を支給している。

2. 財政とスタッフ

県労福協の2017年度の総収入⁷は4,900万円⁸である。主な収入は会費収入2,654万円と山形県からの事業受託収入2,029万円（内訳は生活あんしんネットやまがた事業791万円、総合的就業・生活支援事業918万円、生活困窮者家計相談支援事業320万円）である。この他に、生活あんしんネットやまがた事業における広告宣伝代として東北労金より50万円、教育文化・交流事業からの事業収益18万円、県の補助金25.4万円、他団体からの支援金67万円、雑収益約70万円などがある。

なお、一般社団法人格取得時に2,630万円が公益目的財産とされ、これを公益目的の事業で8年かけて使い切る事となっている（毎年、約300万円）。詳しくは後述するが、公益目的支出事業としては生活あんしんネットやまがた事業、調査・研究事業、教育文化・交流事業、福祉政策制度要請に関する事業があげられている。

県労福協本部に常駐しているスタッフは専務理事1名、職員2名、生活あんしんネットやまがた事業の専門相談員（臨時）1名の計4名である。この他に、総合的就業・生活支援事業で専門相談員（嘱託）3名を雇用している。これらも合わせると山形県労福協が雇用するスタッフはフルタイム3名、臨時職員4名の計7名となる。なお、11の地区労福協には専従者はいない。労金の支店長が事務局長を兼務している。

3. 生活あんしんネットやまがた

2009年5月に生活なんでも相談事業を県労福協の独自事業として開始した。その直後、山形県が募集していた「ふるさと雇用再生特別基金事業」に応募することを決め、同年6月に事業名を生活あんしんネットやまがた事業に改称し、受託に成功した。これによって顧問弁護士2名を委嘱することができるようになったという。

現在では「生活あんしんネットやまがた事業」という名称で県から事業を受託し、専門相談員1名を雇用し、また顧問弁護士2名を委嘱している。実際の事業を担っているのは、専務理事1名、職員2名、臨時の専門相談員1名の計4名である。予算は県からの受託費791万円、東北労金からの50万円（広告宣伝代）、公益目的支出として保有財産からの約50万円の合計約891万円である。

生活あんしんネットやまがた事業は①生活なんでも相談、②無料職業紹介事業、③くらしの講座・セミナーの開催の3つの柱からなっている。もちろん、メインは生活なんでも相談である。相談は県労福協事務所で受けている。フリーダイヤルによる電話相談と来所による面接相談からなり、相談時間は月曜日から金曜日の10時から16時までとなっている。相談に応じるスタッフは

⁷ 収入に関しては山形県労働者福祉協議会『第54回定時総会議案書』（2018年5月19日）および県労福協副理事長・専務理事インタビュー記録（2018年6月13日）による。

⁸ なお、金額はすべて概数である。以下の章においても同様。

第1章 山形県労働者福祉協議会

上述のように4人である⁹。

すべての相談を県労福協だけで解決するというわけではなく、「・・・労福協加盟団体や行政機関、NPO団体などと連携しながら、・・・解決の糸口を見出す」¹⁰ことを目的としている。パンフレットに掲載されている相談事例からも、山形県消費者生活センター、市町村の消費者生活相談窓口、生活自立支援センター、医師会、法テラス、司法書士会総合相談センター、税務署などを紹介していることがわかる¹¹。

図1-1は2009年度から現在までの相談件数の推移である。毎年450件くらいの相談を受けていることがわかる。県労福協としては「・・・まだまだ周知不足の感は否めず、ほぼ横ばいの相談件数となっています。より広報効果を高め、ひとりでも多くの方に認知いただけるよう努め」¹²たいとのことである。7月、2月には集中相談の機会¹³を設けている。集中相談があること、およびその時期などについて新聞広告、自治体広報誌などに掲載し、周知を図っている。

図1-1 生活なんでも相談件数の推移



資料出所：山形県労働者福祉協議会『生活あんしんネットやまがた事業 2017年度（2017/4～2018/3）相談内容』p.1より。

相談内容は2017年度では法律相談（63件）、心の悩み（44件）、家庭問題（39件）、医療・保険（38件）、金銭・生活苦（33件）などである¹⁴。なお、2人の顧問弁護士に相談業務を委嘱しているが、たとえば「夫が遺した借金の返済義務」「遺産の再分割請求」「空き家の実家に棲みついた野良猫の対処法」「離婚後の生活費も請求したい」「義兄の施設費用負担について（扶養義務）」¹⁵

⁹ 実際の対応は、職員と専門相談員の3人だそうである。

¹⁰ 山形県労働者福祉協議会『生活あんしんネットやまがた事業 2017年度（2017/4～2018/3）相談内容』はしがき。

¹¹ 同上書pp.4-9より。

¹² 同上書p.1。

¹³ 集中相談は2017年7月は27日（木）から29日（土）、2018年2月は22日（木）から24日（土）と、土曜日も行い、また相談時間も1時間延長して17時までとなる（同上書p.1）。

¹⁴ 同上書p.2より。

¹⁵ 同上書pp.10-12より。

など専門家による対応が必要な相談が少なくないことがわかる。

2つめの柱は無料職業紹介事業であるが、県労福協の事務所で相談員1名を含む上記4名が対応している。電話相談があった場合、ハローワークを紹介するか、あるいは労福協事務所で専用のパソコンからハローワークのしごと情報ネットにつないで、そこで希望職種、本人の適性などを聞きながら求人先を探すことになる。ただ、2017年度は11件、16年度は8件と相談は少ない。そもそも労福協への求人情報が少なく、求職者から相談があったとしてもなかなかマッチングできないそうである。

3つめの柱は講座・セミナーの開催である。2017年度はフィナンシャル・プランナーによるライフプラン・マネープランに関するセミナーを2018年3月に1回、開催している。これまでとは異なり、会員の役職員への呼びかけではなく、会員組織を通じて組合員個人を対象に募集を呼びかけたところ、49名の参加があったという。

4. 政策制度要請

県労福協は山形県に対して「勤労者の福祉拡充」に関して、毎年、政策制度要請を行っている。2017年度は11月20日に行っている。表1-2はその際の出席者である。

表1-2 政策制度要請懇談会出席者

| 山形県 | 県労福協 |
|--|--|
| 副知事 くらし安心課課長兼消費生活センター長 山形県教育庁高校教育課課長 雇用対策課課長兼正社員化・働き方改革推進室長 | 県労福協理事長（連合山形会長）、専務理事 連合山形事務局長、福祉対策部長 東北労働金庫山形県本部本部長、副本部長 全労済山形推進本部本部長、事務局長 山形県生活協同組合連合会専務理事、常務理事 山形県勤労者福祉センター理事 山形県勤労者育成教育基金協会事務局長、事務局次長 山形県経済社会研究所専務理事 |

資料出所：山形県労働者福祉協議会『第54回定時総会議案書』（2018年5月29日）p.13より。

県からは副知事、課長3名の計4名、県労福協からは理事長、専務理事の2名、会員組織から2名あるいは1名の計14名が出席している。政策制度要請は、まずは副知事への要請書の手交、懇談から始まり（2017年度のテーマは「働き方改革」であった）、副知事退席後に、参加者の紹介と各事業団体の事業状況の説明を行い、残る課題の県側の回答を受け、意見交換を行うという形で進められた。

政策制度要請の歴史は古く、山形県労福協が発足した1976年から県知事あてに「労働者とその家族の福祉の拡充に関する要請」を提出している。ただ、懇談会で知事や副知事と意見交換をするようになったのは2010年からである¹⁶。その当時の議案書に次のような記述がある。「県の2011

¹⁶ 2009年に連合の支援する吉村現知事が誕生している。

第1章 山形県労働者福祉協議会

年度予算編成に関わり、要請書を県知事に提出しました。また、11月10日に約1時間半の時間帯で、初めて知事との意見交換会を行ないました。最初に知事から県政施策のポイント、引き続き各団体から現状報告、その後、相互に意見を交換しました。次年度も実施する方向で調整していきます」¹⁷。

政策制度要請の策定は次のようなプロセスで行われる。他の県労福協の要請を参考にする一方で、山形県労福協会員組織に要請事項についてのアンケートをとり、それらをもとに事務局が案をとりまとめ、理事長、副理事長、専務理事の三役による議論を経て、理事会で決定する。

表1-3は2017年度の政策制度要請の概要をまとめたものである。要請は7分野からなり、最初の協同組合の支援強化を除けば、3～5の小項目からなる。こうした要請への回答は2018年3月20日に文書で行われている。

表1-3 政策制度要請の概要

1. 協同組合の支援強化
2. 補助金・委託料の増額と支援・対策資金の継続措置
3. 働き方改革の推進
4. 生活困窮者自立支援制度の充実と子どもの貧困対策、生活保護の運営体制の改善・充実
5. 医療と介護の切れ目のない連携による「地域包括ケアシステム」の構築
6. 地方消費者行政の充実・強化
7. 食品の安全・安心の確保
8. 家庭用エネルギー料金の透明化と灯油支援

資料出所：山形県労働者福祉協議会『第54回定時総会議案書』（2018年5月29日）pp.38-47より。

「1. 協同組合の支援強化」は持続可能な社会づくりを支える協同組合が国際的に高い評価を得ていることを受けて、中央政府だけではなく地方自治体も協同組合への支援を強化するよう求めている。

「2. 補助金・委託金の増額と支援・対策資金の継続措置」は県労福協が行っている生活あんしんネットやまがた事業の委託継続、勤労者体育祭などへの補助金継続、総合的就業・生活支援事業の委託料の増額、県と東北労金山形県本部との提携融資制度の継続などの要請である。この2つの要請は協同組合一般への支援、県労福協の事業支援を求めるものである。もっとも、生活あんしんネット山形事業、総合的就業・生活支援事業が対象とする人々は、就労を含め様々な問題に悩む一般市民である。

これら以外の5つの要請は、以下で見るように、山形県で暮らし、働く県民の福祉向上、生活改善を求めたものである。

「3. 働き方改革の推進」は人手不足に悩む中小企業が働き方改革を行うことにより、長時間労働是正や賃金水準向上が図れるよう、設備投資への支援、新しい働き方に関する制度の普及啓発を積極的に行っていくよう求めている。

「4. 生活困窮者自立支援制度の充実と子どもの貧困対策、生活保護の運営体制の改善・充実」は3つの柱からなる。1つめは市町村が生活困窮者自立支援の任意事業を行うよう指導する

¹⁷ 山形県労働者福祉協議会『第43回通常総会議案書』（2011年5月23日）p.2。

よう要請するとともに、「包括的かつ個別的な支援」「早期からの継続的支援」という本来の趣旨を徹底するよう要請している。2つめは義務教育終了後の教育・人材育成の機会が均しく与えられることをめざして、奨学金制度についての相談窓口の整備・拡充、給付型奨学金制度の拡充を国へ要請することを求めている。3つめは生活保護制度を適切に運用することを求めている。

「5. 医療と介護の切れ目ない連携による『地域包括ケアシステム』の構築」は大きく3つからなる。1つは地域包括ケアシステムの構築、介護予防・日常生活支援総合事業の展開において、市町村間で格差が生じないように要請するものである。2つは医療、介護における人材の確保、定着をめざして処遇面の改善などを求めるものである。3つは地域の居場所づくりを促進する施策を検討するよう求めている。

「6. 地方消費者行政の充実・強化」は消費者教育の推進、消費者相談窓口の整備・充実、特に高齢消費者トラブル対策の啓発と地域での見守り推進などからなる。

「7. 食品の安全・安心の確保」は食品表示法の周知、加工食品の原料原産地表示の制度設計について消費者の誤認をまねかないよう慎重に進めるよう国への要請、衛生管理の国際基準の普及拡大に向けた事業者への支援などを要請している。

「8. 家庭用エネルギー料金の透明化と灯油支援」はLPガス、ガソリン、灯油の価格決定過程の透明化を国に要請するよう求めたものであり、また県独自の低所得者のための「灯油購入費助成制度」の継続を求めたものである。

5. 労働教育支援事業

労働教育支援事業の目的は「高校生をはじめとした学生、若年労働者に対して労働関係制度の周知・普及を図り、より良い職場環境となるように支援する」¹⁸ことであり、現在、労働ハンドブックの作成・配布と学校説明会（出前講座）の2つの柱からなっている。

労働ハンドブックはポケット・サイズで32ページからなり、労働（雇用）契約、労働条件、就業規則、労働組合、労働時間・休日・年次有給休暇、賃金支払い原則、割増賃金、最低賃金、WLB、退職・解雇、トラブル対応などについて簡単にまとめている。もともと労福協が政策制度要請で「高校生などへの労働教育」をとりあげていたのだが、2012年度に県が国の緊急雇用対策事業予算を使って労働教育支援事業を県労福協に委託したことが始まりである。ハンドブック作成と高校での説明会がセットとなっていた。事業予算が1年限りだったこともあって、労働組合OBを専門スタッフとして雇用し、ハンドブックの作成・説明会対応にあてたという。

現在では県の委託もなくなり、（公財）山形県勤労者育成教育基金協会が印刷費68万円と県労福協への支援金48万円を拠出し、県の補助金を加えて、ハンドブックの作成、高校等への出前講座を行っている。2017年度に作成・配布した労働ハンドブックは79校、12,562部にも達している。内訳は公立高校47校、7,736部、私立高校16校、3,219部、産業技術短期大学校・職業能力開発専門学校4校、245部、専修学校など12校、1,362部となっている。高校に関しては山形県にあるすべての高校の3年生に配布することを基本としている。

表1-4は2017年度の出前講座実施学校一覧である。ここからわかるように2017年度は14校で14回、出前講座を行っている。ちなみに2016年度は16校で17回だった。

¹⁸ 山形県労働者福祉協議会『第54回定時総会議案書』（2018年5月29日）p.9。

表1-4 出前講座実施校一覧

| 学 校 名 |
|----------------------|
| 学校法人富澤学園 山形城北高校 |
| 県立 鶴岡北高校 |
| 県立 農林大学校 |
| 県立 荒砥高校 |
| 学校法人天真林昌学園 酒田調理師専門学校 |
| 県立 鶴岡工業高校 |
| 県立 庄内職業能力開発センター |
| 医療法人横山厚生会 山形厚生看護学校 |
| 学校法人天真林昌学園 天真学園高校 |
| 県立 新庄神室産業高校真室川校 |
| 県立 山形職業能力開発専門校 |
| 県立 遊佐高校 |
| 県立 新庄南高校 |
| 県立 長井工業高校 |

資料出所：山形県労働者福祉協議会『第54回定時総会議案書』（2018年5月29日）pp.9-10より。

ハンドブックの配布、出前講座の講師を実際に行っているのは、基本的には各地区労福協副会長や事務局次長（＝連合地協の事務局長）である。労働ハンドブックを単に郵送し、出前講座の希望を待っているわけではない。専務理事によると次のようである。県から協力要請を取り付けたうえで、各高校等へハンドブックの配布案内、出前講座案内の文書を発送し意向を確認、未提出の場合は再要請を電話でおこなっている。そのうえで、直接ハンドブックを持参している。「労働ハンドブックを送るだけというのは一番簡単なわけですが、実際に持って行きハンドブックを説明し、出前講座の実施も可能と担当教諭にアピールしながら、全高校に配布しています」¹⁹。

6. 総合的就業・生活支援事業

総合的就業・生活支援事業は2011年度に県から受託した事業である²⁰。目的は「複合的な問題を抱える離職者や求職者の生活の安定および再就職の促進をはかる」²¹ことである。2017年度も事業は継続しており、およそ900万円の事業費で相談員3名を県労福協の嘱託職員として雇用し、山形県求職者総合支援センターで相談業務にあたらせている。

山形県求職者総合支援センターは、山形県と山形労働局が連携して一体的に運営しているト

¹⁹ 県労福協副理事長・専務理事インタビュー記録（2018年6月13日）より。

²⁰ インタビューによると、この事業は積極的に受託しようとしたものではなく、「県からどこか引き受けてくれるところはないかということで、労福協に話しかきて、引き受けるということになった」（県労福協副理事長・専務理事インタビュー記録（2018年6月13日）より）。

²¹ 山形県労働者福祉協議会『第54回定時総会議案書』（2018年5月29日）p.7より。

タル・ジョブサポート山形²²の1つの柱を構成している。トータル・ジョブサポート山形には山形県求職者総合支援センターの他に、ハローワークプラザやまがた、山形県若者就職支援センターがある。トータル・ジョブサポート山形は山形駅近くの山形テルサの1階にある。

パンフレットによると、ハローワークプラザやまがたは求人情報提供、職業相談・紹介など、就職全般に関する支援を行う。山形県若者就職支援センターは就職したい若者や転職したい若者、仕事で悩んでいる若者（45歳未満）を対象に、①就職活動から応募書類の書き方、面接指導、②キャリアカウンセラー、産業カウンセラー、臨床心理士による専門カウンセリング、③就職に役立つ情報の発信などを行う。山形県求職者総合支援センターは求職者の生活の安定及び再就職の促進を図るため、①公営住宅に関する情報提供、②生活福祉資金貸付制度などに関する相談、③職業訓練や講習などの情報提供などを行う。

トータル・ジョブサポート山形に来所した相談者は、まず、ハローワークの総合案内窓口に行き、そこで相談内容、要望などを伝えた後に、3つの機関のどこかに紹介されることになる。一般の就職相談であればハローワークへ、困難を抱える若者であれば山形県若者就職支援センターへ、住居や生活などの問題を抱えていれば山形県求職者総合支援センターへと行くことになる。もちろん、1つの窓口で終るといふ相談者もいれば、複数の相談窓口に行く相談者もいよう。来所以外に各機関に直接、電話相談することも可能である。

山形県求職者総合支援センターのパンフレットには住まい、生活、就労、能力開発の4項目についてより詳しい相談内容が書かれている。住まいについては「民間アパートにいるが家賃が高い」「家賃の支払いが大変で滞納している」「県・市町村営住宅への入居手続きがわからない」などの問題を抱えている人に対して住宅確保の相談や関係機関へ連絡をするなどの対応を取る。生活については「就職活動が長くなり生活が苦しい」「雇用保険が切れ就職活動が続けられない」「就職活動中だが、生活費、光熱費が不足しそうだ」などの問題のある人に、生活資金の貸付窓口の紹介など生活に関する相談にのり、また関連情報を提供している。就労については「就職活動の仕方を見直したい」「希望の職種に就きたいが難しい」などの悩みを持っている人に、ハローワークで実施している支援制度についての情報提供、窓口などを案内している。能力開発については「職業訓練の日程や内容を知りたい」「職業訓練を受けたいが、生活に不安がある」「就職に役立つ資格取得を目指したい」というような不安や希望を抱えている人に対し、ハローワークで斡旋している職業訓練等に関する情報を提供している。相談対応時間は月曜日から金曜日までは9時30分から18時まで、土曜日は10時から17時までである。

来所での相談、電話相談以外に、県内8カ所にあるハローワーク関連施設など（酒田、鶴岡、新庄、米沢、村山、寒河江、長井、南陽）で出張相談会を行っている。酒田、鶴岡、新庄、米沢では毎月開催、その他の4カ所では隔月開催している。週に1、2回、出張相談会を行っていることになる。

図1-2は山形県求職者総合支援センターの相談件数の推移を示している。毎年500件から600件の相談があることがわかる。また、相談件数が2014年から減少傾向にあることがわかるが、これは「山形労働局の統計によると、県内の有効求職者数は年々減少傾向にあり、平成29年度平均は前年度比で6.8%減少しています。求職者数の減少は、相談件数の減少要因のひとつと考えます」²³。

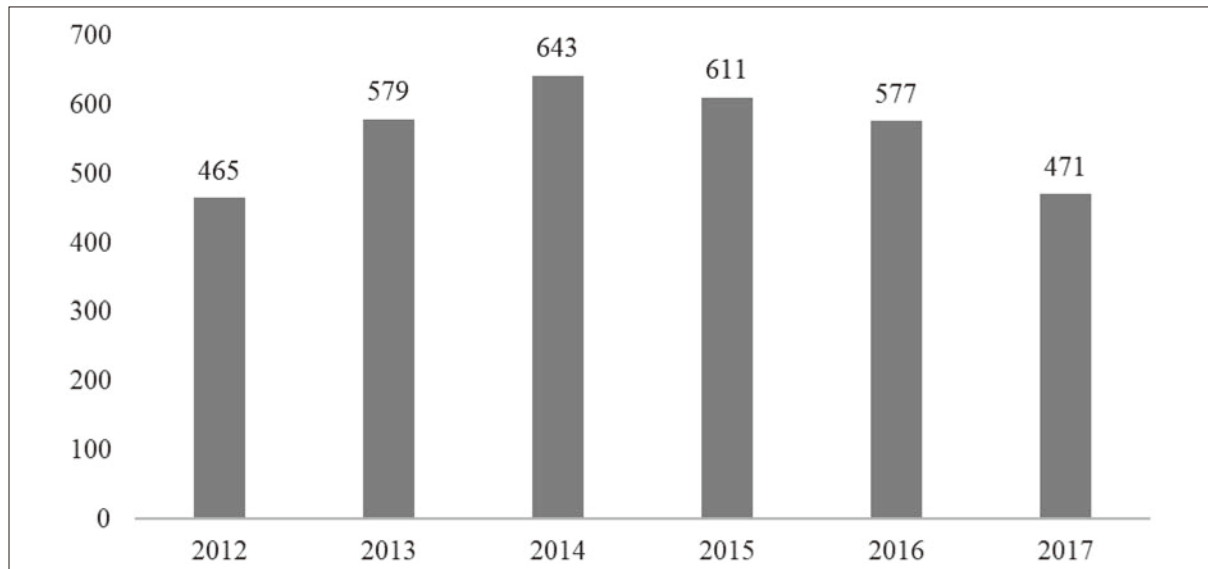
²² 正式名称は山形県・ハローワーク共同就職支援センター山形という。

²³ 山形県労働者福祉協議会『山形県求職者総合支援センター 平成29年度の相談内容』p.1。

第1章 山形県労働者福祉協議会

471件の相談内容のうち、就労が52%と最も多く、ついで生活資金不足などの生活が12%、公営住宅などの住まいが8%、能力開発が2%、その他が26%となっている²⁴。

図1-2 山形県求職者総合支援センター相談件数の推移



資料出所：山形県労働者福祉協議会『山形県求職者総合支援センター 平成29年度の相談内容』p.1より。

相談事例から能力開発、住まい、生活資金に関わるものを3つ紹介しよう²⁵。

①20代、女性

*相談内容

「製造業退職後、失業給付を受けながら求職活動をしていた。事務職を希望するが、パソコンのスキルもなく、応募もできないまま失業給付も終わってしまった。この際、きちんとOA訓練を受けて就職に結びつけたいと思い相談に来た」

*対応

「事務職の求人では現状パソコンスキルが必要な求人がほとんどであり、相談者の希望に沿えるには職業訓練を受けスキルを身につける必要があると思われた。現在パソコン基礎科が募集中であり、早速ハローワーク訓練相談窓口で申込みできることを伝え案内した」

②30代、男性

*相談内容

「住所は実家にあるが仕事を辞めて野宿状態。実家からも縁を切れそうで、社会福祉協議会へ相談に行ったが、事前に両親から貸付けはしないよう申し出があり断られた。就活しているが、面接に行くにも交通費が無く誰にも頼れない」

*対応

「職歴を確認したところ、以前の事業所で雇用保険に加入していたので、離職票を持ってハローワーク給付課で受給申請し、手続きするよう助言した。求職についても、住み込みで働ける場所を探してみるようアドバイスし、トータル・ジョブサポートを案内した」

²⁴ 同上書p.2より。

²⁵ 同上書pp.4-5より。

③30代、男性

*相談内容

「県営アパートにて、離職後も一人で住んでいる。コンビニでアルバイトをしているが、月10万円ほどの収入でギリギリの生活。以前からうつ病を患っていて、通院しながら働いている。国民年金等も払っていない状況で、生活資金が足りていない状況である」

*対応

「転職活動もしており応募結果連絡待ちとのこと。転職活動についてはトータル・ジョブサポートの利用を勧め、若者支援センターでも相談してみるよう話をした。生活資金については、社会福祉協議会を案内し、再就職が決まれば緊急小口資金の利用も可能ではと伝えた。また、国民年金については、免除や猶予制度を利用するように伝えた」

7. 生活困窮者家計相談支援事業

生活困窮者家計相談支援事業は県からの受託事業で、「生活困窮者自立支援法に基づき、家計収支の均衡が取れていないなど家計に問題を抱える相談者に対して、家計を管理する力を高めるなど家計の観点から支援を行い、家計収支を適正化し、生活再建を図る相談業務」²⁶である。この事業は生活困窮者自立支援法の任意事業であるが、山形県は県内13市22町村のうち22町村を対象として実施することを2016年度に決め、委託先を探し、17町村については県労福協が受託した²⁷。2017年度は17町村に2市（山形市と寒河江市）が加わり、県労福協が受託している²⁸。

家計相談に実際にあたるのは、地区労福協の事務局長（＝東北労金山形県本部の各支店長）である。家計相談の流れは次のようである。まず、市町村にある社会福祉協議会などの生活自立支援センターに相談に来た人の中で、スタッフが家計相談支援が必要だと判断すると、地区労福協の事務局長に指導を依頼したい旨の連絡がはいる。その後、社協などの担当者を帯同して、個人宅を訪問し、家計計画表やキャッシュフロー表を作成して、家計再生に向けた具体的な指導を行う。

2017年度の実績としては、相談件数114件、実際に家計支援をした人数は15名である。具体的な支援業務については次のように記されている。「現在も自宅を訪問したり、税金の分納手続きや就労支援につなげたりなど相談者に寄り添いながら、支援を継続している状況となっている。多重債務による生活困窮者については、債務整理の方法や貸付の斡旋等、家計の再生方法について指導・助言を行っている」²⁹。

なお、委託費用は1件（＝1行動）につき26,000円（税込28,080円）である。2017年度は320万円ほどの事業収入があり、その7割ほどが相談業務にのった地区労福協に還元されている。

²⁶ 山形県労働者福祉協議会『第54回定時総会議案書』（2018年5月29日）p.8。

²⁷ 残りの5町村は社会福祉協議会が受託し、11市は未実施である。

²⁸ この事業も総合的就業・生活支援事業と同じく、「県のほうから家計相談支援業務を引き受けてくれないかということで引き受けている」（県労福協副理事長・専務理事インタビュー記録（2018年6月13日）より）。

²⁹ 山形県労働者福祉協議会『山形県生活困窮者家計相談支援業務』p.1。

8. 利子補給事業

この事業は東北労金の教育ローン（ふるさと奨学ローン）を利用して就学した若者が卒業後に山形県内の事業所等に就職した場合、利子補給するというものである。実施主体は県労福協ではなく、（公財）山形県勤労者育成教育基金協会である。これまでの累計で利子補給者は2,935名、補給額は3億4,984万円となっている。

なお基金協会は利子補給事業、前出の労働ハンドブックの作成以外に、山形企業ガイドを作成し、県内外で就学しているふるさと奨学ローンの対象学生、山形県、市町村、高校などに無償で配布している。ガイドに掲載されている山形県内の企業は149社で、配布数は870冊となっている。

第2章 大阪労働者福祉協議会

1. 会員組織

大阪労働者福祉協議会（以下、大阪労福協）は一般社団法人格を2012年に取得している。会員組織は表2-1のとおりである。

表2-1 会員組織

| |
|-----------------|
| 連合大阪 |
| 近畿労働金庫 |
| 全労済大阪推進本部 |
| 大阪府生協連 |
| 近畿勤労者互助会 |
| 公益財団法人大阪社会運動協会 |
| 一般財団法人大阪労働者福祉財団 |
| 大阪市地域労働者福祉協議会 |
| 北大阪地域労働者福祉協議会 |
| 北河内地域労働者福祉協議会 |
| 河内地域労働者福祉協議会 |
| 大阪南地域労働者福祉協議会 |

資料出所：大阪労働者福祉協議会『第56回定期総会議案書』（2018年10月31日）p.53より。

連合大阪、労働金庫、全労済、生協連の4者は他の県労福協と同様である。近畿勤労者互助会は近畿2府4県³⁰に勤務あるいは在住の未組織労働者のための組織で、入会することによって労働金庫の低利な融資制度や全労済の共済制度を受けることができるようになる。また、それ以外にも提携しているレジャー施設や宿泊施設の割引利用、各種セミナーの開催案内などのサービスを受けることができる。会員数は約8万人である³¹。

（公財）大阪社会運動協会は「大阪の社会運動・労働運動の文献資料の収集、保全、編纂、刊行等を目的として、1978年に労働組合・労働福祉事業団体・研究者・弁護士などによって設立された公益法人」³²である。現在は大阪産業労働資料館（エル・ライブラリー）の管理、運営にあたる一方で、大阪社会運動史の編纂、発行、戦前戦後の社会労働運動に功績のあった人々を顕彰する大阪社会運動顕彰塔³³の管理、運営を行っている。

³⁰ 大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県のこと。

³¹ 近畿勤労者互助会のHP（<http://www.cominet-kinki.com/info.htm>へ2019年2月4日にアクセス）より。2018年3月末現在の会員数。

³² （公財）大阪社会運動協会のHP（<http://shaunkyo.jp/shaunkyo/>へ2019年2月4日にアクセス）より。

³³ 大阪社会運動顕彰塔のページ（<http://shaunkyo.jp/shaunkyo/kenshoutu.html>へ2019年2月4日にアクセス）より。顕彰塔それ自体は大阪城公園内にある。

第2章 大阪労働者福祉協議会

(一財)大阪労働者福祉財団は大阪労働金庫(現近畿労働金庫)が1981年に設立した財団法人で「労働者とその家族の福祉を増進し、社会的・経済的・文化的地位の向上に寄与すること」を目的とし、具体的には奨学金事業や団体支援事業を行い、カルチャー講座を開催している³⁴。なお、(一財)大阪労働者福祉財団は2018年に大阪労福協に加盟した。

大阪労福協の特徴の一つは5つの地域労福協を会員としていることである。他の県労福協のように緩やかなつながりを持つ別組織でも、県労福協の下部組織でもない。

2. 財政とスタッフ

大阪労福協の2017年度の総収入は6,000万円である。その内訳は次のとおりである。会費収入は4,880万円である。枚方市、守口市、門真市、寝屋川市から就労支援事業、多重債務者相談事業などを受託しており(実際には北河内地域労福協が受託)、それら事業の受託収入が524万円である。この他、美術展の出展料や講演会費用の他団体の分担金など事業収益が80万円、大阪労福協の機関誌に近畿労金や全労済などの広告宣伝を掲載していることに対する広告宣伝料として100万円、ライフサポート事業経費の分担金として連合大阪から400万円を受け取っている。

なお、一般社団法人取得時に積立財産が7,000万円あったが(2012年9月現在)、これを公益目的事業(ライフサポートセンター事業、退職準備セミナー、美術展等)に支出し、3年間で使い切るという計画を立て、2015年8月に完了している。

大阪労福協本部に常駐するスタッフは専務理事1名、事務局長1名、職員1名の計3名である。ライフサポートセンターは4つの地域労福協に置かれ³⁵、そこで相談に対応する相談員はいずれも臨時で週1日~3日勤務で合計16名である。大阪労福協はフルタイム3名、パートタイムの臨時職員16名の計19名のスタッフを抱えている。

5つの地域労福協は連合大阪の5つの地域協議会と一本化されている。地協の事務局長、職員1名が地域労福協の事務局長、職員を兼務している。大阪市地協の事務局長は自治労、北大阪は自治労、北河内は電機連合、河内はJP労組、大阪南はJAMの出身である。

3. ライフサポートセンター

大阪労福協のライフサポートセンター(LSC)は2008年に開設されている。パンフレットには「こんな相談に対応しています」として①暮らし・生活(生活資金、ローン、債務整理)、②労働相談(雇用、賃金、退職、労働時間)、③生きがい・趣味(美術展、講演会)、④税務・法律(税金、相続、確定申告)、⑤社会保障(社会保険、年金、雇用)があげられ、それに加えて「奨学金問題についての取り組みを開始しました」と紹介されている。

相談員はLSC大阪中央(大阪市地域労働者福祉協議会に設置)、LSC北河内に5名が配置されている。いずれも週1日勤務の臨時職員である。LSC河内には3名(2018年12月末廃止)、LSC大阪南には2名の相談員が配置されている。いずれも臨時職員であるが、大阪南の2名は週2日

³⁴ (一財)大阪労働者福祉財団のプロフィール(<https://www.orzaidan.or.jp/profile/index.html>へ2019年4月2日にアクセス)より。

³⁵ 北大阪地域労福協については電話回線の問題があって、調査時現在は閉鎖中であった。

勤務である³⁶。この他、大阪労福協として生活再建相談員を1名置いており（実際にはLSC大阪中央にいる）、水曜日と金曜日に多重債務問題の相談に応じている。これらの相談員は労働組合OB、事業団体とりわけ労金のOBである。相談は月曜日から金曜日の10時から16時（昼休みを除く、以下同じ）に受けつけている。

これら大阪労福協の雇用する相談員とは別に、LSC大阪中央に大阪社会保険労務士会から毎週木曜日に相談員を派遣してもらっている。

2016年9月から2017年8月の1年間で受けた相談件数は561件であり、労働相談が最も多く165件、ついで年金・健保・雇用保険が121件、多重債務が57件である。表2-2は相談にどう対応したかを示した、興味深いデータである。6割は相談員が相談者に助言を与えて終了する。1/3のケースでは内部または外部の相談機関を紹介している。ここで内部とは連合大阪、近畿労金、全労済などを指している。これが1.5割弱である。外部の相談機関とは、たとえば社会保険労務士会、保健福祉センター、法テラス、NPOなどである。これが2割となる。相談員は行政が発行している生活関連問題支援機関一覧を示す冊子を保有しており、相談内容に応じて、外部の相談機関を紹介している。「法律に絡む相談の場合、間違った助言をすることはできませんから、行政なり法テラスなりを紹介しています」³⁷。

表2-2 対応別の相談件数

| 解決・納得・報告 | 助言 | 内部の 相談機関紹介 | 外部の 相談機関紹介 | 話だけ | 合計 |
|----------|------|---------------|---------------|-----|-------|
| 9 | 345 | 81 | 118 | 8 | 561 |
| 1.6 | 61.5 | 14.4 | 21.0 | 1.4 | 100.0 |

資料出所：大阪労働者福祉協議会『第55回定期総会議案書』（2017年10月31日）p.103より。

ライフサポートセンターとは別に、上述したように北河内地域労福協は枚方市、守口市、門真市、寝屋川市から相談・支援事業を受託している。枚方市、守口市からは多重債務・労働問題相談事業を、門真市からは多重債務者相談事業、寝屋川市からは地域就労支援事業を受託している。2017年度の受託収入総額は前述のとおり524万円である。相談受付曜日・時間は自治体により異なっており、枚方では月曜日と木曜日の10時から16時、守口では木曜日と土曜日の10時から16時、門真では火曜日と金曜日の9時40分から16時20分、寝屋川では月曜日、火曜日、木曜日、金曜日の10時から17時に窓口が開いている。相談員は北河内地域労福協が独自に雇用しており、計7名が配置されている。

4. 政策制度要請

大阪労福協は大阪府に対して「労働者の福祉向上に向けた」政策制度要請を毎年、行っている。2017年度の政策要請は2016年10月4日に行い、回答は2017年3月24日に受けている。知事が要請の段階、回答の段階で出てくることは、橋下元知事以降はない。回答を文書で受けるだけで

³⁶ LSC大阪南では月曜日は窓口を開けていない。

³⁷ 大阪労福協専務理事インタビュー記録（2018年5月8日）より。

第2章 大阪労働者福祉協議会

はなく「要請内容に係る部署の参加を求め、回答に対する意見交換」³⁸も行っている。大阪府へ要請書を提出した後に、自民党、公明党、民主ネット大阪、大阪維新の会の府議会会派に要請趣旨や内容について説明し、要請内容の実現に向けた理解と協力を求めている。

表2-3は2018年度の政策制度要請の概要を示したものである。5つの分野にわたり、12項目についての要請である。

表2-3 2018年度 政策制度要請の概要

| |
|---|
| 1. 暮らしの総合支援事業 (1) ライフサポートセンター事業について (2) 退職準備セミナー事業と中小企業への支援について (3) なにわ美術展事業について |
| 2. 格差・貧困社会の是正、ナショナルミニマムの保障、セーフティネットの強化 (1) 生活困窮者自立支援制度の充実と就労支援に向けた体制強化 (2) ナショナルミニマムの確保と生活の底上げについて (3) 経済的理由で夢を断念させない ～教育・人材育成での機会均等について |
| 3. 暮らしの安全・安心の確保 (1) フードバンク活動の促進に向けて (2) 消費者行政の充実・強化について |
| 4. 自主自由な府民活動の利益に供する事業の支援 (1) 『大阪社会労働運動史』第10巻刊行に向けて準備作業への協力要請 (2) 大阪産業労働資料館（愛称 エル・ライブラリー）への協力要請 |
| 5. 連帯経済を促進する協同組合の促進・支援 (1) 近畿労働金庫との政策的な協働について (2) 全労済大阪推進本部事業への支援・協力について |

資料出所：大阪労働者福祉協議会「2018年度 大阪府への要請」より。

このうち「1. 暮らしの総合支援事業」「4. 自主自由な府民活動の利益に供する事業の支援」「5. 連帯経済を促進する協同組合の促進・支援」は、社会福祉政策、生活保障政策の要請ではなく、自らの事業や組織に対する支援継続を求めたものである。

「1. 暮らしの総合支援事業」では、まずライフサポートセンター事業への理解と周知、そして行政各部門との連携強化を求めている。次に大阪労福協が実施している退職準備セミナーについて、近年、中小企業勤労者サービスセンターとの連携が進み、中小企業労働者も多く参加するようになっていくことを受けて、センター未設置の自治体への設置促進やセンターの広域化を求めている。なにわ美術展は大阪労福協が30年以上も続けている美術展であるが、展示会場であるエル・おおさか（大阪府立労働センター）の施設利用の協力要請と「知事賞」の提供を継続するよう要請している。

「4. 自主自由な府民活動の利益に供する事業の支援」は会員組織である（公財）大阪社会運動協会の事業への支援、協力の要請である。具体的には大阪社会労働運動史第10巻の編纂を始め

³⁸ 大阪労働者福祉協議会『第55回定期総会議案書』（2017年10月31日）p.21。

るにあたり、①編纂事業への参画、②一次資料の提供、関係機関・関係者の紹介、③府職員による原稿執筆を求めている。さらに大阪社会運動協会が管理、運営しているエル・ライブラリーへの財政支援、労働行政関係資料の寄贈などを求めている。2018年度からの新規要請として、エル・ライブラリーの資料を活用した社員研修用DVDや研修セミナー事業についての周知要請がある。

「5. 連帯経済を促進する協同組合の促進・支援」は会員組織である近畿労働金庫と全労済大阪推進本部に関する要請である。まずは、協同組合について幅広く学ぼうな教育施策を検討するようにと求めた上で、個々の組織に関して次のような要請を行っている。近畿労金については、財形貯蓄の普及促進のための情報発信への支援、労働組合と連携して進めている消費者教育セミナーへの多面的な支援、近畿勤労者互助会に対する情報提供や事業委託など幅広い支援などの要請である。全労済に関しては、全労済が実施している取り組み「防災・減災体験型イベント、自転車保険の加入促進（義務化された）、2014年度より行っている地域活性化のための支援活動（寄付金の交付）」についての情報発信を求めている。また全労済が30余年にわたり開催してきている「全労済こども絵画コンクール」への後援、知事賞の交付を要請している。

これらに対し2、3の要請は大阪府民の福祉向上、生活改善を求める要請である。「2. 格差・貧困社会の是正、ナショナルミニマムの保障、セーフティネットの強化」は3つの項目からなる。1つめは生活困窮者自立支援制度の本格的実施を受け、これまでの事業実施状況を検証したうえで①支援のための官民協働の幅広いネットワークを構築し、②食料・住居に関する緊急支援をワンストップで提供できるようにし、③後述する大阪希望館事業の積極的な活用、連携を図る、④就労支援、自立支援を強化することを求めている。2つめはナショナルミニマムで、具体的には①公契約条例制定に向けての調査研究を開始する、②高齢者の貧困問題に立ち向かい、彼らに対するセーフティネットを一層充実させる、③貧困状況にある子どもへの効果的、総合的施策を実施するなどを要請している。3つめは給付型奨学金制度の拡充および現行の貸与型奨学金制度の改善を国に要望するとともに、正確な情報提供、府としての利子補給制度の検討、実施をするよう求めている。

「3. 暮らしの安全・安心の確保」は2項目からなる。1つめはフードバンクに係る要請であり、フードバンクを「新しい公共」の担い手として積極的に位置づけ、フードバンク活動に関する研究会の開催など地域における取り組みを促進するよう求めている。また、自治体の備蓄米・食料などを活用してフードバンクへの食料安定供給を図り、災害時における食料支援システムとしてフードバンクを戦略的に位置づけてシステムの構築を図るよう要請している。2つめは消費者行政に係る要請である。①消費者行政に関わる人材の育成、消費者相談体制の充実、②消費者団体、とりわけ特定適格消費者団体³⁹への支援、③悪徳商法、特殊詐欺から府民を守るための教育啓発事業の実施、④府の消費者保護審議会の委員に労働者福祉関係者を参画させることの検討を要請している。

³⁹ 「不特定かつ多数の消費者の利益を擁護するために差止請求権を行使するために必要な適格性を有する消費者団体として内閣総理大臣の認定を受けた法人を『適格消費者団体』といいます」「また、適格消費者団体のうちから新たな認定要件を満たす団体として内閣総理大臣の認定を受けた法人を『特定適格消費者団体』といいます。全国に3団体（平成30年4月現在）あります」。大阪にある特定非営利活動法人消費者支援機構関西がその1つである。以上、消費者庁の適格消費者団体・特定適格消費者団体を説明しているページ（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_qualified_consumer_organization/へ2019年2月6日にアクセス）より。

5. 大阪希望館

一般社団法人大阪希望館は「仕事と住まいを失った人たちに『仮住まい』と『食』『訓練・相談』を提供し、再出発の方向と方法を一緒に考えられる時間と場所」⁴⁰を与える組織である。大阪希望館が行う4つの事業のうちの1つが「仕事と住まいを失った若者（おもに20代～40代）に、仮住まいを提供しながら、就労・生活・仲間づくりを総合的継続的にサポート」する事業である⁴¹。大阪希望館は大阪労福協の会員ではない。その希望館をここで取り上げる理由は、大阪労福協、連合大阪が希望館誕生に深く関係しており、かつ大阪労福協が現在においても運営⁴²に関わっているからである。

5. 1. 誕生の経緯

インターネット・カフェや漫画喫茶等に寝泊まりし、非正規の仕事を断続的に繰り返して生活する若者たち、いわゆるネットカフェ難民の存在が注目を浴びるようになったのは2006年頃だと言われる。厚生労働省は2007年に東京、大阪でネットカフェ難民に関する委託調査を実施する。大阪での調査を受託したNPO釜ヶ崎支援機構⁴³の当時の事務局長A氏（大阪希望館の現事務局長である）はその時の発見を次のように述べる。「まず一つは、不安定な生活をしている若い人たちは、生活に困っても釜ヶ崎まではなかなかたどりつけない」「・若者は、精神的な支えが必要なことを強く感じました。『将来、自分はなにに向かっていくのか』そこから考える作業をはじめないといけない」⁴⁴。だからこそ「釜ヶ崎で待っているだけで、野宿生活を訪問するだけでは、彼らを支援することはできない。釜ヶ崎の外、できるだけ都心部に近いところに相談できる場所と支援できる拠点をつくる必要がある」⁴⁵。

厚生労働省はネットカフェ難民調査の結果を受けて2008年度に「住居喪失不安定就労者支援事業」を東京、愛知、大阪で実施する。事業受託依頼が、大阪府経由で、前出釜ヶ崎支援機構に来る。だが、「釜ヶ崎の外」「都心部」に相談窓口を設置することにA氏はこだわる。そのA氏の目にとまったのが、2008年の1月から一部スタートしていた大阪労福協のライフサポートセンターである。

大阪市地域労福協に設置されたLSC大阪中央（中央区にある大阪府立労働センター内）に「住居喪失不安定就労者支援センター」（別称OSAKAチャレンジネット）の相談窓口を相談員2名

⁴⁰ 大阪希望館のHP（<http://www.osaka-lsc.jp/kiboukan/>へ2019年2月6日にアクセス）より。

⁴¹ 他の3つは「電話相談、メール相談」「精神障がいを抱える人への就労支援」「居場所・交流場所の提供」である。いずれも大阪希望館の同上HPより。

⁴² 大阪希望館は支援部隊である大阪希望館運営協議会と実行部隊である（一社）大阪希望館の2つからなる。運営協議会の役員は7名であるが、大阪労福協から代表幹事1名と副事務局長1名が選出されている。（一社）大阪希望館の役員は5名であるが、理事の2名は大阪労福協から選出されている。

⁴³ 大阪ホームレス就業支援センター、大阪市立大学の研究者との共同調査であった。

⁴⁴ 「明日をかえる法人－新たな人権への取り組み 第3回 安心できる居場所を提供して再出発を支える『大阪希望館』」（ヒューマンライツ、2013年11月号、pp.48-55）p.49。

⁴⁵ 特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構「若年ホームレス・困窮者支援の新しいネットワーク」（大阪希望館運営協議会『大阪希望館3年間の挑戦－誰も社会からこぼれ落とさないを合言葉に－』（2012年、所収、pp.35-36）p.35。

体制で2008年5月に開設することになった⁴⁶。だが、当初より問題を抱えていた。当時連合大阪市地域協議会の事務局長であり、チャレンジネット開設の関係者であったB氏のインタビューによると次のようである。

「住居喪失不安定就労者支援事業が正式名称。相談に来たら住居の提供相談にも乗れることがないとだめなんです、しかし、できない。そこであいりん地区で生活保護や野宿問題対策で歴史もあり、ノウハウを持つ大阪自彊館から1人、専門家を派遣してもらうことにしました。その上、就労の方はハローワークへ行ってください、生活保護は役所へ行ってくださいという形の対応しかできない。5月以降、ごまかし、ごまかしやっていた⁴⁷。

そういう状況にあったチャレンジネットにリーマンショックが襲いかかる。「2009年1月以降、派遣や非正規労働で働かなければ食べていけない人が多い『ネットカフェ難民』と呼ばれた人たちの相談窓口であるOSAKAチャレンジネットでも、路頭に迷った20代～30代の若者たちの相談が激増した。行政が開設しているホームレス自立支援センターも満員となり、入るには2～3ヶ月待たなくてはならない状況が生まれた⁴⁸。

事態は急を要する。なんとか対策を考案し、実施していかねばならない。A氏を中心に何人かが対応を模索した。目指されたのは、若者たちが野宿生活を強いられず、生活保護に追い込まれるのでもなく、住まいの提供をうけて就労に向かって生活を再建するようサポートするという方向であった。この「何人か」の中に連合大阪市地域協議会事務局長B氏、連合出身でホームレス就業支援センター事務局長C氏がいた。A氏によると「この2人がおらんかったら（希望館は・・・引用者）できてなかった⁴⁹。

釜ヶ崎支援機構、連合大阪関係者、宗教団体の有志で研究会を立ち上げ1月から4月にかけて準備が進んでいく。資金面で支えたのは連合大阪である。連合大阪の2009年3月の執行委員会では「就労・自立支援活動『大阪希望館事業』への参画について」が第1号議案として審議されている。大阪希望館の必要性について次のように記されている。

「住まいを失くした人が、公的セーフティネットにたどり着くまでの間、どうしても1～2週間のタイムラグが生じます。その間も住居がないために、結果としてホームレス（野宿）生活を余儀なくされる状況を打開し、それを避けるため『大阪希望館（緊急シェルター）』の設置が急務となっています。現状では、必要な住居等をNPOや民間家主の協力を得て何とか支えられている実態にありますが、それにも限界があります」。

運営体制に関しては運営協議会のもとに、実際の管理、運営はNPO（釜ヶ崎支援機構）と大阪労福協があたるとされている。

ちょうどこの時期、連合中央でも「雇用と就労・自立支援のためのカンパ活動」の実施が決定されており（2009年2月）、連合大阪もそれに参画することを2月の執行委員会で確認していた。連合大阪は目標を500万円とし、集めたカンパは連合中央に一旦納入し、大阪希望館事業を「支援を求める事業」として連合中央に申請することを決めた。街頭カンパを実施し、構成産業別組

⁴⁶ 大阪ホームレス就業支援センターが厚生労働省から事業を受託し、運営を大阪労福協が行う形式になっていた（大阪労働者福祉協議会『60th Anniversary』（2012年）p.9より）。なお、大阪ホームレス就業支援センターは大阪府、大阪市、連合大阪、西成労働福祉センターなどを構成組織とする団体である。同センター事務局長は歴代、連合大阪出身者が務めている（大阪希望館事務局長A氏インタビュー記録（2018年11月14日）より）。

⁴⁷ B氏インタビュー記録（2018年11月14日）より。

⁴⁸ 沖野充彦「新しいセーフティネット・モデルをめざして」（大阪希望館運営協議会『大阪希望館3年間の挑戦－誰も社会からこぼれ落とさないを合言葉に－』（2012年、所収、pp.7-11）p.7。

⁴⁹ 大阪希望館事務局長A氏インタビュー記録（2018年11月14日）より。

織を通じて各単組へのカンパを依頼するとともに、連合大阪特別会計より一定額の支援をすることとした。連合、カトリック教会、部落解放同盟などからの寄付金を基に、住居を借り、スタッフ2名（釜ヶ崎支援機構から）を置いて大阪希望館は無事スタートすることとなった⁵⁰。こうしてチャレンジネットで相談を受けて、釜ヶ崎支援機構へ、ホームレス自立支援センターへ、生活保護へ、あるいは大阪希望館へという支援ルートができあがった。

5. 2. 事業内容

支援は次のように行なわれる。まず住居を失い、あるいは失いそうな若者から電話相談、メール相談を受ける⁵¹。年間250から300件の相談があるという⁵²。相談の結果、支援が必要だと判断された場合、個室に無料で入居することができる⁵³。入居後の1カ月間は、週3回の訓練作業（河川や地域の清掃作業）を行い、1日あたり4,500円の訓練手当の支給を受ける。4,500円のうち3,000円は希望館が預かり（退出後のアパート代、生活費にあてるため）、1,500円が生活費（食事代など）として支給される。その間、スタッフが入居者と生活再建の方向と方法についての面談を繰り返し、入居者はハローワークなどで職業訓練、仕事探しを行い、旅立っていくというプロセスを経ることとなる。

希望館設立から10年ほどとなるが、支援の実際について現事務局長A氏は次のように語った。

「ここに入居した人はだいたい280人くらいですね。1年間で30人くらい。長い人だと9ヶ月いたりすることもあった。お金を貯めて、仕事を見つけて、ここを出て部屋を借りて自立した人は半分くらいです。あとは派遣の寮に行ったり、生活保護の施設に行ったりです」⁵⁴。

⁵⁰ 大阪希望館呼びかけ人は個人が35人（大学教授、宗教家、NPO代表など）、団体が11（大阪労福協、連合大阪、近畿勤労者互助会、部落解放同盟大阪府連、宗教関係団体4団体、市民団体1団体、NPO 2団体）である。多様な個人、団体によって支えられているユニークな団体だということがわかる。

⁵¹ チャレンジネット事業は2014年度で終了した。

⁵² 大阪希望館内部資料による。

⁵³ 大阪希望館支援ハウスは個室が8部屋、相談室1部屋からなる。個室はベッド・寝具、テレビ、洗面所、冷暖房器具、冷蔵庫、電子レンジ、湯沸かしポット、炊飯器が備えられている。シャワーと洗濯は談話室で行えるようになっている。トイレは共用である。

⁵⁴ 大阪希望館事務局長A氏インタビュー記録（2018年11月14日）より。

第3章 徳島県労働者福祉協議会

1. 会員組織

徳島県労働者福祉協議会（以下、県労福協）は、全国でも珍しく、2013年に公益社団法人の認定を得ている。会員組織は表3-1のとおりである。

表3-1 会員組織

| |
|----------------------|
| 連合徳島 |
| 四国労働金庫 |
| 全労済徳島推進本部 |
| 徳島県生協連 |
| 公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク |
| 一般社団法人徳島県労働福祉会館 |
| 全徳島建設労働組合（フレッセ） |
| 徳島県退職者連合 |
| 徳島県職員生活協同組合 |
| NPO法人徳島県労働安全衛生センター |
| NPO法人壮生会 |
| 一般社団法人徳島県就職支援機構 |

資料出所：徳島県労働者福祉協議会『2017年度第7回（通算45回）定時会員総会 議案書』（2017年6月14日）pp.103-138より。

連合徳島、労働金庫、全労済、生協連はほとんどの労福協で見られる4者である。（公財）徳島県勤労者福祉ネットワークは1997年に設立された団体で、自治体、連合徳島、徳島労金（当時）、全労済、経営者団体が拠出した1億円⁵⁵が基本財産である。パンフレットには『“いつでも、どこでも、だれでも”が利用できる勤労者の総合福祉を目指す』を基本理念に、勤労者と勤労者が住まう地域全体が豊かさを実感できる社会を実現するために事業を行い、勤労者を含めた社会全体の活力の向上に寄与することを目的とします』と書かれている。後述するが、共済、子育て支援、婚活などの事業を行っている。

（一社）徳島県労働福祉会館は県労福協、（公財）徳島県勤労者福祉ネットワーク、NPO徳島労働安全衛生センター、NPO壮生会、（一社）徳島県就職支援機構が入居している会館であり、他に会議室の貸出しを行なっている。

⁵⁵ 徳島県が3,000万円、県内50市町村（当時）が合計3,000万円、連合徳島、徳島労金（当時）、全労済がそれぞれ1,000万円を出捐し、経営者団体が1,000万円を賛助会費として拠出した。設立に当たっては当時の連合徳島会長、副事務局長（労福協の専務理事を兼務）が尽力した。以上、県労福協専務理事・常務理事へのインタビュー記録（2018年4月18日）および（公財）徳島県勤労者福祉ネットワーク理事長へのインタビュー記録（2018年8月9日）より。

第3章 徳島県労働者福祉協議会

徳島県には全建総連加盟組合が2つあり、その1つが全徳島建設労働組合（フレッセ）で県労福協の会員となっている。徳島県退職者連合は連合徳島加盟組合のOBが構成する団体である。徳島県職員生活協同組合は県職員の生協であり約12,000人⁵⁶の組合員を抱える。徳島県生協連にも加盟している。

NPO徳島県労働安全衛生センターは「労働災害・職業病の撲滅、労働安全衛生対策の充実、労災労働者に対する十分な保証の実現をめざすために、連合徳島、フレッセが中心となって結成された団体」⁵⁷である。労働安全衛生無料相談ダイヤルの運営、第一種労働安全衛生管理者養成講座の開設などを主たる事業としている。NPO壮生会は高齢者の生活をサポートすることを目的として2008年に設立された団体で、現在、主として高齢者を雇って労働福祉会館の清掃作業、駐車場管理などの事業を行っている。

（一社）徳島県就職支援機構の前身は2003年4月に厚生労働省の委託を受けて設置された「徳島県地域労使就職支援機構」である。高校生、大学生など若者の就職支援を主たる目的としていた。同事業は2008年度末をもって廃止されたが、徳島県では事業継続を要望する声が大きく、県労福協がその継続を支援することとなって現在に至っている⁵⁸。現在は介護の初任者研修講座を開設している。

なお、徳島県労福協には地域労福協、地区労福協はない。

2. 財政

県労福協の総収入は2017年度で1億8,700万円である。会費収入が1,700万円、事業収益が2,869万円、県と徳島市からの補助金が630万円、厚生労働省、県や市からの事業受託収入が1億1,000万円、公共職業訓練などの事業の受託収入が2,059万円（訓練受講生が無事就職できた時の支援金も含む）などがある⁵⁹。

それぞれの内訳は次のようである。事業収益は介護関係の独自講座受講料858万円、居宅介護支援費356万円、介護予防居宅介護支援費34万円、訪問介護費1,593万円、訪問調査費28万円からなる。補助金は県が550万円（調査研究事業、障がい者のための運転免許取得講座、県民と働く者のとくしまフェスタ事業など）、徳島市が80万円となる。1億円を超える事業受託収入の内訳は厚生労働省の地域若者サポートステーション事業の2,700万円、県の就労準備支援事業などの2,483万円、徳島市の就労準備支援事業、学習支援事業の1,133万円、鳴門市の自立相談支援事業、学習支援事業の2,060万円、小松島市の自立相談支援事業の680万円、阿南市の自立相談支援事業、就労準備支援事業の1,950万円などからなる。公共職業訓練を公的機関に代わって実施していることから得られる資金はポリテクセンター徳島⁶⁰の求職者支援訓練の受託で420万円（介護福祉

⁵⁶ およそ行政職が3,000人、教員が7,000人、警察官が2,000人（県労福協専務理事・常務理事へのインタビュー記録（2018年4月18日）より）。

⁵⁷ 徳島県労働者福祉協議会『2017年度第7回（通算45回）定時会員総会議案書』（2017年6月14日）p.136。

⁵⁸ （一社）徳島県就職支援機構のHP「理事長ごあいさつ」（<http://sien-kikou.sakura.ne.jp/goaisatu.html>）へ2019年2月10日にアクセス）より。

⁵⁹ 以上、2017年度収支予算書（徳島県労働者福祉協議会『2017年度第7回（通算45回）定時会員総会議案書』（2017年6月14日）p.106）より。

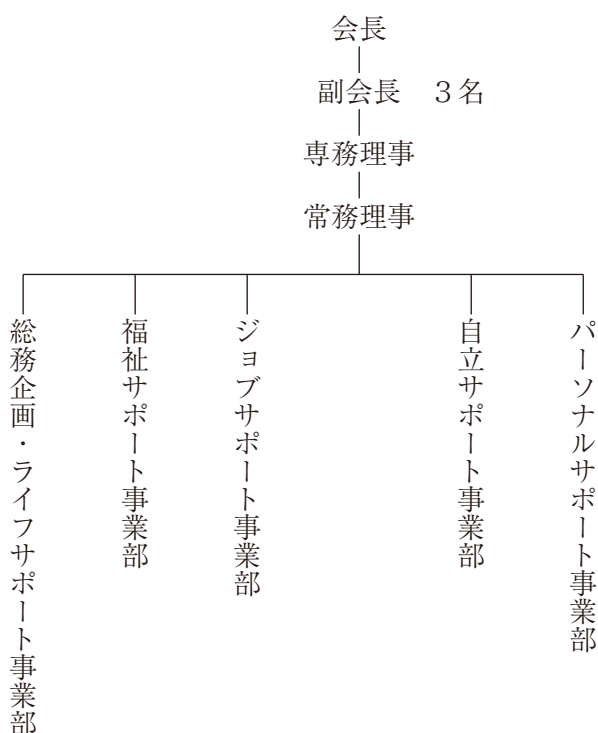
⁶⁰ 正式名称は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構徳島支部である。

士実務者研修)、徳島県立中央テクノスクールの公共職業訓練の受託で1,296万円(介護実務者研修)である。

3. 組織体制

県労福協が雇用しているスタッフは2017年度ではフルタイムで38名、パートタイムで4名、合わせて42名であり、労福協の中ではかなり大きい。この他に、介護サービスに関する登録ホームヘルパーが16名いる。

図3-1 徳島県労福協の組織



資料出所：徳島県労働者福祉協議会「2018年度 労福協事業部体制と組織図」(内部資料)より。

図3-1は県労福協の組織体制を示す。この中で会長、副会長3名(連合徳島、四国労金、全労済)は非専従である。専務理事以下42名が常勤の職員である。各事業部の体制と事業内容について簡単にみていこう。

(1) 総務企画・ライフサポート事業部

専務理事が責任者として管轄する。組織の管理全般(経理も含む)、地域のライフサポートセンターの支援がある。それ以外に他の事業部に収まりきれない種々の業務を行っている。専務理事1人で、あるいは常務理事と2人で担当する業務が多い。この事業部の専務、常務以外のスタッフはフルタイム5名、パートタイム2名の計7名である。パート2名は「仕事なんでも相談室」に、土曜日、日曜日の10時から16時まで勤務している。

ライフサポートセンターは中央、西部、南部に設置されており、西部、南部にはそれぞれフル

第3章 徳島県労働者福祉協議会

タイムが2名（OBと職員）、中央にはフルタイムのOBが1名、パートの職員が1名配置されている。ただ、彼ら5人の人件費は連合徳島が負担しており、県労福協の職員としてはカウントされていない。もちろん、ライフサポートセンターは県労福協の事業として行われており、事業費は県労福協が負担している。

(2) 福祉サポート事業部

主に介護サービスを提供する事業部である。居宅介護支援センター、ヘルパーステーション（訪問介護）を運営するとともに、高齢者や障がい者が在宅生活を快適に営めるよう支援する有償サービスの提供も行っている。フルタイムが3名で、うち1名はケアマネジャー、2名が介護福祉士である。登録ホームヘルパーは現在16名（うち11名がパート）である。

(3) ジョブサポート事業部

職業能力開発講座を受託事業あるいは自主事業として開催している。また、無料職業紹介所を運営している。フルタイム5名、パート1名の計6名が事業を担っている。

(4) 自立サポート事業部

徳島市、阿波市の若者サポートステーション（厚生労働省の委託事業）を運営している。常務理事が部長であり、その下にフルタイム10名、パートタイム1名の計11名が置かれている。

(5) パーソナルサポート事業部

徳島県、徳島市、小松島市、鳴門市、阿南市から受託している生活困窮者自立支援事業を担当している。常務理事が部長で、その下にフルタイムが13名いる。

4. ライフサポートセンターと労働相談

徳島のライフサポートセンター（LSC）は、暮らしなんでも相談だけを行っているわけではなく、他県の地区労福協が行うようなレクリエーション事業なども担っていて、やや特殊である。相談への対応は3つのLSCによって若干、異なる。

西部LSCは相談員が平日（9時から17時）に対応するものと、特定の日時に特定の専門家や機関が対応するものの2種類がある。前者であっても、相談員が「・・・応じられるものは直接対応し、そうでないものは各部署へ引き継ぎ」⁶¹ぐようになっている。後者は定例相談と呼ばれ、法律相談は毎月第1火曜日に顧問弁護士が、保険・金融相談は毎月第2木曜日に労金や全労済のスタッフが、ニート支援相談は毎週月曜日と火曜日に、あわ地域若者サポートステーションのスタッフが相談に応じることになっている。定例相談は事前に予約が必要である。2016年4月から2017年3月までに59件の相談があった。

中央LSCは相談員が平日（9時から17時）、「暮らし・生活、法律、子育て、介護、仕事・労働問題、相続に関することなど、あらゆる相談」に応じている。「ただし、当センターのアドバイザーが、その場でお答えすることが出来ない相談内容につきましては、専門のアドバイザーと連

⁶¹ 徳島県労働者福祉協議会『2017年度第7回（通算45回）定時会員総会 資料集』（2017年6月14日）p.14。

携して解決の道」⁶²を探るとしている。2016年度には34件の相談が寄せられた。

南部LSCでも対応が2種類となっており、仕事相談・暮らし生活相談は相談員が平日（10時から17時）に対応する。保険・金融相談は随時（要予約）労金か全労済のスタッフが、法律相談は随時（要予約）顧問弁護士が対応し、ニート支援相談はとくしま若者サポートステーションのスタッフが毎週木曜日と金曜日に相談に応じることになっている。前者の相談の場合であっても、センターの相談員だけで解決する場合もあれば、内容により問題解決に相応しい専門家・専門機関につなぐこともある。

県労福協は生活困窮者自立支援事業、若者サポートステーションを運営していたり、すぐ後で触れるように労働相談が充実していることもあって、LSCに寄せられる相談は多くはない。

他県のLSCとは異なり、徳島のLSCはスポーツ大会、レクリエーション活動（いちご狩り、ウォーキングなど）を企画、実施し、また全労済や労金と連携して、ぼうさいカフェ、ろうきん祭り、鍋パーティなどを催している。

ライフサポートセンターの事業ではないが、連合徳島ではなく県労福協が県の委託を受けて行っている「仕事なんでも相談室」について見ておこう。この業務は総務企画・ライフサポート事業部に置かれた「仕事なんでも相談室」が担当している。相談員は4名が配置され、うち2名がパートタイムである。フルタイムの1名は産業カウンセラーの資格をもち、他の3名も長年、相談業務に携わっている人々である。この相談室の特徴は平日が9時から20時までと窓口が開いている時間が長く、さらに土曜日・日曜日が10時から16時までと週末にも開いていることである。前述したように土日の相談対応はパートの2名が行っている。2016年度の相談件数は1,752件である。相談内容は雇用に関するものが872件と最も多く、ついで労働条件に関するものが422件となっている⁶³。

5. 政策制度要請

県労福協として徳島県、徳島市へ労働者福祉に関する要請を行っている⁶⁴。

徳島県には2016年10月21日に「労働者福祉に関する2017年度の要請」を提出し、12月21日には知事と面会し、要請に関して話し合っている。徳島市にも同様の要請を行い、要請書の提出が2016年11月14日、市町との面会、話し合いが12月20日に行われた。

表3-2は徳島県に対する2019年度の県労福協政策制度要請の概要を示したものである。

⁶² 徳島県労働者福祉協議会『2017年度第7回（通算45回）定時会員総会 資料集』（2017年6月14日）p.20。

⁶³ 同上書pp.160-161。

⁶⁴ 同上書p.18。

表3-2 政策制度要請の概要（2019年度）

| |
|---|
| <p>1. 労働者福祉の積極的な推進</p> <p>(1) 徳島県労働者福祉協議会への支援</p> <p>(2) 次世代育成支援体制整備事業への支援</p> <p>(3) 「げんきシニア」サポート事業への支援</p> <p>(4) 勤労者のための住宅施策とアスベスト対策</p> <p>(5) 定住外国人活躍総合支援事業への支援</p> <p>(6) 障がい者のための自動車運転免許取得特別講座の事業化</p> |
| <p>2. 労働・雇用・就業支援事業の推進</p> <p>(1) ジョブカレッジとくしまへの積極的支援と有効活用</p> <p>(2) 仕事なんでも相談事業の推進</p> |
| <p>3. 地域若者サポートステーション事業への積極的支援</p> <p>(1) 若年者すだち支援事業への積極的支援</p> <p>(2) 若年者等ケアサポート充実事業</p> <p>(3) プレサポステ事業</p> |
| <p>4. 生活困窮者、就労困難者、貧困の連鎖防止に対する積極的支援</p> <p>(1) 就労準備支援事業等の努力義務事業や任意事業の広域実施</p> <p>(2) 貧困の連鎖防止に関する交付金の利用推進</p> |
| <p>5. 多重債務、格差・貧困社会の是正</p> <p>(1) 多重債務対策の拡充</p> <p>(2) 「貧困の連鎖」社会の是正</p> |
| <p>6. NPO、NGO、ボランティア活動の支援</p> |
| <p>7. 労働者福祉事業団体の育成強化に関する支援</p> <p>(1) 四国労働金庫徳島営業本部への支援</p> <p>(2) 全労済徳島推進本部への支援強化</p> <p>(3) 公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク</p> <p>(4) わーくびあ徳島への支援強化</p> <p>(5) NPO法人徳島労働安全衛生センターへの支援強化</p> |

資料出所：徳島県労働者福祉協議会「2019年度労働者福祉に関する要請について」より。

県労福協は後述するように労働者福祉に資する多様な事業を自主事業として、また受託事業として行っていることもあって、県労福協への支援の継続あるいは強化を求める要請が多い。「1. 労働者福祉の積極的な推進」のうちの（1）徳島県労働者福祉協議会への支援、（2）次世代育成支援体制整備事業への支援、（5）定住外国人活躍総合支援事業への支援、（6）障がい者のための自動車運転免許取得特別講座の事業化、「2. 労働・雇用・就業支援事業の推進」の（1）ジョブカレッジとくしまへの積極的支援と有効活用、（2）仕事なんでも相談事業の推進、「3. 地域若者サポートステーション事業への積極的支援」の（1）若年者すだち支援事業への積極的支援、（2）若年者等ケアサポート充実事業はそうした要請である。

また、自らの会員組織に対する支援の継続、強化を求める要請が「7. 労働者福祉事業団体の

育成強化に関する支援」であり、県に各団体についての広報活動の継続、強化を求めたり、あるいは財政的支援を求めたりしている。

これら以外の要請は徳島県民の福祉向上、生活改善を直接、求めている。「1. 労働者福祉の積極的な推進」の(3)「げんきシニア」サポート事業への支援は健康な高齢者を地域交流に関わらせ、生きがいを持たせるような事業を県が支援することを要請している。(4) 勤労者のための住宅施策とアスベスト対策はバリアフリー住宅の促進を含め住宅相談事業を推進すること、住宅の耐震診断・改修工事を周知すること、アスベスト対策を徹底することを要請している。

「3. 地域若者サポートステーション事業への積極的支援」の(3) プレサポステ事業は高校、大学を休学、中退している若者を支援する施策を要請するものである。

「4. 生活困窮者、就労困難者、貧困の連鎖防止に対する積極的支援」の(1) 就労準備支援事業等の努力義務事業や任意事業の広域実施は、生活困窮者自立支援事業の任意事業の実施率を高めるよう求めている。(2) の貧困の連鎖防止に関する交付金の利用推進は、貧困の連鎖防止策の1つである内閣府「子供の未来応援地域ネットワーク支援事業（地域子供の未来応援交付金）」が県内自治体ではあまり利用されていないことを指摘した上で、この事業の周知と利用促進を県に求めている。

「5. 多重債務、格差・貧困社会の是正」の(1) 多重債務対策の拡充は、多重債務に関わる相談体制・内容の充実、セーフティネット貸付の早期実施、高校生・大学生に対する消費者講座の開設などを求めている。(2) 貧困の連鎖社会の是正は大学生向け奨学金制度の改善を国に働きかけることなどを求めている。

「6. NPO、NGO、ボランティア活動の支援」はDV、虐待問題に対応するNPO、ボランティア養成講座を開講している連合徳島のボランティアサポートチーム、労働安全衛生、メンタルヘルスを啓蒙、調査、研究する県内唯一のNPOである徳島労働安全衛生センターをそれぞれ支援することを求めている。

6. 次世代育成支援

次世代育成推進対策法に基づき徳島県が実施している徳島県次世代育成支援行動計画（徳島はぐくみプラン）のうちの「仕事と子育ての両立」に関わる事業の一部⁶⁵を県労福協は2005年より受託している。

次世代育成支援対策推進法は、企業に従業員の仕事と子育ての両立を図るための具体的目標と施策、実施時期を記した「一般事業主行動計画」を策定することを求めており、101人以上の企業は行動計画の策定と都道府県労働局への届け出が義務とされている（100人以下は努力義務）。

また女性活躍推進法は企業に対し、女性の活躍を進めるため、女性活躍状況を示す定量的目標、施策、実施時期を記した「一般事業主行動計画」を策定することを求めており、301人以上の企業は行動計画の策定と都道府県労働局への届け出が義務とされている（300人以下は努力義務）。

徳島県はぐくみプランでは、徳島県独自の取り組みとして、「仕事と子育ての両立」施策についてある基準を超えている企業は「はぐくみ支援企業」と認証され、いくつかのメリットが与え

⁶⁵ 仕事なんでも相談室も「仕事と子育ての両立」に関わる受託事業である。

られる。ある基準とは、たとえば①男性職員が育児休業を取得できることを周知した、②子供が小学校就学の始期に達する日まで時間単位で育児休業を取得できる、③子供の看護休暇が半日単位で取得でき、有給扱いである、④妊娠中や産休、育休復帰後の相談窓口を設置したなどである。認証のメリットとしては、①企業のイメージアップにつながり求人にも有利になる、②県主催の就職マッチングフェア等のブースに優先配席する、③金融機関による低利融資対象になる、④日本政策金融公庫の特別貸付制度の対象となる、⑤県が認定する新事業分野開拓者認定への応募が可能となるなどが挙げられている⁶⁶。

県労福協が行っているのは、中小企業を訪問して、2つの「一般事業主行動計画」の策定を促し、「はぐくみ支援企業」の認証への応募を勧め、サポートすることである。総務企画・ライフサポート事業部の中にとくしま次世代育成支援センターという2名からなる組織を置き、この2名が企業訪問、行動計画策定支援、「はぐくみ企業」認証促進、支援を行っている。2016年度は151の事業所を訪問し、センターの支援によって次世代育成支援行動計画を届け出た事業所は7事業所、「はぐくみ支援企業認証」に申請した事業所は19事業所であった⁶⁷。

事業所訪問の様子は次のようである。「事業所を訪問して、聞き取りをして、困っていることはないかを聞く。労働者の確保、定着はどうか、子育て支援企業としてイメージアップについてはどう思うかをたずねる。ここが弱いということであれば、一般事業主行動計画を2案ぐらい提案するとか。行動計画のある企業に対しては、はぐくみ支援企業に申請しませんかとか。認証企業は250社くらい、その上の優れた取り組みをしている表彰企業は90社くらいです」⁶⁸。

これ以外に、両立支援に関する周知啓発パンフレットの作成と配布（2016年度は1,000部）、両立支援に関する研修会の開催も行っている。

7. 障がい者の運転免許取得支援

2002年から障がい者が運転免許（自動車、バイク）を取得できるよう特別講座を開催している。前任の専務理事が障がい者の生活就労支援のセミナーにパネリストで参加した際、フロアの障がい者から次のような質問が出されたことが、講座開始のきっかけである。「免許を取りに行っているのだけれども、学科がなかなか受からない。どうしたらよいだろうか」。「すぐに頭に浮かんだのが全国一般に組織されている自動車教習所の教官にボランティアしてもらって、公的な建物を無料で借りて、支援学校や福祉施設と連携すれば難しいことじゃない。そのコーディネーター役を労福協がすればいい」⁶⁹。

現在では4地区で講座を開催している。週1回（19時から21時）の講座を年間30回開いている。会場は自治体の施設を無料で利用している。講師は教官OBが3名、現役が1名であり、いずれも有償ボランティアである。講座の運営を担当しているのは専務理事、総務企画・ライフサポート事業部のスタッフ2名であり、LSCの所長、職員4名に教官の補助を依頼している。事業費は県の補助金である。2016年度は徳島市で16名、中部の吉野川市で8名、北部の松茂町で7名、

⁶⁶ 以上、「徳島県はぐくみ支援企業認証制度について」（<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/rodokankei/2017051800112>へ2019年2月13日にアクセス）より。

⁶⁷ 徳島県労働者福祉協議会『2017年度第7回（通算45回）定時会員総会 資料集』（2017年6月14日）p.42より。

⁶⁸ 県労福協専務理事・常務理事へのインタビュー記録（2018年4月18日）より。

⁶⁹ （公財）徳島県勤労者福祉ネットワーク理事長へのインタビュー記録（2018年8月9日）より。

南部の阿南市で14名の計45名が受講した⁷⁰。

ある教官によれば、繰り返し教えること、視覚的な教材を使うこと、諦めないことが大切だと言う。停滞期が長く続くことが多いが、ある時、突然、わかるようになるので、我慢が肝心なのだそうだ。

2002年度からの15年間で延べ368名が受講し、94名が自動車免許を取得し、26名がバイクの免許を取得した⁷¹。障がい者本人だけでなく、親も喜んでいるという。「今まで、自分の子どものことを証明するのは障がい者手帳だけだったけれど、運転免許証ができたといって親御さんがすごく喜んでくれます。だから全国各地から来るんです。東京、神奈川、京都、兵庫、静岡、和歌山、大阪、新潟から。東京からきてアパート借りた親子もいて、びっくりしました」⁷²。

8. なのはな介護サービス

福祉サポート事業部は労福協なのはなを運営している。県労福協が居宅介護事業を開始したのは2003年である。その間の経緯は次のようである。

「徳島市の社会福祉協議会で介護事業に従事していた、ポリシーを持った女性たちが、家庭を訪問して、そこのおばあさんが『電球がちょっと切れているけん、替えてくれんね』と言われて、替えてあげて、社協に戻ったら『介護保険適用外のことをしよった』とやられるわけですね。そういうのに堪えられないということで、労福協が介護セミナーとかをやっているということで、労福協の門をたたいて、『お年寄りを第一にした介護事業をやりたい』と言ってきたもので、それじゃあ軒先を貸すわ、ということで始まった」⁷³。

「この人がやりたいと思っていた介護は一人ひとりに寄り添う介護で、介護をする人の話をじっくり聞いて、どうするかを決めていた。利用者の信頼は厚かったですね」⁷⁴。

開業当初は居宅介護ということでケアプランの作成、介護施設との調整、介護保険に関する申請代行や訪問調査がメインであったが、訪問介護をしたいということでヘルパーの資格を持つ職員を募集して、3名体制で2007年にヘルパーステーションを設置して訪問介護を始めた。ヘルパーステーションは、ホームヘルパーによる食事・入浴・排せつ等の身体介護、調理・掃除・洗濯などの生活援助サービスなどを提供する。また障がい者自立支援法の定める居宅介護サービス（入浴・食事・排せつ等の介護）も提供する。居宅介護、訪問介護だけでなく、パンフレットには「公的サービスの利用ができない困りごとをお手伝いします」として、庭の掃除、草抜き、大掃除、家具の移動、通院同行、買い物同行、大掃除などが例示されている。

2016年度の居宅介護支援利用者（要介護）は延べ365名、予防給付利用者（要支援）は延べ134名だった。ヘルパーステーションの利用者は要介護で延べ139名、要支援で延べ273名、障がい者自立支援法関係で延べ251名であった⁷⁵。

⁷⁰ 徳島県労働者福祉協議会『2017年度第7回（通算45回）定時会員総会 資料集』（2017年6月14日）pp.74-76より。

⁷¹ 同上資料pp.77-78より。

⁷² 県労福協専務理事・常務理事へのインタビュー記録（2018年4月18日）より。

⁷³ （公財）徳島県勤労者福祉ネットワーク理事長へのインタビュー記録（2018年8月9日）より。

⁷⁴ 県労福協専務理事・常務理事へのインタビュー記録（2018年4月18日）より。

⁷⁵ 徳島県労働者福祉協議会『2017年度第7回（通算45回）定時会員総会 資料集』（2017年6月14日）pp.147-149より。

前述のように現在も3名体制であり、登録ホームヘルパーは16名である。2017年度（2016年度ではない）の総売り上げは2,011万円であり、内訳は前述のとおり、居宅介護支援（要介護）の売り上げが356万円、予防給付（要支援）が34万円、訪問調査が28万円、ヘルパーステーションが1,593万円となっている。

9. 職業能力開発と職業紹介

ジョブサポート事業部が行っている事業が職業能力開発のための講座と無料職業紹介所である。前者は「ジョブカレッジとくしま」、後者は「ジョブとくしま無料職業紹介所」という名称で行っている。前者の事業はフルタイム4名（全員がキャリアコンサルタント資格を有する）、パートタイム1名の計5名が担っている。後者にはフルタイム1名が配置されている。ジョブカレッジとくしまの講師は外部の専門家を依頼しており、スタッフ5名は講座開設の準備、講師の手配、講座の運営、講座終了後の就労支援などを行う。

ジョブカレッジとくしまは2002年6月から開始した事業で、現在、3種類の講座を開設、運営している。1つが徳島県（徳島県立中央テクノスクール）から委託されて実施する公共職業訓練である⁷⁶。「雇用保険を受給できる求職者が早期に就職できるように就職に必要な知識・技能や技術を身につけるために“職業能力開発促進法”に基づき徳島県が実施」するものである。2016年度には次の3つのコースを受託している。①介護実務者研修科2（2016年2月26日から8月25日）、②介護実務者研修科1（2016年8月26日から2017年2月24日）、③介護実務者研修科2（2017年2月24日から8月23日）である。コースの定員はいずれも20名で、受講は無料で昼間に開講され、6カ月間継続する。2016年度では3コースいずれも定員いっぱいの20名が受講している。就職率は①が95.0%、②が90.0%である⁷⁷。就職して3ヶ月以上勤務すると就職支度金（1人5万円）が県労福協に支給される。

2つめの講座⁷⁸は「雇用保険を受給できない求職者などを対象として、特定求職者就職支援法にもとづき職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を実現するための訓練」をポリテクセンター徳島が委託するもので、ジョブカレッジとくしまは2016年度には介護福祉士実務者養成科1（2016年4月21日から10月20日）と介護福祉士実務者養成科2（2016年11月4日から2017年5月2日）を受託した。このコースの定員は15名、無料で昼間開講で6ヶ月間継続する。受講生は一定の要件を満たせば生活費として1ヶ月あたり10万円を受け取ることができる。2016年度はコース1が8名、コース2が5名、受講した。コース1の訓練修了生の就職率は100%であった⁷⁹。ここでも上述の要件を満たせば1人当たり5万円の就職支度金が県労福協に支給される。

3つめは県労福協の独自事業であり、Brush Up講座と呼ばれている。Brush Up講座はいくつかのコースからなる⁸⁰。2016年度には通信制の介護福祉士実務者研修を4コース開いている。いずれも6ヶ月間の講座である。定員は20名であるが、12名、6名、8名、5名がそれぞれのコースを受講した。インタビューによると「介護の仕事をしたけれど、昼間は別の仕事をしてい

⁷⁶ 以下の記述は、引用箇所も含め同上書p.150によっている。

⁷⁷ ③については資料集作成時点で就職率が算定できていない。

⁷⁸ 以下の記述は、引用箇所も含め同上書pp.150-151によっている。

⁷⁹ コース2は資料集作成時点で就職率が算定できていない。

⁸⁰ 以下の記述は、特に断らない限り同上書pp.151-152によっている。

て、夜とか土日にしか勉強できない。こういう人たちが受講する」⁸¹という。パンフレットによれば、「通信科目（最大19科目、保有する資格によって異なる・・・引用者）については、テキストに沿って自宅学習し、提出期日までに各科目の課題レポートを作成・提出し、・・・その後、添削した課題を返送」する。2科目（介護課程Ⅲと医療的ケア演習）については「10日間ジョブカレッジとくしまにて講義又は演習を行い・・・10日間の学習全てを受講することが必要」で、「受講の最後に確認試験を行い・・・その科目については修了」となる。全ての科目が修了したら研修修了となり証明書が発行される。その後、実務経験を3年積むと介護福祉士国家試験受験資格を取得できる。受講料は資格を何も持っていない場合は199,000円である。

この他に介護福祉士の受験対策として介護福祉士試験準備講座（6日間）を開講し、定員30名のところ37名が受講した。障がい者支援関係の「同行援護養成研修（一般課程）」を2回、開講した。3日間のコースであるが、13名、16名が受講した。「同行援護養成研修（応用課程）」も2回、開講した。こちらは2日間のコースであり、5名、11名が受講した。2日間のコースには18名が、3日間のコースには19名が受講した。同じく障がい者支援関係として「ガイドヘルパー養成研修」も2回、開講した。

2017年度の職業能力開発講座による総収入は2,917万円であり、内訳はBrush Up講座が858万円、ポリテク徳島の受託が420万円、徳島県立中央テクノスクールの受託が1,296万円、就職支度金が合わせて343万円となっている。

ジョブとくしま無料職業紹介所は2004年に開設された。きっかけはジョブカレッジとくしまが提供する講座修了生の就職を支援するためである。開設当初は2名であったが、現在は徳島労働局（ハローワーク）出身の1名だけで対応している。この女性は「求職者に頼られている。紹介した事業所でうまくいなくてもすぐ次を紹介するとかで」⁸²。

2016年度の有効求人数は339名であった。内訳はその他のサービス職業が170名、介護サービスが37名、一般事務が23名、警備が23名などとなっている。これに対して有効求職者は300名、新規求職申込者数は269名、うち就職した者は99名（常用73名、臨時24名、日雇い2名）である。新規の求職申込先としては介護サービスの149名が圧倒的である。就職者も77名（常用63名、臨時14名）が介護サービスで、実に就職者全体の77.8%を占める。ジョブカレッジとくしまとの連携がうまく行っているのだと考えられる。

10. 地域若者サポートステーション

地域若者サポートステーション事業を担当するのが自立サポート事業部である。前述したように厚生労働省の委託事業で、徳島と阿波の2カ所にステーションを持つ。とくしま地域若者サポートステーションは2006年9月開設、あわ地域若者サポートステーションは2012年5月に開設されている。

常務理事を部長として、その下にフルタイム10名、パートタイム1名の計11名のスタッフがいる。とくしま地域若者サポートステーションには5名のスタッフ（うち1名は臨床心理士）、あわ地域若者サポートステーションにも5名のスタッフ（うち1名は臨床心理士、また1名は池田町にあるサテライトに勤務）が配置されている。パートタイムの1名は臨床心理士であり、2つ

⁸¹ 県労協専務理事・常務理事へのインタビュー記録（2018年4月18日）より。

⁸² 県労協専務理事・常務理事へのインタビュー記録（2018年4月18日）より。

のサポステで個別相談を担当している（週2回勤務）。

サポステ事業とは「働くことを希望している15歳～39歳の若者及びその家族を対象に、多様な支援サービスでサポート（応援）する就労支援機関です。キャリアコンサルタント・臨床心理士など専門スタッフによる個別相談の他、各種講座や職場実習などを行っています」⁸³。インタビューによると具体的な支援は次のようなものである。

「サポステの基本は相談ですね。相談と様々な就労支援につながる講座を開設します。また職場実習がアルバイト雇用につながるケースも多いので、職場実習先の開拓も重点的に行っています。・・サポステの担当になるまで、ここまでコミュニケーションが苦手な若者、傷つきやすい若者が相談に来るということがわかりませんでした。訪ねてくる若者が本当に線の細い、声もかばそくて自信がなさそうで、何か自分が否定されていると思ったら心を閉ざす。だから相談員も高いスキルが求められる。現在の所長は・・臨床心理士で、この分野の専門家で、学校からもしょっちゅう講演依頼が来ます」「相談を続けて、コミュニケーションを取り、就労支援講座を受講し、その後、『じゃあ、ちょっと職場体験してみる』などと時間をかけて支援をして、アルバイト雇用へ。すぐに正規は難しいかな。焦ることなく、納得させながらという支援をしています」⁸⁴。

とくしまサポステの2016年度の実績は以下のとおりである⁸⁵。新規の相談者数は102名、相談件数は延べ1,973件（うち本人1,896件、保護者77件）であった。各種講座（コミュニケーション講座、就活準備講座、ホンキの就職4days、若者UPプロジェクト（ITを活用した若者就労支援プロジェクト）など17講座）への延べ参加者は412名であった。

職場実習は「1～5日間、1日あたり3～5時間・・行います。実際の職場で『働く』を体験することで、『働く』がイメージしやすくなります。『働く』ことに対しての不安を、自信に変えられるように実習担当者がサポートしていきます。職場実習には、自分自身の適性を発見するきっかけになり、働くことへの自信を得るにはぴったりです」⁸⁶。職場実習への協力企業数は154社、2016年度に受け入れてくれた企業数は延べ98社であった。職場実習に参加した相談者は延べ104名であった。実習内容は介護補助、調理補助、小売業での品出し、農業、接客販売、運送業での仕分け作業、製造業などであった⁸⁷。

職場実習をさらに進めたものがチャレンジ体験と呼ばれ、これは「人手不足産業や業種、また、実際に公共職業安定所に求人が出ている事業所及び同業種の事業所において3～4週間（週20～40時間）職場体験を行う。長期間の職場体験により、その業種における職場の雰囲気や仕事内容を十分に理解し、就職活動や職業選択に役立てることを目的とする」ものである。2016年度の協力企業は35社で、実際にチャレンジした人は1名、利用企業は小売業1社であった。

これらの結果、2016年度に就職した者は73名であった。2014年度、2015年度がともに89名であったのでやや減っている。

⁸³ とくしま地域若者サポートステーションのHP (<http://www.toku-sapo.com/>へ2019年2月14日にアクセス) より。

⁸⁴ 県労協専務理事・常務理事へのインタビュー記録（2018年4月18日）より。

⁸⁵ 以下の記述は特に断らない限り、引用も含め徳島県労働者福祉協議会『2017年度第7回（通算45回）定時会員総会 資料集』（2017年6月14日）pp.79-82によっている。

⁸⁶ とくしまサポステ「職場実習について」(<http://www.toku-sapo.com/jobtraining/>へ2019年2月14日にアクセス) より。

⁸⁷ 職場実習の状況については徳島県労働者福祉協議会『2017年度第7回（通算45回）定時会員総会 議案書』（2017年6月14日）p.20より。

あわサポステも同様の事業を行っているので、ここでは数字だけを拾ってみる⁸⁸。新規の相談者数は68名、相談件数は延べ481件（本人445件、保護者36件）、各種講座（12講座）への延べ参加者数301名、職場実習への協力企業数は58社、2016年度に受け入れてくれた企業数は延べ11社、職場実習に参加した相談者は延べ10名、チャレンジ体験への協力企業は5社、実際にチャレンジした人は1名、利用企業は製造業1社であった。これらの結果、2016年度に就職した者は42名であった。

11. 生活困窮者自立支援

県労福協は2011年度から生活困窮者自立支援事業を受託してきた（2013年度までは内閣府のモデル事業、2014年度は厚生労働省のモデル事業）。2015年度から同事業は本格実施されたが、その時より、徳島県、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市から自立支援事業を受託している。この事業を運営するのがパーソナルサポート事業部であり、常務理事を部長として、その下にフルタイムのスタッフ13名が配置されている。4つの事業所に分かれていて、パーソナルサポートセンターとくしま、あなんパーソナルサポートセンター、鳴門市生活自立相談支援センターよりそい、こまつしま生活自立支援センターである。この中で最大がパーソナルサポートセンターとくしまであり、スタッフが6名（うち1名は総務企画・ライフサポート事業部のスタッフが兼務）配置されている。あなんパーソナルサポートセンターには4名、鳴門市生活自立相談支援センターよりそいには6名（3名が他のセンターと兼務）、規模的に小さいこまつしま生活自立支援センターには4名（うち1名は総務企画・ライフサポート事業部、2名が他のセンターと兼務）が配置されている。

パーソナルサポートセンターとくしまは徳島県から就労準備支援事業、徳島市からは就労準備支援事業、学習支援事業を受託している。あなんパーソナルサポートセンターは阿南市から自立相談支援事業、就労準備支援事業を受託している。鳴門市生活自立相談支援センターよりそいは鳴門市から自立相談支援事業、学習支援事業を受託している⁸⁹。こまつしま生活自立支援センターは小松島市から自立相談支援事業を受託している。それぞれの事業を簡単に説明しておこう。

あなんパーソナルセンターのパンフレットによれば、自立相談支援事業とは「生活と仕事などで不安を抱えている人を支援するシステム」であり、たとえば「収入が不安定、生活費に困っている」「病気になって生活が苦しい」「社会に出るのが怖い」「家族のことで悩んでいる」「自分に合った仕事が見つからない」などの悩みや不安を抱える人々の相談にのり、相談者にあった支援プランを提案していく仕組みである。

あなんパーソナルサポートセンターの次のような相談事例が徳島県労働者福祉協議会『2017年度第7回（通算45回）定時会員総会 資料集』に掲載されている⁹⁰。相談者は40歳代男性である。相談者は介護助手の仕事をしていたが、突然、左手に震えの症状が出たために、介護に責任

⁸⁸ 以下の記述は徳島県労働者福祉協議会『2017年度第7回（通算45回）定時会員総会 資料集』（2017年6月14日）p.83-86と同『議案書』p.21によっている。

⁸⁹ 鳴門市は、これ以外に、被保護者就労支援事業を県労福協に委託しているが、これにはジョブとくしま無料職業紹介所のスタッフが週に1回、対応している。

⁹⁰ 徳島県労働者福祉協議会『2017年度第7回（通算45回）定時会員総会 資料集』（2017年6月14日）pp.117-118より。

を持てなくなったために辞めた。一人で暮らしており、そのうち、所持金、貯金がゼロになり、食料もなくなってセンターに相談に来た。親から山林、畑を相続しており生活保護を受けられず、家族との連絡も長期間取っておらずに彼らの支援も期待できない。こうした状況にある相談者に対して、センターはフードバンクから食品を提供し、県労福協独自事業「生活・就労自立支援基金」制度から就職活動にかかる経費などのためにつなぎ資金を貸与し、就労支援を行った。最終的には3ヶ月間の介護職員初任者研修を受講するよう勧め、訓練終了後、阿南市内の介護施設で働くことになった。

パーソナルサポートセンターとくしまのパンフレットによれば、就労準備支援事業とは、「仕事に就く自信がない、コミュニケーションが得意でない、意欲はあるのに一歩が踏み出せない方などの」悩みを抱える人びとの就職、自立をサポートする事業である。支援は3つのステップからなり、①規則正しい生活ができるようになるための日常生活自立支援、②社会と協調して暮らせるようになるための社会生活自立支援、③そして就労により生計維持ができるようになるための就労自立支援からなる。

就労準備支援についてもあなんパーソナルサポートセンターの相談事例が『資料集』に掲載されている⁹¹。相談者は30歳男性である。親元で暮らしているが、2年間ニート生活が続いていた。「なんでもいいから仕事をしたい」ということだったので、履歴書の作成と簡単な模擬面接をしたが、芳しい成果を収めることができない。支援する過程で「農作業のような、人と接することのない仕事がしたい」との希望がでてきたのでスタチ採取を経験する機会を与えたところ、積極性が出てきた。その後、高校時代には船舶関係の勉強をしてきたということで、そちらの仕事をしてみたいと、さらに積極的になった。夏に国土交通省四国地方整備局小松島港湾・空港整備局に応募するも不合格となって自信喪失してしまう。11月に神戸の船舶会社から面接の連絡が入り、徳島駅前面接を行い、後日、採用の通知が来て、この時点で就労準備支援事業は終了した。だが、5日間勤務したのち会社を辞め、徳島に帰って来た。再び、社会との接触を避けるようになってしまった。相談員が春の七草採取のアルバイトがあるという情報を提供したところ、相談者は再び来所するようになった。春の七草アルバイトが終了しニート生活に戻ることを家族が心配し、知り合いの飲食店でアルバイトの話を持ってきて、本人はそれを受けた。原付免許の取得を希望していたため、アルバイト（昼の2時過ぎには終わる）後に、原付免許の取得に向けた学習支援プログラムを実施。アルバイトもすぐに辞めてしまうのではないかと心配したが、継続し、試験も無事合格し、今度、就職につながる支援をしていくよう本人とも話し合っている。

学習支援事業についてパーソナルサポートセンターとくしまのパンフレットは「意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により、学力や進学について不安を抱えている中学生を対象に、疑問や悩みを常駐するスタッフにいつでも相談できる環境を提供します。自分の目標に向かって、主体的に学習に取り組むことのできる場を『自習室』として運営することで、基礎学力の向上や進学等を支援します」と記されている。徳島市、鳴門市、いずれも5地区で学習塾が週1回2時間（月曜日から金曜日まで）開かれる。授業料は無料である。講師は鳴門教育大学大学院の臨床心理学教室の修士1年、2年に依頼している。基本的には中学3年生の高校進学を目指している。「だいたい来ている子どもたちが不登校とか、学校行かないで盛り場で遊んでいるとか。そういった子どもたちを中卒ではなく、高卒にした方が就職も有利になるからと言って進めた。・・・学習塾に来たときは絶対中学卒業して就職と言っていた子どもたちが、だんだん変わってきて、

⁹¹ 同上書pp.129-131より。

全員高校進学しています」⁹²。

以上の生活困窮者自立支援事業の実績をみてみよう。センターごとに集計方法が異なるので、簡単な比較はできないが、次のようになる。

表3-3は自立相談支援事業の実績を示している。

表3-3 3つのパーソナルサポートセンターの自立相談支援件数

| | 総相談件数 | 新規相談件数 | 支援決定者数 |
|------|-------|--------|--------|
| 阿南市 | 1493 | 46 | - |
| 小松島市 | 680 | 52 | - |
| 鳴門市 | - | 177 | 35 |

資料出所：徳島県労働者福祉協議会『2017年度第7回（通算45回）定時会員総会 資料集』（2017年6月14日）p.102、p.108、p.132とp.135より。

表3-4は就労準備支援事業の実績を示す。

表3-4 3つのパーソナルサポートセンターの就労準備支援件数

| | 総対応件数 | 計画書作成数 | 新規利用者数 | 就労体験受け入れ事業所数 | 就労者数 |
|-----|-------|--------|--------|--------------|------|
| 徳島県 | 799 | 16 | 12 | 90 | 5 |
| 徳島市 | 340 | 28 | 8 | - | - |
| 阿南市 | - | - | - | - | 51 |

資料出所：表3-3に同じ。pp.88-89、p.95、p.119より。

表3-5が学習支援事業の実績である。

表3-5 2つのパーソナルサポートセンターの学習支援事業

| | 在籍者数 | うち中学3年生 | 中学2年生 | 中学1年生 |
|-----|------|---------|-------|-------|
| 徳島市 | 60 | 52 | 5 | 3 |
| 鳴門市 | 16 | 7 | 5 | 4 |

資料出所：表3-3に同じ。pp.96-97、pp.144-145より。

⁹² 県労協専務理事・常務理事へのインタビュー記録（2018年4月18日）より。

12. 勤労者福祉ネットワーク

最後に、県労福協のメンバーである（公財）徳島県勤労者福祉ネットワークが行っている事業3つを取り上げよう⁹³。

1つは主として中小企業で働く労働者向けの福利厚生事業である。事業主が従業員全員を会員として一括して加入させると⁹⁴、従業員はネットワークが提供する福利厚生サービスを利用できるようになる。会費は1人あたり月1,000円、700円、400円である。利用できるサービスは①くらしサポート&スキルアップ（店舗・施設の割引、各種セミナーの開催・案内、日帰りバスツアーの特別価格での案内等）、②慶弔共済（成人、結婚、出産、入学、還暦等）、③健康増進応援（人間ドック補助、インフルエンザ予防接種補助等）である。会費によって利用できるサービスは異なる。1,000円はすべてのサービス、700円は①と②あるいは①と③、400円は①だけとなる。2019年2月現在、1,124事業所、13,318人が会員となっている⁹⁵。

2つめの事業はファミリーサポートセンターである。地域で子育ての支援をするために、0歳から小学校6年生までの子どもを一時的に預かって欲しい人（育児の援助を受けたい人）と子どもを預かることのできる人（育児の援助をしたい人）をセンターのアドバイザーがマッチングさせる事業である。依頼する方も子どもを預かる方も事前に会員登録する必要がある。会員になると、どちらの場合もファミリーサポートセンター補償保険に加入する必要がある（保険料はセンター負担）。子どもを預かる会員に限ってはサポートに必要な知識を身につけるために講習会を受けることになっている。

利用時間は月曜日から金曜日、7時から20時までで、利用料金は1時間700円となる。それ以外の早朝、夜間、土日祭日、年末年始では利用料金は1時間800円となる。料金は子どもを預けた会員が、子どもを預かった会員に直接支払う仕組みとなっている。センターは会員登録とマッチングをするだけである。ファミリーサポートセンターは徳島県の7地域にあり、各市町村が徳島県勤労者福祉ネットワークに事業を委託している。

3つめの事業はとくしまマッジサポートセンターである。パンフレットによれば同センターは「結婚を希望する独身男女に出逢いの場を提供し、サポートを行うため、公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワークが、徳島県から委託を受けて、結婚支援を行う公的センター」である。3通りの出逢い方がある。1対1での出逢いを望む場合、登録料1万円を支払って会員（2年間有効）となり、タブレット端末から相手を選んで見合いをする。イベント参加型の場合、メールマガジンに登録し（無料）、イベント（パーティ、ラフティングやトレッキング等）情報が送られてくるので、その中から参加したいイベントに応募し参加して（参加費がかかる）、相手を探す。グループマッチングは、グループを作って会員登録し（無料）、イベントを選んでグループで参加し（参加費がかかる）、相手を探す。なお、イベントの企画、実施は他の企業、団体に委託している。

⁹³ 以下の事業についての記述は、特に断らない限り、パンフレットによっている。

⁹⁴ 事業主、常勤役員、臨時・パートタイマー、家族従業員は任意加入である。また事業主だけ、一部の従業員だけの加入はできない。

⁹⁵ 徳島県勤労者福祉ネットワークのHP（<https://toku-sc.com/>へ2019年2月16日にアクセス）より。

第4章 長野県労働者福祉協議会

1. 会員組織

長野県労働者福祉協議会（以下、県労福協）は一般社団法人格を2010年に取得している。会員組織は表4-1のとおりである。

表4-1 会員組織

| |
|-------------------|
| 連合長野 |
| 長野県労働組合連合会 |
| 長野県平和・人権・環境労働組合会議 |
| 長野県労働金庫 |
| 全労済長野推進本部 |
| 長野県生協連 |
| 長野県住宅生協 |
| 長野県勤労者協議会連合会 |
| 長野県退職者連合会 |

資料出所：長野県労働者福祉協議会『第59回定時社員総会議案書』（2018年6月19日）p.39より。

このうち連合長野、労働金庫、全労済、生協連の4者はほとんどの県労福協で見られる会員組織である。長野県労福協の1つの特徴は、長野県労働組合連合会（県労連）、長野県平和・人権・環境労働組合会議（県労組会議）という連合以外の組合もメンバーとしていることである。長野県勤労者協議会連合会も連合、全労連ではなく、地域の中小の労働組合が集まって結成した協議会である。

住宅生協が存続している8県のうちの1つが長野県である。長野県退職者連合会は連合OBの集まりである。

長野県には13の地区労福協がある。北信地区労福協、須高地区労福協、長野地区労福協、上小地区労福協、佐久地区労福協、大北地区労福協、安曇野地区労福協、松本地区労福協、塩尻地区労福協、諏訪地区労福協、木曾地区労福協、上伊那地区労福協、飯田地区労福協である。これらの地区労福協は県労福協の会員組織でもなく、また下部組織でもない。ただ、地区労福協の独自の活動を支援するために交付金を支給している。また労金を利用するために、未組織労働者や組合OB、互助会や共済会会員を束ねる組織として暮らしサポートセンターが13の地区労福協と県労福協に置かれている。暮らしサポートセンターと県労福協との関係も地区労福協のそれと同じである。

2. 財政とスタッフ

県労福協の2017年度の総収入は2,797万円である。主な収入は2,541万円の会費であり、これに受取利息や配当金などが加わる。なお、2011年4月に長野県労働者基金協会⁹⁶と統合した際に、7億2,200万円を受け継いでおり、この財産を27年間で公益事業目的で使い切ることとなっている。支出は2017年度で6,456万円であり3,659万円の赤字である。受け継いだ財産はこのままでは2030年にはゼロになると推測されている。

赤字が続いている背景には次のような事情がある。県労福協が県労働者基金協会と統合した2011年度は、パーソナルサポート事業（モデル事業）が始まった年であり、県労福協は同事業を受託し各種の相談事業を行うようになっていく。この受託が2013年度まで続いたが、生活困窮者自立支援法成立後、長野県は県下6か所にワンストップ型の相談支援拠点「長野県生活就労支援センター（愛称まいさぼ）」を設置し、その運営を県労福協ではなく社会福祉法人長野県社会福祉協議会に委託するようになった⁹⁷。県の委託事業がなくなっても、県労福協が各種相談事業をさほど規模を縮小せずに継続していることが、赤字の背景にある。

県労福協事務局に常駐しているスタッフは専務理事1名、常務理事1名、職員1名の計3名である。この他に県労福協が雇用しているフルタイムの臨時職員が8名いる。いずれも60歳以上の再雇用である。1名は県労福協事務局で働く。あとの7名は地区労福協で働く。うち1名は大北地区労福協の専従事務局長、1名は北信地区労福協の職員、5名は無料職業紹介事業を担当している。この5名は長野地区労福協、佐久地区労福協、松本地区労福協（2名）、諏訪地区労福協で無料職業紹介事業に従事している。

13の地区労福協の会長は全員非専従であり、専従の事務局長が配置されているのは長野地区労福協、上小地区労福協（正確には事務局次長）⁹⁸、大北地区労福協（前出）、松本地区労福協、上伊那地区労福協の5地区である。大北以外はすべて労金からの出向者である。なお、上小地区労福協と上伊那地区労福協では専従事務局長（次長）が無料職業紹介事業の担当を兼務している。塩尻地区労福協は独自に職員を雇用しているが、週3回程度で短時間勤務である。

⁹⁶ 長野県労働者基金協会は1979年に設立され、労金、全労済などの出捐金を得て、労働者の福祉活動を支援してきたが、事業が県労福協と重複するようになったことなどのために統合されることとなった（以上、県労福協専務理事インタビュー記録（2018年11月1日）より）。

⁹⁷ 長野県「生活困窮者自立支援制度（信州パーソナル・サポート事業）のご案内」（<https://www.pref.nagano.lg.jp/chiiki-fukushi/kenko/fukushi/konkyu/puopopo.html>へ2019年2月19日にアクセス）より。

⁹⁸ 事務局長は連合からで非専従である。

表4-2 地区労福協の専従者配置

| 地区労福協 | 専従者 |
|-------|------------------------|
| 北信 | 職員（県労福協） |
| 須高 | |
| 長野 | 事務局長（労金）、JOB担当（県労福協） |
| 上小 | 事務局次長（労金） |
| 佐久 | JOB担当（県労福協） |
| 大北 | 事務局長（県労福協） |
| 安曇野 | |
| 松本 | 事務局長（労金）、JOB担当2名（県労福協） |
| 塩尻 | 短時間職員（地区労福協） |
| 諏訪 | JOB担当（県労福協） |
| 木曾 | |
| 上伊那 | 事務局長（労金） |
| 飯田 | |

資料出所：長野県労働者福祉協議会内部資料より。

表4-2は13の地区労福協の専従者配置状況を示したものである。ここでJOB担当とは無料職業紹介事業を担当していることを意味する。13の地区労福協のうちフルタイムの専従者が配置されているのは8地区であり、パートの職員が配置されているのは1地区となっている。あとの4地区には専従者が置かれていない。

以上をまとめると、フルタイムの正規の専従者は本部の3名と地区の4名（労金からの出向）の7名、フルタイムの臨時職員8名（県労福協雇用）、パートタイムの臨時職員1名（地区労福協雇用）であり、県労福協、地区労福協を合わせて16名のスタッフからなる。

3. 生活あんしんネットワーク事業

県労福協の主たる事業の1つに「生活あんしんネットワーク事業」がある。これは7つの事業、①くらしなんでも相談、②金融・共済・住宅事業の地域展開支援、③失業・離職者支援（無料職業紹介事業）、④NPO・ボランティアと連携したあんしん街づくり、⑤中小労組・未組織労働者支援生涯生活サポート（暮らしサポートセンター）、⑥退職者OBと事業団体との生涯取引、⑦福祉事業への参加（育児・介護）からなり、県労福協はメニューを提示し、各地区労福協がそこから選んで活動を行うという形を取っている。

ここではこの7つの事業から①くらしなんでも相談と③失業・離職者支援（無料職業紹介事業）の2つ、そして②の地域展開支援のうちの「高校生・大学生へのマネートラブル基礎講座」に限って見ていく。なお、2017年度の公益事業目的支出額は3,492万円であったが、この①と③の2つの事業で3/4にあたる2,568万円を支出している⁹⁹。

⁹⁹ 長野県労働者福祉協議会「公益目的支出計画実施報告書」（2017年度）より。その他の公益事業としては勤労者フェスティバルと勤労者体育大会で458万円、マネートラブル講座を含む各種講演会・セミナーで465万円が支出されている。

(1) くらしなんでも相談

くらしなんでも相談のほっとダイヤルは11の地区労福協で電話・面談による相談を受けている。パンフレットによると、表4-2にあるフルタイムの専従者が配置されている8地区労福協に加えて、県労福協、須高地区労福協、安曇野地区労福協にもほっとダイヤルが開設されている。専従者の配置されていない2の地区労福協では連合地域協議会の専従者が相談にあたっている。平日の10時から16時までである¹⁰⁰。

毎月第2土曜日には弁護士、司法書士、社会保険労務士による電話相談も実施している。10時から16時までである。これらとは別に7名の顧問弁護士、36名の顧問税理士による無料の法律・税務相談もある。相談予約を電話で受け付け、面談相談（法律・税務ともに初回の1時間は無料）を受けることができる。

毎年4,000件から5,000件の相談があり、2017年度の平日相談は4,419件であった。最も多いのは就職関連の2,292件、次いで福祉関係（生活保護、年金、医療）の475件、家族関係（離婚、相続）の258件、労働問題（労働条件、社会保障）などとなっている¹⁰¹。

専門家による電話相談は174件であり、相続問題が60件、離婚問題が21件、年金問題が12件、労働問題が10件などとなっている¹⁰²。

「平日相談は地区労福協の専従事務局長（次長）が受け取りますが、無料職業紹介も仕事からんで多重債務の問題などもあって無料職業紹介担当も相談を受けています。けれども、結局、相談の全てをその場で解決できないため、長野県社会福祉協議会が作成した、弁護士や司法書士、NPO団体等の紹介冊子を参考に、相談内容についての的確な回答ができる団体等を紹介するとともに、県労福協が日頃よりネットワークを構築している諸々の団体へつないでいる」¹⁰³。年間5,000件のうちの6割くらいが面談後に他の機関を紹介する相談だという。

(2) 無料職業紹介事業—ジョブながの

無料職業紹介事業を行っている地区労福協は表4-2で無料職業紹介担当が配置されている長野地区労福協、佐久地区労福協、松本地区労福協、諏訪地区労福協の4つと、上小地区労福協と上伊那地区労福協の2つ、計6つである。上小と上伊那では事務局長、事務局長が兼務している。担当している人は職業紹介の資格を持っている。

平日、9時から17時までサービスを提供している¹⁰⁴。上述したように、2011年度に県から受託したパーソナルサポート事業を自治体からの委託を受けずに独自に継続しているのが、この無料職業紹介事業（=ジョブながの）である。インタビューによると次のようである¹⁰⁵。

「生活困窮者自立支援の就労相談は、基本的には長野県、市町村が『まいさぼ』という事業を実施しているので、本来はそこに行くことになるのですが、そこで断られ、ハローワークへ行っても断られ、なかなか仕事が見つからなくて困っている人が最後の拠り所として来るのがジョブながののです。そこでわれわれの持っているネットワークをいろいろ使いながらなんとか就職先を見つけてあげて、就労に繋げています。また、訪問者の中には、心の問題を抱えている方も少な

¹⁰⁰ 北信は月、火、木、金、大北は月、火、金に開設している。

¹⁰¹ 長野県労働者福祉協議会『第59回定時社員総会議案書』（2018年6月19日）p.3より。

¹⁰² 同上書p.3より。

¹⁰³ 県労福協専務理事インタビュー記録（2018年4月27日）より。

¹⁰⁴ 諏訪地区労福協は月、火、水、金の4日間、松本地区労福協は9時から15時までとなっている。

¹⁰⁵ 県労福協専務理事インタビュー記録（2018年4月27日）より。

くなく、紹介するときには、十分に気を付けないと、せっかく就職先を紹介しても、面談に行くことを拒絶したり、就職してもすぐに辞めてしまったり等の事例も多々あります」。

「長野県は2011年に国の第2次パーソナルサポートサービスモデルプロジェクトの指定を受け、県労福協が県から事業を受託し、パーソナルサポートモデル事業に取り組むこととなりました。自立支援法が成立したあとは、パーソナルサポート事業は、市町村の社会福祉協議会が県から受託することになったが、事業移行時の立ち上がり時の懸念や、継続して相談に来る人のために、公益目的事業として継続することに決めました。それでジョブながのに来る人たちも案外いで、相談も相当あるということで、うちの資産を切り崩しながら続けている」。

年間の相談件数（延べ）は約2,000件、就職に結び付くのが100人だという¹⁰⁶。2016年度では新規求職者303人、就職決定者は98人¹⁰⁷、2017年度ではそれぞれ221人、78人¹⁰⁸である。

(3) マネートラブル基礎講座

労金と地区労福協が連携して地域貢献の一環として「高校生・大学生のためのマネートラブル講座」を開催している。これは「高校生や大学生が多重債務やマネートラブルに巻き込まれないためにお金に関する理解を深めてもらうことを目的に」した講座である。この事業も公益目的事業である。2017年度は1大学（50名）、11高校（1,211名）で講座を開催した¹⁰⁹。

4. 政策制度要請

県労福協による県への政策制度要請の歴史は古い。県労福協が結成された1960年以来である。「結成年度から毎年県政要求を行い労働福祉施策の充実・向上を県に要請。県庁社会部会議室において、構成団体代表が出席し、『予算編成に伴う労働者福祉関係の要請』を提出し、社会部長をはじめとする県の各部局の担当者と交渉を行いました」¹¹⁰。

2006年からは直接、知事に要請するようになった。「2006年度県政要請からは、県知事室において、直接知事に労働者福祉施策や県民生活の安定向上などを要請」「県政要求は知事懇談会と関係部局交渉の2段階形式をとるようになりました」¹¹¹。

2段階方式は現在も続いており、2017年度は次のようである。「11月8日（水）県庁において、2017年度労福協県政要請を行い、生活困窮者自立支援制度の充実や、消費者教育の推進強化など7項目の要請書を県知事に手渡しました。又、具体的な内容については部局折衝も行い、より安心・安全な県民生活を目指し意見交換を行いました」¹¹²。

政策制度要請は政策委員会を2回開催し、意見を集約しながら事務局でまとめていく。政策委員会の委員は連合長野、県労連、県労組会議、労金、全労済、県生協連、県住宅生協から選出さ

¹⁰⁶ 同上インタビュー記録より。

¹⁰⁷ 長野県労働者福祉協議会『第58回定時社員総会議案書』（2017年6月19日）p.4より。

¹⁰⁸ 長野県労働者福祉協議会『第59回定時社員総会議案書』（2018年6月19日）p.4より。

¹⁰⁹ 長野県労働者福祉協議会「公益目的支出計画実施報告書」（2017年度）より。

¹¹⁰ 長野県労働者福祉協議会『結成50周年記念誌 福祉はひとつ』（2010年10月）p.14。

¹¹¹ 同上書p.14。

¹¹² 長野県労働者福祉協議会『第59回定時社員総会議案書』（2018年6月19日）p.7より。

第4章 長野県労働者福祉協議会

れており、「イデオロギーや労働行政のみに関わらず、福祉は一つの観点で要請をまとめている」¹¹³。

表4-3は2017年度の政策制度要請の概要をまとめたものである。

表4-3 政策制度要請の概要

1. 生活困窮者自立支援制度の充実に向けて
2. 奨学金制度の拡充・改善に向けて
3. フードバンク信州との連携強化に向けて
4. 消費者教育の推進強化に向けて
5. 雇用の安定と公正労働条件の確保について
6. 暮らしの安全と安心の確保、消費者行政の充実強化について
7. 大規模災害に対する防災対策について

資料出所：長野県労働者福祉協議会『第59回定時社員総会議案書』（2018年6月19日）pp.42-55より。

「1. 生活困窮者自立支援制度の充実」では①生活保護の恣意的運用を避け、②縦割りではなく寄り添い型で支援を行う「ながのモデル」を継承し、③任意事業を必須事業にするよう国へ要望することなどを求めている。

「2. 奨学金制度の拡充・改善」では①奨学金問題に関する相談窓口を開設すること、②給付型奨学金制度の支給金額の増額を国に要請すること、③県独自の奨学金を拡充していくことなどを要請している。自らも会員となっている

「3. フードバンク信州との連携強化」は①フードバンクの存在の啓発、広報を行うこと、②自治体の防災備蓄食料を提供すること、③自治体がフードドライブを開催するよう促すこと、④財政面での支援をすることなどからなる。

「4. 消費者教育の推進強化」は①相談窓口である消費生活センターの充実強化と認知度向上、②学校とりわけ高校における消費者教育の徹底、③多重債務の防止の啓発活動などを求めている。

「5. 雇用と公正労働条件の確保」は①期限の定めのない直接雇用の拡大を国に強く働きかける、②マッチング機能を強化し、女性、若者、障がい者、高齢者のそれぞれに応じた雇用対策を強化するからなる。

「6. 暮らしの安全と安心の確保、消費者行政の充実強化」の要請は2つの柱からなっていて、1つは食品の安全確保のための施策立案・実施と広報活動の充実であり、もう1つは消費者団体との意見交換、連携強化である。

最後の「7. 大規模災害に対する防災対策」は、2017年度に新たに加わった要請であるが、①公共施設、医療施設の耐震化の徹底、②学校教育における防災教育の充実、③災害発生時への迅速な対応を可能にする取り組みなどからなる。

いずれの要請も長野県民の福祉の向上、生活改善を求める要請である。

¹¹³ 県労協専務理事インタビュー記録（2018年4月27日）より。

5. 婚活事業

県労福協としてではないが、長野地区労福協が婚活事業「良きパートナーを探そう」を行っている。2017年度で32年を迎えた。「長野市報や長野市勤労者共済会報、労福協ニュース等で募集し、昨年に続き市内のホテルを会場に年3回開催しました。〈2017年9月16日、同12月9日、2018年2月17日の各土曜日〉」¹¹⁴。

毎回、男女各20～30名を募集しているが、男性の申し込みが多く、抽選となるそうである。2017年度では男性の応募者は延べ149名、女性が延べ76名である。かなり、成功率も高く「年間では13組（昨年度14組）のカップルが誕生した」¹¹⁵という。

「ここ数年の実績では、毎回5、6組のカップルが誕生し、そのうち1、2組が結婚に結びついています。めでたく結婚したカップルには地区労福協より5万円相当の記念品が贈呈される」¹¹⁶。

¹¹⁴ 「長野地区労福協ニュース」No.77（2018年7月27日）p.3。

¹¹⁵ 同上ニュースp.3。

¹¹⁶ 県労福協専務理事インタビュー記録（2018年11月1日）より。

第5章 茨城県労働者福祉協議会

1. 会員組織

茨城県労働者福祉協議会（以下、県労福協）は2014年に一般社団法人格を取得している。会員組織は表5-1のとおりである。

表5-1 会員組織

| |
|------------------------|
| 連合茨城 |
| 中央労働金庫茨城県本部 |
| 全労済茨城推進本部 |
| 生活協同組合パルシステム茨城栃木 |
| 公益財団法人日立平和台霊園 |
| 一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンター |
| 一般財団法人茨城県労働者福祉基金協会 |
| 29の産業別組織の地域組織 |
| 5つの単組 |

資料出所：茨城県労働者福祉協議会『第4回 定時総会議案書』（2017年5月26日）p.45より。

連合茨城、労働金庫、全労済の3者はほとんどの県労福協で見られる。茨城県生協連自体は存在するが、県労福協には加盟しておらず、生協パルシステム茨城栃木が県労福協の会員となっている。（公財）日立平和台霊園は1969年に日立市内の労働組合が中心になって設立した霊園である。（一財）水戸市勤労者福祉サービスセンターは「中小企業に勤務する勤労者と事業主に対して、総合的な福祉事業を行うことにより、勤労者の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興及び地域社会の発展を寄与することを目的」とし、水戸市内の事業所に勤める従業員および事業主、また水戸市内に住む勤労者を対象とし、給付事業（祝い金、見舞金、弔慰金）と福利厚生事業を行っている（入会金1,000円、会費1,000円/月）¹¹⁷。

（一財）茨城県労働者福祉基金協会（以下、福祉基金協会と略称）は1983年に設立された団体¹¹⁸である。現在、①労働者福祉事業団体支援（連合茨城、県労福協、生協パルシステム茨城栃木）、②勤労者福祉施設管理運営（茨城県労働福祉会館、ラウエル牛久、ラウエル鹿嶋）、③非営利団体等活動支援、④非営利団体等の労金融資利用時支援などの事業を行っており、そのうち、③と④の事業については後述する。構成団体は連合茨城、中央労金茨城県本部、全労済茨城推進本部、県労福協、生協パルシステム茨城栃木、（公財）日立平和台霊園であり、2017年3月

¹¹⁷（一財）水戸市勤労者福祉サービスセンターのHP（<http://www.mito-sc.com/info/gaiyou.htm>へ2019年2月21日にアクセス）より。このセンターがなぜ県労福協の会員になっているのかはわからなかった。

¹¹⁸茨城県労働者福祉基金協会の事業と組織、資産についての記述は、特に断らない限り、茨城県労働者福祉基金協会『30年のあゆみ』2014年5月）のpp.2-3によっている。

末日現在の正味財産は14億7,200万円¹¹⁹である。福祉基金協会事務局には現在2名のスタッフがいる。

29の産業別組織は電機連合、UAゼンセン、自治労、日教組、基幹労連、自動車総連、JAM、JP労組、電力総連、JEC連合、フード連合、情報労連、運輸労連、私鉄総連、全国農団労、全国競馬連合、政労連、全労金、国公総連、全水道、全国ガス、全自交労連、全日本海員組合、紙パ連合、森林労連、労済労連、JR東日本労組、動労、国労である。5つの単組は茨城新聞労組、三菱化学労組連合会筑波労働組合、茨城県高教組、全法務労組水戸支部、日産観光労組である。県労福協に出資金を拠出していた労働組合は、県労福協が一般社団法人に移行した際、会員として引き継いでいる。

この他に10の地域労福協がある。県北地域労福協、水郡地域労福協、水戸地域労福協、常陸那珂地域労福協、下館地域労福協、古河猿島地域労福協、土浦地域労福協、水海道地域労福協、県南地域労福協、鹿行地域労福協である。これらの地域労福協は県労福協の会員ではなく、下部組織というわけでもない。「それぞれ独立した組織であり、県労福協と協力関係にあるという存在。運営費として県労福協が助成金を支出している」¹²⁰。

2. 財政とスタッフ

県労福協の2017年度の総収入は6,218万円である。主な収入は会費であり2017年度で合計2,845万円である。会費納入団体は連合茨城、労金、全労済、パルシステム、(公財)日立平和台霊園、福祉基金協会の6団体である。これ以外に県から850万円、福祉基金協会から150万円の補助金、利息、利用配当金がある。この他に指定正味財産から2,264万円を繰り入れている。

最後の点について補足しておこう。2014年に一般社団法人に移行した際に、公益目的事業のための財産として3億6,795万円を保有していた¹²¹。この財産を14年かけて公益目的事業(研究・啓発事業、出会いサポート、ライフサポート)で使い切るようになっており、2,264万円はそのための繰入額である。ここから、出会いサポート、ライフサポートの事業費1,920万円(2017年度)が支出されている。公益目的支出が終了後、この2つの事業をどうするのかは今後の大きな課題である。

県労福協本部に常駐するスタッフは専務理事1名、事務局長1名、職員1名の計3名である。このほかにライフサポートセンターいばらきに相談員が2名配置されている。2名とも県労福協が雇用する労金OBで月曜日から土曜日まで交替で勤務している。10の地域労福協には専従者はいない。県労福協全体でフルタイムが3名、パートタイムが2名の計5名である。

¹¹⁹ 茨城県労働者福祉基金協会第21回理事会提出資料(2018年5月25日)より。

¹²⁰ 県労福協専務理事インタビュー記録(2018年5月22日)より。

¹²¹ このうち3億3,319万円が寄付金であった。同上インタビューによると「労金の教育ローンを借りたときに利子補給をする育英基金という団体があったが、労金が統合して中央労金になる際に、解散することとなり、そこにあった積立財産の1/3ほどが県労福協に寄付されたものである」。

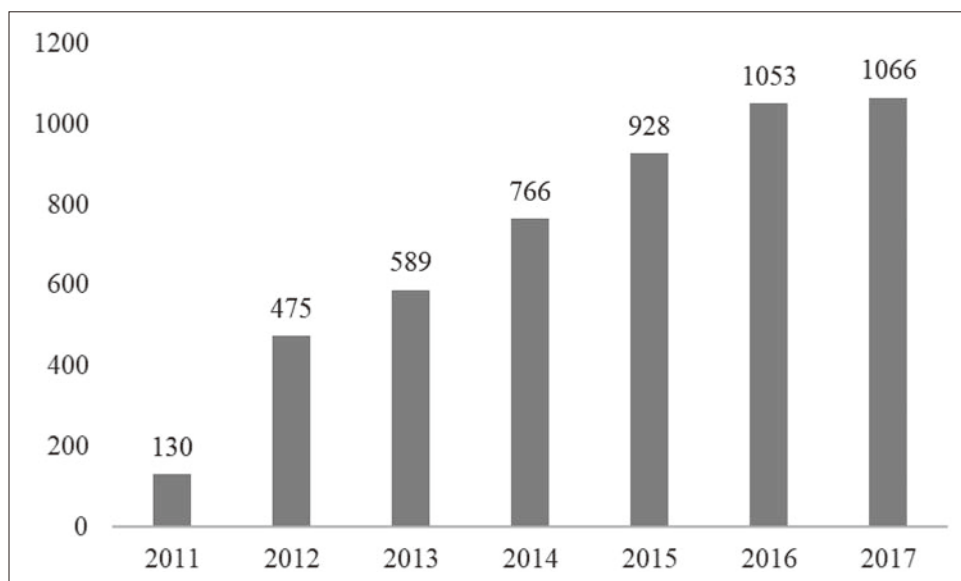
3. ライフサポートセンターいばらき

2011年11月から生活全般に関してフリーダイヤルを利用した電話相談を行っている。ホームページには次のように記されている。生活相談、生活設計、労働相談、消費者トラブル、セカンドライフなど生活全般に関する悩み事についての相談を専任の相談員が受け、一緒に考え解決に向けて支援する。ただ、内容により、①専門家などの意見を聞き、回答するか、あるいは②専門家などに直接相談することが最適と判断した場合にはそちらを紹介する¹²²。インタビューによると次のようである。「相談を受けて、納得しておしまいになるのがありますし、必要な場合は法テラスとか、市町村の福祉の窓口など直接対応してくれるところを紹介したりします。弁護士とか司法書士とかに相談したいという人にはそちらを紹介します。あと連合茨城の『しあわせセンター』で月に1回、無料法律相談をやっていますので、そこにもつながります。労働相談については連合茨城につながります」¹²³。

地域労福協にはライフサポートセンターを設置していない。ただ、連合茨城の7つの地域協議会の事務所にはライフサポートセンターの看板を掲げられており、事務局長には相談があった場合は対応するよう依頼している¹²⁴。

図5-1は2011年度から最近までの相談件数の推移を見たものであるが、急増していることがわかる。

図5-1 ライフサポートセンターいばらき相談件数の推移



資料出所：茨城県労働者福祉協議会『第4回 定時総会議案書』（2017年5月26日）p.42および「2017年度LSC相談受付項目別月別集計一覧」より。

2017年度の相談内容をみると、心の悩み相談が最も多く367件、次いで相続・贈与が111件、医療が83件、家庭内争議が76件、消費生活が74件などとなっている。

¹²² ライフサポートセンターいばらきHP (http://ib-rofuku.or.jp/life_support/index.htmlへ2019年2月22日にアクセス)より。

¹²³ 県労福協専務理事インタビュー記録（2018年5月22日）より。

¹²⁴ そのため県労福協から1地協あたり年間10万円を支給している。

4. 政策制度要請

県労福協は毎年、10月に県に対して政策制度要請を行っている。2017年度の要請は2016年10月6日に県に対して行い、2017年3月31日に県より回答を受け取っている。表5-2は2017年度の政策制度要請の概要を示したものである。

表5-2 政策制度要請の概要

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 勤労者福祉事業育成ならびに財政支援 2. 貧困や多重債務のない持続可能な社会に向けて 3. 勤労者の生活安定 4. 消費者行政の充実・強化 5. フードバンク活動の推進 6. 東日本大震災被災者への支援体制継続 |
|---|

資料出所：茨城県労働者福祉協議会『第4回 定時総会議案書』（2017年5月26日）p.6より。

6つの分野にわたり、分野ごとに2つから4つの項目からなる。「1. 勤労者福祉事業育成ならびに財政支援」は、県労福協への850万円の県補助金の助成、県と労金との提携融資制度である「緊急生活支援資金融資」「育児休業・介護休業資金融資」の継続を求めたものであり、県労福協の事業に直接関わる要請である。それ以外の5分野は以下でみるように、茨城県民の福祉向上、生活改善を求めたものである。

「2. 貧困や多重債務のない持続可能な社会」は①奨学金問題の改善に関する国への要望、②子どもの貧困対策の推進、③生活困窮者支援制度の充実などの要請からなり、「3. 勤労者の生活安定」では①労働者福祉の規模間格差の是正、②ワークライフバランスの推進を要請しつつ、自らの事業である出会いサポート、ライフサポートへの支援も要請している。後者は資金的な要請ではなく、広報・宣伝面での要請だと思われる。

「4. 消費者行政の充実・強化」は消費生活相談員の地位向上及び処遇改善や福島原発事故による放射性物質拡散に関する情報提供などを求めている。

「5. フードバンク活動の推進」では①フードバンクを「新しい公共の担い手」として位置づけ、貯蔵施設や配送車両の整備への支援、さらに自治体の備蓄食料の提供などを要請している。

最後に、「6. 東日本大震災被災者への支援体制継続」を要請し、他方、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかなる制定を国に要望するよう求めている。

5. いばらき出会いサポートセンター

出会いサポートセンターは茨城県労福協の特徴の1つである。1997年1月に県労福協と茨城県立中小企業福祉センターが合同で「いばらき結婚相談センター」を設立したのが始まりである¹²⁵。

¹²⁵ 出会いサポートセンターの沿革については、特に断らない限り、茨城県労働者福祉協議会内部資料「いばらき出会いサポートセンターの概要」によっている。

インタビューによると「当時の専務理事が、東京で結婚相談をしていた公的な団体に視察に行ったとかと聞いたことがあります。視察に行ったぐらいですから、そもそもそういう結婚相談に関心があったと思うのですけれど、見てきてから、やっぱり結婚相談センターを立ち上げたいと思ったらしいです。運営は難しくて、財政基盤が弱い。それで保証も欲しいということで茨城県に働きかけたのですが、県は慎重な姿勢だったそうです」¹²⁶。最終的には茨城県、茨城県市長会、茨城県町村会の3団体が協賛団体として参加することを決め、翌2月から会員の募集を始めた。男性193名、女性73名の計266名が会員登録したそうである¹²⁷。当初は県労福協内に水戸相談センター、中小企業福祉センター内に日立相談センターを設け、2センター体制だった。その後、1999年4月にラウエル牛久に牛久相談センター、2000年2月にラウエル鹿嶋に鹿行相談センター、連合茨城県西事務所に県西相談センターを設置し、県内5ヶ所で結婚相談を行うようになった。

2001年3月には茨城県経営者協会、茨城県商工会議所連合会、茨城県商工会連合会、茨城県農業協同組合中央会、茨城新聞社の5団体が協賛団体に加わり、2003年3月には茨城県薬剤師会、茨城県中小企業団体中央会、茨城県漁業協同組合連合会、茨城県青少年協会、連合茨城の5団体がさらに加わり、翌年にはIBS茨城放送、常陽新聞社の2団体が新たに加わった。こうして、公労使、マスコミを協賛団体とする公益的な結婚相談センターへと発展していった。

2004年、2005年には県の事業を受託するようになる。2004年には新世紀茨城青年ふれあい事業（意識啓発・ステップアップ講座、ふれあいパーティ開催）を、2005年には茨城県出会いの場コーディネーター養成講座事業（地域および職場等で結婚支援の活動をしている人、したいと思っている人を対象に開催）をそれぞれ受託している。

他方、茨城県も少子化対策として「2001年度から全国に先駆けて、『男女出会いの場づくり』を県計画『エンゼルプラン』に位置付け、具体的には『エンゼルパーティ』『出会いの場コーディネーター養成講座』『結婚・子育てエッセー募集』等実施してきた。・・・しかし、成婚組数の確保など具体的成果については不十分であった」¹²⁸。

以上の経緯を経て、茨城県から県労福協に共同で「いばらき出会いサポートセンター」を設立する提案がなされ、結婚相談（登録会員のふれあい紹介）、ふれあいパーティ・イベントの開催、出会いをサポートする人材・組織の育成などの事業を実施する一般社団法人いばらき出会いサポートセンターが2006年6月に発足することとなった。

現在の組織体制は次のようである。センターを構成するメンバーは茨城県、県労福協、県市長会、県町村会、福祉基金協会である。運営方針を決定する理事会は理事長1名、副理事長1名（センター長）、理事10名、監事2名である。県労福協の専務理事が副理事長（センター長）を務めることとなっている。センター長の下に事務局長1名、事務職員2名、相談員21名が置かれている。事務職員2名はフルタイム勤務である。相談員は週3日勤務などでローテーションを組んでいる。相談センターは現在、水戸センター、県北センター、鹿行センター、県南センター、県西センターの5ヶ所である。

財政面では茨城県が2,000万円、市町村が300万円、県労福協が500万円、福祉基金協会が100万円を支出し、その他、賛助会員からの寄付がある。現在、年会費10万円以上の特別賛助会員が常

¹²⁶ 県労福協職員へのインタビュー記録（2018年11月16日）より。

¹²⁷ 同上インタビュー記録による。

¹²⁸ いばらき出会いサポートセンター・サービス向上委員会『報告書』（2017年6月）p.1。

陽銀行以下13団体、年会費5万円以上の特別会員が水戸プラザホテル以下29団体である¹²⁹。

パンフレット、入会申込書などによると「出会いサポート」は次のような形で進む。まずは会員登録（登録料10,500円、3年間有効）を行い、入会申込書に自らの氏名、年齢、連絡先、職業、職種など（以上、必須）、さらに身長、体重、学歴、年収、趣味、資格、嗜好など（任意記入）を記入する。なお、会員登録ができるのは①茨城県内に勤めているか、あるいは住んでいる、②親が茨城県内に住んでいる、③茨城県への移住に関心がある、のいずれかである。

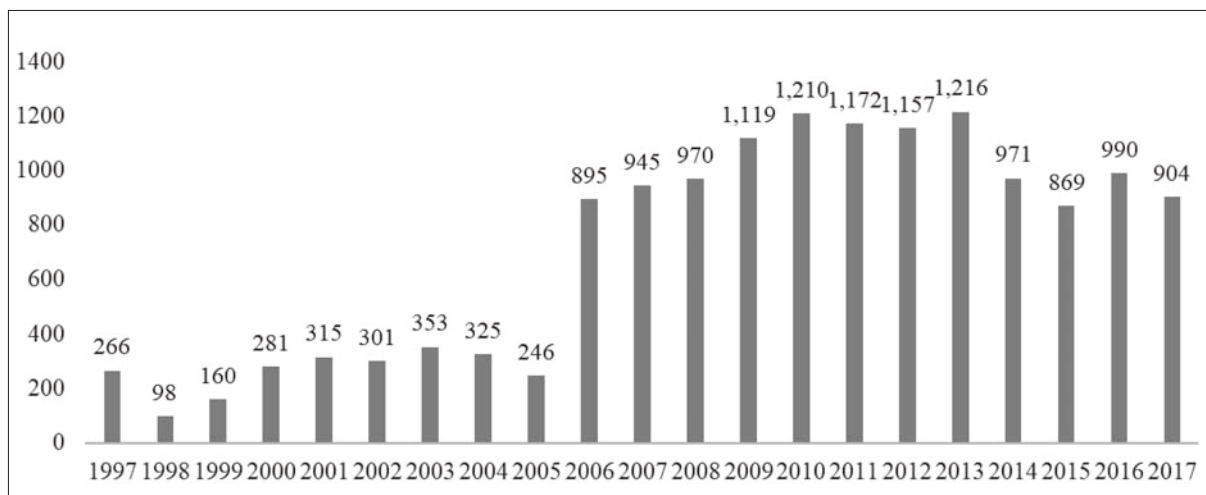
会員登録後のふれあい（お見合い）の流れは①センター内の検索ルームにおいてタブレット端末で希望に合う相手を探す、②相手が見つければセンターの相談員を通してお見合いを申し込む、③相手からOKの返事が来れば相談員が日程調整を行い、センターで「ふれあい（お見合い）」を行う、④お互いの交際意思を確認した上で、相談員が双方に連絡をする、⑤双方がOKであれば交際がスタートとなる。

この他に、会員登録の必要がないサービスとして、センター主催、あるいは市町村等主催でセンターが協賛後援する「ふれあいパーティ・イベント」に参加してパートナーを探すことや、マリッジサポーターの支援を受けながら希望に叶う相手を探すことなどの事業も行っている。

マリッジサポーターとは、パンフレットによれば「茨城県知事から委嘱された、結婚を希望する方に結婚相談・出会いの仲介・お見合いまでサポートするボランティアで、約500名が活動」しており、「お相手を探してほしい、背中を押してほしい、そういった人におすすめ」だそうです。なお、2017年度現在でマリッジサポーターは男246名、女230名の計476名である。

次にいばらき出会いサポートセンターの成果をみてみよう。2017年度末現在の会員数は2,493名（男1,500名、女993名）である¹³⁰。図5-2は1997年の「いばらき結婚相談センター」時代から現在までの毎年の入会者数の推移を示している。県との共同事業になった2006年度より入会者が急増したことがわかる。その年から毎年、900から1,000人の新規入会者がいる。

図5-2 入会者数の推移



資料出所：いばらき出会いサポートセンター「いばらき出会いサポートセンターの活動状況」（2011年3月末現在）、および茨城県労働者福祉協議会内部資料「（一社）いばらき出会いサポートセンターの登録状況等について」（平成29年3月31日現在、および平成30年3月31日現在）より。

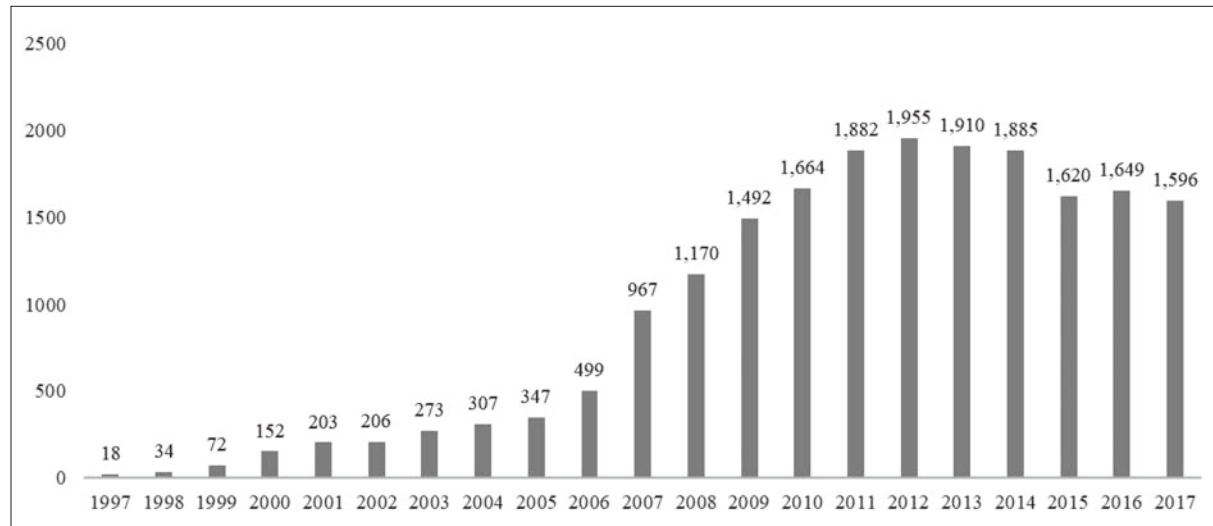
¹²⁹ いばらき出会いサポートセンターのHP（<https://www.ibccnet.com/>へ2019年2月25日にアクセス）より。

¹³⁰ 茨城県労働者福祉協議会内部資料「（一社）いばらき出会いサポートセンターの登録状況等について」（平成30年3月31日現在）より。

第5章 茨城県労働者福祉協議会

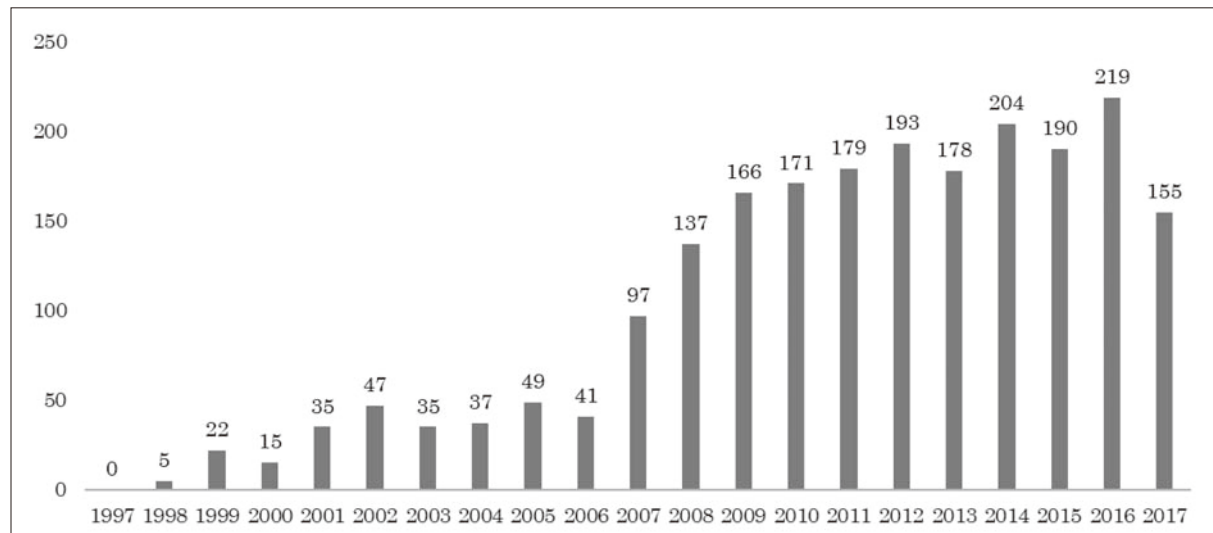
図5-3はお見合い件数の推移を示す。1997年度の18件から徐々に増え、「いばらき結婚相談センター」時代にも347件まで達していたことがわかる。出会いサポートセンターになってからはお見合い件数も大きく増え、2012年度には2,000件近くまでになっている。現在は1,600件前後で推移している。

図5-3 お見合い件数の推移



資料出所：図5-2に同じ。資料により数字が異なる場合には新しい資料のものを使った。

図5-4 成婚組数



資料出所：図5-2に同じ。成婚組数には会員同士の成婚以外に、会員と非会員の成婚も含まれている。またパーティでの成婚、マリッジサポーターからの報告も含まれる。

図5-4によれば「いばらき結婚相談センター」時代は50組に手が届くかどうかであったが、出会いサポートセンターになってからは成婚組数も大幅に伸び、200組にも達するようになった。1997年度からの累計で2,175組となる。

6. 非営利団体への支援

最後に福祉基金協会が行っている非営利団体への支援をみよう。福祉基金協会は2013年4月に一般財団法人に移行した。その際、4億8,866万円が公益事業目的の財産とされた。これを40年間かけて（2053年まで）使い切ることになり、「実施事業として、①連合及び労福協に対する助成の一部、②非営利団体等への助成（いばらき出会いサポートセンター、NPOコモンズ等）、③ラウエル施設会議室の一般貸与事業」¹³¹を充てた。助成金として毎年480万円を支出し、事業費として1,200万円を計上し、毎年1,600万円ほどを公益事業目的に支出している。もっとも福祉基金協会としては労働福祉会館やラウエルの入居団体からの賃料、会議室の利用料、会費収入、労金の配当などがあり、公益事業目的支出を実施しても、赤字計上することのないよう計画的に事業を行っている。

茨城NPOセンター・コモンズ（以下、NPOコモンズ）には190万円、いばらき出会いサポートセンターには上述のように100万円、茨城カウンセリングセンターには20万円の助成金を支出している。このうちNPOコモンズについてみていこう。

NPOコモンズのHPによると次のようである。設立は1998年で、最初の10年間は「NPO法人の設立相談、コミュニティ・ビジネスの起業、会計、助成金の研修など、いわゆる中間支援が活動の中心」であり、「やがて企業、労働団体、行政との連携推進を目指した地域円卓会議や協働に関するフォーラムに重点が移り、そこからフードバンクやいばらき未来基金など仲介の仕組みがつくられていきました」¹³²。

NPOコモンズの事務所が県労福協事務局のある労働福祉会館に置かれているところからもわかるように、県労福協、連合茨城とも以前より関係がある。インタビューによると「コモンズそのものが古くから連合茨城や県労福協とつき合いがあります。コモンズを立ち上げて指導していたのが茨城大学の先生なんですが、その方が地方自治や労働に関する研究をされていて、連合茨城総研の연구원などをお願いしていた関係などからお付き合いがありました。コモンズそのものがNPOのためのNPOなので、そこにお付き合いしていると、いろいろなNPOを紹介してくれて、関係ができますので。またコモンズが実質的にフードバンクいばらきを立ち上げた組織で、県労福協もその関係でフードバンクにも協力をしています。」¹³³。

福祉基金協会が190万円を助成しているのはNPOコモンズが行なっている事業「NPOマナビヤ」であり、これは茨城県内の次世代のNPOセクターの担い手育成を目指した事業である。総事業費191.6万円のほとんどを福祉基金協会が助成している。2017年度の事業は①NPO事務センターの設立を通じたNPO会計スタッフおよびNPO会計サポーターの人材育成、②NPOなどによる市民活動のこれまでとこれからを考えるサロンの開催、③NPO未来塾講演録の作成・配布となっている¹³⁴。未来塾では2016年度から2017年度にかけて6回の講演会を開催し、またサロンでは「シリーズ茨城の地域課題を探る」としてパネルディスカッションを2回開催している¹³⁵。

¹³¹ 茨城県労働者福祉基金協会『30年のあゆみ』2014年5月）p.12。

¹³² 茨城NPOセンター・コモンズの代表理事のご挨拶（<http://www.npocommons.org/about/aisatsu.html>へ2019年2月25日にアクセス）より。

¹³³ 県労福協専務理事インタビュー記録（2018年5月22日）より。

¹³⁴ 茨城県労働者福祉基金協会第23回理事会提出資料（2018年11月14日）より。

¹³⁵ 認定NPO法人 茨城NPOセンター・コモンズ『市民社会の可能性 2016～2017年度NPOマナビヤ事業 講演録』（2018年3月）。

第6章 愛知県労働者福祉協議会

1. 会員組織

愛知県労働者福祉協議会（以下、県労福協）は任意団体である。会員組織は表6-1のとおりである。

表6-1 会員組織

| |
|--------------------|
| 連合愛知 |
| 東海労働金庫 |
| 全労済愛知推進本部 |
| 一般財団法人愛知県労働者福祉基金協会 |

資料出所：愛知県労働者福祉協議会『愛知労福協第50回通常総会議案書』（2018年5月25日）p.36より。

連合愛知、労働金庫、全労済はほとんどの県労福協で見られる組織である。愛知県生協連は存在するが、県労福協の会員ではない。（一財）愛知県労働者福祉基金協会（以下、福祉基金協会と略称）は1982年に「愛知県下労働者の福祉の増進、社会的・経済的地位の向上を目的とした事業の実施に向け、財政基盤を確立するために設立された」¹³⁶。その後、愛知労金、全労済愛知、住宅生協、労働団体（総評、同盟、中立労協、連合）、県労福協が資金を拠出し、15年間かけて（1997年）11億1,199万円の基本財産を積み立てることに成功した¹³⁷。同年、この基本財産の運用益を活用して、「安心・快適ライフ」をサポートする情報発信センターとしてハートフルセンターを設立し、様々な福祉サービスを提供する事業を開始した。福祉基金協会は2011年に一般財団法人へ移行し、その際、17億4,459万円が公益事業目的財産とされ、44年間（2054年度までに）で公益事業を実施して使いきることになっている。福祉基金協会の行っている公益事業については後述する。

県労福協は東三河支部、豊田支部、海部支部、知多支部、岡崎・額田支部、尾張北支部、西三河支部、尾張東支部、尾張西支部、名古屋6支部（南、中、北、金山、東、西）の計15支部を持っている。支部は独自に会費を徴収しているほか、自治体からの助成金、県労福協からの交付金などで主体的に活動を行っている。これらの合計が400万円から500万円になる支部が4支部ある¹³⁸。また15支部のうち2支部（豊田支部と西三河支部）には全労済からの出向者が専従者として配置され、7支部には労金職員が労福協業務を兼務している（いずれも支部副事務局長として）。残りの6支部はすべて名古屋ブロックであり、本部にいる副事務局長が担当しているが、

¹³⁶ 愛知県労働者福祉基金協会事業検討委員会『事業検討委員会からの答申書（案）』（2018年3月）p.3。

¹³⁷ 同上書p.5。

¹³⁸ 愛知県労働者福祉協議会『愛知労福協 第50回通常総会資料 愛知労福協支部概況表 愛知労福協友の会概況表』pp.1-15より。

「労金の支店長、全労済の支所長が事務局次長という立場で支部活動に携わっている」¹³⁹。財政、人という面で、県労福協の支部はかなり充実しているとみてよい。

パンフレットによれば「愛知労福協は、県下15支部において展開される各種行事や活動を通じ、地域における労働組合の連携と勤労者の絆を深める中で、勤労者の豊かな生活環境づくりに努めています」。主な支部行事としてソフトボール大会、ボウリング大会、潮干狩り、ファミリー映画会、退職準備セミナー、文化講演会、美術展、写生大会が紹介されている。

15支部のうち知多支部と東三河支部は中小企業勤労者福祉サービスセンターに関わっており、同センターについては後述する。

2. 財政とスタッフ

県労福協の2017年度の総収入は1億円である。内訳は会費収入8,440万円、県、名古屋市からの助成金がそれぞれ148万円、74万円ある。愛知県勤労者スポーツ大会事業を県から県労福協が受託し、その費用として420万円を受け取っている。福祉基金協会は公益目的事業以外に、住宅事業（愛知県住宅生協の事業を2016年に統合）、ハートフルカード事業（カードを購入することによって提携する飲食店等の割引が得られる）という収益事業を行っており、事業収益は2017年度で3億1,000万円である。

県労福協の本部に常駐しているスタッフは事務局長1名（連合愛知）、副事務局長2名（労金）、職員1名の計4名である。この他に、上述のように2支部に全労済から出向する専従の副事務局長がおり、知多支部の勤労者福祉サービスセンターには3名（労金から2名、UAゼンセンから1名）が配置され、東三河支部にある東三河勤労者福祉サービスセンターの相談事業（受託事業）には2名（組合OB、一日交替で勤務）が配置されている。また7支部に兼務の副事務局長がいる。本部にフルタイム4名、支部にフルタイム2名、知多地区の福祉サービスセンターへの出向者がフルタイムで3名、7支部にパートタイム7名（兼務の副事務局長）、東三河地区のサービスセンターにパートタイムの2名が配置され、県労福協全体ではフルタイム9名、パートタイム9名の計18名となる。

福祉基金協会に常駐するスタッフは理事長1名、常務理事2名、職員12名（うち1名はパートタイム）の計15名である。

3. 勤労者安心ネットワークセンター

勤労者安心ネットワークセンターは他県でいうライフサポートセンター（LSC）である。2012年に発足した。それまでは連合愛知の地域協議会が相談を受け、労働相談であれば地協が受け付け、お金や保険に関わる相談であれば労金、全労済に振り分けるという仕組みであった。連合愛知が地協の再編統合をするのを機に、連合愛知が県労福協と共に勤労者安心ネットワークセンターを設立することになった。

他県のLSCとは異なり、勤労者安心ネットワークセンターには相談員は配置されていない。次

¹³⁹ 県労福協事務局長インタビュー記録（2018年7月10日）より。

第6章 愛知県労働者福祉協議会

のような流れで相談を受け付けている。まず相談者が指定されたフリーダイヤルに電話をかける、ガイダンスが電話口から流れ、相談内容に応じてプッシュボタンを選ぶよう促される、そこで初めて相談窓口につながる。労働相談は連合愛知の労働相談センター、多重債務問題は日本クレジットカウンセリング協会、学費・生活費関係は労金、共済・保険は全労済、住宅・冠婚葬祭・旅行は福祉基金協会、健康・育児は保健同人会¹⁴⁰（福祉基金協会が委託）、介護は介護事業者（福祉基金協会が委託）にそれぞれつながる仕組みである。受付は平日の10時から16時まで（昼休みを除く）となっている。

2017年度の相談件数は123件であり、内訳は労働相談が63件、健康・介護相談が29件となっている¹⁴¹。他県と比較して相談件数は少ない。また相談件数は減ってきているようである。問題を抱える人が少ないというわけではないと思う。たとえば、後述するように東三河勤労者福祉サービスセンターで受け付けている相談件数は、「東三河に在住する勤労者」という限定があるにもかかわらず、2017年4月から12月の9カ月間で220件である。むしろ、電話相談の仕組み、つまり相談員が直接対応するのではなく、相談者自らがプッシュボタンを押して、相談窓口を選んでいくという仕組みそのものに原因があるように見える。

4. 政策制度要請

県労福協として愛知県、名古屋市にほぼ同じような政策制度要請を行っている。2018年度についての要請は2017年12月22日に要請書を提出している。表6-2は政策制度要請の概要である。

表6-2 政策制度要請の概要

1. 勤労者福祉活動への助成
2. 愛知県勤労者スポーツ大会の広報
3. 生涯福祉サポート体制への支援
4. 東海労働金庫の生活応援運動への活動支援
5. 自転車事故による事故賠償保険等への加入推進への協力要請

資料出所：愛知県労働者福祉協議会『愛知労福協第50回通常総会議案書』（2018年5月25日）p.7より。

愛知県労福協の政策制度要請は「愛知労福協・福祉事業団体の活動基盤の強化のため」とあるように、愛知県民、名古屋市民全体の福祉向上、生活改善に直接関わる施策を求めるのではなく、県労福協は「多くの県民（市民）の福祉増進に資する『生涯福祉サポート体制の充実』の取り組みを基本に、労働者福祉事業団体・・・等の福祉事業を推進し、総合的な勤労者福祉の向上に向けた活動を展開」¹⁴²していくので、それを支援するよう求めている。

「1. 勤労者福祉活動への助成」は、県労福協が行う中小・零細企業に働く勤労者に対する「生活福祉支援活動」（講演会、セミナー等の各種事業）への補助金をこれまでどおり支給するよう求めている。

¹⁴⁰ 2019年4月にアルソック安心ケアサポートへと変更した。

¹⁴¹ 愛知県労働者福祉協議会『愛知労福協第50回通常総会議案書』（2018年5月25日）p.14より。

¹⁴² 同上書p.7。

「2. 愛知県勤労者スポーツ大会」は、前述のように、県労福協が県から受託している事業であるが、競技参加者が増えるよう広報活動を強化し、合わせて知事賞の交付を継続するよう要請している。

「3. 生涯福祉サポート体制への支援」は県労福協の主催する退職準備セミナー（毎年1,000名を超える参加者）、勤労者安心ネットワークセンターに関する広報活動を引き続き行うよう求めている。

「4. 東海労働金庫の生活応援運動への活動支援」は、東海労金が行っている生活応援運動（生活改善、生活防衛、生活設計）についての広報を推進するよう要請している。

5項目目は、名古屋市への要請であり、名古屋市が2017年10月から「自転車損害賠償保険への加入」を義務化した¹⁴³が、未加入者ゼロを目指して広報宣伝に取り組んで欲しいとの要請である。ちなみに、全労済愛知推進本部は自転車の賠償に関わる共済の普及促進に向けて取り組んでいる。

5. ハートフル事業

福祉基金協会が公益目的事業として行っているハートフル事業（ハートフルカード¹⁴³を除く）と利子補給事業をみていこう。

ハートフル事業は3つの柱からなる。1つは「快適ライフをサポートする」事業で①祝花・供花の手配、②ゴルフ場の予約、③パック旅行の手配、④オリジナル海外旅行の斡旋、⑤宿泊・会場の予約、⑥チケット・入場券の予約、⑦保養所の相互利用などの斡旋、紹介事業である。斡旋、紹介にあたって利用者から利用料は取っていない。斡旋先、紹介先からの紹介料は受け取っている。2017年度の実績は表6-3に示した。

表6-3 快適ライフサポート事業の実績（2017年度）

| | |
|--------------|--------|
| 祝花・供花の手配 | 503件 |
| ゴルフ場予約 | 141組 |
| パック旅行の手配 | 898名 |
| オリジナル海外旅行の斡旋 | 63名 |
| 宿泊・会場の手配 | 2,695名 |
| チケット・入場券の予約 | 2,965枚 |
| 保養所の相互利用 | - |

資料出所：愛知県労働者福祉基金協会『第25回定時評議会 資料』（2018年6月26日）p.11より。なお、パック旅行には団体旅行（723名）も含む。

2つはブライダル事業であり、結婚式場の紹介、出会いパーティの開催、ハネムーンの手配である。表6-4に2017年度の実績を示した。出会いパーティ（ハートフルパーティ）は月1回（1月、3月は2回）、出席者は男性18名、女性18名などと決めて開催している。会費は男性

¹⁴³ ハートフルカードはそれを購入することによって、東海地区の飲食店など2,600店で10%から20%の割引が受けられるというものである。購入料は労働組合員が年間1,000円（全員加入の場合800円）、個人会員は2,000円である。

第6章 愛知県労働者福祉協議会

6,000から7,000円、女性3,000から4,000円などになる。2017年度ではパーティに出席した438名から誕生したカップルは55組であった¹⁴⁴。

表6-4 ブライダル事業の実績（2017年度）

| | |
|---------|------|
| 挙式の実績 | 4組 |
| 出合いパーティ | 438名 |
| ハネムーン | - |

資料出所：表6-3に同じ。

最後の柱は葬儀社、葬祭場の斡旋などを含む葬祭事業である。2017年度の葬儀斡旋件数は47件であった¹⁴⁵。

これらの事業は県労福協の会員組織のメンバーでなくても無料で利用できることになっている。実際にはどうなのだろうか。インタビューによると「ハートフルパーティはホームページで公募していますので、メンバー以外の人にも応募していますが、当日の会費にはメンバー登録費も含まれているので、メンバーとして利用してもらっています。他の事業にしてもホームページ上に載っている事業であれば、自由に。ゴルフ場予約とか旅行、チケットの斡旋とか」¹⁴⁶。また、後述するように、わーくりい知多の会員および同居家族はこのハートフル事業を利用できるとガイドブックに案内されているため、知多地区の中小企業労働者およびその家族も利用しているかもしれない。

利子補給事業は東海労金の「教育ローン」を利用している人に対して利子補給を行うというものである。愛知県内に居住する、あるいは勤務する勤労者で、東海労金の教育ローンを利用している場合、次の条件のいずれかを満たせば、受給資格を付与される。①父子、あるいは母子家庭である、②遺児家庭である、③身体に障がいがある、④前年度の家計収入が700万円（税込み）以下である。利子補給は200万円を限度として、融資残高に対し年利率1%相当額を3年間、補給する。表6-5は利用実績を示している。毎年、250件前後、約200万円の利子補給を行っている。

表6-5 教育ローン利子補給金利用実績

| | 利用件数 | 利子補給額 |
|--------|------|------------|
| 2014年度 | 263 | 2,227,400円 |
| 2015年度 | 284 | 2,414,600円 |
| 2016年度 | 240 | 2,081,400円 |
| 2017年度 | 262 | 2,195,700円 |

資料出所：愛知県労働者福祉協議会『愛知労福協第50回通常総会議案書』（2018年5月25日）p.6より。

¹⁴⁴ 資料出所は表6-3に同じ。

¹⁴⁵ 資料出所は表6-3に同じ。

¹⁴⁶ 福祉基金協会理事長・常務理事インタビュー記録（2018年11月28日）より。

6. 中小企業勤労者福祉サービスセンター

最後に県労福協が関係する2つの勤労者福祉サービスセンターをとりあげよう。いずれも県労福協の会員ではないが、設立や運営に県労福協が関与している団体である。

一般財団法人知多地区勤労者福祉サービスセンター（愛称：わーくりい知多）は1998年に知多地区5市5町¹⁴⁷と県労福協知多支部によって設立された。設立目的には次のように書かれている。このセンターは「『互助の精神』を基本理念として知多地域5市5町の行政、労働団体などが協力して、中小企業に働く皆さんに福利厚生事業・共済給付事業を提供するために設立された団体です」¹⁴⁸。各自治体と並んで、県労福協知多支部も500万円を出捐している。現在の理事長には東海市長が就いており、事務局に配置されているスタッフの内、事務局次長1名、主任2名が労福協関係団体（労金と労働組合）から派遣されている。また、わーくりい知多と協力関係にある労働福祉事業団体として福祉基金協会、東海労金、全労済が挙げられている。

入会資格は「知多5市5町の従業員300人以下、又は資本金3億円以下の中小企業にお勤めの勤労者（パート従業員を含む）とその事業主。（事業所単位の入会が原則です）」¹⁴⁹。事業所単位の入会ということが特徴である。入会金は1,000円（全額事業主負担）、会費は月額1,000円で事業主が600円以上負担することになっている。またパート従業員の会費については事業所所在地の自治体から月額300円の補助がある。中小企業で働く労働者にとっては低負担で、一定基準以上の福利厚生サービスを受けることができる制度だといってよい。2017年11月1日現在で事業所数1,427、会員数10,484人である¹⁵⁰。

具体的に利用できるサービスとして次のようなものがある。会員本人のみが利用できるサービスとして、①共済給付（傷病、障がい、死亡（配偶者、子ども、親も含む）、住宅災害）、②生活習慣病予防検診受診の助成（35歳以上、本人負担分の8,000円以内）、③夜間大学・定時制高校・専門学校卒業祝い金（20,000円）、④労働金庫融資の斡旋である。会員と同居家族が利用できるサービスには①各種提携施設の利用助成券、②宿泊補助券（1枚2,000円で年間2枚まで）、③野球観戦・コンサート・観劇などのチケット割引、④自動車学校教習料の割引、④協力店（飲食店、ショッピング等）での割引などがある。

東三河勤労者福祉サービスセンター¹⁵¹は、1990年頃より、わーくりい知多と同様に、中小企業労働者に対する福利厚生サービスを提供するための組織として、県労福協東三河支部と豊橋市が協力して設立することが検討されていた。しかし、事業内容が豊橋商工会議所の提供するサービスと重複していたため、中小企業経営者の協力が得られず1997年に断念することとなった。他方、その頃、自治体に寄せられる各種相談が多く、豊橋市が資金を負担し、労働者からの相談を受け付ける組織を立ち上げた。

いったん中断していたサービスセンター構想であるが、2001年には豊橋市にサービスセンター

¹⁴⁷ 東海市、半田市、常滑市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町。

¹⁴⁸ 知多地区勤労者福祉サービスセンター『2017（平成29）年版 2017わーくりい知多ガイドブック』（2017年4月1日）p.4。

¹⁴⁹ 同上書p.6。入会資格、サービス内容については同上書pp.6-48より。

¹⁵⁰ わーくりい知多「わーくりいニュース」218号（2017年12月）p.15より。

¹⁵¹ 東三河勤労者福祉サービスの設立経緯などについては、福祉基金協会理事長・常務理事インタビュー記録（2018年11月28日）より。

第6章 愛知県労働者福祉協議会

設立対策委員会が設置され、2005年には市長が豊橋版のサービスセンター設置を検討することを表明している。最終的に2008年東海労金豊橋支店が新築されたのを機に、同支店の一部屋を借りて、この相談組織を引き継いだ形で東三河勤労者福祉センターが発足することになった。

同センターはわーくりい知多とは異なり、福利厚生サービスを提供することではなく、主に相談業務を行っている。パンフレットによると、「東三河にお勤め、またはお住まいの勤労者を対象に、生活サポートを目的とし、勤労にかかわること、また生活や金融にまつわることでお困りの方、悩み事のご相談に対応します」とある。相談日は平日の10時から16時（昼休みを除く）、第2・第4日曜日は事前予約者に限って相談を受けることになっている。

相談員は前述のように労働組合OBが2名あたり、隔日勤務で相談に乗っている。2017年4月から12月の9カ月間で、相談件数は220件、社会福祉関係65件、労働問題44件、遺産相続17件などとなっている。労福協東三河支部はこのセンターの運営に直接関わってはいないが、相談員の勤怠管理や豊橋市への人件費請求などを支部副事務局長（労金と兼務）が担っている。

第7章 沖縄県労働者福祉基金協会

1. 会員組織

沖縄県の労福協は他県とは異なり、正式名称は公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会である。その前身である沖縄県労働者福祉協議会は1975年に設立されている¹⁵²。その後、2002年頃から、沖縄県労働者信用保証協会が全国組織である日本労働者信用基金協会に統合されることが議題に上るようになり、沖縄県の信用保証協会の残余財産の処分とその有効活用のあり方が検討されることとなった。信用保証協会に出捐金を拠出していた沖縄労金、全労済沖縄県本部、連合沖縄等は拠出金の返還を求めず、全額、労福協に寄付し、今後の労働者福祉活動の充実を図っていくとの結論を出し、沖縄県側からも「今後の労働者福祉の向上に寄与する方向で有効活用について検討することが望ましいのでは」という旨の見解が示された。これらの議論を受けて、2004年に一般財団法人沖縄県労働者福祉基金協会が設立され、沖縄県労働者福祉協議会の事業を引き継ぐことになった。その後、2012年には公益財団法人へと移行した。公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会（以下、県労福協）の会員組織は表7-1のとおりである。

表7-1 会員組織

| |
|-----------|
| 連合沖縄 |
| 沖縄県労働金庫 |
| 全労済沖縄推進本部 |
| 沖縄県生協連 |
| 沖縄県勤労者互助会 |

資料出所：沖縄県労働者福祉基金協会「人・暮らし・環境にやさしくあったかく」（パンフレット）より。

連合沖縄、労働金庫、全労済、県生協連は他の労福協と同じである。沖縄県勤労者互助会は1973年に設立された団体で、未組織労働者はこの互助会に入会することによって労働金庫の各種商品等のサービスを利用できるようになる。会員数は2018年3月末日現在、18,123人である¹⁵³。

なお、沖縄には地域（地区）労福協は存在しない。

2. 財政

県労福協の総収入は2017年度で約7億7,043万円である。会費収入が1,652万円、自主事業からの事業収入が9,465万円、補助金が2,192万円、県や市からの事業受託収入が6億3,163万円、寄付

¹⁵² 沖縄県労働者福祉基金協会の設立の経緯については、日本労働組合総連合会沖縄県連合会＝沖縄県労働者福祉基金協会編『沖縄の労働運動と勤労者福祉の軌跡と今後の展望』（2008年）のpp.145-150によっている。

¹⁵³ 沖縄県勤労者互助会のHP（<http://www.okinawakg.jp/about/>へ2019年3月1日にアクセス）より。

金が520万円、利息等が48万円となっている¹⁵⁴。

自主事業収入、補助金、事業受託収入の内訳は次のようである¹⁵⁵。自主事業収入は労福協が自主事業として取り組んでいる就労移行支援事業所「おおきなかぶ」（障がい者の一般就労をめざす事業所）の3,402万円、いずみのもり保育園の6,063万円である。

補助金は自主事業として行っている就労サポート事業に対して公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団から得ている1,800万円が主なものである。

事業受託収入は沖縄県からのものは調査研究事業（民生委員の活性化）が981万円、もう1つの調査研究事業（事業所内保育連携調査、2015年度から3年間）が1,738万円、総合就業支援拠点形成事業（公労使一体でワンストップで就業支援するグッジョブセンターおきなわ）が6,870万円、女性就業・労働相談センター事業が6,510万円、就労困難者支援事業（就労困難者の就労を一人ひとり支援するおしごと応援センター One×One）が1億2,151万円、生活困窮者自立支援事業（パーソナルサポートセンター）が1億1,485万円、任意事業の就労準備が4,165万円で、合わせて1億5,650万円、子ども貧困緊急対策事業が639万円である。那覇市からの受託事業では生活困窮者自立支援事業が6,940万円、生活保護受給者の就労支援・就労準備支援事業が2,651万円で、合わせて9,591万円、同じく生活困窮者自立支援事業で沖縄市から2,915万円を受けている。この他に県内のいくつかの町村からファミリーサポート事業を合わせて5,702万円を受託している。

3. 組織体制

県労福協が雇用しているスタッフは2018年6月1日現在で143名である（常勤役員を含む）。これ以外に業務委託をしている臨床心理士が4名、臨時のパートが1名いる。都道府県の労福協の中で最大である。143名のうちいわゆる正規雇用職員は10名、無期雇用の非正規職員が約30名、それ以外の約100名は1年間の有期雇用職員である。

図7-1は県労福協の組織体制を示す。この図で理事長（連合会長）は非専従であるが、専務理事以下の143名が県労福協の常勤のスタッフとなる。

この図の左側部分つまり本部事務局、いずみのもり保育園、就労移行支援事業所「おおきなかぶ」までが総務・企画・自主事業部門である。右側部分のグッジョブセンターおきなわ、沖縄県女性就業・労働相談センター、沖縄県おしごと応援センター One×One、沖縄県パーソナルサポートセンター、那覇市パーソナルサポートセンター、沖縄市パーソナルサポートセンター、ファミリーサポートセンターの7部門が受託事業部門となる。各部門の体制と事業内容について簡単にみていこう。

(1) 本部事務局

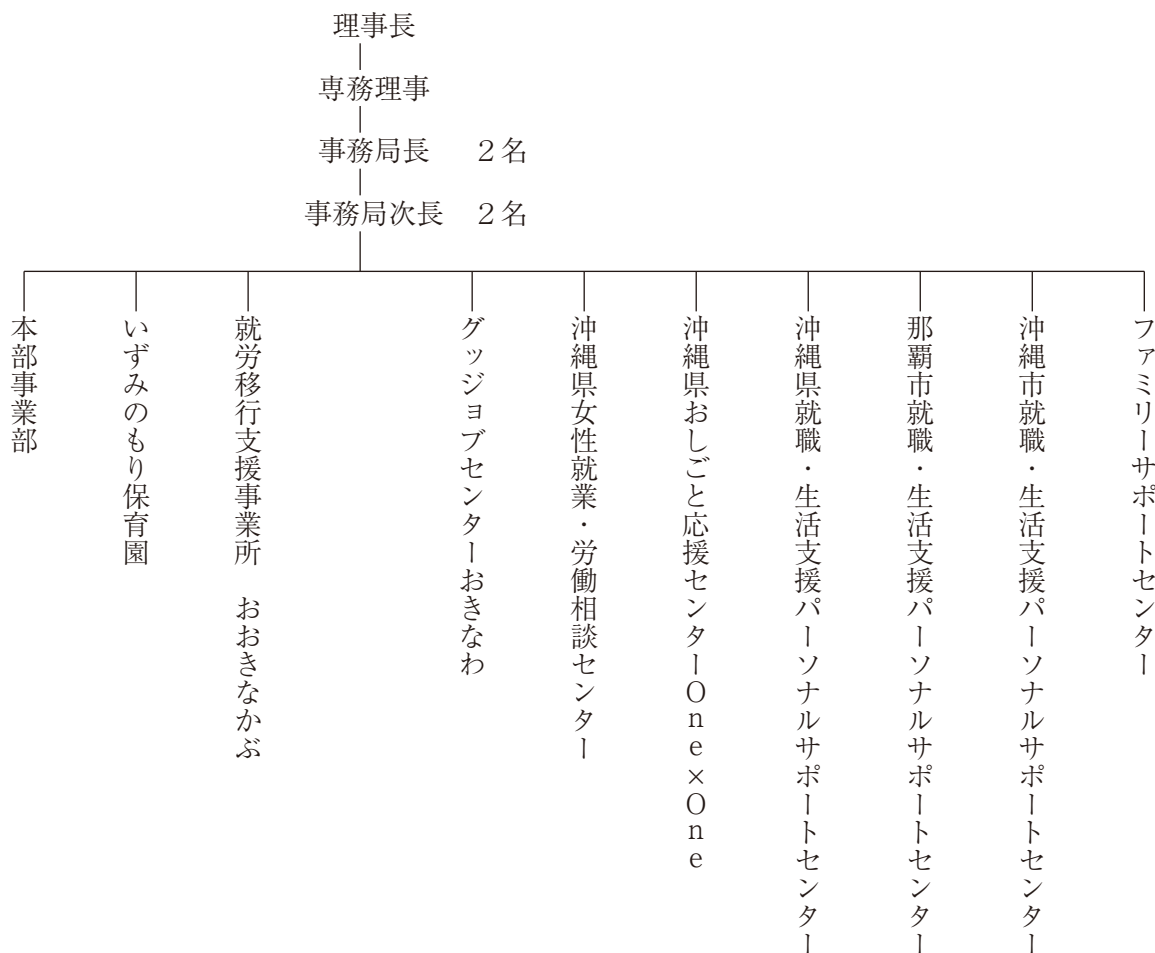
本部事務局は専任のフルタイムのスタッフが12名、臨時のパートタイムが1名（上記の143名の枠外の臨時）いる。本部事務局は2つのセクションに分かれる。1つが総務・経理、2つめが就労サポートセンターである。総務・経理セクションにはフルタイムが6名、先の臨時のパートタイムが1名配置されている。就労サポートセンターは県労福協独自の就労サポートを行っているセクションであり、就労体験の機会を提供したり、パソコンソフトの習得講座、調理師資格取

¹⁵⁴ 沖縄県労福協「2017年度正味財産増減額前年対比表」より。

¹⁵⁵ 同上資料より。

得試験準備講座などの各種セミナーを開催している¹⁵⁶。フルタイム6名が配置されている（1名補充予定だとされている）。就労サポートセンター内に調査研究・開発センターが置かれ、3名の兼務のスタッフ（2名は就労サポートセンタースタッフ、1名は沖縄県パーソナルサポートセンターの統括責任者である）と1名の客員主任研究員が配置されている。

図7-1 沖縄県労福協の組織体制



資料出所：沖縄県労働者福祉基金協会「組織・体系図」より。

調査研究・開発センターは県の雇用労働政策を担当する課等から調査研究を受託している。2017年度には民生委員の活性化についての調査を受託している。2015年度は事業所内保育連携についての調査研究を、2012年度には就労困難者等の雇用対策に係る調査をそれぞれ受託している。県労福協の受託調査研究の結果が、新たな県事業に結び付くことも多い。2012年度の調査研究結果は、後述する沖縄県女性就業・労働相談センターという事業に結び付いた。

¹⁵⁶ 就労サポートセンターの前身は、リーマンショック後の2009年に沖縄県から受託した「ふるさと雇用創出事業」（3年間）で県労福協内に設置した就職支援センターである。県労福協が10人程度の雇用を創出し、助成金が終了した後も雇用を継続することが条件であった。事業としてはハローワーク、民間の職業紹介などではなかなか就職できない就職困難者をサポートするものであった。もっとも実際に相談に訪れたのは「母子ともども2日も何も食べていない」「住む所がない」「面接に行くための交通費がない」とかの生活困窮者が多かったそうである。助成金が終了した2012年に自主事業の就労サポートセンターへと移行した。以上、県労福協総合コーディネーターへのインタビュー記録（2018年6月20日）より。

(2) いずみのもり保育園

フルタイムの職員が10名、パートタイムの職員が5名の計15名が配置されている。2016年に開園している。県労福協で働く職員のための事業所内保育所であるが、同時に那覇市の待機児童問題を少しでも和らげたいという理由もある。0歳児から2歳児を預かり、現在、定員は33名である。初年度は設備投資などで赤字が出たが、2年目からは黒字になっている。

(3) 就労移行支援事業所おおきなかぶ

統括責任者は専務理事であり、その下にフルタイムの職員3名、パートタイムの職員2名の計5名が配置されている。2015年に開所している。就労相談だけではなく、「出口戦略を含めて受け皿を作る必要があるのではないかと」ということで、障がいがあってもなくても、働きやすい、働ける社会をつくろう¹⁵⁷ということで県労福協内に作られた事業所である。パンフレットには次のように書かれている。「おおきなかぶは、那覇市から指定を受け、65歳未満の障がいを有した就労を希望する方を対象とした『就労移行支援事業所』です。生産活動を通して就労に必要な知識の習得および訓練、実習などを行い、一般就労に向けて適性にあった職場探しや、就労後の職場定着のための支援を行います」。一般就労を目指す人々に教育、訓練を提供し、後述するグッジョブセンターおきなわ、おしごと応援センター One×Oneなどと連携しながら適切な就職先を探すとともに、職場定着に向けた支援を行っている事業所である。定員は20名であるが、昨年度15名が就職につながったこともあって、調査時現在では通所者は7名になっている。この事業も1年目は初期費用がかかったこともあって赤字だったが、2年目で収支とんとん、3年目（2017年度）で年間を通して黒字となったそうである。

(4) グッジョブセンターおきなわ

ここからは受託事業となる。責任者は2名いるうちの1名の事務局次長である。その下にフルタイムが7名、派遣が1名配置されている。国、県、県労福協が一体となったワンストップ型の就職支援サービスセンターであり、2013年4月に開設された。グッジョブセンターおきなわは県労福協の施設であるが、その中に、沖縄労働局のハローワークと女性・子育て就労支援コーナー、県の沖縄県キャリアセンターと事業主向け雇用相談コーナー、そして県労福協の就労支援センター、すぐ後で紹介する沖縄県女性就業・労働相談センター、沖縄県おしごと支援センター One×One、沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンターがある。

利用者はグッジョブセンターおきなわの総合窓口で、相談内容を伝え、それぞれの窓口以案内されるという仕組みである。また同センターはセミナーを随時、開催しており、相談者は無料で受講できる。

(5) 沖縄県女性就業・労働相談センター

2015年度に開設された。フルタイム8名と前出の調査研究・開発センターの客員主任研究員1名の体制である。このセンターの事業は3つからなる。1つはおしごと応援事業である。たとえば、仕事に役立つ知識やスキルの習得に関する、女性に役立つセミナーを各地で開催する。2つは労働相談事業で、個別労働相談（社会保険労務士に委託）と労働セミナーの開催である。3つが企業向けの女性活用支援プログラムの作成とその実施である。

¹⁵⁷ 県労福協事務局長・事務局次長インタビュー記録（2018年6月20日）より。

(6) 沖縄県おしごと応援センター One×One

2名の事務局長がセンター長、次長を務める。その下に、南部（那覇市）にフルタイム10名、中部サテライト（沖縄市）にフルタイム8人が配置され、それぞれに臨床心理士1名が委託で置かれている。就職困難者の就労支援が主たる事業であり、個別相談、スキルアップセミナー、ハローワークと連携した就職支援、企業実習、就労定着という一連の流れを相談者に寄り添いながら進めていく。パンフレットには「One×Oneとは・・・ひとりひとりに寄り添い、相談者×相談員で力を合わせてひとつひとつステップアップをしていく想いが込められています」「働きたい、働き続けたい、ステップアップしたい！ あなたの就職活動を応援します」とある。

(7) 沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター

南部（那覇市）に総括責任者1名を含むフルタイム10名、パートタイム2名、中部（沖縄市）に総括責任者（兼務）1名の下にフルタイム9名、北部（名護市）にフルタイム8名が配置されている。3つの事務所を合わせて、フルタイム27名、パートタイム2名の計29名である。また各事務所に委託の臨床心理士が1名置かれている。

生活困窮者自立支援法にもとづく事業であり、沖縄県は県41市町村のうち30町村の事業を県労福協に委託している。必須事業である自立相談支援事業だけでなく、任意事業である一時生活支援事業、家計相談事業、就労準備支援事業も県労福協は受託している。それらとは別個に、子どもの貧困緊急対策事業も受託している。

(8) 那覇市就職・生活支援パーソナルサポートセンター

那覇市から受託した生活困窮者自立支援事業を担う。フルタイム17名とパートタイム2名の計19名が配置されている。委託の臨床心理士1名がいる。必須事業だけでなく、任意事業の一時生活支援事業も受託している。

(9) 沖縄市就職・生活支援パーソナルサポートセンター

沖縄市から生活困窮者自立支援事業を受託している。フルタイム5名の体制である。必須事業だけでなく、一時生活支援事業、就労準備支援事業も受託している。

(10) ファミリーサポートセンター

パンフレットによると事業内容は「子育ての手助けをして欲しい『利用会員』と、子育ての手伝いをしたい『サポート会員』の橋渡し」である。専務理事が総括アドバイザーを務める。北谷町、嘉手納町、北中条村の3町村が共同で県労福協に委託していて、フルタイム3名、パートタイム1名が担当している。同じく、与那原町、西原町、中城村の3町村が共同で委託しフルタイム2名、パートタイム1名が、やんばる9町村¹⁵⁸の共同委託でフルタイム1名、パートタイム3名が、読谷村1村の委託に対してはフルタイム1名、パートタイム2名がそれぞれ担当している。読谷村は読谷みらい児童館の運営も県労福協に委託している。みらい児童館とは「0歳～18歳までの子どもが利用できる安全な遊び場」¹⁵⁹であり、館長以下フルタイム4名が配置されている。以上、沖縄県の16の町村で展開されているファミリーサポートセンターとみらい児童館を合

¹⁵⁸ 本部町、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、宜野座村、金武町、奥納村、伊江村の9町村。

¹⁵⁹ 読谷村みらい児童館のHP（<http://www.vill.yomitan.okinawa.jp/sections/future/post-729.html>へ2019年3月5日にアクセス）より。

わせて、フルタイム11名、パートタイム7名の計18名が配置されている。

以上、各部門の体制と事業内容を簡単にみてきた。ここまでの記述からわかるように、いわゆるライフサポートセンターは沖縄県労福協の事業としては実施されていない。連合沖縄の中部地協、那覇・南部地協、北部地協に生活相談センターが置かれており、生活にかかわるあらゆる相談（生活、子育て、介護、法律、メンタルヘルス、住宅、労働）を受け付けている¹⁶⁰。もちろん、就職や生活に関わる相談はおしごと応援センター One×One でも、就職・生活支援パーソナルサポートセンターでも受け付けている。

連合沖縄は毎年、県に政策制度要請を行い（副知事と面会し、要請書を直接提出）、県庁各部署から文書による回答を受けている¹⁶¹。県労福協は独自に県や市に政策制度要請を行っているようには見えず、連合沖縄の政策制度要請の作成過程に直接、間接に関わることによって、自らの要望を伝えようとしているかに思える。

したがって、以下の事業内容の詳しい説明には、他の労福協では取り上げているライフサポートセンターと政策制度要請は論じない。主として受託事業を取り上げる。

4. グッジョブセンターおきなわ

グッジョブセンターおきなわの開設、本格稼働は上述のように2013年4月であるが、設立の経緯は以下のとおりである。「沖縄県の特殊事情に鑑みて、就職就労支援のワンストップサービスを作らないといけないという政策提言は連合沖縄と経営者協会が沖縄県と県労働局に、以前より出していました。すでに、パーソナルサポートの内閣府の第一次モデル事業で京都府が目玉政策としてワンストップサービスを始めていたんです。京都ジョブパークというのですが。これも連合京都、経営者協会、京都府と労働局で協力して設立。京都にも視察に行つて沖縄でもやろうと。要するに、ハローワークを入れて、国と県の一体的実施とって、国のハローワーク機能と県の就職支援機能を同じ場所でやりましょうと考えたのです」¹⁶²。

前述したように、グッジョブセンターおきなわには、労働局のハローワークと女性・子育て就労支援コーナー、県のキャリアセンターと事業主向け雇用相談、そして県労福協の就労支援センター、沖縄県女性就業・労働相談センター、おしごと支援センター One×One、就職・生活支援パーソナルサポートセンターがはいっている。

沖縄県の機関について簡単に説明しておこう。グッジョブセンターおきなわのパフレットによれば、沖縄県キャリアセンターは「15歳から40代前半の若者を中心に幅広い方が利用でき」、就職相談、就職支援・意識向上のための各種セミナー開催、「おきなわ企業ナビ」サイト掲載の企業情報の閲覧などのサービスを受けられる。事業そのものは県が別の法人に委託している。事業主向け雇用相談は「雇用に関する様々な課題に対して各種専門家（社会保険労務士）が適切なアドバイス」をする。雇用関係の種々の助成金制度の説明が1つの重要な任務となる。この相談業務も県は別の法人に委託し、そこが社会保険労務士を配置している。

グッジョブセンターおきなわの主要業務は、1つには、これら諸機関が入居する施設の管理・

¹⁶⁰ 労働者福祉中央協議会『中央労福協第63回定期総会議案書』（2017年11月22日）の「全国のライフサポート一覧表」（pp.82-87）より。

¹⁶¹ 連合総研が実施した「地方連合会・地域協議会の組織と活動に関する調査研究」（2017年度）の個票データより。

¹⁶² 県労福協総合コーディネーターへのインタビュー記録（2018年6月20日）より。

4. グッジョブセンターおきなわ

運営である。2つは、総合相談窓口で初めて利用する相談者から相談内容を聞き、適切な機関を紹介するという業務である。3つはセミナーの開催である。グッジョブセンターおきなわが提供するセミナーは「就活サプリ60分」というタイトルで、月曜日から金曜日まで毎日1時間開かれる。定員は4名で受講料無料である。月曜から順に「就活のススメ方」「自己理解」「履歴書でアピール」「職務経歴書で魅せる」「ちょっと自信がつく面接対策」¹⁶³となっている。他の機関もグッジョブセンターおきなわ内でセミナーを開催しており、その情報を共有しながら、セミナーの内容などの調整を図ることも業務に含まれる。「ハローワークに来る人々と困難を抱える人々と一緒にセミナーではやりづらいよねということで、セミナーからこぼれる人々をつくらないようにいろいろ工夫しながらやっている」「相談に来た方が、自分はどの機関に向いているかわからないというような時には、こういうセミナーがありますよと言ったら、じゃあ受けてみようかなとか。ハローワークの方から、就職活動をしているんですけど、なにかちょっと不安があるようですというような紹介があった時には、じゃあこのセミナーはどうですかとか。すべての事業が連携しながらセミナーを開催していこうとしています」¹⁶⁴。

表7-2は2019年2月13日と15日に、グッジョブセンターおきなわ内で開催されたセミナーを主催する機関とともに示したものである。

表7-2 グッジョブセンターおきなわ内で開催されるセミナー

| 月 日 | 時 間 | 内 容 | 主催機関 |
|-------|-------------|-------------------------|-------------------|
| 2月15日 | 10:00-11:00 | ミニマナーセミナー | おしごと応援センターOne×One |
| | 10:00-12:15 | 就労体験/フードバンク | 就労サポートセンター |
| | 10:00-15:00 | 3日で上げよう！私の働く力～Excel基本編③ | 女性就業・労働相談センター |
| | 10:30-11:30 | 就活サプリ/ちょっと自信がつく面接対策 | グッジョブセンターおきなわ |
| | 10:30-11:30 | 今さら聞けないビジネスマナー | 県キャリアセンター |
| 2月20日 | 10:30-11:30 | 就活サプリ/履歴書でアピール～書き方のキホン～ | グッジョブセンターおきなわ |
| | 10:30-11:30 | 面接の心構えや準備のポイント！ | 県キャリアセンター |
| | 10:00-12:15 | 就労体験/フードバンク | 就労サポートセンター |
| | 13:30-15:00 | 保育士プリセミナー /保育のお仕事紹介* | ハローワーク |
| | 14:00-15:00 | 丁寧な文字で履歴書印象アップ | 県キャリアセンター |

資料出所：グッジョブセンターおきなわ「グッジョブBOOK セミナープログラム」2019年2・3月号より。

*ハローワークのセミナーはハローワーク那覇で行われる。

グッジョブセンターおきなわに入居する各機関が種々のセミナーを提供していることがわかる。ここでもワンストップサービスが目指されているとあってよい。なお、各機関はセンター内のセミナー以外にも、センター外の会場で独自のセミナーを開催している。

¹⁶³ グッジョブセンターおきなわ「グッジョブBOOK セミナープログラム」2019年2・3月号より。

¹⁶⁴ 県労協事務局長・事務局次長インタビュー記録（2018年6月20日）より。

5. 沖縄県女性就業・労働相談センター

沖縄県女性就業・労働相談センターの開設が2012年度の就労困難者等の雇用対策に係る調査の結果が1つのきっかけとなったことは既に述べた。その経緯は次のようである。

「沖縄県の女性がなぜ働き続けられないかを調べたんです。沖縄県の女性の年齢別労働力率はM字カーブではなくて、楕円みたいな形状なんです。だから働き続けてはいるんですけど、仕事を辞めては探し、仕事に就いては辞めというのを繰り返すんです。中小企業が多いので、妊娠や出産、育児などで制度が充実していないので辞めざるをえないことが多いのではないかという仮説で調査をしました。その結果、企業の方にも問題があるけれど、働く女性自身の意識にも問題があることがわかりました。就職する時も自分の雇用形態が正規なのか、契約なのかもわかっていない。採用する企業側も産休なんかうちでは取れなくても当たり前じゃないとか、年次有給休暇なんて労基法に書いてあっても、こんな小さな企業ではできないなどと思っているとかです」¹⁶⁵。

女性が働き続けられるために、働く側が何をしなければいけないのか、雇用する側が何をしなければいけないのか。これらを踏まえて考案されたのが前出の3つの事業である。やや詳しく説明しよう。

1つめの女性のおしごと応援事業の大きな柱は個別相談とセミナー開催である¹⁶⁶。パンフレットによれば個別相談とは「就職や転職に対する不安や『どんな働き方があうのかわからない』『今の仕事を続けていける自信がない』など、働く上での悩みについて専門相談員と一緒に考えていきます」。キャリアコンサルタントの資格をもった専門相談員が一人ひとりに対し職業興味を探りながら、キャリアプランニングの支援を行う。セミナーには「実践に役立つ知識やスキルの習得、また長く働き続けるためのライフプランやキャリアデザイン、心と身体の健康を考えるセミナー」などがある。インタビューによると「セミナーには、たとえば40回前後開催し、受講生は870名を集めてくださいとかの委託側から与えられた数値目標があります」¹⁶⁷。セミナーの講師はキャリアコンサルタントの資格をもつ職員2名が行うほか、外部講師に依頼する場合もある。

セミナーは沖縄県女性就業・労働相談センター内で開催されるものと、市町村の後援を受けて開催する出張セミナーとがある。比率は半々だそうである。表7-3は2018年の7月、8月にセンター内で開講されるセミナーを示したものである。少人数クラスで、パソコンスキルを向上させることや、仕事をしていく上での基本知識・姿勢を獲得させることをねらったセミナーであることがわかる。

¹⁶⁵ 県労協事務局長・事務局次長インタビュー記録（2018年6月20日）より。

¹⁶⁶ この他に内職求人案内も行っている。もっとも求職者と企業の仲介、斡旋は行っていない。

¹⁶⁷ 県労協事務局長・事務局次長インタビュー記録（2018年6月20日）より。

表7-3 キャリアアップセミナー（2018年7月、8月）

| 月日 | 時間 | タイトル | 概要 | 定員 |
|---------------|---------------|--------------------------------|-----------------------------------|-----|
| 7月6日 | 10時～12時 | 自信を持って仕事に活かそう！ 正しい敬語と電話のマナー | 言葉遣い（尊敬語、謙譲語）、好印象 を与える電話対応ポイント | 25名 |
| 7月18日 ～20日 | 10時～15時 | 3日で上げよう！私の働く力 －Word編 | ワードの基本操作をしっかりと習得する | 12名 |
| 8月8日 ～10日 | 9時45分 ～16時 | おしごと総合力アップ集中セミ ナー3日間 | 求職活動の仕方を磨き直し、働くため に必要な基礎知識を学ぶ | 8名 |
| 8月29日 ～31日 | 10時～15時 | 3日で上げよう！私の働く力 －Excel編 | 表計算・グラフ・計算式など基本とな る操作を学ぶ | 12名 |

資料出所：沖縄県女性就業・労働相談センター「おしごとmagazine L」2018年7・8号、Vol.11より。

このうち3日間にわたる「おしごと総合力アップ集中セミナー」では労働契約と就業規則、キャリアデザイン、職場のコミュニケーションなどについての講義がある。

表7-4は2018年7月、8月の出張セミナーである。名護市、読谷村で体調管理についてのセミナーを開催している。沖縄県を中部、北部、南部と離島の石垣、宮古の5地区に分けて、各自治体の後援を得て出張セミナーを実施している。

表7-4 出張キャリアアップセミナー（2018年7月、8月）

| 月日 | 時間 | タイトル | 概要 | 場所 | 定員 |
|-------|---------|---|--|-----|-----|
| 7月25日 | 10時～12時 | 体調管理は仕事の基本！薬 膳で体を整える | 働く上で必要な女性の体調管理を はかる薬膳レシピを学ぶ | 名護市 | 20名 |
| 8月16日 | 10時～12時 | 働く女性のこころとからだ のケア方法～女性ホルモン と上手な付き合い方 | 女性ホルモンの変化やストレスが 心と体の仕組みを知り、不調、疲 労、精神不安の対処方法を学ぶ | 読谷村 | 30名 |

資料出所：表7-3に同じ。

2つめの労働相談事業はもともとは県が行っていたのであるが、おしごと応援事業とセットにして民間に委託することになって、県労福協が受託したものである。この相談事業の面白い点は労働者、使用者のいずれからの労働相談にも乗るということである。対面相談と電話相談の両方があり、前者は月曜から金曜までの9時から16時（要予約）、後者は月曜から土曜までの9時から20時まで受け付ける。労働相談は基本的には社会保険労務士が専門家として対応する。「労働相談についてはセミナーのように目標値はないけれど、県がやっていた時よりもとも増えている」¹⁶⁸ そうである。

労働相談事業では個別相談だけではなく、労働セミナーも開催することが求められている。表7-5は2018年7月の労働セミナーである。7月25日のセミナーは労働者向け、26日のものは使用者向けである。労働セミナーの講師は社会保険労務士に依頼する。なお、25日の労働者向けセミナー後、労働者からの個別相談を1時間受け付けている。「セミナーと個別相談をセットにし

¹⁶⁸ 県労福協事務局長・事務局次長インタビュー記録（2018年6月20日）より。

の方が効率が良い動きになるので、そういう取り組みをしています」とのことである¹⁶⁹。

表7-5 労働セミナー（2018年7月）

| 月 日 | 時 間 | タイトル | 概 要 | 定員 |
|-------|---------|----------------------------|-----------------------------------|-----|
| 7月25日 | 13時～15時 | 働く人の心の健康を保つために | 仕事と生活に活かせるセルフケアのポイントを労働法とともに学ぶ | 20名 |
| 7月26日 | 14時～16時 | 労働環境整備の基礎知識～魅力ある職場づくりのために～ | 人材不足のなかで魅力ある職場づくりをどうするかを労働法とともに学ぶ | 20名 |

資料出所：表7-3に同じ。

労働セミナーは2017年度から大学生、専門学校生向けにも行われるようになった。社会保険労務士が出張して、労働法の基礎知識を学生に教えるものである。「沖縄大学、琉球大学、名桜大学。専門学校では看護学校やビジネス系の専門学校など。県と調整しながら学校に声をかけていますが、学校によっても必要と感じるところとそうでもないところがあって、受講者数もかなりばらけている」¹⁷⁰。試行錯誤の段階なのだろう。

3つめの企業向けの女性活用支援プログラムの作成とその実施は次のようである。2015年度に開設された女性就業・労働相談センターは当該年度に「女性が働き続けられる環境整備に向けた調査」を実施し、女性の就業継続を困難にしている9つの阻害要因－女性活用方針が不明確で両立支援の制度・仕組みが不十分、雇用形態や勤務時間に問題がある、本人の就業意識や両立への意識が弱い等－を抽出した¹⁷¹。翌16年度にはこの結果を踏まえて支援プログラムを作成している。支援プログラムは診断ツールによる初期診断、改善策の検討・提案、改善策の実施、事業所の取り組みとフォローアップの4つのステップからなる。このうち初期診断は①両立支援と働き続けられる職場に関する18の設問、②出産・育児期の従業員への対応に関する10の設問、③相談のしやすさに関する11の設問、④働く女性の意欲・意識の向上策とキャリア形成支援策に関する11の設問の合計50の設問に対する回答（管理職、従業員）をベースに下される。この初期診断に基づき改善策が検討、提案されることになる¹⁷²。

この支援プログラムを企業向けに実施したのは2017年度である。経営者団体に依頼して、モデル企業を公募した。その結果、医療・介護、卸・小売、保育園、求人誌、IT、子育てグッズ、診療所、建具・家具など多様な業種の9つの企業、事業所が協力し、社会保険労務士による診断が行われ、改善策が検討、提案され、実践された。表7-6はプログラム実施企業、事業所の担当者による評価を示している。客観的な指標ではなく、主観的な判断だという点に注意しなければならないが、総じて、改善策実施の効果は高く評価されている。とりわけ、相談環境の充実、

¹⁶⁹ 県労協事務局長・事務局次長インタビュー記録（2018年6月20日）より。

¹⁷⁰ 同上。

¹⁷¹ この他に、①妊娠期や育休明けの女性に対応する職場環境やフォロー体制が整っていない、②仕事と家庭の両立について問題や解決策を相談・共有できる環境が整っていない、③託児や一時預かりに関する環境が不十分、④家族・周囲・地域等の支援や必要な情報が不足している、⑤キャリアプランや人生設計が不十分もしくは欠落している、⑥キャリアの分断やキャリア形成の機会不足が生じているの6つである。本文および6つの要因については沖縄県女性就業・労働相談センター『企業の取り組み事例集』（2018年3月）の「はじめに」より。

¹⁷² 同上書のp.6より。

情報共有の充実、職場全体の理解向上については高評価が多く、業務の効率向上についても9つの企業、事業所のうち3つが大きな効果ありと判断している。

表7-6 改善策実施の効果（9企業・事業所）

| | 大きな効果あり | 効果あり |
|-------------|---------|------|
| 社内制度の充実 | 1 | 2 |
| 業務の効率向上 | 3 | 0 |
| 出産育児期の就業継続 | 2 | 1 |
| 相談環境の充実 | 4 | 2 |
| 情報共有の充実 | 5 | 1 |
| 職場全体の理解向上 | 2 | 4 |
| 従業員の意識・意欲向上 | 2 | 1 |
| 人材育成環境の充実 | 1 | 1 |

資料出所：沖縄県女性就業・労働相談センター『企業の取り組み事例集』（2018年3月）pp.10-11より。

モデル企業、事業所の報告会を離島を含む沖縄5地区で開催し、多くの参加者を得たそうである。「昨年、モデル企業9社の報告会を各地区でやりました。中部、北部、南部、離島も。報告会で多くの企業がうちでもできるかもしれないとか、沖縄も人手不足なのでやっぱり企業も努力しなきゃいけない、中小企業だから、沖縄だからというのはもう通用しない。改革しないといけないんじゃないかというような盛り上がりがあった」¹⁷³。2018年度の秋から、女性活躍支援プログラムを推進するコーディネーターを養成するための講座「女性が働き続けられる職場づくり実践講座」を全6回で開催することになり、28社から申し込みがあった。

6. 沖縄県おしごと応援センター One×One

もともとは沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンターで行っていた就労支援事業を継続するために、2017年度から新たに設置された部門である。県の予算が削られかけたのを「就労支援をちゃんとやっておかないと、あとは生活保護につないで終りみたいな状況に陥りますよと。最終的には県側の理解をいただいて、こちらができた」¹⁷⁴。

パンフレットによると「就職活動はしているもののなかなか結果に結びつかない、仕事のプランクが長く不安、離転職を繰り返し長続きはしない、など就労に困難な状況を抱えている人びと」を対象とする。そうした人々とは「ハローワークでは対応できない、または就労段階ではないといって対応してくれない」「ハローワークでは個別的に継続的に就労支援できない」¹⁷⁵人々である。就職に困難を抱えた人々に対して次の4つの事業を行う。1つは個別就職相談、2つは就職力アップセミナー、3つは企業実習、4つは就労定着である。それぞれ説明しよう。

個別就職相談では専任の相談員が一人ひとりの状況に合わせた支援メニューを考えて提案する

¹⁷³ 県労協事務局長・事務局次長インタビュー記録（2018年6月20日）より。

¹⁷⁴ 同上。

¹⁷⁵ 同上。

これまで沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンターでの3年間（2014年から2016年）の実績では432名が企業実習を経験し、2016年度には企業実習を経験した相談者の63%が就職している¹⁸³。就職先は福祉分野、スーパーなどが多い。

まずはアルバイトで就職。週2回の4時間から始まって、5時間へ、さらに週3回へ、それがフルタイムにという形へと。その間、支援は継続する。時には就職先の企業にはいってジョブサポート、ジョブコーチを行う。相談者の特性にあった接し方、仕事の切り出し方などを企業側に伝えることも重要である。たとえば「コミュニケーションに課題がある人なので、コミュニケーションをしなくてもよいような仕事を切り出してください」「アドバイスであっても複数の人から違う言い方で言われると、混乱して感情的になってしまって仕事が続かないこともあるので、担当者を1人に決めてください」「職業評価のツールを使って、本人の得意な業務と不得意な業務を知らせて、その上で、本人に合うような仕事を任せてください」。

1,000名の相談者がいて、就職して、しかし辞めて戻って来る人も少なくない。「だから、1回でおしまいとは全然思っていないんですよ。何かあったら電話でフォローしますし、メールでも見ますし、職場に会いに行ったりもします。大変です。でも、就職できて、お給料をもらって、センターにお菓子をもって挨拶にきたりする人もいて、もう人が全く変わったようになって、そんな時には職員はありがたいという気持ちになりますよね」。

7. 就職・生活支援パーソナルサポートセンター

県労福協はパーソナルサポート事業を沖縄県、那覇市、沖縄市の3つの自治体から受託している。必須事業だけではなく、一時生活支援事業、家計相談事業、就労準備支援事業なども受託している。ただ、沖縄県労福協のパーソナルサポート事業は「生活の自立」を図ることそれ自体を目的とするよりも、むしろ自立を図るためにも就労を支援していこうとすることが多い。就労支援については「沖縄県おしごと応援センター One×One」で詳しく述べたので、ここではパーソナルサポート事業の仕組みと実績についてその概要を述べるにとどめる。

パンフレットによると、パーソナルサポートとは「家賃が払えない」「ずっと働いていないので就職が不安」「家族が引きこもっている」「家族の飲酒で困っている」「借金を抱えている」というような不安、困り事を抱えている人を包括的、継続的に支援する事業である。相談窓口に来た相談者に対して、相談員が必要な支援について相談者と一緒に考えながら、一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援プランを作成することになっている。その際、離職などで住居を失ったあるいは失うおそれのある相談者に対しては、就職に向けた活動を行うことを条件に、家賃相当額（住居確保給付金）が一定期間支給される。また、住居を持たない相談者に対しては、必要な衣食住の支援が一定期間、行われる（一時生活支援事業）。

実に様々な困難を抱えた人々が窓口を訪れる。たとえば転勤を断って離職し、雇用保険手続きが遅れるうちに生計が厳しくなって相談に来る人。この相談者は住居確保給付金を活用し、就職活動をして契約社員として就職できた。障がいを持つが、障がい年金を申請せずに、自営業が経営不振となり生活困窮に陥り相談に来る人。預金、所持金ともになく宿泊費、病院検査費用、薬代をねん出できない。この人に対しては、医師の診断書を取り寄せることを提案し、障がい者年

¹⁸³ 沖縄県おしごと応援センター One×One 『企業実習 GUIDE BOOK』のp.6より。

金を申請し、福祉的就労に就けるように支援した。家庭内暴力が理由で離婚し、子どもと共に実家に身を寄せるが、母親との関係が悪化し、居所を失うおそれがあるため相談に来る人。この相談者に対しては、小中学生の子どもがいるため転校しないですむように留意しながら居所を確保し、母親の就労支援を行った¹⁸⁴。

こうした困難を抱える人が那覇市就職・生活支援パーソナルサポートセンターには月平均で新規で97.1人、沖縄市のセンターには35.8人、沖縄県町村部のセンターには83.4人来訪する¹⁸⁵。前述したように那覇市には19名、沖縄市には5名、沖縄県は29名のスタッフが配置されているから、単純計算で、1名のスタッフは1ヶ月あたり那覇市では5人、沖縄市では7人、沖縄県町村部では3人の新規相談者を受け持つことになる。これらのうち相談の結果、相談員が支援プランを策定するのがそれぞれ31.3人、19.6人、32.4人となる。個別的、継続的に支援をしていくことになる相談者が那覇市で15人、沖縄市で4人、沖縄県町村部で1人が、スタッフ1名につき1ヶ月ごとに追加されていく計算となる。

継続的な支援をしていく中で、就労支援対象となるのが那覇市で18.2人、沖縄市で14.8人、沖縄県町村部で20.0人である。就労支援率を計算すると那覇市で58.1%、沖縄市で75.5%、沖縄県町村部で61.7%である。このうち、無事、就労に結び付くのは那覇市で12.18人（就労率66.9%）、沖縄市で7.64人（51.6%）沖縄県町村部で11.18人（55.9%）である。

相談件数、支援プラン策定件数、就労支援対象者数、就労者数のいずれの数字を見ても、沖縄県は全国平均と比較してかなり高い。表7-7は生活困窮者自立支援事業の実績を那覇市、沖縄市、沖縄県町村部と全国を比較したものである。これによれば新規相談件数、支援プランの策定件数のいずれをみても、沖縄県の数値が全国のその2倍から3倍と、大きく上回っていることがわかる。就労支援対象者数も全国の3倍から5倍であり、実際に就労できた人々も2倍から3倍である。沖縄県の厳しい実態がこのデータからもわかる。

表7-7 生活困窮者自立支援事業の実績（2016年4月から2017年2月）

いずれも人口10万人あたりの件数、人数

| | 新規相談件数 | プラン策定件数 | 就労支援対象者数 | 就労者数 |
|--------|--------|---------|----------|------|
| 那覇市 | 30.0 | 9.7 | 5.6 | 3.77 |
| 沖縄市 | 25.7 | 14.1 | 10.6 | 5.49 |
| 沖縄県町村部 | 25.3 | 9.8 | 6.1 | 3.39 |
| 全国計 | 14.1 | 4.3 | 2.0 | 1.62 |

資料出所：濱里正史『沖縄県における生活困窮者の支援に関する現況と課題－生活困窮者自立支援制度を中心に－』（全労済協会、2017年）pp.22-25より。原資料は厚生労働省生活困窮者自立支援室および沖縄県福祉政策課『生活困窮者自立支援制度における支援状況調査の集計結果－2017年2月末現在－』である。

¹⁸⁴ 県労福協の説明資料を基にした。

¹⁸⁵ 以下の数字はいずれも2016年4月から2017年2月の平均値である。これらは濱里正史『沖縄県における生活困窮者の支援に関する現況と課題－生活困窮者自立支援制度を中心に－』（全労済協会、2017年）pp.22-25より。原資料は厚生労働省生活困窮者自立支援室および沖縄県福祉政策課『生活困窮者自立支援制度における支援状況調査の集計結果－2017年2月末現在－』である。

8. ファミリーサポートセンター

ファミリーサポートセンター事業の前身は2006年に県労福協として初めて受託した厚生労働省の「子育て緊急サポート事業」である。厚生労働省の「緊急サポートネットワーク事業の概要」¹⁸⁶によれば、事業の背景、目的として次のように述べられている。「労働者が育児等をしてながら働き続けることを可能にするためには、病気、あるいは病気回復期にあり集団保育になじまない子どもの預かりや、急な出張等の際の宿泊を含む子どもの預かり等、育児等に係る臨時的、突発的、専門的なニーズへの確実な対応が強く求められているところである」「当事業は、労働者の育児等に関する緊急のニーズに対応するための事業を全国的に展開することにより、労働者が安心して育児等をしてながら働き続けることができる環境の整備を図り、労働者の失業予防、雇用の安定を図ることを目的とするものである」。そのために国として、「緊急サポートネットワーク事業及び展開支援事業を行う団体を公募し、選定された団体に当該事業を委託」する。具体的には育児に係る緊急のニーズを満たせるサポートスタッフを確保、登録させ、他方で、緊急ニーズを持つ労働者とマッチングさせることを委託することになったのである。

子どもを預けたい人と預かってもいい人をマッチングさせるというファミリーサポートセンター事業はそれ以前にも存在していた。だが「緊急時、子どもが熱を出した時や出張時には対応できていなかった。子育てと仕事の両立支援では、やっぱり子どもが急に熱を出したら親の代わりに迎えにいくとか、出張時に預かるとかの仕組みがないとうまくいかないということで、厚生労働省が2005年にモデル事業をスタートさせた。その情報が中央労福協から入ったので、私たちも手を挙げました」¹⁸⁷。背景には次のような事情があった。

「沖縄にはシングルマザーが多いんですけど、彼女たちが失業して、就労支援していても、採用面接に行っても子どもが熱を出したら休むんでしょと言われて、最初からダメというのが続いていた。そこでこの事業を受託して、そういう時には子どもを預かってくれる人がいるようになったら、面接もうまくいくのじゃないか。受託後、実際に預かってもいいと登録している人と顔合わせをして、カードも発行して、何かあったら預かってくれる人がちゃんといますと面接で言ってくださいと言って、彼女らを送り出しています」¹⁸⁸。

そうやって就職に成功した子どもをもつ女性は2007年には80名、2008年には78名にも及んだそうである¹⁸⁹。

緊急サポートネットワーク事業は3年間で廃止され、その後2009年から「病児、病後児緊急預かり対応基盤整備事業」に引き継がれた（2011年で終了）。

「モデル事業が終わるときに、ファミリーサポートセンター事業は市町村できちんと対応してくださいということだった。労働者福祉としては、やはりこういう事業は必要だよねということで市町村を回って、やってくださいとお願いした。その時に予算的に難しいと言われて、1町村で難しいのならば2、3町村ではどうですかと提案したら、あなたたちが、ノウハウもあるからやってくれないと頼まれた」¹⁹⁰。

¹⁸⁶ <https://www.mhlw.go.jp/sinsei/chotatu/chotatu/kobetu/060615-1a.html>へ2019年3月13日にアクセス。

¹⁸⁷ 県労福協事務局長・事務局次長インタビュー記録（2018年6月20日）より。

¹⁸⁸ 同上。

¹⁸⁹ 県労福協内部資料「公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会の歴史」より。

¹⁹⁰ 同上。

■ 第7章 沖縄県労働者福祉基金協会

こうして2009年には北谷町、嘉手納町、北中条村の3町村が共同で県労福協に委託、2010年には与那原町、西原町、中城村の3町村も同様に共同委託、2013年にやんばる9町村が共同委託、2013年に読谷村1村が委託して、現在の形ができあがった。

この事業では、前述したように、子育てを手伝ってもらいたい「利用会員」と、子育てを手伝う「サポート会員」、どちらもなりますという「両方会員」からなり、センターは利用会員とサポート会員のマッチングを担う。「サポート会員」になるには、各センターが行っている「子育てサポーター養成研修会」（5日間、無料）を受講し、登録すればよい。

1時間あたり600円、特別な場合は700円とかで預かる仕組みである。宿泊の場合は別の計算式がある。

第8章 岡山県労働者福祉協議会

1. 会員組織

岡山県労働者福祉協議会（以下、県労福協）は2013年に一般社団法人格を取得している。会員組織は表8-1のとおりである。

表8-1 会員組織

| |
|--------------|
| 連合岡山 |
| 中国労働金庫 |
| 全労済岡山推進本部 |
| 岡山県生協連 |
| 岡山地区労働者福祉協議会 |
| 倉敷地区労働者福祉協議会 |
| 津山地区労働者福祉協議会 |
| 玉野地区労働者福祉協議会 |
| 笠岡地区労働者福祉協議会 |
| 井原地区労働者福祉協議会 |
| 総社地区労働者福祉協議会 |
| 高梁地区労働者福祉協議会 |
| 新見地区労働者福祉協議会 |
| 東備地区労働者福祉協議会 |

資料出所：岡山県労働者福祉協議会『第6回定時社員総会議案書』（2018年6月20日）p.58より。

連合岡山、労働金庫、全労済、生協連の4者はほとんどの県労福協で見られる。岡山県労福協の特徴は10の地区労福協が会員となっていることである。会員である以上、地区労福協も会費を納入している。

2. 財政とスタッフ

県労福協の2017年度の総収入は4,226万円である。主な収入は会費収入2,868万円、労働福祉会館事業収入850万円、基本財産（労金への出資金）配当金382万円である。

なお、一般社団法人格取得時に3億1,000万円が公益事業目的財産とされ、これを2012年から2039年までの28年間で使い切ることになっている。毎年、平均1,245万円を公益目的事業、具体的にはライフサポート事業、無料職業紹介事業、消費者講座事業、保健・体育振興事業、地区労福協活動助成事業、広報（宣伝）事業に支出する。この1,245万円を含めて、総支出は4,200万円

ほどである。したがって、公益事業目的支出額とほぼ同額が次期に繰り越されるため、特に支出を増やすことがなければ、2039年であっても3億1,000万円はそのまま残る予定である。

県労福協本部に常駐しているスタッフは専務理事1名、事務局次長1名、職員1名の計3名である。この他に岡山、倉敷、津山にあるライフサポートセンターに1名ずつ、無料職業紹介所に1名、労働福祉会館の管理人として2名を配置している。ライフサポートセンターの3名は60歳以上の嘱託であり、週3日（月、水、金）で1日6時間勤務である。労金OB、行政職員OB、元市会議員といった経歴である。無料職業紹介所の1名も嘱託で、週3日で1日6時間勤務である。管理人も嘱託で1日3時間半の隔日勤務である。県労福協が雇用するスタッフはフルタイム3名、パートタイム6名の計9名である。地区労福協には専従者はいない。

3. ライフサポートセンター

県労福協の労働・生活相談の歴史は古いという。「4団体合意の前から行っていたんですけど、4団体合意でちゃんとライフサポートセンターということで設立したんだと思います。県労福協でも連合でも相談とかやっていたんですけど、地域のみなさんとか、会員のみなさんの相談事というのはどこかで請け負わなければならないんじゃないかということが最初の発想です」¹⁹¹。

ライフサポートセンターが正式に設立されたのは2009年5月である。設立当初は連合岡山と二人三脚で運営していたらしい。当時の広報誌に次のような記事が掲載されている。

「県労福協は『地域の皆さんの、悩みごとの解決の手助けを目的とした“岡山ライフサポートセンター”』を5月14日（木）午前10時に開設し、相談業務を始めました」「岡山ライフサポートセンターは連合岡山の事務所内に中央コールセンターを設置、岡山、倉敷、津山の3連合地協内に地域センターを設置し、相談者に応えていく体制をとっています」「地域センターの体制は、連合地協の事務局長がライフサポートセンター長として地協の事務員、労福協事務局員とともに専門相談員として兼務」¹⁹²します。

「2012年度までは岡山県の委託事業を活用しながら充実・強化をはかってきた」¹⁹³ ライフサポートセンター事業だが、2013年度からは県労福協独自事業として運営するようになった。そのため、相談日を週3日にするなど見直しが行われた。

図8-1は2014年度から2017年度にかけての相談件数の推移である。相談件数がやや落ち込んでいる。そのため県労福協としては相談員のスキルアップとセンターの認知度アップを図ろうとしている。「ライフサポートセンターの相談内容が生活全般であり、多岐にわたることから、相談員のスキルアップを図ると同時に、ライフサポートセンターの認知度を更に高めるため、チラシを各種会議等で配布しました」¹⁹⁴。

相談内容は2017年度でいえば、最も多いのが労働相談（72件）で、次いで生活相談（52件）、法律相談（48件）となっている。

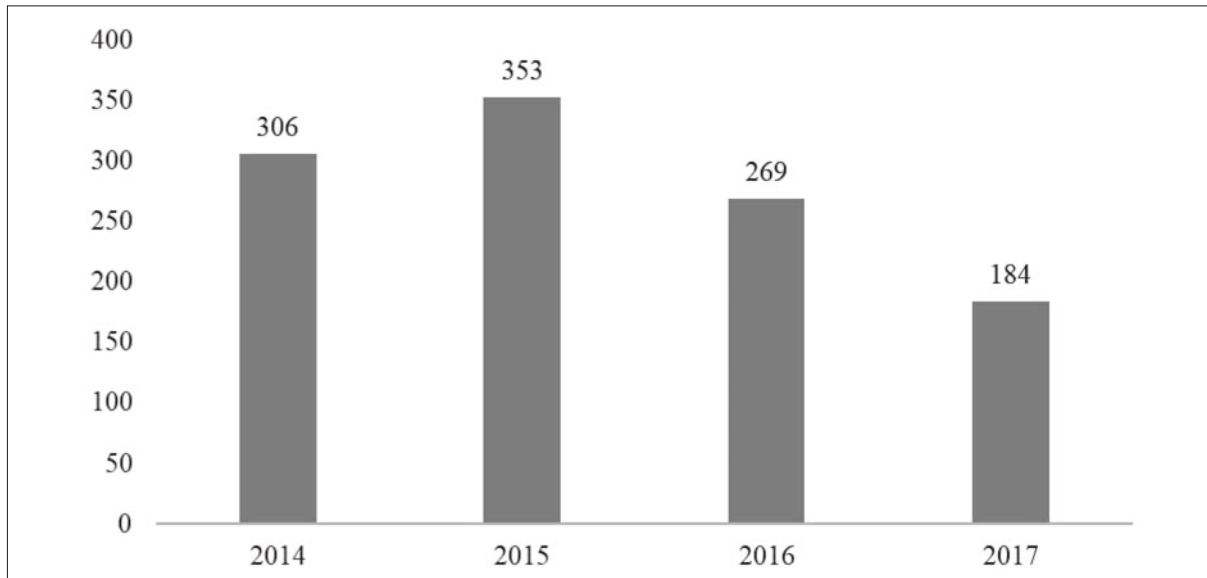
¹⁹¹ 県労福協専務理事・事務局次長へのインタビュー記録（2018年8月29日）より。

¹⁹² 岡山県労働者福祉協議会『おかやま労福協』（No.213、2009年7月30日）p.4。

¹⁹³ 岡山県労働者福祉協議会『第4回定時社員総会議案書』（2016年6月8日）p.49。

¹⁹⁴ 岡山県労働者福祉協議会『第6回定時社員総会議案書』（2018年6月20日）p.19。

図8-1 相談件数の推移



資料出所：岡山県労働者福祉協議会『第4回定時社員総会議案書』（2016年6月8日）p.3、および同『第6回定時社員総会議案書』（2018年6月20日）p.19より。

4. 政策制度要請

県労福協として岡山県に独自に政策制度要請を行ってはいない。連合岡山の政策制度要請に県労福協独自の要請を入れるという形である。「毎年、3、4回、連合岡山の政策制度担当委員との協議をして、うちの項目として、消費者講座であったり、奨学金の問題であったり、子どもの貧困関連の要請を付け加えてもらって、県側との交渉にも同席させてもらっています」¹⁹⁵。

表8-2は2016年度の経緯であるが、岡山県側と回答前に2回、回答後にも3回と頻繁に協議していることがわかる。

表8-2 政策制度要請のスケジュール

| 事項 | 月日 |
|-------|----------------------------|
| 要求書提出 | 2016年10月18日 |
| 部局協議 | 2016年11月24、25日 |
| 回答提示 | 2016年12月22日 |
| 継続協議 | 2016年12月27日、2017年2月2日、2月8日 |

資料出所：岡山県労働者福祉協議会『第5回定時社員総会議案書』（2017年6月7日）p.8より。

表8-3は2017年度の岡山県への政策制度要請のうち県労福協に関わるものの概要を示している。

¹⁹⁵ 県労福協専務理事・事務局次長へのインタビュー記録（2018年8月29日）より。

表8-3 政策制度要請（県労福協に関わるもの）

1. 岡山県勤労者福祉対策補助金の助成について
2. 格差・貧困の解消に向けた政策の推進
3. 奨学金制度の拡充・改善

資料出所：岡山県労働者福祉協議会『第6回定時社員総会議案書』（2018年6月20日）pp.22-26より。

「1. 岡山県勤労者福祉対策補助金の助成」は県労福協が実施しているライフサポートセンター、すぐ後で述べる高校生等のための出前労働講座に補助金を助成して欲しいとの要請である。県労福協の事業への支援を直接、求めるものである。

「2. 格差・貧困の解消に向けた政策の推進」は生活困窮者自立支援制度の更なる充実に向けた基本姿勢を問い、その現状を明らかにすることを求めるとともに、特に任意事業である「子どもの学習支援」を充実させるよう国に要望するとともに県独自の制度を創るよう求めている。

「3. 奨学金制度の拡充・改善」は2017年3月からスタートした「大学生を対象とした給付型奨学金制度の創設」を前進としつつも、対象者数も限定されており、金額もわずかだということ、県独自の奨学金制度の創設や教育費の負担軽減、相談窓口の充実、現行制度の拡充を国に要望するよう要請している。

このように県労福協は、自らの事業への支援とともに、岡山県に住む、とりわけ若者、子どもの福祉向上、生活改善を求めている。

5. ジョブおかやま

県労福協に無料職業紹介所設置の許可が下りたのは2005年9月、ジョブおかやまの事業がスタートしたのは同年11月である¹⁹⁶。当時より「きめ細かなカウンセリングで安心、信頼できる人材・仕事探しをお手伝いします」¹⁹⁷とうたっており、「じっくり時間をかけながら、親身になって寄り添うことを基本に対応」¹⁹⁸しているのが特徴である。

どんな人が相談に来るのだろうか。インタビューによると次のようである。

「ハローワークに行っても、自分に合った仕事をどうやって見つけたらよいかわからない。本当にハローワークに行ってもよいのかとか思ったり。引っ込み思案だったり。だからハローワークと同じ情報を端末で受け取れるような環境の中で、何度も声をかけながら、ライフサポートと同じように相談を受ける。これはどうですか、じゃああれはとか。履歴書を一緒に書いてあげたりとか。いろいろ支援して就職できたけど、すぐ辞めて、また来て、一緒に探してくれとかもある」「コミュニケーションが普通にできない人たちが自立していくための支援をじっくりしようというのがジョブおかやまのポリシーです。自立の前段階のところはかなり時間と労力がかかっている」¹⁹⁹。

徳島県労福協や沖縄県労福協が実施しているような就職困窮者に対する就労支援の取り組みに

¹⁹⁶ 岡山県労働者福祉協議会『おかやま労福協』（No.205、2005年10月31日）p.7。

¹⁹⁷ 同上p.8。

¹⁹⁸ 岡山県労働者福祉協議会『第6回定時社員総会議案書』（2018年6月20日）p.20。

¹⁹⁹ 県労福協専務理事・事務局次長へのインタビュー記録（2018年8月29日）より。

似ている。長野県労福協のようにパーソナルサポート事業を自前で行っているようなものである。

表8-4は相談受付件数、登録者数の推移である。年間で75件の相談を受け、新規の登録者が数名、累計でも20名である。利用状況は低調である。その大きな原因は、県や市の委託を受けて他の団体、たとえば社会福祉協議会やNPOがパーソナルサポート事業を実施していることだと思われる。

表8-4 ジョブおかやまの実績(1) 2014年度-2017年度

| | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|
| 相談受付件数 | 76 | 75 | 84 | 73 |
| 新規求職登録者数 | 1 | 7 | 3 | 3 |
| 登録者累計 | 21 | 22 | 21 | 17 |

資料出所：岡山県労働者福祉協議会『第4回定時社員総会議案書』（2016年6月8日）p.4、および同『第6回定時社員総会議案書』（2018年6月20日）p.20より。

パーソナルサポート事業が本格的に展開されるのは2015年度からであるが、それ以前のジョブおかやまの相談受付件数などについて、収集できる範囲内で示したのが表8-5である。リーマンショックの影響もあって、数百名が求職相談に来て、求職登録件数も多い。一定の実績をあげていたと見てよいが、パーソナルサポート事業の本格的実施によって就労支援を行う他の団体が大幅に増えたために、現在のような状況になったのではないだろうか。

表8-5 ジョブおかやまの実績(2) 2006年度-2010年度

| | 2006年度 | 2007年度 | 2008年度 | 2009年度 | 2010年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 相談受付者数 | 153 | 192 | 480 | 797 | 827 |
| 求職登録件数 | 38 | 44 | 40 | 72 | 64 |
| 就職決定者 | 38 | 16 | 29 | 55 | 53 |

資料出所：岡山県労働者福祉協議会「おかやま労福協」のNo.209（2007年7月30日）p.6、No.211（2008年7月30日）p.7、No.213（2009年7月30日）p.7、No.215（2010年7月15日）p.7、No.217（2011年7月15日）p.6より。

ジョブおかやまは、職業紹介以外に、岡山商科大学のキャリアセンターと連携し、就職相談も行っている。具体的には3年生を対象に就職活動での面接練習を相談員が行っている。結構、人気なのだそう。

6. 出前講座

岡山県労福協は独自事業として、岡山県ならびに岡山県教育委員会の後援のもとで高校への出前講座を実施している。高校生のための「消費者講座」は2004年度に、「労働講座」は2015年度にそれぞれスタートさせている。表8-6は2015年度から2017年度までの出前講座を開催した高校数と受講生数の推移を示している。2015年度は消費者講座が3校（518名）、労働講座が7校

第8章 岡山県労働者福祉協議会

(745名)と別々に行っていたが、2016年度からは消費者講座と労働講座を合わせて行う高校が7校(うち1校は共済も、716名)、消費者講座単独が3校(453名)、労働講座単独が1校(145名)となった²⁰⁰。2017年度では消費者講座と労働講座が3校(175名)、消費者講座と社会保障講座(共済)が1校(40名)、消費者講座単独が2校(420名)、不明が1施設(12名)となった²⁰¹。

表8-6 出前講座開催高校数と受講生数の推移

| | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 |
|------|--------|--------|--------|
| 高校数 | 10 | 11 | 7 |
| 受講生数 | 1,263 | 1,314 | 647 |

資料出所：岡山県労働者福祉協議会『第4回定時社員総会議案書』(2016年6月8日) pp.5-6、同『第5回定時社員総会議案書』(2017年6月7日) p.6、同『第6回定時総会議案書』(2018年6月20日) p.21より。なお、2016年度、2017年度では児童福祉会、児童養護施設がそれぞれ1施設含まれている。

高校出前講座のねらいについて次のように書かれている。「・・・実社会に出た時、消費者トラブル、保障トラブル、労働トラブルに遭わないよう正しい知識を習得する目的で、県下の高校3年生等を対象に、『出前消費者講座、共済講座、労働講座』を中国労働金庫、全労済、岡山県労福協が一体となり開催しました」²⁰²。

高校側もその重要性を認識しており、表8-7のような8つの具体的な期待を県労福協に示している。

表8-7 学校側が期待する出前講座

- ①通常授業の特別枠に組み入れる
- ②2時限連続の授業で、内容を充実させる
- ③卒業予定者の登校日に開催
- ④給与、社会保険、税金等の仕組みを理解
- ⑤労働契約、就業規則などを理解
- ⑥クレジットカード・個人信用情報を理解
- ⑦生命保険や損害保険等、保障の仕組みを理解
- ⑧突然の生活急変時に、安心の相談先を知る

資料出所：岡山県労働者福祉協議会『おかやま労福協』(No.232、2018年1月15日) p.7より。

受講生からの評判もよいようで、たとえば次のような感想が届けられている。「社会に出ても教わらないような事をたくさん学ぶことができました。知識がないことで自分が損をしてしまうことがたくさんあるんだと感じました。将来のためになるお話がたくさん聞けて、とれも充実した2時間でした」²⁰³。

²⁰⁰ 岡山県労働者福祉協議会『第4回定時社員総会議案書』(2016年6月8日) pp.5-6、同『第5回定時社員総会議案書』(2017年6月7日) p.6より。

²⁰¹ 岡山県労働者福祉協議会『おかやま労福協』(No.232、2018年1月15日) p.7より。

²⁰² 岡山県労働者福祉協議会『第6回定時社員総会議案書』(2018年6月20日) pp.20-21。

²⁰³ 岡山県労働者福祉協議会『おかやま労福協』(No.232、2018年1月15日) p.7。

高校生ではなく教員を対象とした出前講座を行い、これがきっかけで出前講座を依頼する高校が増えたということもある。2016年度のことであるが、岡山県高等学校家庭科教員協会からの依頼で家庭科教員を対象に「高校生のための消費者講座」を開催したところ、大きな反響を呼び、県労福協に当日の講師を指名した上で消費者講座の要請が次々と寄せられたことがある²⁰⁴。

県労福協は出前講座は重要施策の1つと位置づけている。「会長の肝いりの施策です。高校3年生とか、これから就職とかで社会に出て行って、その時に消費者として、あるいは労働者として知っておかなきゃいけないことがあるでしょう。子どもたちは知らない。だからこそ労福協が自前でやらなければと。今、岡山県下で私立、県立を含めて高校は90校くらいありますが、毎年、多い時で12校、去年はたまたま7校だったのですが、だいたい10校前後で開催しています。それ以上になると対応できなくなってしまうので。私たちも手弁当でやっていますが、だけど、授業が終わった後の高校生の笑顔を見たら、私たちがやらなければならないんだと思っています」²⁰⁵。

²⁰⁴ 岡山県労働者福祉協議会『おかやま労福協』（No.229、2017年1月15日）p.6より。

²⁰⁵ 県労福協専務理事・事務局次長へのインタビュー記録（2018年8月29日）より。

第9章 山口県労働者福祉協議会

1. 会員組織

山口県労働者福祉協議会（以下、県労福協）は2012年に一般社団法人格を取得している。会員組織は表9-1のとおりである。

表9-1 会員組織

| |
|-----------------|
| 連合山口 |
| 中国労働金庫 |
| 全労済山口推進本部 |
| 山口県生協連 |
| 岩国地区労働者福祉協議会 |
| 柳井地区労働者福祉協議会 |
| 光地区労働者福祉協議会 |
| 下松地区労働者福祉協議会 |
| 周南地区労働者福祉協議会 |
| 防府地区労働者福祉協議会 |
| 山口地区労働者福祉協議会 |
| 宇部地区労働者福祉協議会 |
| 山陽小野田地区労働者福祉協議会 |
| 下関地区労働者福祉協議会 |
| 美弥地区労働者福祉協議会 |
| 長門地区労働者福祉協議会 |
| 萩・阿武地区労働者福祉協議会 |

資料出所：山口県労働者福祉協議会『第7回通常総会議案書』（2018年5月24日）p.14および同「2017年度地区労福協会員団体・構成者数」より。

連合山口、労働金庫、全労済、生協連の4者はほとんどの県労福協でも見られる。山口県労福協では13の地区労福協がすべて会員となっている。

2. 財政とスタッフ

県労福協の2017年度の総収入は1億1,500万円である。内訳は会費収入3,416万円、山口県労働者福祉文化中央会館の事業収入1,400万円、山口県からの補助金348万円、若者サポートステー

ション事業の受託収入として2,358万円（厚生労働省から2,000万円、県から260万円、5市²⁰⁶から98万円）、パーソナルサポート事業の受託収入として山口市から3,048万円、その他、運用益などによる収入が936万円となる。

一般社団法人へ移行した際に7億6,492万円が公益事業目的財産とされ、これを60年かけて公益目的事業で使い切ることになっている。詳しくは後述するが、生活あんしんネット、勤労者文化展、政策研究委員会、知的障がい者運転免許取得特別支援講座が公益目的事業とされている。

他方、県労福協には地区労福協活動支援のための1号基金、労働者福祉向上のための教育啓発・調査研究のための2号基金、新規事業開拓資金としての3号基金として、合計4億円が積み立てられている。これらの基金は県や市、県労福協やその関連団体が出捐しており、その運用益や労金への出資配当金を労福協事業に利用している。これらは県労福協が解散すれば資金を提供した団体に返還されるものである。

県労福協の本部に常駐しているスタッフは専務理事1名、事務局長1名、職員1名の計3名である。この他に、生活あんしんネット事業で相談員が2名、しゅうなん若者サポートステーション事業で5名、パーソナルサポートセンター事業で6名を雇用している。生活あんしんネットの2名はOBでパートタイム、しゅうなん若者サポステの5名のうち4名がフルタイムで、1名がパートタイム（週に3日勤務）、パーソナルサポートの6名はフルタイムの相談員5名と事務員1名である。県労福協は13名のフルタイムと3名のパートタイム、計16名を雇用している。

3. 生活あんしんネット

県労福協は「勤労者の福祉の向上を目的として、県民の福祉や生活全般にかかわる相談事業」²⁰⁷を2005年4月1日から実施している。ライフサポートセンター設置の4団体（連合、中央労福協、労金協会、全労済）合意が2005年8月25日だから、それ以前に設置されたものである。2007年には山口市の事務所（現在の事務所）に加えて周南、下関にも生活あんしんネットの窓口を設けたが²⁰⁸、2012年3月末で両事務所を閉鎖している。

労働相談、職業紹介、福祉・生活相談を3本柱としているが、実際には現在は福祉・生活相談は外部の公的機関に繋いでおり、県労福協としては対応していない。2015年までは県の健康福祉関係部署のOB（看護師・保健士の資格を保有）が福祉・生活相談業務を担っていたが、県の補助金が減額されたことと、公的機関が充実してきたこともあって、公的機関に委ねることになった。生活あんしんネットとして、現在、受けている相談は、労働相談と職業紹介である。労働相談については連合山口に委託し、県労福協OB（連合OBでもある）1名が対応している。職業紹介については、同じく2005年4月に厚生労働省の認可を受けて開設した無料職業紹介所「ジョブやまぐち」²⁰⁹で行い、全労済OBが面接指導、カウンセリング、求人紹介などを行っている。なお、全労済OBが福祉・生活相談業務を兼務している（外部の公的機関に繋ぐ）。

生活あんしんネット事業は前述したように公益目的事業として位置づけられており、他方、県からも126万円の補助金を受け取っている。

²⁰⁶ 周南市、岩国市、柳井市、光市、下松市。

²⁰⁷ 山口県労働者福祉協議会『第7回通常総会別冊資料（予算決算関係）』（2018年5月24日）p.36。

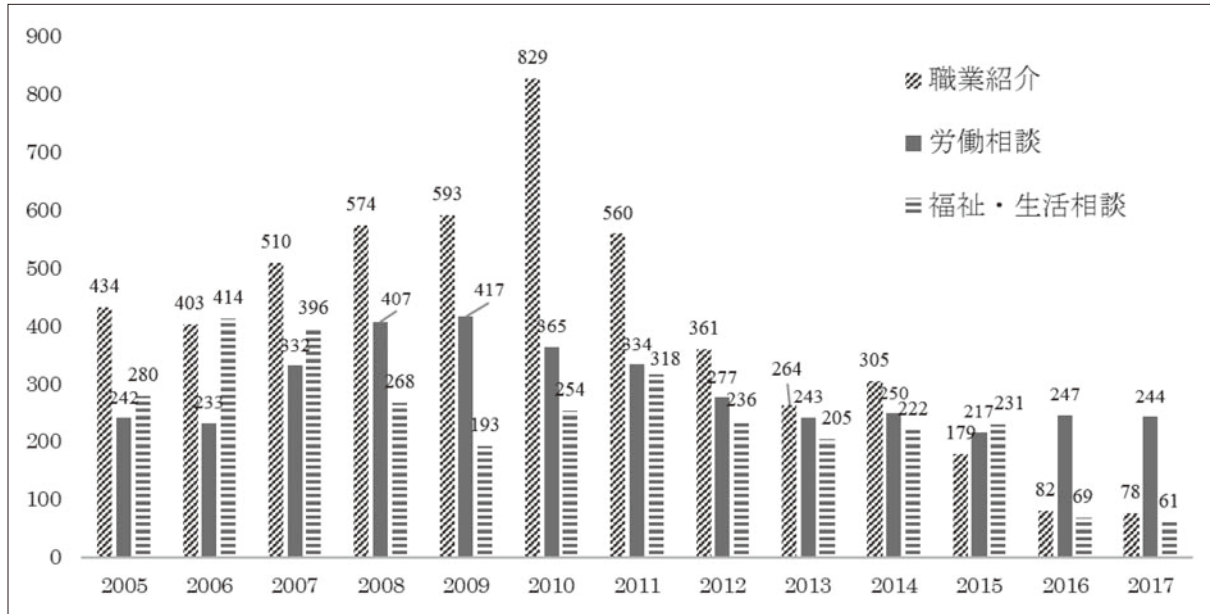
²⁰⁸ 連合総合生活開発研究所『「地域協議会の組織と活動の現状」調査報告書』（2010年4月）p.104より。

²⁰⁹ 同上書p.33より。

第9章 山口県労働者福祉協議会

図9-1は生活あんしんネットの相談件数の推移を示している。2011年度までは相談件数は増えており、3つの相談を合わせて1,000を超え、とりわけ職業紹介の相談が目立つ。2012年3月末で周南と下関の事務所を閉鎖したこともあってか、2012年度以降は相談件数も800から600へと減り、とりわけ職業紹介の相談の減り方が大きくなっている。福祉・生活相談を外部の公的機関に繋ぐようになった2016年度以降は相談件数総数も、そして職業紹介の相談件数も大きく減っている。

図9-1 生活あんしんネット相談件数の推移



資料出所：山口県労働者福祉協議会『第7回通常総会議案書』（2018年5月24日）p.17より。

福祉・生活相談件数の減少の背景には次のような事情があるらしい。「生活関係の相談はほとんどがリピーターだったんです。3日おきにかけてくるとか。専任の方が懇切丁寧にアドバイスをして、対応していたんです。その方がいなくなったので、別のところに相談するようになった」²¹⁰。職業紹介相談の減少は、一つにはパーソナルサポート事業の本格的展開（2015年度）によって全国的に就労支援体制が充実、強化されたことが大きいように思われる。ただ、県労福協が山口市から受託しているパーソナルサポート事業に2018年度から就労準備支援事業が追加されたため、生活あんしんネットの職業紹介機能との連携が求められるようになることが想定される。

労働相談の件数は一時期よりは減ったが250件前後を推移している。労働相談に関しては、生活あんしんネットの活動を通じて、県労働政策課、労働委員会、社会保険労務士会、経営者協会、司法支援センター、山口労働局、連合山口による「労働紛争処理機関ネットワーク会議」ができあがるという成果も生み出している。

生活あんしんネットへの相談件数が大きく減ってはいるが、「県労福協としては、労働相談と職業紹介は生活あんしんネット事業の骨格部分ですから、厳しい財政事情の中にあってもなんとか継続していきたい。全国に先駆けて、山口がユニークな生活あんしんネットという事業を開始

²¹⁰ 県労福協専務理事・事務局長・労働相談アドバイザーへのインタビュー記録（2018年12月13日）より。

した。そういった自負もあるし、旗を降ろすわけにはいかないという強い気持ちがある」²¹¹。

4. 政策制度要請

県に対する政策制度要請の歴史は古い。「もう何十年にもなりますかね、かなり前からだと思いますけれど。一番大きなテーマですからね」²¹²。

政策制度要請の策定は次のようなスケジュールで行われる。まずは県労福協の事務局で労働者福祉をテーマにした要請素案を策定し、その後、理事会で検討する。県労福協は独自に11月に福祉メーデー集会を毎年開催しているが、そこで地区労福協を含む会員に集ってもらい、県労福協としての要請案を提案し、承認を得ることになる。

この策定段階で、県の担当部局とも協議が行われている。「素案の段階で、県にも示す。県としても担当部局の補佐クラスに振るわけですね。担当から修正の求めが来ることもある。こんな要請してもらっても回答できないとか、現段階では難しいとか。とはいえ労働者福祉協議会として要請するので、必要ときには強行しますけどね」²¹³。

2017年度の「勤労者福祉の充実・強化に向けた要請書」は2017年11月21日に県側に提出し、翌年の2月26日に県側の回答と意見交換が行われている²¹⁴。県側は副知事と関係する担当部局スタッフが出席しており、副知事は冒頭に「県労福協からの要請は、重要な課題として受け止め、厳しい財政状況の中、対応を検討した。県も県労福協と連携し、労働者福祉の向上に向けて努めたい」²¹⁵と挨拶している。

表9-2は2017年度の政策制度要請の概要を示したものである。最後の「6. 労働者福祉事業の強化育成」は県労福協への財政的な援助を求めたものである。ワークライフバランス推進啓発事業は2017年度は補助金112万円を受けたが、2018年度には残念ながら廃止された。それ以外の補助金、委託金は認められている。なお、(4)生活協同組合への指導援助事業というのは、県生協連が会員生協への指導援助や生協活動の広報などを行っていることへの財政的支援を要請したものである。

これ以外は山口県民の福祉向上、生活改善を求める要請である。「1. 勤労者に対する総合福祉諸施策」の(1)ワークライフバランスの周知・啓発活動はWLBの取り組み姿勢が企業規模間で温度差があり、男性の育児休業取得も低迷しているなか、WLBの周知・啓発にさらに取り組むよう求めている。(2)育児と仕事の両立への支援策充実は、出産・育児で離職した女性への再訓練の充実、企業主導型保育事業の進展を目指す施策を求めている。以上がどちらかといえば女性の就労支援の要請であるのに対し、(3)山口県奨学金制度の充実・拡大は県独自の奨学金制度(無利子、貸与)の拡充を求めるものである。

「2. 格差・貧困社会改善」の(1)は生活困窮者自立支援制度の「就労訓練事業」(いわゆる中間的就労)を行う事業所を増やすよう求め、(2)は貧困家庭の子どもに対する教育および生活支援、保護者への就労支援など強化するよう求めている。

²¹¹ 県労福協専務理事・事務局長・労働相談アドバイザーへのインタビュー記録(2018年12月13日)より。

²¹² 県労福協専務理事へのインタビュー記録(2018年7月19日)より。

²¹³ 県労福協専務理事・事務局長・労働相談アドバイザーへのインタビュー記録(2018年12月13日)より。

²¹⁴ 「事務局行動日誌」(山口県労働者福祉協議会『第7回通常総会議案書』(2018年5月24日)pp.6-9)より。

²¹⁵ 山口県労働者福祉協議会「やまぐち労福協」Vo.167(2018年3月号)p.1。

第9章 山口県労働者福祉協議会

「3. 県民がいきいきと暮らせる環境」は地域共生社会の創設と「生産的・創造的」高齢者を活かす社会の実現を目指す取り組みを要請したものである。

「4. 安心・安全な生活環境」の（1）防災対策の強化を求め、（2）うそ電話詐欺などでの高齢者被害の防止策の強化では警告メッセージ付き通話録音装置の効果の検証を求めている。

「5. 地方消費施策」の（1）は高齢者の消費トラブル防止のための諸施策を求めたものである。（2）生活協同組合事業の活動支援では生協連加盟の13生協の県民生活全般への貢献の認知を求めた上で、その活動支援を要請している。

表9-2 政策制度要請の概要

| |
|--|
| 1. 勤労者に対する総合福祉諸施策の取り組み （1）ワークライフバランスの周知・啓発活動 （2）育児と仕事の両立への支援策の充実 （3）山口県奨学金制度の充実・拡大 |
| 2. 格差・貧困社会の改善への取り組み （1）生活困窮者自立支援制度「就労訓練事業」等の拡充 （2）子どもの貧困対策への更なる充実強化 |
| 3. 県民がいきいきと暮らせる社会環境づくり （1）地域における住民相互の助け合い活動の仕組みの創設 （2）高齢者が社会貢献できる仕組みづくり |
| 4. 安心・安全な生活環境の整備促進 （1）大規模災害等への防災対策強化 （2）うそ電話詐欺などでの高齢者被害の防止策の強化 |
| 5. 地方消費施策の充実 （1）高齢世帯等への被害防止の取り組み強化 （2）生活協同組合事業の活動支援 |
| 6. 労働者福祉事業の育成強化 （1）生活あんしんネット事業 （2）ワークライフバランス推進・啓発事業 （3）しゅうなん若者サポートステーション事業 （4）生活協同組合への指導援助事業 |

資料出所：山口県労働者福祉協議会「平成30年度勤労者福祉の充実・強化について」（要請）より。

5. しゅうなん若者サポートステーション

しゅうなん若者サポートステーションは2008年6月に開始し、「働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者の就職の支援」を行っている。前述したように国（厚生労働省）、県、5市から合計2,358万円の委託費を受けている。なお、しゅうなん若者サポステが対象とする地域

は、山口県の南東部に位置する周南市、下松市、光市、柳井市、岩国市の5市と田布施町、平生町、周防大島町、上関町、和木町の5町である。

しゅうなん若者サポートステーションのHPには次のような事業概要が示されている²¹⁶。

「ハローワークへ行くのも勇気がいる、でもなんとかしなければと思って」「採用面接を何回受けても上手くいかない」「まだ一步を踏み出せない我が子にどう接していいのか悩んでいる」「このような、働くことに関する様々な悩みを持つ若者を、キャリアカウンセラーや臨床心理士がサポートします。個別相談を中心に、それぞれの悩みに合った講座も用意しています」。

相談員による個別相談とは別に、ここではキャリアカウンセリング、心理カウンセリングも行っている。いずれのカウンセリングも事前に日程は決まっており、前者は月に7、8回、後者は月に5、6回である。事前予約が必要で1回あたり40分間となっている。

また相談に来る若者のために各種講座も用意されている。表9-3はその一例である。

表9-3 各種講座

| | | | | | | |
|------------------------------------|---------------------------------|----------------|--------------------------------|------------------------|----------------------|------------|
| コミュニケーション講座 気楽にコミュろう！ (定員8名) | あいさつの ポイント | 雑談のポイ ント | 聴くレッス ン | 話すレッス ン | 自分も相手 も大切に話 そう | 困ったを 解決 |
| 就職活動準備講座 (定員10名) | 自己理解～ 自己PR文 書を作って みよう | 履歴書書き 方 | 面接・マナー ・身だしなみ | インター ネット求人 検索の方法 | ジョブカー ド作成 | |
| 自分再発見講座 (定員10名) | 頭の体操 | 自己分析 | 時間と私 | ストレスと リラックス | 意見・意志 の発信 | 人間力 |
| | これからど うする？ | ビジネス文 書の書き方 | ほうれんそう (報告・連絡・相談)ト レーニング | | | |
| スペシャル講座 (定員10名) | キャリア・ インサイト (適性・適 職診断) | | | | | |

資料出所：しゅうなん若者サポートステーション「しゅうなんサポステ通信」4月号（2018年4月1日）より。網掛け部分が2018年4月に開講される講座である。

いずれも少人数制で事前予約が必要である。コミュニケーション講座は6回、就職活動準備講座は5回、自分再発見講座は9回で完結する。毎月、すべての講座が開催されるというのではなく、2018年4月にはコミュニケーション講座の「あいさつのポイント」と「雑談のポイント」の2回が開かれ、就職活動準備講座はなし、自分再発見講座は「意見・意志の発信」と「人間力」の2回が開かれる。スペシャル講座は毎月2回開かれ、利用者がパソコンを操作して、自らの職業能力、職業興味を明らかにしていくことで、職業選択のヒントを得るという内容である。これ以外にもパソコン講座（ワード、エクセル）、ストレス対策講座や若者交流広場、ボランティア活

²¹⁶ しゅうなん若者サポートステーションのHP (<https://s-saposute.com/>へ2019年3月18日にアクセス) より。

第9章 山口県労働者福祉協議会

動などがある。なお、2017年度の講座開催回数は142回で、参加者は累計で776人となっている²¹⁷。

職場見学、職場体験の機会も用意されている。職場体験先として、HPには介護、農業、スーパー、製造、警備、建設、運送など43の事業所が掲載されている²¹⁸。職場体験先を増やすために、2017年度には県労福協は「徳山商工会議所に加盟し、職場体験ができる企業の開拓に努めるとともに、山口県中小企業家同友会にも協力要請」²¹⁹をしている。

こうして最終的にはハローワークなどで就職先を見出し就職したり、あるいは就学したりすることになる。サポステの支援を受けて就職した若者に対して、職場定着を支援するための相談支援、あるいはパートから正社員（有期雇用から無期雇用）への転換等のキャリアアップ支援などのアフターサービスもサポステは行っている。

実際にどういう若者がサポステに来るのか、そしてどのように変わっていくのか。体験談から見よう。

「大学を中退し、実家に戻ってから十数年間、働くことができず、父と二人暮らしを続けてきました。何かしなきゃ、でもどうしたらいいかわからないという気持ちでした。支援を受けることになり、サポステを訪問しました。不安がありましたが、スタッフの方はみなさん優しく、話しやすそうという印象でほっとしました。サポステ支援を受けるようになって、同じ悩みを抱えている人がたくさんいる、自分だけではなかったと思えました。・・・就活がうまくいかない時期でも、“挑戦することが大事。行動できているから大丈夫”という気持ちで、結果が出なくても落ち込みはしませんでした。今年に入って職場体験を紹介してもらい、3月末からパート職で働き始めました。実は、今日が初めての給料日でした。給料をおろした時はうれしかったです。このお金は大事に使おうと思いました」²²⁰。

しゅうなん若者サポートステーションはどのような実績をあげているのか。

表9-4 しゅうなん若者サポートステーションの実績

| | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 相談件数 | 1,788 | 3,354 | 4,204 | 4,383 | 2,167 | 2,086 | 1,478 | 1,116 | 1,449 | 1,425 |
| 登録者数 | 139 | 161 | 167 | 122 | 123 | 176 | 175 | 145 | 210 | 123 |
| 進路決定者数 ¹⁾ | 56 | 149 | 137 | 108 | 86 | 120 | 131 | 101 | 117 | 100 |
| 進路決定率 | 40.3 | 92.5 | 82.0 | 88.5 | 69.9 | 68.2 | 74.9 | 69.7 | 55.7 | 81.3 |

資料出所：山口県労働者福祉協議会『第7回通常総会議案書』（2018年5月24日）p.24より。

1) 2015年度より就職決定者数のみの数字。進路決定率も同様で2015年度以降は就職率である。

相談件数はリーマンショック後には4,000件を超えたが、最近では1,400件台となっている。1日あたり5件から6件の相談が寄せられることになる。相談者すべてに対して支援を行うわけではない。相談者として登録する人は、年間だいたい150人前後というところであろうか。サポステのスタッフは5名（うちフルタイムが4名）であるから、単純計算すれば、スタッフ1名につき、毎年、30人の新たな相談者が支援を求めてくることになる。重要なのは進路（就職）決定者

²¹⁷ 山口県労働者福祉協議会『第7回通常総会議案書』（2018年5月24日）p.1より。

²¹⁸ 職場体験先一覧（<https://s-saposute.com/experience/>へ2019年3月19日にアクセス）より。

²¹⁹ 山口県労働者福祉協議会『第7回通常総会議案書』（2018年5月24日）p.1。

²²⁰ しゅうなん若者サポートステーション「しゅうなんサポステ通信」5月号（2018年5月1日）。

数である。サポステの支援を求め、最終的に就職あるいは就学が決まった若者の数である。平均して110人前後となる。進路決定（就職）率は70から80%である。2008年から2017年の合計でみると登録者数は1,541人、進路（就職）決定者数は1,105人、進路決定（就職）率は71.7%となる。2017年度のしゅうなん若者サポステの就職率は81.3%であり、全国平均の就職率55.4%²²¹に比べれば、その成績は極めて良い。

6. パーソナルサポートセンターやまぐち

県労福協は2011年4月に国のパーソナルサポートのモデル事業を受託し、2015年度からは山口市から生活困窮者自立支援事業を受託している。5名のフルタイムの相談員が月曜から金曜までの9時30分から16時30分まで自立支援相談に応じている。

パンフレットには次のように書かれている。「仕事を探しているが、なかなか就職できない」「頼れる人もなくて、どこに相談に行けばよいかわからない」「当面の生活に困窮している」「多額の借金を抱えている」という問題を抱えている人は「あなたひとりで悩まないで、気楽にご相談ください」。「専門知識を有した相談支援員があなたに寄り添いながら、問題の解決に向け、共に考え行動していきます」。

2017年度までは自立相談支援事業と一時生活支援事業を受託している²²²。前者は相談窓口に来た相談者に対して、相談員が個人面談をしながら必要な支援を相談者とともに考え、一人ひとりにあった自立生活のためのプランを作成して、自立を側面から支援するというものである。その際に、離職などで住居を失ったあるいは失うおそれのある相談者に対しては、就職に向けた活動を行うことを条件に、家賃相当額（住居確保給付金）が一定期間支給される。後者の一時生活支援事業は、住居を持たない相談者に対して必要な衣食住の支援を一定期間行うものである。

表9-5はパーソナルサポートセンターやまぐちの2015年度からの実績を示している。

表9-5 パーソナルサポートセンターやまぐちの実績

| | 2015 | 2016 | 2017 |
|--------|--------|--------|--------|
| 相談件数 | 13,283 | 15,178 | 14,548 |
| 新規相談者数 | 232 | 194 | 194 |
| うち登録者数 | 132 | 128 | 83 |

資料出所：山口県労働者福祉協議会『第7回通常総会議案書』（2018年5月24日）p.30。

毎年14,000件近くの相談がある。1日あたり50件を超える相談である。パーソナルサポートやまぐちの相談員は5名だったから、1名の相談員が1日に受ける相談は10件となる。2017年度の14,548件の相談のうち最も多かったのが「収入・生活費」で3,637件、次いで「仕事探し、就職」が2,627件であり、この2項目で約4割を占める。さらに「住まいについて」が1,808件、「家賃や

²²¹ サポステ地域若者サポートステーションの「数字でわかるサポステの実績！」（<http://saposute-net.mhlw.go.jp/results.html>へ2019年3月19日にアクセス）より。

²²² 2018年度には必須事業に加えて、任意事業である就労準備支援事業、家計相談支援事業も受託することになった。

第9章 山口県労働者福祉協議会

ローン」が1,806件と続き、最近では「病気や健康、障がい」も増えて1,353件となっている²²³。

この中で、相談支援員が実際に新規に相談に応じた人は毎年200人前後である。5名の相談員は1年間で40人の新たな相談者に対応することになる。このうち、相談内容を確認した上で支援が必要だと判断した人は年によってばらつくが、3年間の平均で114人となる。支援が必要となる新たな登録者は、相談員1名につき毎年23人となる。

2017年度の新たな登録者83名についてやや詳しく見ていこう。表9-6は登録時の生活状況等を示す。

表9-6 登録者の生活状況等

| 生活状況 | | 離職後期間 | | 収入状況 | | 負債状況 | |
|---------|----|-------|----|--------|----|---------|----|
| 生活逼迫者 | 24 | 就労未経験 | 1 | 無収入 | 51 | 負債無し | 35 |
| 無職 | 39 | 6カ月未満 | 39 | 5万円以下 | 7 | 10万円以下 | 7 |
| ホームレス | 10 | 1年未満 | 5 | 10万円以下 | 9 | 50万円以下 | 12 |
| 生活保護受給者 | 0 | 2年未満 | 5 | 20万円以下 | 12 | 100万円以下 | 11 |
| 就労中 | 6 | 2年以上 | 16 | 20万円以上 | 4 | 100万円以上 | 18 |
| その他 | 4 | 就労中 | 17 | 合計 | 83 | 合計 | 83 |
| 合計 | 83 | 合計 | 83 | | | | |

資料出所：山口県労働者福祉協議会『第7回通常総会議案書』（2018年5月24日）p.34より。

一目で登録者の生活困窮ぶりがわかる。83人のうち73人は生活逼迫者か無職かホームレスである。66人は失業中か未就労である。無収入が51人、10万円以下を合わせると67人となる。48人がなんらかの負債を抱えている。そのため住宅確保給付金を申請し、認められた相談者が15人、社会福祉協議会の生活福祉基金貸付等を利用した相談者が24人いた²²⁴。

これらの相談者の相談後の状況を次に見よう。2017年度の新たな登録者83人と2016年度の継続登録者32人を加えた115人の状況を見ると、115人のうち10人が継続支援（就職活動中が5人、生活支援中が5人）で、あとの105人は支援が終了している。この105人のその後の状況を示したのが表9-7である。

表9-7 支援終了者のその後

| | |
|---------------|----|
| 就労状況見守り中 | 6 |
| 就労により困窮状態から脱却 | 40 |
| 関係機関へ紹介 | 16 |
| 支援拒否 | 2 |
| 支援辞退 | 5 |
| 連絡取れず | 15 |
| 市外で生活 | 7 |
| その他 | 14 |

資料出所：山口県労働者福祉協議会『第7回通常総会議案書』（2018年5月24日）p.34より。

²²³ 以上、山口県労働者福祉協議会『第7回通常総会議案書』（2018年5月24日）p.31より。

²²⁴ 山口県労働者福祉協議会『第7回通常総会議案書』（2018年5月24日）p.35より。

就労により困窮状況から脱却した人が最も多く40人である。ハローワークと連携しながら就職支援をした結果である。「ハローワークにパーソナルサポートセンターやまぐち担当者があるので、相談支援員が相談者を連れて行って、説明して、登録する。ハローワークの担当者とは情報共有をしています。普通であれば1ヶ月程度、長い人は半年とかかかる。それでも決まらない人もいる」²²⁵。この40人に、就労状況見守り中6人、関係機関（包括支援センター、更生保護施設、福祉施設、市社会課等）への紹介が16人で、これらを加えると62人がなんとか困窮から脱出する道を歩み始めていると言ってよいのではないかと。6割ほどである。

他方で支援拒否、支援辞退、連絡取れずも合わせて22人おり、これに対してパーソナルサポートセンターやまぐちは「・・・支援方針や支援内容の見直し、相談者との関係構築等の工夫が必要と思われます」²²⁶と反省している。

一時生活支援事業を見ておこう。借りているシェルターは2017年度までは2部屋（山口大学の近隣の以前の学生寮）であった²²⁷。1日あたり1,000円で借りることができる。3人めからは安いホテルの部屋を借りることにしている。食料もないから、シェルターを貸した上で、必要な分を渡す。「ただ、生活困窮者自立支援事業は食料を提供できないんですよ。だから、フードバンクとかあるいは社協と連携して、食料をもらって繋いでいく」²²⁸。

表9-8は2017年度のシェルター利用状況である。

表9-8 シェルター利用状況（2017年度）

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 累計 |
|--------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| 新規入居者数 | 2 | 0 | 2 | 1 | 1 | 0 | 2 | 1 | 1 | 3 | 1 | 2 | 16 |
| 退去者数 | 1 | 0 | 3 | 1 | 0 | 2 | 1 | 0 | 2 | 3 | 1 | 2 | 16 |
| 入居者総数 | 3 | 2 | 4 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 | 4 | 2 | 3 | 31 |
| 延べ利用日数 | 63 | 62 | 64 | 42 | 38 | 10 | 20 | 32 | 58 | 42 | 40 | 20 | 491 |

資料出所：山口県労働者福祉協議会『第7回通常総会議案書』（2018年5月24日）p.37より。

なお、入居者総数は次の式で独自に算出した。ある月の入居者総数＝前月の入居者総数－前月の退去者数＋当該月の新規入居者数である。4月の入居者数が3人になっているのは、4月前から入居していた人が1人いたからである。

2017年度には合計で16人の新規入居者がいた。毎月、1人か2人、時には3人の新規入居者がいる。月当たり何人がシェルターを利用しているかをみると（入居者総数）、2人の時が多いが、3人、4人になる月もある。合計では延べ31人が利用し、利用日数は491日、毎月1人が15.8日、シェルターを利用していることになる。

²²⁵ 県労協専務理事・事務局長・労働相談アドバイザーへのインタビュー記録（2018年12月13日）より。

²²⁶ 山口県労働者福祉協議会『第7回通常総会議案書』（2018年5月24日）p.36。

²²⁷ 現在では、この2部屋は使えなくなっており、別の大家からアパートの1室を借りている。

²²⁸ 県労協専務理事・事務局長・労働相談アドバイザーへのインタビュー記録（2018年12月13日）より。

7. 障がい者の運転免許取得支援

県内の総合支援学校の知的障がいを持つ生徒の就職、自立を支援するために、自動車学校の協力を得て彼ら向けの運転免許取得支援の特別講座を県労福協は2006年度から開講している。講座を提供している総合支援学校は山口市内に3校、下関市に2校、宇部市に1校ある。自動車学校入校前に、希望者に対して20時間（1日2時間）教官が学科を教えるものである。自動車学校に生徒が行くこともあれば、教官が総合支援学校に行くこともある。講座は少人数で行われ、科目ごとのテスト、総合テストの結果を踏まえ「講座終了時に自動車学校に入って運転免許が取得できるかを教官が判断し、面接方式で本人に伝えていく方法をとっている」²²⁹。なお受講料は無料であり、教材費と自動車学校教官への報酬（有償ボランティア）は県労福協が負担している。

2017年度は3校で開催され、16名が受講している。2006年度から2017年度までの累積受講生数は232名である²³⁰。

8. 消費者講座

2006年度から、労働金庫の協力を得て高校3年生を対象に「高校生のための消費者講座」を実施している。講座では労金職員が「・・若者をターゲットにした『マルチ商法』から身を守る方法や、ローンの金利、クレジットカードの利用法、上手なお金の貯め方等、社会に出て必要となる知識を簡単な事例を用いてわかりやすく説明」²³¹する。

講座の評判はよく、研修後のアンケートでは「社会人になる前の大切なことを学ぶことができた」「クレジットカードの利用やライフプランへの貯蓄も考えていこうと思った」などの感想が寄せられている²³²。

2017年度は10校（842名）で消費者講座が開催された。12年間で延べ133校、12,792名の高校3年生が受講している²³³。

²²⁹ 山口県労働者福祉協議会『第7回通常総会別冊資料（予算決算関係）』（2018年5月24日）p.43。

²³⁰ 山口県労働者福祉協議会『第7回通常総会議案書』（2018年5月24日）p.3より。

²³¹ 山口県労働者福祉協議会「やまぐち労福協」Vo.167（2018年3月号）p.7。

²³² 同上。

²³³ 同上。

第10章 新潟県労働者福祉協議会

1. 会員組織

新潟県労働者福祉協議会（以下、県労福協）は一般社団法人格を2009年に取得している。会員組織は表10-1のとおりである。

表10-1 会員組織

| |
|-----------------------------|
| 連合新潟 |
| 新潟県労働金庫 |
| 全労済新潟推進本部 |
| 新潟県生協連 |
| 一般財団法人新潟県労働者信用基金協会 |
| 一般財団法人新潟ろうきん福祉財団 |
| コープサービス |
| 新潟県退職者連合 |
| 全日本港湾労働組合日本海地方新潟支部 |
| 日本労働者協同組合連合会センター事業団北陸信越事業本部 |
| ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟 |
| 新潟NPO協会 |
| 生活協同組合コープクルコ |
| NPO法人 フードバンクにいがた |

資料出所：新潟県労働者福祉協議会『第39回定時総会議案書』（2018年6月20日）pp.105-106より。

連合新潟、労働金庫、全労済、生協連の4者はほとんどの県労福協で見られる。（一財）新潟県労働者信用基金協会は労働金庫から融資を受ける勤労者への信用保証を行う団体で、新潟県および県内の市町村、新潟労金、連合新潟、新潟県労働者総合生活協同組合²³⁴、県労福協が出捐金を拠出して1975年に設立された。（一財）新潟ろうきん福祉財団（以下、ろうきん福祉財団と略称）の前身は、新潟県労働金庫30周年記念事業として1983年11月に設立された新潟県勤労者福祉厚生財団である。2014年4月1日に現在の名称に変更した。ろうきん福祉財団は2013年度に一般財団法人に移行したが、その際に保有していた財産11億5,000万円は13年間で使い切る公益事業目的財産とされた。詳しくは後述するが、ろうきん福祉財団はにいがたワーク&ライフフォーラム、地域社会創造事業、奨学金、NPOへの助成など地域社会の発展に寄与する重要な事業を行っている。

コープサービスは勤労者向けの旅行事業・ギフト販売事業などを取り扱う会社である。新潟県

²³⁴ 1968年に共済生協、消費生協、住宅生協が合併して設立された生協で、現在は、全労済、コープクルコ、コープサービスの3団体に分かれている。

退職者連合は連合新潟加盟の労働組合OBの組織である。全日本港湾労働組合日本海地方新潟支部は、連合加盟ではないが、県労福協の事業に協力的で2013年度に加盟した。日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会センター事業団は協同出資、協同経営、協同労働を柱として種々の事業を行う団体であるが、その北陸信越事業本部が同じく2013年度に加盟した。

ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟は、高齢者が主体となり経験や知恵を出し合い、福祉事業を始めとした事業展開を目指し、仲間と一緒に支え合い、生きがいを作り出す全県規模の生活協同組合である。新潟NPO協会はNPOや市民活動を支援する、県内全域を活動エリアとする中間支援組織である。前出のろうきん福祉財団がNPOや地域社会創生事業を担う団体へ助成金を提供していることもあって、県労福協はNPOと良好な関係を築いている。ささえあい生協、NPO協会はともに2015年度に加盟した。

コープクルコは無店舗事業で、食品の個人宅配、グループ購入を行なっている生協である。NPO法人フードバンクにいがたは県労福協、ささえあいコミュニティ生協新潟、ワーカーズコープ北陸信越事業本部が発起団体となり2013年7月に設立された。フードバンクにいがたの設立経緯、組織、事業内容に関しては後述する。この2つの団体は2018年度に県労福協に加盟した。

この他に、10の地区労福協がある。このうち7つの地区労福協、下越地区労福協、新潟地区労福協、佐渡地区労福協、県央地区労福協、長岡地区労福協、柏崎地区労福協、上越地区労福協は連合の地域協議会と団体である。地協の会長が地区労福協の会長を兼務し、1つを除いて地協の事務局長が地区労福協の事務局長を兼務している。その1つとは県央地区労福協であり、この事務局長はOBが担っている。残りの3つの地区労福協²³⁵は小千谷、十日町、糸魚川にあるが、専従者はいない。これら10の地区労福協は県労福協の地域組織である。

2. 財政とスタッフ

県労福協の2017年度の総収入²³⁶は、寄り添いホットライン事業²³⁷（3,431万円）、事業会計間の資金のやりとり（1,393万円）²³⁸、国際交流事業会計での国債償還分（2,684万円）、勤労福祉会館の減価償却費の指定正味財産からの振替（1,670万円）を除くと、2億1,693万円である。

その内訳は以下のとおりである。会費収入が1,463万円、連合新潟、新潟労金、全労済が納め

²³⁵ なお、この3地区には連合の地協は置かれていない。ただし、小千谷と十日町には中越地協の支部が置かれている。

²³⁶ 2017年度の収入に関しては「正味財産増減計算書総括表」（新潟県労働者福祉協議会『第39回定時総会議案書』（2018年6月20日）pp.91-92）および県労福協理事長・専務理事・事務局長へのインタビュー記録（2019年2月8日）より。

²³⁷ 2015年度から2018年度まで県労福協が北越地域センターという団体名で一般社団法人社会的包摂サポートセンターから受託している事業である。被災者、DV、自殺願望など生活上の問題、悩みを持っている人から24時間電話相談を受ける。石川県、富山県、福井県と新潟県に居住している人びとを対象にしている。ただ県外の事業を受託することが定款に触れるのではないかとということで、2019年度からは県労福協は受託しないことになった。事業は北越地域センターがNPOを設立して引き継がれることになっている。

²³⁸ パーソナルサポート事業の受託費のうちの人件費の10%以内を管理運営費ということで県労福協が受け取っているが、これをライフサポート事業会計に収入として計上している。これが830万円となる。他方、パーソナルサポート事業で赤字が出た場合、ライフサポート事業会計から補てんしている。4つの事業を合わせて563万円となる。

る分担金が1,400万円である。分担金は人件費の一部とライフサポート事業費用の一部に充てられている。補助金は合計で1,627万円であり、新潟県から調査研究の受託費用と駅伝開催費用として77万円、新潟市勤労者サービスセンター²³⁹に派遣しているスタッフの人件費の一部として同センターから200万円、連合新潟と新潟労金から勤労福祉会館の修繕費用の積立金として1,200万円、日本労働文化財団からライフサポート事業への補助金として150万円を受けている。

収益事業による収入は勤労福祉会館の事務室の賃貸料、会議室等の利用料が合わせて2,588万円、管理・運営を受託している三条市勤労青少年ホームの利用料²⁴⁰が280万円で合計2,868万円となる。

県労福協は新潟県や新潟市、長岡市、上越市、三条市から事業を受託しており、その受託事業収入の総額は1億3,386万円である。内訳は上述の三条市勤労青少年ホームの管理・運営の受託で1,582万円、パーソナルサポート事業を県と3市から受託しており、新潟県（10町村）が2,264万円、新潟市が3,318万円、長岡市が3,295万円、上越市が2,925万円となっている。

この他、受取負担金（懇親会などへの参加費）が652万円、受取民間助成金²⁴¹が186万円、受取交付金²⁴²が125万円、有価証券運用益、利息、配当金、その他の雑収益が合わせて488万円ある。

なお、県労福協は2009年に任意団体を解散して一般社団法人を設立し、財産を任意団体から一般社団法人へと寄付したため、公益事業目的のための支出を特に求められてはいない。

県労福協の本部に常駐しているスタッフは専務理事1名（連合新潟）、事務局長2名（労金と全労済）、職員1名の計4名である。パーソナルサポートセンターにはフルタイム20名、パートタイム8名の計28名が配置されている。センターごとの内訳は新潟県がフルタイム3名、パートタイム2名（1名は新潟市と兼務）の計5名、新潟市がフルタイム7名、パートタイム1名（新潟県と兼務）の計7名（兼務を除く）、長岡市がフルタイム6名、パートタイム4名の計10名、上越市がフルタイム4名、パートタイム2名の計6名となっている。三条市勤労青少年ホームにはフルタイムの職員が3名（事務局長と職員2名）いる。館長は無報酬であるが、県央地区労福協のOB事務局長が兼務している。

ライフサポートセンターにOBの相談員が置かれているのは年間200万円を交付している新潟地区労福協、県央地区労福協、長岡地区労福協、柏崎地区労福協の4ヶ所である。年間100万円を交付している下越地区労福協、佐渡地区労福協、上越地区労福協では相談員ではなく、地区労福協＝地域協議会の事務局長が相談を受けている。県央地区労福協では専従事務局長もライフサポートの相談を受けている。

以上、県労福協が雇用しているのはフルタイム28名（県央地区労福協の事務局長も含む）、パートタイム12名（ライフサポートセンターの相談員も含む）の計40名である。

²³⁹ 同センターは「新潟市から助成を受けて、企業の共同化によるスケールメリットを生かし、中小企業単独では困難な従業員の福利厚生事業・給付事業をする団体」である。同センター HP (<https://www.nipy.jp/outline/index.html>へ2019年3月23日にアクセス)による。

²⁴⁰ 利用料が無料の団体が圧倒的だが、有料の団体、個人もある（県労福協理事長・専務理事・事務局長へのインタビュー記録（2019年2月8日）より）。

²⁴¹ 新潟労金の配当金を拠出して設立した育成会が2017年度に解散したので、そこにあった財産を譲渡された。

²⁴² 各地区労福協への交付金の残額を返納させたもの。ただし2018年度から返納を求めないこととした。

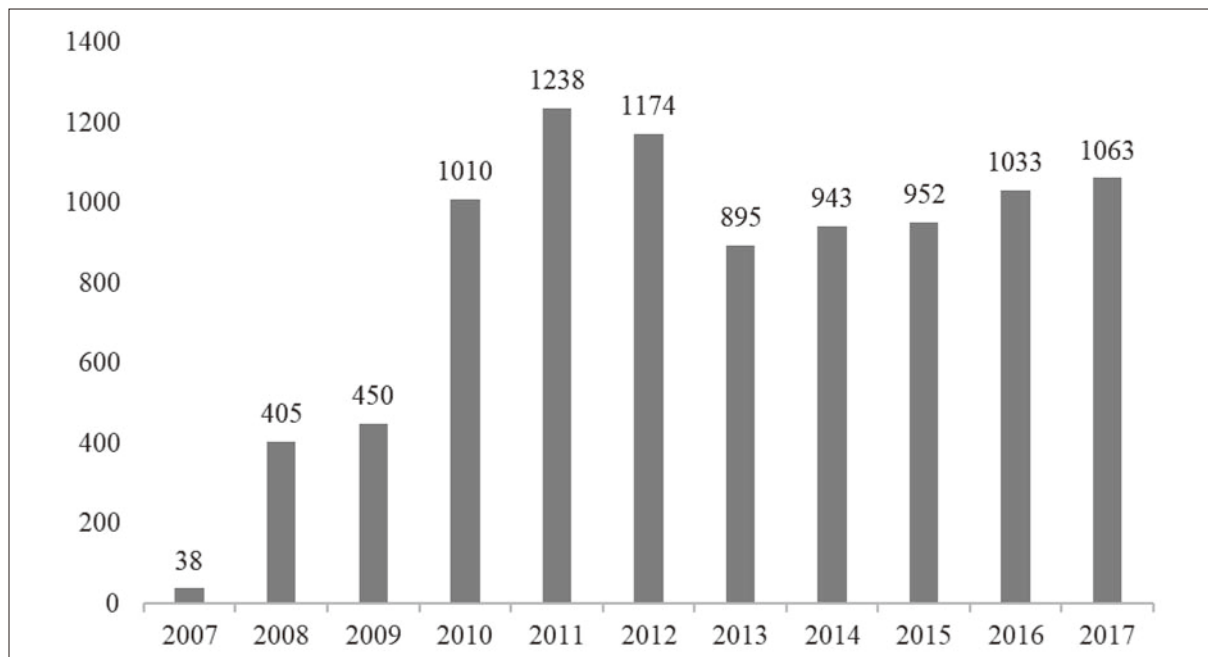
3. ライフサポートセンター

新潟県にライフサポートセンターが設立されたのは2008年2月である。ただ、その少し前に、実際の相談活動を行うセンターが佐渡で2007年11月、長岡で2008年1月に開設されている。現在のように、地区労福協（＝地域協議会）でライフサポートセンター業務が行われるようになったのは2015年度以降のことである。ライフサポートセンターは上述のように7ヶ所に置かれており、専門のOB相談員が配置されているのは4ヶ所で、あとの3ヶ所は地区労福協＝地域協議会の事務局長が相談を担当している。センターによって若干異なるが 平日の9時（あるいは10時、13時）から17時（あるいは16時、17時30分）まで相談を受け付けている。

パンフレットには次のように書かれている「ライフサポートセンターは、・・勤労者が生涯にわたって充実した生活を送ることができるよう、各種の支援活動を行う組織です。働く人たち、地域市民の生活問題や労働問題等の解決の糸口を弁護士や税理士・社会保険労務士・カウンセラーといった資格を有する方々と連携しながら一緒に見つけ出します」。専門家と連携しながら問題を解決していくことが強調されている。暮らし何でも相談、こころの相談、労働・就労相談、家庭問題、経済・生活相談などを扱うとされている。

図10-1は相談件数の推移である。

図10-1 ライフサポートセンター相談件数の推移



資料出所：新潟県労働者福祉協議会「新潟県ライフサポートセンター相談受付状況推移（2007年～2018年3月）より。

開設当初より相談件数は急増し、2010年度には1,000件を超えた。2013年度には落ち込んだが、その後、順調に相談件数は増え、2017年度には1,063件となっている。2017年度の相談件数をセンター別にみると、長岡が400件、県央が262件、柏崎が166件、新潟が98件と多い。いずれも相談員を配置しているセンターである。長岡ライフサポートセンターでは通常の相談とは別に「心

と体を守るセルフケア」を週に1度実施している。専門のカウンセラーに委嘱して、精神面での課題を抱える人々との交流を図っている²⁴³。このセルフケアに来る人々の数が2017年度には延べ261人となっている。

相談内容としては、2017年度では、家庭問題（270件）、こころ（155件）、労働（136件）、就職（105件）、人間関係（90件）などが多い。

4. 政策制度要請

新潟県への政策制度要請の策定は、事務局で前年度の要請・回答結果を踏まえ、継続的に要請する事項、新たに課題として発生した事項をまとめ、理事会に提案し、その後、県当局と調整を行い成案としている。政策制度要請書は毎年、11月中に県当局に正式に提出し、翌年の1月に知事要請を実施し、2月末から3月に回答が提示される。

2017年度では2018年1月29日に県労福協役員が知事に会い、直接、政策制度要請を行った。その後、3月30日に県側の回答が寄せられた。

表10-2は政策制度要請の概要を示したものである。

表10-2 政策制度要請の概要（2017年度）

| |
|---|
| 1. 東日本大震災の被災者・避難者支援 |
| 2. 格差・貧困社会の是正、セーフティネットの強化 (1) 生活困窮者自立支援対策の充実 (2) 子どもの貧困対策 |
| 3. 奨学金問題の改善に向けての国への要請 (1) 日本学生支援機構法改正の附帯決議を確実に実行し、教育の格差是正と教育費負担軽減を図る (2) 無利子奨学金の大幅な拡充 (3) 学費引き下げと授業料減免の拡充 (4) 県が検討している給付型奨学金の制度設計に際して、当事者、利用者の意見を反映するとともに、情報公開を徹底 |
| 4. 勤労者の雇用維持、離職対策 (1) 改正労働契約法18条の無期転換ルールを回避する目的での雇い止めが発生することがないように改正内容の周知 (2) 「医療勤務環境改善支援センター」による医療機関の勤務環境改善の取組の徹底 (3) 介護職員の労働条件、職場環境の改善 |
| 5. フードバンク活動の促進 |

資料出所：「2017年度（平成29年度）労働者福祉に関する要請書」（新潟県労働者福祉協議会『第39回定時総会議案書』（2018年6月20日）pp.119-125より）。

「1. 東日本大震災の被災者・避難者支援」は2017年10月末現在で県内になお2,802人いる避難

²⁴³ そのために、別枠として50万円を交付している。

者の支援の充実を求めている。

「2. 格差・貧困社会の是正、セーフティネットの強化」の（1）生活困窮者自立支援対策の充実には3つの要請からなり、1つめは生活困窮者自立支援事業に必要な知識や技術の習得のための研修会の開催や、他の自治体との情報交換を行う機会の提供を求めている。2つめは就労準備支援事業、就労訓練事業における就労訓練先を確保するために、経営者団体や農林業魚関係団体への働きかけを要請している。3つめは就労準備支援事業などの任意事業の必須化、あるいは任意事業の実施率の向上を求めている。（2）子どもの貧困対策は子ども食堂を含む子どもの居場所を提供する団体、施設への効果的な支援策を検討するよう求めている。

「3. 奨学金問題の改善に向けての国への要請」は（1）から（3）を国に向かって要請していくよう求めている。（1）の内容は要請書を読む限りではよくわからないが²⁴⁴、「教育の格差是正と教育費負担軽減」を求めていることからすると、おそらく付帯決議第2項の給付対象の拡大、給付額の増額を求めたものだと考えられる。（4）県独自の奨学金制度については、新潟県が独自に検討している奨学金制度について、制度設計時に当事者や利用者の意見を反映させ、情報を公開するよう求めている。

「4. 勤労者の雇用維持、離職対策」の（1）は改正労働契約法18条が定めた無期転換ルールの回避をねらった勤続5年前での雇い止めが発生しないよう改正内容を周知徹底するよう求めている。（2）（3）は医療、介護分野で働く労働者の労働条件向上、職場環境の改善を要請している。

「5. フードバンク活動の促進」は社会的弱者の生活を支えるフードバンク活動の認知度を高めるような支援策を検討、実施することを求めている。

いずれも新潟県に暮らし、働く人々（震災の避難者を含めて）の福祉向上、生活改善を求める要請である。

県労福協は地区労福協に行政への政策制度要請を行うよう求めているが、2017年度現在で単独で行っているのは新潟地区労福協だけである。新潟市に要請書を提出し、2017年12月19日に市長と面談して、回答を受けている。もっとも、2017年度以前は県労福協が新潟市に政策制度要請をしており、2017年度から新潟地区労福協に対応するよう求めた結果である。県労福協の政策制度要請を参考にしつつ、独自の要請を加えたものを新潟市に提出している。連合の7つの地域協議会は主要市に政策制度要請をしているが、労協関連の要請も取り入れているのは新潟地協、県中央地協、中越地協の3地協である。

5. パーソナルサポートセンター

県労福協は2012年度から内閣府所管の「第3次パーソナルサポートモデル事業」を新潟県から受託し、新潟市、長岡市、上越市にパーソナルサポートセンターの拠点を置き、生活困窮者支援、就労支援を行ってきた。2013年度、2014年度のモデル事業も受託してきたが、2015年度からの本格実施以降も新潟県（10町村）、新潟市、長岡市、上越市から生活困窮者自立支援事業を継続的に受託している。新潟県からの受託事業は必須事業の自立支援事業以外に、任意事業の就労

²⁴⁴ 付帯決議は12項目あり、うち第9項は（2）に第11項は（3）にそれぞれ対応する（「独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/monkaAE55C6989949EFBF492580EC001C91B5.htmへ2019年3月24日にアクセス）より）。

支援、家計相談支援、子ども学習支援（2016年度から）である。新潟市からは自立支援事業以外に就労支援、一時生活支援の事業を受託し、長岡市からは自立支援事業以外に家計相談支援事業を受託し、上越市からは自立支援事業以外に就労支援、家計相談支援の各事業を受託している。

パーソナルサポートセンターの拠点は現在、5つある。新潟県パーソナルサポートセンターは2つあり、1つが県労福協のある勤労福祉会館4階（下越地区の町村部の相談）、もう1つが長岡市にある市民生活工房1階（中越地区の町村部の相談）にある。新潟市パーソナルサポートセンターは上出の勤労福祉会館1階、長岡市パーソナルセンターは長岡市の社会福祉センター2階、上越市パーソナルセンターは上越市アド・クリークビル3階にある。これらのセンターに計28名（フルタイムが20名、パートタイムが8名）の相談員が配置されている。いずれも平日の9時30分から16時30分まで相談を受け付けている。

パンフレットには次のように書かれている。ニート・フリーター、ひとり親家庭、失業や孤立、滞納・多重債務、病気など様々な問題を抱える方に対し、「支援を必要としている人に寄り添い、個別のかつ専門的な立場から相談・自立支援を行います」。事業活動報告によると「支援活動は、包括的、個別的、早期把握と本人の段階的問題にオーダーメイド型支援を行い、自立した安定的生活」²⁴⁵を目指してきた。支援にあたっての各機関との連携が強調されている。「これらの支援活動は、各機関との連携が重要であり、『LSC』、『よりそいホットライン』、『フードバンクにいがた』の内部的連携をはじめ、『行政機関・県弁護士会・県社労士会・市民活動団体』の専門機関の助言を得ながら支援活動を」²⁴⁶行ってきた。

パーソナルサポートセンター相談員に対する県労福協独自のトレーニングはこの数年間は行っていなかったが、2018年度には次の3種類のトレーニングを行った。1つめが2018年10月2日に開催したセンター長会議、2つめが11月30日に開催した4センター合同職員研修会（外部講師、事務局を含め22名が参加）である。3つめとして、12月4日から21日にかけて、計6回、パーソナルサポートセンター職員全員を対象に個人面談を実施した。2019年度以降においてもこの3つのトレーニングを継続的に開催することを予定している。

パーソナルサポートセンターの活動実績を見よう。表10-3は2017年度の新規相談総件数、新規相談申込件数、新規プラン作成件数を示している。新規相談総件数は新しく相談を受けた件数、新規相談申込件数はそのうち相談に応じた件数、プラン作成件数は自立のためのプランを新しく作成した件数である。

表10-3 パーソナルサポートの新規相談件数とプラン作成件数（2017年度）

| | 新潟県町村 | 新潟市 | 長岡市 | 上越市 | 合計 |
|----------------|-------|-----|-----|-----|-------|
| 新規相談総件数 | 102 | 943 | 305 | 238 | 1,588 |
| 新規相談申込件数 | 65 | 480 | 136 | 88 | 769 |
| プラン作成件数（初回プラン） | 26 | 367 | 98 | 88 | 579 |

資料出所：新潟県労働者福祉協議会『第39回定時総会議案書』（2018年6月20日）p.118より。

10町村は年間102件の新規の相談が来て、65件の相談に応じ、そのうち26件について自立支援プランを作成した。平均すると2日に1件の相談が来ることになる。新潟県パーソナルサポート

²⁴⁵ 新潟県労働者福祉協議会『第39回定時総会議案書』（2018年6月20日）p.29。

²⁴⁶ 同上pp.29-30。

第10章 新潟県労働者福祉協議会

センターは新潟市と長岡市に2拠点を置いて、計3名のフルタイムと2名のパートタイムの相談員が配置されているので、一見すると業務に追われるということがあまりないように思える。だが、県内に点在する町村から来る相談者に対して1回の相談に十分な時間を取る必要があるし、また、ハローワークや役所への訪問・同行支援、連携機関との支援調整会議への出席などに少なくない時間が取られること等を考えると、忙しさは他のセンターの相談員とさほど変わらないのかもしれない。

新潟市は年間943件の新規相談が来て、半分の480件の相談に応じ、そのうち3/4にあたる367件について自立支援プランを作成した。平均すると1日あたり3件から4件の相談が来て、うち1件から2件の相談に応じることになる。新潟市にはフルタイム7名、パートタイム1名（新潟県と兼務）の8名が配置されているから、平均すると相談員1名は年間45件ほどの自立支援プランを作成することになる。なお、新潟市のパーソナルサポートセンターは一時生活支援事業も受託しているが、2017年度の受付件数は89件である。相談者が一時的に居住できる部屋が5ヶ所に20部屋確保されている²⁴⁷。

長岡市は年間305件の新規相談が来て、136件の相談に応じ、そのうち98件について自立支援プランを作成した。平均すると1日あたり1件から2件の相談が来て、1日か2日に1件の相談に応じている。長岡市にはフルタイム6名、パートタイム4名の10名が配置されているから、平均すると相談員1名は年間10件の自立支援プランを作成することになる。

上越市は年間238件の新規相談が来て、88件の相談に応じ、そのすべてについて自立支援プランを作成した。平均すると1日あたり、1件弱の相談がきて、3日に1件の相談に応じることとなる。上越市にはフルタイム4名、パートタイム2名の計6名の相談員が配置されているから、平均すると相談員1名は年間15件の自立支援プランを作成することになる。

パーソナルサポートの支援がどのような成果を生んでいるのか。相談者自身による評価結果を整理したものが表10-4である。

表10-4 支援の成果（2017年度）

| | | 新潟県町村 | 新潟市 | 長岡市 | 上越市 | 合計 |
|------------|-------------|-------|------|------|------|------|
| 評価実施件数 | | 33 | 473 | 150 | 213 | 869 |
| 家計・労働面での改善 | 生活保護適用 | 24.2 | 21.1 | 10.0 | 8.9 | 16.3 |
| | 家計改善 | 39.4 | 15.6 | 21.3 | 50.7 | 26.1 |
| | 債務整理 | 15.2 | 6.8 | 12.0 | 38.5 | 15.8 |
| | 就労収入増加 | 9.1 | 4.4 | 4.7 | 22.5 | 9.1 |
| | 就労開始（一般就労） | 24.2 | 18.4 | 13.3 | 18.8 | 17.8 |
| | 就労開始（中間的就労） | 6.1 | 0.2 | 2.7 | 1.4 | 1.2 |
| | 職場定着 | 12.1 | 3.2 | 2.7 | 14.6 | 6.2 |
| | 就職活動開始 | 15.2 | 4.0 | 6.7 | 24.9 | 10.0 |
| | 職業訓練開始・就学 | 0.0 | 1.9 | 0.7 | 1.4 | 1.5 |
| | 合計 | 75.8 | 57.3 | 45.3 | 77.0 | 60.8 |

²⁴⁷ 県労協前専務理事へのインタビュー記録（2015年10月21日）より。

| | | | | | | |
|------------|-----------------|------|------|------|------|------|
| 健康・生活面での改善 | 医療機関診断開始 | 21.2 | 4.0 | 9.3 | 12.7 | 7.7 |
| | 健康状態の改善 | 30.3 | 5.7 | 8.7 | 33.8 | 14.0 |
| | 障害者手帳取得 | 6.1 | 1.1 | 6.0 | 1.9 | 2.3 |
| | 住まいの確保・安定 | 39.4 | 40.4 | 9.3 | 19.2 | 29.8 |
| | 社会参加機会の増加 | 27.3 | 8.7 | 8.7 | 17.8 | 11.6 |
| | 生活習慣の改善 | 18.2 | 4.0 | 10.7 | 24.4 | 10.7 |
| | 対人関係・家族関係の改善 | 24.2 | 5.3 | 14.0 | 10.3 | 8.7 |
| | 自立意欲の向上・改善 | 30.3 | 12.1 | 18.0 | 50.7 | 23.2 |
| | 孤立の解消 | 18.2 | 4.4 | 16.0 | 18.3 | 10.4 |
| | 精神の安定 | 48.5 | 6.1 | 20.7 | 44.1 | 19.6 |
| | その他 | 6.1 | 10.4 | 5.3 | 38.5 | 16.2 |
| | 合計 | 87.9 | 60.9 | 46.7 | 93.4 | 67.4 |
| | 家計、労働、健康、生活面の改善 | | 97.0 | 78.6 | 69.3 | 99.5 |

資料出所：表10-3に同じ。評価実施件数にはプラン終結分と再プランの継続分も含む。評価は相談者による回答である。なお、家計面、労働面、健康面、生活面との区分は引用者による区分である。

家計面では新潟県町村で78.8%（生活保護適用、家計改善、債務整理の合計、以下同じ）、新潟市で43.5%、長岡市で43.3%、上越市で98.1%の相談者に改善が見られた。

労働面では新潟県町村で66.7%（就労収入増加、就労開始（一般、中間）、職場定着、就職活動開始、職業訓練開始・就学の合計、以下同じ）、新潟市で32.1%、長岡市で30.8%、上越市で83.6%で改善が見られた。家計、労働のいずれか一面あるいは両面で改善が見られたのは（合計欄）新潟県町村で75.8%、新潟市で57.3%、長岡市で45.3%、上越市で77.0%である。二大都市のパーソナルサポートセンターはより困難を抱えた相談者が多いということの表れかもしれない。

健康面では新潟県町村で57.6%（医療機関診断開始、健康状態の改善、障害者手帳取得の合計、以下同じ）、新潟市で10.8%、長岡市で24.0%、上越市で48.4%の相談者に改善が見られた。

生活面の改善はさまざまであるが、センターごとの特徴を挙げると次のようになる。新潟県町村では「精神の安定」（48.5%）、「住まいの確保・安定」（39.4%）、「自立意欲の向上・改善」（30.3%）を指摘する相談者が多い。新潟市では「住まいの確保・安定」（40.4%）が際立っている。長岡市ではとびぬけて多い改善点はないが、「対人関係・家族関係の改善」（14.0%）、「自立意欲の向上・改善」（18.0%）、「孤立の解消」（16.0%）、「精神の安定」（20.7%）など精神面での問題を克服できたという回答が多い。上越市では「自立意欲の向上・改善」（50.7%）、「精神の安定」（44.1%）を指摘する相談者が多い。健康、生活のいずれか一面あるいは両面で改善が見られたのは、新潟県町村で87.9%、新潟市で60.9%、長岡市で46.7%、上越市で93.4%である。ここでも二大都市のパーソナルサポートセンターにはより困難を抱えた相談者が多いことを示しているのかもしれない。

最後に、家計、労働、健康、生活の少なくとも一面で改善が見られた相談者の割合を見よう。新潟県町村、上越市は97.0%、99.5%で支援を続けた相談者のほぼすべてが何らかの改善があったと回答している。新潟市では78.6%、長岡市でも69.3%であり、支援を受けた相談者の7割から8割に何らかの改善が見られている。

6. フードバンクにいがた

最初に述べたように、NPO法人フードバンクにいがたは県労福協、ささえあいコミュニティ生協新潟、ワーカーズコープ北陸信越事業本部が発起団体となり2013年7月に設立された。設立に至る経緯は以下のものである。

「県労福協は2012年度から内閣府のモデル事業のパーソナルサポート事業を受託しています。個人の悩み相談を受けていたところ、米どころの新潟でも何も食べていないという人がたまに来るわけです。1週間、水しか飲んでいないとか、3日間もやしと水で生きてきたとか。最初は、自分たちのポケットマネーで『パンでも買えば』とかやっていたけれど、とてもそんなじゃ追いつかない。それで米1合持ち寄る運動を始めたんですが、米だとすぐに食べられないじゃないですか。だからレトルト食品とかパンだとか、そういうすぐ食べられるものが必要だねと。それでフードバンクを立ち上げようということになった」²⁴⁸。

フードバンクにいがたの団体会員は2018年6月1日現在62団体、個人会員は130人（2016年度実績）である。県労福協関係では県労福協、連合新潟、新潟労金、全労済、生協連、ろうきん福祉財団、全港湾新潟支部、ワーカーズコープ北陸信越事業本部、ささえあいコミュニティ生協新潟の9団体が会員となっている。労働組合ではJP労組新潟連絡協議会、情報労連新潟県協議会、全農林新潟分会、新潟高教組、東北電力労組新潟県本部、電機連合新潟地方協議会、基幹労連新潟県本部、UAゼンセン新潟県支部、自治労新潟県本部、新潟市職労、新潟労金労働組合、原信労働組合、連合新潟地協、連合佐渡地協、連合中越地協の15団体が会員となっている。この他、NPO法人、社会福祉協議会、一般企業なども団体会員になっている。また新潟市議会の各会派（共産党、公明党、新市民クラブ、民主にいがた、市政クラブ）も団体会員に名を連ねている。

フードバンクにいがたの総収入は2017年度で369万円である。内訳は行政や連合新潟などからの助成金が115万円、会費収入が125.6万円、寄付が128.5万円である。

理事長はささえあいコミュニティ生協新潟の理事長、副理事長は県労福協専務理事とワーカーズコープ北陸信越事業本部本部長の2名、他に理事が13名いる。全員が非常勤である。事務局は5名であるが、常勤スタッフはいない。就労体験で来ている2名の若者、2名の高齢者のいずれもがパートタイムである。勤労福祉会館4階の同じフロアに事務局を設けているワーカーズコープ北陸信越事業本部の常勤のスタッフ1名もフードバンク事業を手伝っている。

パンフレットによると2017年3月末日現在でフードドライブ常設開設地は9、定期開催地は10である。同じパンフレットによれば、寄贈された食料は社会福祉協議会、NPO、子ども食堂、福祉事務所、母子生活支援施設、パーソナルサポートセンターなど87の施設、団体へ寄付されている。

2018年10月から「にいがたお米プロジェクト」を支援して、新潟市東区の児童扶養手当を受給しているひとり親家庭100世帯に精米5キロを1年間毎月届ける取り組みを開始した²⁴⁹。ボランティアの手を借りて、毎月第3日曜日に精米を配達している。

²⁴⁸ 県労福協前専務理事へのインタビュー記録（2015年10月21日）より。

²⁴⁹ 支援を申し出たのは167世帯であったが、対応できる限度ということで100世帯に限ったそうである（県労福協理事長・専務理事・事務局長へのインタビュー記録（2019年2月8日）より）。

7. ろうきん福祉財団

最後にろうきん福祉財団が行っている事業のいくつかを見よう。なお、同財団は現在では会費収入、収益事業収入、受託事業収入がないため、このままの状態が続けば、11億5,000万円を13年間で公益事業目的で使いきった後、解散することになる。

(1) ワーク&ライフフォーラム・セミナー

「県民の暮らしに関わる諸問題・課題を共有し、県民の福祉向上と安心・安全な暮らしづくりをはかるため」、ワーク&ライフフォーラム・セミナーは連合新潟、新潟労金、県生協連などの県労福協関連団体の関係者、NPOや市民団体関係者、自治体関係者、その他個人が交流し、お互いを知って、一緒に活動していくことを目指して2013年度から始められた。フォーラム、セミナーともに趣旨は同じで年に1回開催する。フォーラムでは全県から人を集め大規模な会合を開催し、セミナーについては地域ごとに開催するという違いがある。

2017年度で第5回目となるフォーラムは長岡市で開催されたが、開催は2度目（2013年度に長岡で開催）ということなので「最初は、確認期ということでお互いを知ることが主眼だったのでろうきん財団が企画を組んで、各地区労福協にお願いして実行委員会を結成してもらい、そこに地元のNPOとか行政の人に加わってもらって、フォーラムを実施した。2度目は育成期ということで、今度は地元を中心に実行委員会を立ち上げて、講演者、分科会、セッションなどをすべて独自に企画して実行しました。もちろん、連合新潟とか労金、全労済関係は財団から働きかけましたが、主体は地元でした」。

「この事業を2013年度に立ち上げたのは、フォーラムやセミナーが成功したとか、素晴らしかったかとかも大事なんですけど、それよりもフォーラムやセミナーを作り上げていく中で、どうやって地域の人たちと関係を結び合って、力を合わせていったかというプロセスを大事にして、それを財産にしてくれと盛んに呼びかけたんです」²⁵⁰。

2017年度に長岡市で開催されたワーク&ライフフォーラムは午前の全体集会は2名²⁵¹による「冒険から社会貢献へ」と題したトークショーが行われた。午後は13の団体によるセッションがすべて別会場で開催され、参加者は関心のあるセッションに参加した。13団体のうち10団体は地元団体で、地元以外はフードバンクにいがた、新潟労金・連合新潟・法律事務所（共同開催）、にいがた協同ネットの3団体であった²⁵²。午前の全体集会への参加者は383名、午後のセッションは445名であった²⁵³。

ワーク&ライフセミナーは新潟と柏崎で開催され、それぞれ87名、91名が参加した²⁵⁴。

²⁵⁰ ろうきん福祉財団理事長・事務局長へのインタビュー記録（2019年2月8日）より。

²⁵¹ 1名はNPO法人市民協働ネットワーク長岡代表や長岡市国際交流センター長を務める長岡市教育委員であり、もう1名は新潟お笑集団NAMARAのタレントである。

²⁵² この部分は新潟県ろうきん福祉財団『2017にいがたワーク&ライフフォーラムin長岡』（2017年12月）pp.4-11より。

²⁵³ 同上書p.17より。

²⁵⁴ 新潟ろうきん福祉財団『第35期事業報告書／第36期事業計画書』p.3より。

(2) 地域社会創造

「地域社会が今後、持続可能なかどうかは全国的な課題であるとともに、新潟県でも大きな課題である。労働運動にとっても同様なので、少しでも役に立てればという思いで一般財団になってから立ち上げた事業」²⁵⁵である。「・・・地域の暮らしを支える多様な仕事の創出により、住民同士が相互に支え合う仕組作りや、地域の特色を活かした地域外との交流事業などにより、地域の自立性、持続性を高める取組を支援」²⁵⁶する事業である。

4つの事業からなる。1つめが地域社会創造助成事業である。パンフレットによれば「新潟県内における地域おこしや地域資源を活用したコミュニティビジネスの振興などを通じて地域の暮らしを支え、伝統文化を維持し、農地の管理や森林の保全を通して自然環境を守るなど、地域社会創造を推進する地域住民団体、農業法人等の企業、自営業、NPO等市民活動団体を資金面から支援することを目的としている」。助成金の上限は200万円で、最長3年間（3年間の上限助成金額は500万円）の継続助成を受けることができる。

表10-5は2017年度に助成金を受けた団体、事業概要、助成金額を示したものである。なかなかユニークな事業をしている団体であることが読み取れる。まさに地域に根ざし、地域資源を活用した、特色のある事業を興そうとする団体ばかりである。これらの10団体が合計937.2万円の助成金を受け取った。2013年度からの累積で助成金総額は5,802.2万円である。

表10-5 地域社会創造助成団体一覧（2017年度） 助成額は万円

| 団体名 | 助成額 | 事業概要 |
|-------------------|-------|--|
| 岩沢アチコタネーゼ | 178.0 | 農家レストラン、農家民宿のコミュニティビジネス 継続3年目 |
| NPO平丸スゲ細工保存会 | 160.0 | スゲ細工製作施設の整備と製作者育成 継続2年目 |
| ひゃくいちねん会 | 154.0 | 移住者獲得のための宿泊施設の設置 |
| 雪の日舎 | 100.0 | 蔵を改修し、赤ちゃん、子ども連れ専用の農家民宿を作る |
| NPO里山クリーン新潟 | 100.0 | 山菜、椎茸、柿などの乾燥、竹の子水煮など6次産業により地域おこし 継続2年目 |
| だんだんど〜も 只見線沿線元気会議 | 70.4 | 只見線と沿線地域を繋ぐ観光地域づくり |
| NPOかみえちご山里ファン倶楽部 | 66.0 | 一生使える実用刃物（猫印）の販売促進と使用者開拓を通じて里山文化の醸成と地域性が色濃く反映されたものづくりの復活 継続2年目 |
| NPO支援センターあんしん | 50.0 | 屋外作業に適した障がい者8名の豪雪地における年間継続就労可能な作業・就労支援活動の拠点づくり |
| NPOしごとのみらい | 50.0 | 地域の資源を生かして職場のコミュニケーションやメンタルヘルスを改善するための研修プログラムを研究開発 継続2年目 |
| 東山五人杵搗き餅保存会 | 8.8 | 餅搗き保存活動による地域活性化 継続2年目 |

資料出所：新潟ろうきん福祉財団『第35期事業報告書／第36期事業計画書』pp.38-39より。

²⁵⁵ ろうきん福祉財団理事長・事務局長へのインタビュー記録（2019年2月8日）より。

²⁵⁶ 新潟ろうきん福祉財団『第35期事業報告書／第36期事業計画書』p.3。

2つめが地域づくりセミナーである。これは上記の地域社会創造助成金を獲得した団体がどんな活動を行い、どんな成果を実現したのかをお互いに学びあうことを目的としたセミナーである。セミナーは2部構成で、1部が地域づくりの実践家や専門家による講演、2部が助成団体の成果報告である。2017年度は11月9日、10日に開催された。選考委員が助成団体を訪問して、現状をたずね、アドバイスをすることも行われている。

3つめが新潟県地域づくり巡回講座である。「地域づくりにおいて役立つ知識の習得と、参加者相互の情報交換・ネットワークづくり、および当財団事業の説明・周知を図ることも目的」²⁵⁷とした講座である。2017年度は「地域の編集術－人がつながる、仲間が増える地域づくり」というタイトルで、「地域づくり仕掛け人」3人が県内5会場で講演を行った²⁵⁸。参加費は無料で、5会場合計で延べ114名²⁵⁹が参加している。

4つめが地域づくりコーディネーター養成講座である。「地域づくりの活動や事業運営に係る実践的なコーディネート技術を学ぶ機会を提供する」講座である。上出の3つの事業と合わせ効果的かつ有効な地域づくりを支援するためである。「人気のある講座で、九州、沖縄や北海道からも来る。なんで、そんな遠い所から来たのかをたずねると、『いろいろ調べたけれど、座学の講座はいっぱいあるけれど、実践編を教えてくれるのはここしかない』と言うんです。最近はその若手職員も派遣されています。新潟NPO地域づくり支援センターに企画を依頼しています」²⁶⁰。

講座は2クール4日間にわたって開催され、2017年度は10月21日と22日、11月11日と12日の4日間であった。受講料は20,000円、定員は30名となっている。講座内容については次のように紹介されている。「地域づくりの考え方、未来をデザインする方法をしっかりと学びます」「まちづくりワークショップの様々な手法を体験すると共に、活動成果のまとめ方や表現のコツを学びます」「地域づくり計画の作り方を学び、現場の声を聞きながら自分たちで考え立案する演習を行います」「関係する人たちや組織のつなぎ方を学び、地域づくりコーディネートを模擬体験します」²⁶¹。

(3) 奨学金制度

財団は高校生と大学生向けの奨学金制度を持っている。表10-6はその概要を示したものである。

²⁵⁷ 新潟ろうきん福祉財団『第35期事業報告書／第36期事業計画書』p.3。

²⁵⁸ 同上書pp.41-42より。

²⁵⁹ 同上書p.3より。

²⁶⁰ ろうきん福祉財団理事長・事務局長へのインタビュー記録（2019年2月8日）より。

²⁶¹ 講義日程、定員、受講料、講義内容については新潟ろうきん福祉財団『第35期事業報告書／第36期事業計画書』pp.43-44より。

表10-6 奨学金制度

| | | |
|----------|------------------------------------|--|
| 高校生奨学金制度 | 月額1万円で3年間 給付型 | 新潟県民の子弟で新潟県内の高校に進学した学生で 経済的な事情で就学困難であると認められる人。 定員30人。 |
| 大学生奨学金制度 | 月額2万円で4年間 うち1万円が給付型、 1万円が貸付型 | 次のすべてに該当する人。 定員20人。 ①新潟県民である勤労者の子弟で、学校教育法に基 づく4年制大学に進学予定 ②ひとり親家庭 ③家計の都合で学資の支弁が困難と認められる |

資料出所：新潟ろうきん福祉財団のHP (<http://zaidan-hukushi.or.jp/>へ2018年10月15日にアクセス) より。

高校生向けの奨学金制度は月額1万円の給付型で3年間支給される。大学生向けの奨学金制度は月額2万円（うち1万円が貸与、1万円が給付）で4年間支給される。大学生向けの奨学金制度は2025年度に財団がすべての事業を終了する予定になっているため、支給と返還で計8年間かかることから2017年度から募集を停止した。2016年度に採用決定となった大学生に対しては4年間、継続して奨学金は支給される。

(4) NPO等への助成

NPOなど市民活動団体への支援を目的とした公募による助成金支給制度は2003年度から実施されている。助成金の上限は100万円である。

表10-7 NPO等助成団体一覧（2017年度） 助成額は万円

| 団体名 | 助成金 | 事業概要 |
|---------------------------|-------|----------------------------------|
| NPO自立支援ネットにいがた | 100.0 | 就労困難な人のための乾燥野菜・果物づくり |
| 新潟大学農学部公認国際人材育成サークルBRIDGE | 90.0 | アジア農学学生会議の開催 |
| NPOゆうーわ | 90.0 | 就労継続支援B型利用者のための健康オオムギを利用した食パンづくり |
| アートキャンプ新潟 | 78.0 | 障がい者アートの展示 |
| 上越国際交流協会 | 70.0 | 在留あるいは訪日外国人への健康生活への支援 |
| NPOたか坪の会 | 62.4 | 無償貸与の畑で高齢者による野菜づくりで、地域づくり。 |
| NPOトキどき応援団 | 55.0 | トキ野生復帰コアエリア内の里山自然再生モデルづくり事業 |
| NPOワーカーズコープ北陸信越事業本部 | 54.0 | 就労困難な若者の自立・就労と地域を結ぶ 非公募 |
| NPOいわむろや | 40.0 | 岩室温泉地域の観光資源を発掘、PR |
| NPO新潟ねっと | 38.8 | ひきこもりと地域と人のシンポジウムを開催 非公募 |

| | | |
|--------------------------|------|--------------------------------|
| NPO子ども・人権ネット CAP・にいがた | 38.0 | 思春期の子どもの自殺を防ぐ |
| 機那サフラン酒本舗保存 を願う市民の会 | 33.0 | 機那サフラン酒本舗を魅力的な施設に再生するための活動 |
| NPO子どもセンターぼろ と | 30.0 | 子どもシェルター事業 |
| 障がい者の就労を拓く会 | 30.0 | 地元企業と協力した障がい者就労プロジェクト |
| りてらこや新潟 | 30.0 | 外国から来た児童生徒の学習支援 |
| NPO春よこい | 25.2 | 障がい児が学校の宿泊授業に参加できるような試みを行う |
| NPO女のスペース・にい がた | 23.9 | ステップハウス備品入替、相談室棚の修理造作資金 |
| NPO教員サポートSmile ういんず | 14.0 | 学校を定期的に訪問して、事務処理に特化して学校をサポートする |

資料出所：新潟ろうきん福祉財団『第35期事業報告書／第36期事業計画書』p.46より。

2017年度には51団体が応募し、非公募の若者就労支援の2団体と併せ計18団体に総額902.3万円の助成金を支給した。助成金を受給した団体の名称、助成金額、事業概要を表10-7に示した。障がい者、障がい児、就労困難者、高齢者、家庭内暴力から逃れてきた女性、子どもといったいわゆる社会的弱者を支援している団体への助成が多いが、里山自然再生、観光資源の発掘、歴史的建造物の再生など地域おこしと関係の深い事業への助成もある。なお、2003年度から2017年度までの累積で1億3,676万円の助成金を支給している。

第11章 静岡県労働者福祉協議会

1. 会員組織

静岡県労働者福祉協議会（以下、県労福協）は一般社団法人格を2010年に取得している。会員組織は表11-1のとおりである。

表11-1 会員組織

| |
|--------------------|
| 連合静岡 |
| 静岡県労働金庫 |
| 全労済静岡推進本部 |
| 静岡県生協連 |
| 一般財団法人静岡県勤労者信用基金協会 |
| 公益財団法人静岡県労働者福祉基金協会 |
| 静岡県勤労者協議会連合会 |
| 一般財団法人静岡県年金福祉協会 |
| (株)静岡ユニオントラベル |
| ライフサポートセンター友の会 |
| 静岡県退職者福祉協議会 |
| ろうきんグリーン友の会 |
| 賀茂地区労働者福祉協議会 |
| 伊東熱海地区労働者福祉協議会 |
| 沼津地区労働者福祉協議会 |
| 裾野地区労働者福祉協議会 |
| 北駿地区労働者福祉協議会 |
| 三島地区労働者福祉協議会 |
| 田方地区労働者福祉協議会 |
| 富士地区労働者福祉協議会 |
| 富士宮地区労働者福祉協議会 |
| 清水地区労働者福祉協議会 |
| 静岡地区労働者福祉協議会 |
| 志太地区労働者福祉協議会 |
| 島田榛北地区労働者福祉協議会 |
| 榛南地区労働者福祉協議会 |
| 掛川地区労働者福祉協議会 |
| 小笠南地区労働者福祉協議会 |
| 磐田地区労働者福祉協議会 |
| 袋井地区労働者福祉協議会 |
| 浜松地区労働者福祉協議会 |
| 浜北・天竜・北遠地区労働者福祉協議会 |
| 湖西地区労働者福祉協議会 |

資料出所：静岡県労働者福祉協議会『第56回定時社員総会議案書』（2018年6月5日）pp.8-9より。

連合静岡、労働金庫、全労済、生協連の4者はほとんどの県労福協で見られる会員組織である。(一財)静岡県勤労者信用基金協会は労働金庫から融資を受ける勤労者への信用保証を行う団体で、静岡県および県内市町村、静岡労金、連合静岡などが出捐金を拠出している。(公財)静岡県労働者福祉基金協会(以下、福祉基金協会)は、もともとは「労働者福祉運動のなかで遅れていた教育活動に積極的に取り組む」ことを主たる目的として、労金、全労済、労働団体からの出捐金を得て1978年4月に設立された財団法人であるが²⁶²、現在では約40億円の財産をもち、調査研究、教育文化、NPOへの助成をはじめとする社会貢献、ライフサポート事業などを行う極めて重要な組織である。本章で明らかにする個々の事業、活動は県労福協と福祉基金協会がそれぞれ担っている。

静岡県勤労者協議会連合会は「1963年10月6日、勤労者の社会的、経済的、文化的地位の向上をめざす運動組織として」²⁶³結成された組織である。(一財)静岡県年金福祉協会は1979年に設立され、現在では主に年金セミナーによる啓発活動を行っている。静岡ユニオントラベルは勤労者向けの旅行会社である。ライフサポートセンター友の会は未組織労働者、非組合員、退職者が労働金庫や全労済を利用できるように設立された組織である。2018年3月末現在で会員数は70,187名、労金の預金額は1,930億6,383万円、融資額は1,623億2,843万円である²⁶⁴。静岡県退職者福祉協議会は退職者(3,215名)、ろうきんグリーン友の会は女性会員(2,131名)²⁶⁵とともに地区労福協の会員組織である。独立した組織であるが、組織上はライフサポート友の会内にある。21の地区労福協は会員組織と位置付けられている。なお、地区労福協をまとめる組織として西遠地域労福協、中東遠地域労福協、志太榛原地域労福協、静岡地域労福協、富士地域労福協、沼津地域労福協、伊豆熱海地域労福協の7つの地域労福協がある。

2. 財政

県労福協の2017年度の総収入は1億3,521万円である²⁶⁶。その内訳は会費収入が6,158万円、福祉基金協会その他の事業団体からの助成金が320万円、県からの補助金が324万円、後述する地域役立資金からの振替が2,083万円(地域活動拠点づくり事業)、2,571万円(地区活動拠点づくり事業)、1,588万円(人づくり事業)、その他の収入477万円となる。なお、総収入には地域役立資金からの振替のうち、次の資金移動を含めてはいない。1つは県労福協内の地域活動拠点づくり資金から地区活動拠点づくり資金への2,700万円の移動、2つは県労福協の人づくり資金から福祉

²⁶² 静岡県労働者福祉協議会・(財)静岡県労働者福祉基金協会『静岡県労働者福祉運動小史 改訂版』(2008年3月) p.30。

²⁶³ 静岡県勤労者協議会連合会「会長の挨拶」(<http://kinrokyo.net/shizuoka/goaisatu>へ2019年3月27日にアクセス)より。

²⁶⁴ 静岡県労働者福祉協議会『第56回定時社員総会議案書』(2018年6月5日) p.78より。友の会に対する利用配当金を活用して「地域・地区活動助成金制度」を創設し、地域や地区労福協の活動を財政面から支援している。

²⁶⁵ 会員数はいずれも2018年3月末で同上書のp.79、p.80より。

²⁶⁶ 収入については「正味財産増減計算書内訳表」(静岡県労働者福祉協議会『第56回定時社員総会議案書』(2018年6月5日) p.48)および「『地域役立資金』の現況について」(同p.14)によっている。なお、地域活動拠点づくり事業の2,083万円は受取寄付金振替額47,835,151円から支払寄付金27,000,000円を差し引いた額(千円以下切り捨て)、人づくり事業の1,588万円は受取寄付金振替額406,884,453円から支払寄付金のうち391,000,000円を差し引いた額(千円以下切り捨て)である。

基金協会への3億9,100万円の資金移動である。

福祉基金協会の2017年度末現在の財産は41億円である²⁶⁷。福祉基金協会には会費収入はなく、2017年度の総収入は1億829万円である。主な収入は受取寄付金振替7,229万円（うち人づくり・仲間づくり資金から5,199万円）、利息・配当金2,920万円 寄付金479万円などである。

地域役立資金²⁶⁸とは、静岡県労働金庫が総会決議により特別利用配当金を2010年、11年、12年の3年間労金会員に還元し、その資金を今度は各会員が県労福協と福祉基金協会に再拠出することによって積み立てた資金である。約30億円が積み立てられた。県労福協は地域活動拠点づくりで6億円、地区活動拠点づくりで4億円、人づくりで9億円の合計19億円受け取り、福祉基金協会は本部活動拠点づくりで4億円、生きがい・仲間づくりで7億円の合計11億円受け取った。

県労福協の地域活動拠点づくり資金、地区活動拠点づくり資金は、県内6地域労福協（西遠、中東遠、志太榛原、静岡、富士、沼津）の事務所と、13の地区労福協（湖西、浜北・天竜・北遠、袋井、掛川、小笠南、榛南、島田榛北、清水、三島、裾野、北駿、田方、伊東熱海）の事務所を借り上げ、各事務所に職員を配置することに使用されている。人づくり資金は奨学金制度や労金の教育ローン利子補給制度などに活用されている。

福祉基金協会の本部活動拠点づくり資金は、現在、福祉基金協会が事務所を構えている静岡県勤労者総合会館3階を購入し、改装するために使用された。生きがいづくり・仲間づくり資金はライフサポートセンターしずおかの運営と一般市民向けのセミナーの開催に活用されている。

地域役立資金は2017年度末には22億1,787万円となっている²⁶⁹。

3. 組織体制

県労福協本部事務局に常駐するスタッフは理事長1名（連合静岡）、専務理事1名（労金）、事務局長2名（労金、全労済）、職員5名（うち1名が労金、2名はパートタイム）の計9名である。また西部ブロック担当として西遠地域労福協に1名が配置されている。県労福協本部の専任スタッフはフルタイムが8名、パートタイムが2名の合計10名である。

21の地区労福協のうち14の地区労福協にパートタイムの職員14名が配置されている。彼らの報酬は、地域役立資金の地区活動拠点づくり資金から支出されている。職員が配置されていない残りの7地区のうち6地区労福協では連合の地域協議会に業務委託をして、地協の職員に事務を委ねている。県労福協はフルタイム8名、パートタイム16名の計24名で運営されている。

福祉基金協会は理事長、副理事長、専務理事はいずれも現在は非専従である。専務理事の下に常駐の事務局長1名（労金）、事務局次長1名（労金）がいる。その下に2つのグループ、教育文化・社会貢献・調査グループとライフサポートセンターしずおかグループが置かれている。教育文化・社会貢献・調査グループはグループ長1名、チーフ2名、非常勤の研究員1名の計4名からなる。ライフサポートセンターしずおかグループはグループ長1名、チーフ1名、職員1名

²⁶⁷ 福祉基金協会の資産および収入については、「第2号議案 2017年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び附属明細書並びに財産目録の承認に関する件」（静岡県労働者福祉基金協会「2018年度 第1回理事会」（2018年5月30日）提出資料）より。

²⁶⁸ 地域役立資金の積み立て経緯および資金用途については、県労福協前会長・前専務理事へのインタビュー記録（2015年9月7日）および静岡県労働者福祉協議会「ガイドブック 2017～2018年度版」pp.7-8より。

²⁶⁹ 静岡県労働者福祉協議会『第56回定時社員総会議案書』（2018年6月5日）p.16より。

(相談員を兼務)、相談員8名からなる。相談員は東部事務所(沼津地域労福協内)に2名、中部事務所(福祉基金協会本部内)に2名(1名は職員が兼務)、西部事務所(西遠地域労福協内)に2名、岳南サテライト(富土地域労福協内)に1名、しだはいばらサテライト(志太榛原地域労福協内)に1名、中東遠サテライト(中東遠地域労福協内)に1名、配置されている。福祉基金協会はフルタイム16名、パートタイム(非常勤研究員)1名の計17名のスタッフを抱えている。

県労福協と福祉基金協会を合わせるとフルタイム24名、パートタイム17名、合計41名となる。

4. ライフサポートセンターしずおか

県労福協内でライフサポートセンター設立の議論が始まったのは2003年である。表11-2はその間の経緯を示している。

表11-2 ライフサポートセンター設立・開設までの経緯

| | |
|-------------|--|
| 2003年6月 | 第41回定期総会にて「福祉事業団体間における相談活動のネットワーク化を推進するために協議のコーディネートを行う」旨の方針決定 |
| 2004年6月 | 第42回定期総会にて「総合的な生活相談ネットワークを構築するための協議を福祉事業団体・労働組合と開始し、地域から県レベルへと構築する」旨の方針を決定 |
| 2004年12月12日 | 生涯サポートセンター構想を協議(2005年2月21日まで) |
| 2005年6月10日 | 第43回定期総会にて「生涯サポートセンターを県下に設置する活動を中心に、生活相談活動ネットワークを構築する」旨の方針決定 |
| 7月28日 | ライフサポートセンター設立準備委員会立ち上げ |
| 2006年9月25日 | ライフサポートセンターしずおか設立 |
| 10月24日 | ライフサポートセンター沼津・静岡・浜松3センター開設 |
| 2007年2月19日 | ライフサポートセンター藤枝サテライト開設 |

資料出所：静岡県労働者福祉協議会『50周年記念誌』(2014年6月) pp.10-11、ライフサポートセンターしずおか『5年間の活動記録』(2011年11月) p.3及び県労福協前会長、前専務理事へのインタビュー記録(2015年9月7日)より。

ライフサポートセンター設置の4団体(連合、中央労福協、労金協会、全労済)合意は2005年8月25日であるが、静岡ではその2年前の2003年から議論が始まっている。6月の県労福協の定期総会で「相談活動のネットワーク化を推進するための協議のコーディネートを行う」方針が決まり、翌2004年の6月の定期総会では「生活相談ネットワークを構築するための協議を福祉事業団体、労働組合と開始する方針」が決まった。実際の協議は同年の12月12日から始まり、翌2005年の2月21日まで行われた。50周年記念誌には「企業活動のグローバル化が進展し、経済活動が大きく変化している中、労働者福祉運動を根本的に見直す必要から『生涯サポート』構想について、県下8地域で協議を行った」²⁷⁰とある。

²⁷⁰ 静岡県労働者福祉協議会『50周年記念誌』(2014年6月) p.10。

そうした議論を経て、2005年6月10日の第43回定期総会で「生涯サポートセンターを県下に設置する活動を中心に、生活相談活動ネットワークを構築する」旨の方針が決まる。この決定を受け、7月28日に第1回生涯サポートセンター設立準備委員会が開催され、設立に向けた議論がスタートした。1年間以上の議論が行われて、翌2006年9月25日に「ライフサポートセンターしずおか」という組織が設立され、10月に実際に相談業務を行うセンターが3つ開設され、翌2007年の2月にはサテライトが藤枝に開設された。

中央よりも2年も早く議論が始まったとはいえ、実際に組織を設立し、センターを開設するまでに3年間もかかっている。その間、県労福協の場、地区・地域労福協の場で労働団体、事業団体間で活発な議論が行われたが、議論の焦点の1つはメンバーシップの外に対する相談業務の必要性と意味であった。新たな組織を設立し、事務所と人を配置するには、当然、相応の資金が必要となる。資金はどこからかやってくるわけではない。自分たちで負担することになる。自ら資金を負担してでも、メンバーシップの外に対して相談業務を行う必要があるのかどうか、その意味は何か。最終的には次にみる「設立の趣旨」にあるような合意が図られた。

「急速に進む高齢化や少子化問題、又年金や医療の問題など勤労者や市民を取り巻く環境は深刻な状況にあります。これらに関わる対策を政府に要望すると共に、私たち自身が職場や地域で協力し合って安心して暮らせる社会作りに努めなければなりません。そこで私たちは、労働組合に結集している勤労者を中心にした現在の活動に加えて、団塊の世代の大量退職を始めとする高齢者や、労働組合に組織されていない勤労者なども含み、広く市民をも対象にして暮らし全般に亘る相談活動、さらには地域での生きがい作りを支援する活動を行うこととしました」²⁷¹。

住民が安心して暮らせる社会を作るには、メンバーシップの外にいる人々を支援する活動も必要なのだという決意表明だと言ってよい。

ライフサポートセンターの運営については、現在では、年2回ライフサポートセンター運営委員会を開催し、設立4団体及び県下8地域労福協との意見交換を行っている。

ライフサポートセンターしずおかは前述のように現在では福祉基金協会内の1部門とされ、3つの事務所と3つのサテライトがあり、相談員が合計9名（うち1名は職員が兼務）配置されている。平日の9時から17時まで相談を受け付ける。電話相談が基本である。相談は次のような流れで進められる²⁷²。

相談がもちこまれると、相談員はまず相談者とともに何が課題なのかを一緒に考え、課題が明確になった段階で、相談員が自分で対応できるものかどうかを判断する。専門家に任せの方がよいと判断した場合は、パソコンの画面に表示された地域と分野で分類されたマトリックスから適切と思われる連携団体あるいは個人を選び出す。その団体や個人の連絡先を相談者に伝えて作業は終わる。すべてを引き受けるのではなく、適切な専門家を探し、相談者により良い解決策を提供しようとしている。いわゆるワンストップサービス体制である。2015年時点で300を超える団体（行政、法テラス、NPO、弁護士会、司法書士会など）、個人がリストアップされていた。

ライフサポートセンターしずおかが提供する相談サービスの充実度は、信頼のおける連携先をどれだけ多く持てるかにかかっている²⁷³。連携先リストの充実と改定のために次のようなことを行っている。センターのスタッフは、各団体が実際にどのような活動をしているのかを調

²⁷¹ ライフサポートセンターしずおか『5年間の活動記録』（2011年11月）p.3。

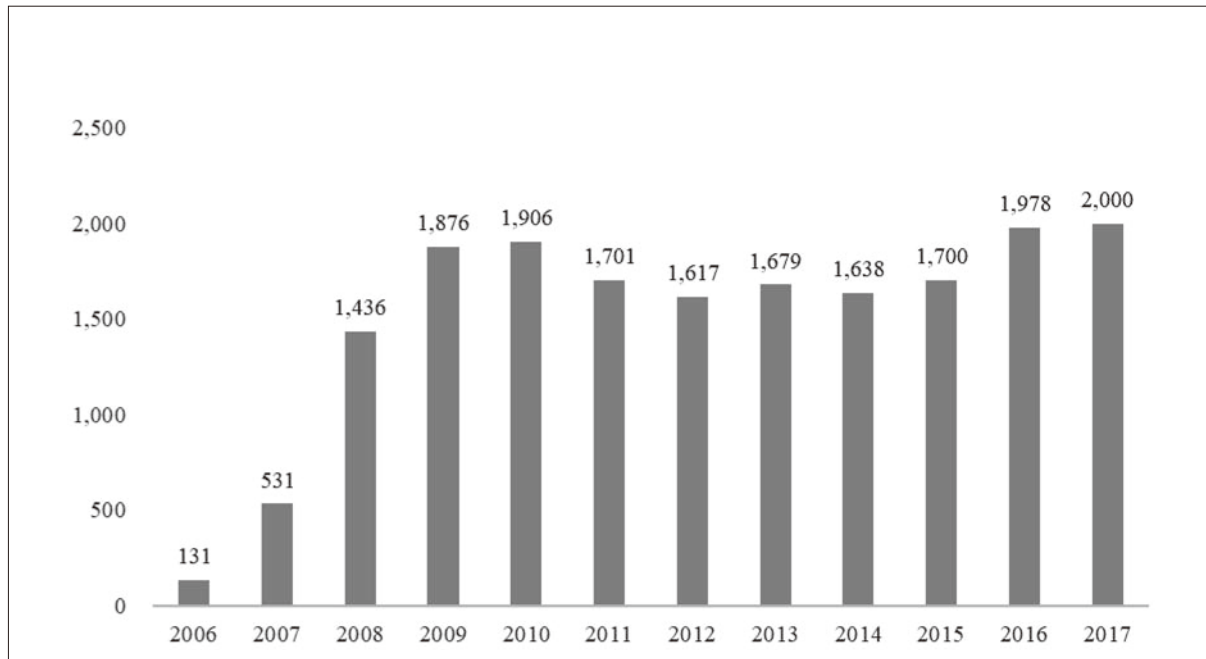
²⁷² 相談の流れについてはライフサポートセンターしずおかグループ長へのインタビュー記録（2015年9月7日）より。

²⁷³ 提携先リストの充実、改定についても同上インタビュー記録より。

べながら連携先を拡大する。お互いの信頼関係を維持し相互理解を図るために、年4回開催している職員研修会の講師を連携先に依頼し意見交換を行う。セミナーを共催することによってネットワークをさらに広げる。相談員を種々の研修会に積極的に参加させ、そこから繋がりを作らせる。

図11-1は相談件数の推移を見たものである。

図11-1 相談件数の推移



資料出所：2006年度から2010年度まではライフサポートセンターしずおか『5年間の記録』（2011年11月）p.2、2011年度から2017年度までは静岡県労働者福祉基金協会「第1号議案 2017年度事業報告の承認に関する件」（労働者福祉基金協会「2018年度 第1回理事会」（2018年5月30日）提出資料）p.9より。

3年目からは1,000件を超える相談を毎年受けている。2017年度は2,000件と過去最高を記録した。心の悩みが最も多く416件、家庭問題239件、法律関係190件、環境関係158件、消費生活154件、人間関係135件、労働問題95件、借家借地・不動産関係83件、医療・保険・補償71件など多種多様な相談を受けていることがわかる²⁷⁴。

ライフサポートセンターしずおかの認知度向上のため「リニューアルしたチラシ、相談事例を掲載したスマホ対応の新ホームページの活用や、行政広報誌・電話帳・県労福協だより等への情報掲載」²⁷⁵などを行っている。県労福協と連携した行政要望により2018年度は県内すべての行政広報誌に掲載できている。

相談員教育も充実している。「こころの悩み相談などが増加し、相談内容が複合化している現状への対応と、世代交代による新人教育のため、内部・外部の相談教育を計画的に実施」²⁷⁶している。内部研修としては、相談員全員を対象にした研修会を年4回開催し、相談業務に役立つ各

²⁷⁴ 静岡県労働者福祉基金協会「第1号議案 2017年度事業報告の承認に関する件」（静岡県労働者福祉基金協会「2018年度 第1回理事会」（2018年5月30日）提出資料）p.9より。

²⁷⁵ 同上p.9。

²⁷⁶ 同上p.9。研修内容についての記述もこの資料によっている。

種知識の習得を図り、困難事例への対応のために相談業務に精通した精神保健福祉士を招いて相談事例検討を行った。外部研修としては、中央労福協や労福協東海ブロック主催の研修会、県精神保健センターなどが開催する研修会へ相談員を参加させている。また相談内容は、毎日本部サーバーに蓄積し、VPN（Virtual Private Network：仮想専用ネットワーク）回線を通じて全事務所が共有し相談対応に活用している。

相談事業の一環として静岡大学法科大学院との共催で無料法律相談会も2006年度からスタートさせている。弁護士である教員の法律相談に大学院生を同席させ実技技能教育を行うことを掲げて、県弁護士会の特別許可を得た上で1件あたり1時間の無料法律相談を行っている。これまでは年4回、開催していたが、静岡大学法科大学院が学生募集を停止したため、2017年度は年2回になった。相談件数は計15組であった²⁷⁷。

5. 政策制度要請

県労福協は、県内勤労者の福祉の増進を目指し、設立当初から静岡県に政策制度要求を行っている。2017年度は8月3日に県知事要請を行い、9月20日にフードバンクに関して担当部局との意見交換会が開催され、翌2018年2月16日に回答が示された²⁷⁸。なお、2017年度から知事要請時に関係部署の部長が同席するようになっている。

表11-3は2017年度の県への政策制度要請の概要を示している。的を絞った要請である。このうち2つは自らが行っている事業への県の支援を要請するものである。とはいえ、フードバンクであれライフサポートであれ、対象はメンバーシップの外にいる困難を抱える県民である。その意味では、消費者教育充実、若者の奨学金支援と同じく、県民の福祉向上、生活改善を目指す要請である。

表11-3 政策制度要請の概要（2017年度）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. フードバンクふじのくにへの支援2. 消費者教育推進法による消費者教育推進地域協議会の各市町村設置の指導の継続3. 奨学金（日本学生支援機構）利用者で県内就職者に対して、利子補給制度の新設4. ライフサポートセンターしずおかに対する積極的な行政支援 |
|---|

資料出所：静岡県労働者福祉協議会『第56回定時社員総会議案書』（2018年6月5日）pp.10-13より。

「1. フードバンクふじのくにへの支援」は具体的には財政的支援、活動拠点の提供、フードバンク事業の認知度アップのための広報などを要請している。県の対応は積極的で、県が交付している補助金324万円の活用を検討したらどうかとか、県民への広報も引き続き協力していくと回答している。活動拠点の提供に関しては静岡県総合社会福祉会館に入居できるようにとの要請を継続して行っているが、2019年には前向きな回答が出されたそうである²⁷⁹。

²⁷⁷ 静岡県労働者福祉基金協会「第1号議案 2017年度事業報告の承認に関する件」（静岡県労働者福祉基金協会「2018年度 第1回理事会」（2018年5月30日）提出資料）p.11より。

²⁷⁸ 静岡県労働者福祉協議会『第56回定時社員総会議案書』（2018年6月5日）p.2より。

²⁷⁹ 県労福協理事長・専務理事・事務局長・事務局員へのインタビュー記録（2019年2月18日）より。

「2. 消費者教育推進地域協議会の設置指導の継続」は、とりわけ高齢者を狙った悪質な詐欺事件が一向に減らないという状況にあるなか、消費生活センターを有する市町に対し協議会の設置を県が指導していくことを求めている。

「3. 奨学金利用者で県内就職者に対する利子補給制度の新設」は、日本学生支援機構法改正によって給付型奨学金制度が実現したことを大きな前進だと評価した上で、県内就職希望者に対して奨学金返済利息の援助制度を新設することを引き続き要請したものである。加えて、県独自の奨学金制度の創設、教育費全般に係る支援制度の充実も求めている。

「4. ライフサポートセンターしずおかへの積極的な行政支援」は、県の広報誌、ホームページなどへ掲載し、周知に協力するよう要請している。ここでも県は協力的で、引き続き広報を行っていくし、後援名義での協力も行うと回答している。

21の地区労福協も単独で、あるいは地協と連名で市町に政策制度要請を行っている。県労福協は地区労福協に統一要望項目を提示し、それを政策制度要請に入れるよう求めている。統一要望項目は表11-3にある第1、第2、第4項目の3項目に、「生活困窮者自立支援法に基づく事業への福祉基金協会の機能活用」「勤労者福祉共済会事業に対する行政との協議の場設定」「自治体提携融資制度の維持・拡充」の3項目を加えたものである。もっとも、すべての地区労福協が6つの統一要望項目すべてを市町に要請しているわけではない。

6. フードバンクふじのくに

県労福協でフードバンク設立に向けた検討が開始されたのは2009年7月のことである²⁸⁰。中央労福協が提案した「フードバンク支援」の方針に応える形で研究会を立ち上げたのである。フードバンクの運営・普及を呼びかけているNPOセカンドハーベストジャパンのスタッフを招いて、フードバンクについて学ぶということから始まった。

2012年から2年間、静岡市と富士市という地域でフードバンクを行っていたNPO法人POPOLOを福祉基金協会が支援し、フードバンク事業についての調査研究をしていた。その間、ライフサポートセンターの相談で「食料を食べられないだとか、腹が減ってもう死んじやいたい」²⁸¹など食料支援を必要とする相談が多くなり、フードバンクを立ち上げなければならなくなったということで、県労福協が呼びかけ団体となって2013年に準備会を立ち上げた。

翌2014年5月、フードバンクふじのくにが任意団体として設立され、10月にはNPO法人の認証を受け、2017年4月には認定NPO法人と認められた。

NPO法人フードバンクふじのくにはコンソーシアム型で、表11-4に掲げた11の団体が構成団体として名を連ねている。

²⁸⁰ 静岡県労働者福祉協議会『50周年記念誌』（2014年6月）p.12より。

²⁸¹ 県労福協前会長・前専務理事へのインタビュー記録（2015年9月7日）より。

表11-4 フードバンクふじのくに構成団体

静岡県労福協
 静岡県福祉基金協会
 静岡県生協連
 連合静岡
 静岡県労働金庫
 中遠地域労福協
 NPO法人NPOサポート・しみず
 NPO法人静岡県ボランティア協会
 NPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡
 NPO法人POPOLO
 NPO法人ワーカーズコープ

資料出所：フードバンクふじのくに『認定NPO法人フードバンクふじのくに』2017年Vol.1より。

理事長は静岡大学教授が務めており、構成団体から副理事長2名（県労福協と県生協連）、理事7名、監事2名が選出されている。フードバンクふじのくにの事務局はフルタイムの職員1名、パートタイムの職員3名からなり、あとはボランティアが支援に来ている。フードバンクふじのくには食料の提供者（支援者）と食料の受領者（受益者）の間であって、両者をコーディネートする役割を果たすと共に、フードドライブの企画や会計実務を担う。食料の受け入れ、仕分け、在庫管理、配送などの実務もフードバンクふじのくにの職員が行い、労福協やNPO法人POPOLOなどの構成団体が運営面を支援している。

財政的には厳しい状況が続いている。収入は正会員会費、賛助会費、寄付金、助成金からなる。2017年度では正会員会費13万円、団体賛助会員116団体から会費が173万円、個人賛助会員は473名で会費は113万円、寄付金は313万円、助成金は651万円（うち500万円は県労福協の地域役立資金の人づくり資金から）、その他雑収益を含めて合計で1,273万円である²⁸²。他方、事業量はすぐ後でみるように急増しており、経常費用は2017年度で1,706万円、433万円の単年度赤字となっている²⁸³。県労福協が県に対する政策制度要請で、フードバンクふじのくにへの財政的支援を求めたのは、こうした苦しい財政事情があるからである。

食料寄贈は個人からも団体からもある。団体でいえば生活協同組合ユーコープから宅配事業で残る食品や陳列期限を過ぎた食料（賞味期限が2ヶ月以上残っているもの）、静岡缶詰協会からラベルがはがれたり形がゆがんだ缶詰の寄贈を受けている。静鉄ストア34店舗、スーパー富士屋4店舗には常設回収ボックスが設置されており、生活協同組合ユーコープ17店舗では夏、冬に1回ずつ、フードドライブが行われ、2017年度は大丸松坂屋で初めてのフードドライブが行われた。この他、食料の寄贈を2017年度に行った行政、企業、団体は67以上となる²⁸⁴。中には心岳寺、法生寺といった寺もある。

²⁸² 福祉基金協会の「内部資料」による。なお団体賛助会員116のうち「活動報告」に掲載を希望した団体は98あり、その中では労働組合が43と多く、労福協は22となっている（フードバンクふじのくに『活動報告2017』p.41）より。

²⁸³ 同上の「内部資料」より。なお、前年度からの繰越金が915万円あったため、赤字決算とはなっていない。

²⁸⁴ フードバンクふじのくに『活動報告2017』p.16。67以上とあるのは、掲載を希望した団体が67だからである。

個人からの食料の寄贈はスーパーや自治体施設9ヶ所に常設されている回収ボックスによる他、お中元、お歳暮で家庭に食料があまる夏、冬の年2回行うフードドライブを通じても行われる。2017年度の冬には「全国最多の193拠点」²⁸⁵でフードドライブを行うことができた。

表11-5はフードバンクふじのくにの実績を設立時から2017年度までの推移を見たものである。寄贈、出庫の両面でこの4年間で急増していることが読み取れる。件数も急増であるが、重量が4倍にもなっている。

表11-5 フードバンクふじのくにの実績

| | | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 寄贈 | 件数 | 333 | 524 | 794 | 959 |
| | 重量(キロ) | 16,698 | 42,345 | 49,500 | 66,400 |
| 出庫 | 件数 | 367 | 1,385 | 2,422 | 2,902 |
| | 重量(キロ) | 14,000 | 38,000 | 51,257 | 60,100 |

資料出所：フードバンクふじのくに『活動報告2017』p.29より。

食料支援の先は個人ではなく、社会福祉協議会、市役所、地域包括支援センターなどの団体である。2017年度実績で県内72の団体、県外2の団体に食料支援を行っている²⁸⁶。

7. 奨学金制度、利子補給制度

県労協が受け取った地域役立資金のうちの人づくり資金は9億円であるが、そのうち6億円を大学生への奨学金（ロッキー奨学金²⁸⁷）に充てている。県内の9大学、静岡大学、静岡県立大学、静岡文化芸術大学（以上、国公立）、常葉大学、静岡理工科大学、静岡産業大学、浜松学院大学、静岡福祉大学、静岡英和学院大学（以上、私立）の各大学で3名、計27名の枠内で、1名あたり年間20万円を支給するという給付型の奨学金制度である。

ロッキー奨学金の対象は、県内在住または勤務する勤労者の子弟で経済的援助が必要と認められ、各大学から推薦された優秀な学生である²⁸⁸。具体的には「特に苦学生ですね。経済的に厳しいけれども、優秀だという学生をそれぞれの大学から推薦してもらって、奨学金を支給します」²⁸⁹。2017年度には8大学23名に新たに奨学金を支給することとなった。

人づくり資金の残りの3億円は教育ローン利子補給制度に充てられた。静岡県労働金庫の教育ローンを利用した人で、表11-6の条件のいずれかを満たす場合、5年間2パーセントの利子を補給する制度である。年間250人くらいが利用している。

²⁸⁵ フードバンクふじのくに『活動報告2017』p.18。

²⁸⁶ 同上p.26より。

²⁸⁷ 「ロッキー」は「ろうきん」に由来する。

²⁸⁸ 静岡県労働者福祉協議会『ガイドブック 2017～2018年版』p.6より。

²⁸⁹ 県労協前会長・前専務理事へのインタビュー記録（2015年9月7日）より。

表11-6 利子補給の条件

静岡労金の教育ローンを利用する者で、以下の条件のいずれか1つに該当する者。

- ①世帯主収入が世帯1人当たり150万円以下
- ②母子家庭、父子家庭
- ③高校以上の教育課程に就学中の子供が3人以上
- ④生計を一にする世帯に障がい者・障がい児がいる
- ⑤直近1年以内に災害等の被害を受けている。

資料出所：静岡県労働者福祉協議会「県労福協 教育ローン利子補給制度のご案内」より。

8. 婚活事業

県労福協、連合静岡、静岡県経営者協会、そしてNPO法人地域活性化支援センターの4団体は2007年8月にNPO法人LWサポートという組織を立ち上げた²⁹⁰。LWはLaborer's Welfare（労働者福祉）の頭文字である。地域活性化支援センターの理事長がLWサポートの理事長を務めている。

LWサポート設立当初の目的の1つは婚活支援事業である。地域活性化支援センター理事長はホテル勤務の経験があり、その経験を活かし、婚活パーティを開催したり、エンターテイメント情報を発信したりして、若者を応援する事業を始めていた。婚活事業を本格的に行おうと、連合静岡、県労福協に呼びかけ、さらには経営者協会にも声をかけて設立したのがNPO法人LWサポートである。公式の労使団体、労働者福祉事業団体が協賛している安全な婚活パーティということで人気も高い。

最初の婚活パーティ「ライトアップパーティ」は2011年2月5日に開催された。男性81名、女性81名の参加で7組のカップルが誕生している。引き続き2月12日に2会場で行われ、第1会場では男性172名、女性160名の参加で12組のカップルが誕生、第2会場では男性139名、女性141名の参加で18組のカップルが誕生した²⁹¹。この3回のパーティは静岡県の補助事業として行われ、県から500万円の補助金が出て、参加料も無料で若者の関心を大いに引き寄せた。

静岡県の補助事業は2010年度限りであったが、その後も「ライトアップパーティ」は開催され、2015年度からは焼津市と協力して出会い・結婚サポート事業を行っている。

2017年度までに50回のライトアップパーティが開催され、1回から50回の総計で男性が1,520名、女性1,400名が参加し、262組のカップルが誕生している²⁹²。

²⁹⁰ LWサポートに関する記述は、特にこだわらない限り、県労福協前会長・前専務理事へのインタビュー記録（2015年9月7日）より。

²⁹¹ LWサポート「LW Magazine」Vol.32（2017年）より。

²⁹² LWサポート「LW Magazine」Vol.36（2018年）より。

9. NPO等への支援

福祉基金協会は地域役立資金以外に特定の目的を持った資金を持っている²⁹³。その1つが「静岡労金の会員が、総会決議により利用配当金から拠出した」NPO活動助成資金である。2017年度末現在で2,145万円である。もう1つが「静岡労金の会員が、総会決議により利用配当金から拠出した」特定資産・地震災害対策資金である。2017年度末現在で1億7,442万円である。

「NPO活動助成資金」はNPOプレゼント講座とNPO利子補給制度に活用されている。前者は静岡県を6地域にわけ、各地域でNPOを対象とする講座を開催するものである。講座の企画は各地域を担当する中間支援NPOに依頼し、それを福祉基金協会内に設置した「NPOパートナー委員会」が内容を確認のうえ、決定する。委託費の上限は1団体あたり70万円である。表11-7は2017年度に開催された講座の一覧である。

表11-7 NPOプレゼント講座

| 地域 | 開催日 | 内 容 | 参加状況 |
|------|------------|-----------------------------------|---------|
| 伊豆 | 9月30日 | 地震ITSUMO講座 | 7団体12名 |
| | 11月3日 | コミュニティ・オーガナイズング・ミニワークショップ | 7団体9名 |
| | 12月16日 | 「サポマネ」が語る自走する地域社会の作り方 | 4団体6名 |
| 東部 | 10月1日 | 地震ITSUMO講座 | 9団体11名 |
| | 12月1日 | パラレルキャリアの可能性 | 11団体16名 |
| | 2018年1月13日 | 元ナンパ師の市職員が挑戦する、すごく真面目でナンパな「地域活性化」 | 10団体22名 |
| 静岡 | 7月29日 | 参加型評価を学ぶ一日～団体活動を見つめ直しより良くする為に | 32団体36名 |
| | 9月23日 | 未来はみんなの参加でつくっていく～若者のトライが変えたもの～ | 38団体40名 |
| | 2018年1月28日 | 見た目で魅きつける～NPOのロゴづくり～ | 14団体15名 |
| 志太漆原 | 7月13日 | 「助け合い」はそば一杯の掛け金で～生命保険の誕生とNPO～ | 11団体29名 |
| | 10月6日 | 月刊『ソトコト』編集長に聞く 地域を動かす「ローカルヒーロー論」 | 22団体33名 |
| | 2018年3月16日 | 北川フラムさんに聞く 続・アートで開く地域の可能性 | 38団体75名 |

²⁹³ 2つの資金の目的については静岡県労働者福祉基金協会「第1号議案 2017年度事業報告の承認に関する件」(静岡県労働者福祉基金協会「2018年度 第1回理事会」(2018年5月30日)提出資料) p.6とp.7、2017年度末現在の残高については「地震災害対策資金」・「NPO助成資金」の現況について(「第2号議案 2017年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに財産目録の承認に関する件」(静岡県労働者福祉基金協会「2018年度 第1回理事会」(2018年5月30日)提出資料)所収)より。

| | | | |
|-----|--------|---------------------------------------|---------|
| 中東遠 | 7月14日 | これからの地方を元気にするカタチ | 22団体29名 |
| | 9月16日 | NPO向け広報・デザイン講座～実践から学ぶ「伝わる」チラシデザインのコツ～ | 19団体28名 |
| | 11月19日 | シティプロモーションでまちを変える | 19団体28名 |
| 西遠 | 7月2日 | 会計のお悩み解決！～NPO会計入門&会計ソフト講座 | 12団体19名 |
| | 7月17日 | 議員と語ろうNPO円卓会議2017 | 23団体42名 |
| | 9月2日 | 市民活動のための資金調達セミナー | 22団体26名 |

資料出所：静岡県労働者福祉基金協会「第1号議案 2017年度事業報告の承認に関する件」（静岡県労働者福祉基金協会「2018年度 第1回理事会」（2018年5月30日）提出資料）pp.6-7より。

講座の内容は、NPOの運営ノウハウ（参加型評価、ロゴ作り、チラシデザイン、会計、資金調達）を教えるもの、地域おこしの方法（自走する地域社会の作り方、真面目でナンパな地域活性化、ローカルヒーロー、アートで開く地域の可能性、シティプロモーションなど）を教えるものが比較的多い。2017年度は合計320団体、481名が参加した。

同じ資金を活用したNPO利子補給制度とは、静岡労金のNPO事業サポートローンを利用してNPO法人を対象とし、年間の支払い利息の30%（1団体の上限額10万円）を5年間にわたり補給するという制度である。2017年度は4団体で154,878円を補給した²⁹⁴。

福祉基金協会のこれらの取り組みに対する評判は非常によいという。NPOを横断的につなげるという意味でも成果はあがっているというのが福祉基金協会の認識である。だが、資金自体が2018年度末で1,600万円になり、利子補給制度も2017年度で終了するなど、今後どうするかを現在検討中である²⁹⁵。

2つめの地震災害対策資金は現在では主として「南海トラフ巨大地震に備えた災害ボランティアネットワーク」を構築するために使われている²⁹⁶。静岡県ボランティア協会にそのための資金として毎年一定額を助成している。

この資金とは別に、静岡県ボランティア協会との共催で静岡県ボランティア研究集会を開催している²⁹⁷。目的は「静岡県内でボランティア活動・市民活動に関心を持つ人たちが実際の活動に参加している人たちが一堂に会し、情報の交換や話し合いを通じてお互いの活動に関する学習とボランティア同士のネットワークづくりの機会を積極的につくること」だとされている。2017年度は約570名が参加した。福祉基金協会はそのために毎年一定額を負担している。

²⁹⁴ NPO利子補給制度の概要及び2017年度の実績については静岡県労働者福祉基金協会「第1号議案 2017年度事業報告の承認に関する件」（静岡県労働者福祉基金協会「2018年度 第1回理事会」（2018年5月30日）提出資料）p.7より。

²⁹⁵ 以上、福祉基金協会専務理事・事務局長・事務局次長へのインタビュー記録（2019年2月18日）より。

²⁹⁶ 本来は災害発生時の緊急資金としての活用を目的としている。以上、静岡県労働者福祉基金協会「第1号議案 2017年度事業報告の承認に関する件」（静岡県労働者福祉基金協会「2018年度 第1回理事会」（2018年5月30日）提出資料）pp.7-8より。

²⁹⁷ 同上p.8より。

終章 要約と含意

1. 会員組織

11の労福協の事例報告からわかることの1つはその多様性である。すべての面において多様性が見られる。まず法人格が同じではない。8つの労福協は一般社団法人であるが、愛知は任意団体、徳島は公益社団法人、沖縄は公益財団法人である。

会員組織もまた多様である。地方連合会、労働金庫、全労済はいずれの労福協においても会員である。県生協連は愛知と茨城を除く9労福協で会員となっている。愛知県、茨城県にも県生協連は存在するが、愛知は生協関係の組織は加盟しておらず、茨城はパルシステム茨城・栃木が会員となっている。

地域労福協、地区労福協などの地域組織は徳島、沖縄を除いて9の労福協に見られるが、その位置づけは労福協によって異なる。3つのタイプがある。1つは県労福協の会員となっている。大阪、岡山、山口、静岡がこのタイプである。2つは会員組織ではなく、県労福協と並列の関係にある。山形、長野、茨城がそうである。3つは県労福協の下部組織と位置づけられているタイプで、愛知、新潟がこれにあたる。

これら以外で特徴的な点をあげると次のようである。第1に一定額の基金を財産として持ち、労福協を支援、補完する事業、活動を行っている団体を会員としている労福協が11のうち6つある。(公財)山形県勤労者育成教育基金協会、(一財)茨城県労働者福祉基金協会、(一財)愛知県労働者福祉基金協会、(一財)新潟ろうきん福祉財団、(公財)静岡県労働者福祉基金協会がそうである。(公財)徳島県勤労者福祉ネットワークは中小企業労働者に対し福利厚生事業を行うことを目的として設立された組織²⁹⁸で一定額の財産を持つが、他方で労福協を支援、補完する事業、活動を行っている。これらの財団法人は労働金庫、全労済、地方連合会、労福協などが出捐金を拠出している(自治体も拠出している財団法人もある)。

第2に未組織労働者が労働金庫、全労済の商品、サービスを利用できるように設立された団体を会員としている労福協が3つある。大阪の近畿勤労者互助会、沖縄の沖縄県勤労者互助会、静岡のライフサポートセンター友の会である。

第3にNPOを会員としている労福協が徳島と新潟の2つある。共助の組織が他助の組織を会員としている。徳島ではNPO法人徳島県労働安全衛生センターとNPO法人壮生会、新潟では新潟NPO協会、NPO法人フードバンクにいがたを会員としている。新潟はNPO以外にも日本労働者協同組合連合会(ワーカーズコープ)センター事業団北陸信越事業本部も会員としている。

第4に連合系ではない労働組合組織を会員としている労福協が徳島、長野、新潟の3つある。徳島では全建総連傘下の全徳島建設労働組合、長野では全労連系の長野県労働組合連合会、長野県平和・人権・環境労働組合会議、長野県勤労者協議連合会、新潟では全港湾日本海地方新潟支部が会員となっている。まさに、運動路線の違いを越えて「福祉は一つ」を体現している。

²⁹⁸ なお、労働者に対する福利厚生事業を行う組織は、徳島以外に、茨城県労福協の会員である(一財)水戸市勤労者福祉サービスセンター、愛知県労福協の会員ではないが、労福協がその設立、運営に関与している(一財)知多地区勤労者福祉サービスセンターがある。

2. 財政

財政規模もまた表終-1に見るように大きく異なる。2017年度の予算であるが、年間予算が1億円を超えているのは沖縄（7億7,043万円）、新潟（2億1,693万円）、徳島（1億8,700万円）、静岡（1億3,521万円）、山口（1億1,500万円）、愛知（1億円）の6つの労福協である。

表終-1 財政規模（2017年度） (万円)

| | 山形 | 大阪 | 徳島 | 長野 | 茨城 | 愛知 | 沖縄 | 岡山 | 山口 | 新潟 | 静岡 |
|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|
| 総収入 | 4,900 | 6,000 | 18,700 | 2,797 | 6,218 | 10,000 | 77,043 | 4,426 | 11,500 | 21,693 | 13,521 |
| 会費 | 2,654 | 4,880 | 1,700 | 2,541 | 2,845 | 8,440 | 1,652 | 2,868 | 3,416 | 2,863 | 6,158 |
| 自主事業収入 | - | - | 2,869 | - | - | - | 9,465 | 850 | 1,400 | 2,868 | - |
| 事業受託収入 | 2,029 | 524 | 13,059 | - | - | - | 63,163 | - | 5,406 | 13,386 | - |

静岡、愛知を除く4つの労福協は国や地方自治体から、少なくない額の事業を受託している。とりわけ沖縄は6億円を超える事業を国、地方自治体から受託している。これら4つの労福協は自主事業収入も多い。沖縄は保育園と障がい者の就労移行支援事業、徳島は居宅介護、訪問介護事業と独自の介護関係の研修講座、新潟は勤労福祉会館の賃貸料、利用料、山口は同じく労働者福祉文化会館の賃貸料、利用料が主たる収入である。

1億円を超える財政規模を持つ愛知は何よりも会費収入が多い。静岡も会費収入が多いが、静岡独自の資金である地域役立資金（当初30億円）からの振替が6,242万円ある。

それ以外の5つの労福協の総収入は4,500万円から6,000万円である。長野は2,797万円となっているが、総支出は6,456万円で3,600万円ほどの赤字となっている。2011年に長野県労働者基金協会と統合した際に受け継いだ7億2,200万円を27年間で公益事業目的で使い切ることとされており、毎年、この財産から約3,600万円を支出している。会費収入と総収入の開きが大きい茨城も似た状況にあり、一般社団法人移行の際に保有していた財産3億6,759万円を14年間で公益目的の事業で使い切ることとされており、毎年、2,000万円が公益目的の事業会計から繰り入れられている。なお、岡山の自主事業収入は労働福祉事業会館の賃貸料、利用料である。

3. 組織体制

表終-2で見ると組織体制も労福協によってかなり違う。フルタイムの職員数は沖縄の142名から山形、大阪、茨城、岡山の3名まで大きな幅がある。3名体制は山形を除く3つの労福協では専務理事、事務局長、職員である。山形は専務理事、職員2名である。

表終-2 組織体制

| | 山形 | 大阪 | 徳島 | 長野 | 茨城 | 愛知 | 沖縄 | 岡山 | 山口 | 新潟 | 静岡 |
|-----------|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|
| フルタイム | 3 | 3 | 38 | 7 | 3 | 9 | 142 | 3 | 13 | 28 | 8 |
| パートタイム、臨時 | 4 | 16 | 4 | 9 | 2 | 9 | 1 | 6 | 3 | 12 | 16 |
| 合計 | 7 | 19 | 42 | 16 | 5 | 18 | 143 | 9 | 16 | 40 | 24 |

国や地方自治体から比較的大きな事業を受託し、自主事業も展開している4つの労福協は、それらの事業を運営していくため多くのフルタイム職員を抱えている。沖縄が142名、徳島が38名、新潟が28名、山口が13名である。この4つの労福協に次いで総収入の多かった愛知は9名、静岡は8名である。愛知、静岡の2つの労福協は、労福協の事業、活動を補完する（一財）愛知県労働者福祉基金協会、（公財）静岡県労働者福祉基金協会という財団法人を会員組織として持つが、それぞれにはフルタイムの職員が14名、16名配置されている。福祉基金協会に配置されているフルタイムの職員を合わせると愛知が23名、静岡が24名となる。

長野はフルタイムの職員が7名であり、財政規模からするとやや多いように見える。本部に常駐するフルタイム職員は3名であるが、この他に13の地区労福協のうち4つの地区労福協にフルタイムの専従事務局長・次長が置かれている（3名が労働金庫からの出向）。

パートタイム職員、臨時職員の就業状況は労福協によって異なる。大阪の16名はライフサポートセンターの相談員であり、週1日から3日のパートタイム勤務である。同様のパートタイム勤務と考えられるのは山形の3名、徳島の4名、茨城の2名、愛知の9名（7名は労金職員が支部の労福協業務を兼務）、沖縄の1名、岡山の6名、山口の1名、新潟の12名、静岡の16名である。他方、長野の8名はOBの臨時職員で労福協本部、地区労福協でフルタイムで働く。同様の臨時職員と考えられるのは山形の1名、山口の2名である。

以上、財政、組織体制のいずれであっても、労福協間の違いは大きい。違いをもたらすのは、国や地方自治体の事業を受託しているかどうか、また自主事業を営んでいるかどうかである。そして公的事业の受託、自主事業の展開の有無あるいは程度は、それぞれの労福協の歴史、環境、運動方針などの違いを反映している。

なお、財政やスタッフの規模は、決して、労福協のパフォーマンスを示すものではない。序章で述べたように、労福協は共助の組織の緩やかな集合体であり、労福協にこれまで求められてきた事業、活動は①会員組織のメンバーに対するサービスであるレクリエーション活動、スポーツ大会、美術展などの企画、運営であり、②勤労者のためのセミナー、講演会の開催であり、③労働者自主福祉事業の強化などであろう。このように考えると、労福協のパフォーマンスはこれらの事業、活動の状況から測られるべきである。

にもかかわらず、本研究では財政と組織体制を比較的詳しく論じている。それは、財政的、人的資源への言及なしに労福協の「他助」の広がり可能性さらには連帯社会の可能性を展望しても、実現にはほど遠いからである。財政面、組織体制面での大きな違いを前提に、むしろ財政的、人的資源に厳しい制約のある多くの労福協が「他助」に向かっていくためには、何をなすべきかを論じる必要がある。わずかな可能性でしかないのかもしれないが、本研究から見えてきた可能性を以下で述べよう。

4. ライフサポートセンターと政策制度要請

沖縄を除く10の労福協はライフサポートセンター（LSC）を運営し、県に対し政策制度要請を行なっている。沖縄ではLSCは地域協議会（中部、那覇・南部、北部）に設置されており、政策制度要請は連合沖縄が実施している。ただ沖縄労福協はグッジョブおきなわ、パーソナルサポートセンターなどで生活相談、就労相談を受けているし、県の雇用政策担当部署とは良好な関係を築き上げている。また、岡山は労福協独自の政策制度要請ではなく、連合岡山の政策制度要請に

労福協の要請を盛り込んでもらうという形で行っている。

LSCは地域で暮らす市民のさまざまな悩みを聞き、相談に応じる場である。労福協の会員組織のメンバーに対象を限定した事業ではなく、明らかに「他助」の事業である。LSCの相談員は話を聞きながら、問題の核心に迫り、対処の仕方を相談者と共に考える。いずれの労福協であっても、LSCだけで問題を解決、処理しようとするのではなく、労福協内部の専門機関や、外部の専門機関や専門家に繋ぐことを基本としている。

相談ネットワークの構築に関しては、静岡が1つのモデルを提供している。外部には300を超える連携団体（行政、法テラス、NPO、弁護士会、司法書士会など）や個人を持ち、内部では労金、全労済はもちろんのことLSC間のネットワーク（VPN：仮想専用ネットワーク）がはりめぐらされ相談に関する情報が共有されている。相談ネットワークのメンテナンス、更新にも十分な注意が払われ、相談員に対する研修も内外ともに充実している。

相談件数は100件から4,500件と労福協によって大きく異なる。毎年、1,000件以上の相談を受けているのは長野、静岡、新潟、茨城である。この違いが何によるのかは明確にはわからない。県によって生活上、仕事上の悩みを抱える人の割合が大きく異なるとは考えにくいから、LSC以外の相談機関の充実度、LSC自体の認知度、相談員の配置状況などが関係するのかもしれない。

なお、山形のLSCは県の委託事業である。LSCとは別に生活相談、労働相談を自治体から受託している労福協も3つある。大阪労福協の北河内地域労福協は4市から労働相談事業、多重債務者相談事業などを受託し、徳島県労福協は県から仕事なんでも相談事業を受託している。愛知県労福協の東三河支部は豊橋市とともに東三河勤労者福祉サービスセンターを立ち上げ、労働相談、生活相談を行っている。これらはLSC事業を補完する事業である。

政策制度要請で労福協の組織（会員組織も含む）や事業への支援を要請している労福協は10のうち8つである。県民、府民全体の福祉向上、生活改善に関わる要請をしている労福協は10のうち9つである。2017年度でいえば生活困窮者対策、貧困対策、奨学金制度の充実の国への要請、消費者行政の整備、フードバンクへの支援などの要請を行っている。労福協自体への支援要請にしても、LSCの広報宣伝支援、後述するいくつかの他助の事業、活動への協力要請をしている労福協が多い。このようにしてみると政策制度要請は「他助」事業の1つだと言ってよい。

労福協の事務局がまず原案をまとめ、理事長以下三役による議論を経て理事会に諮るというプロセスを経て政策制度要請が策定される。その際に、会員組織にアンケートをとる（山形）、政策委員会を2回開催する（長野）、秋の福祉メーデーの際に会員組織に提案し承認を得る（山口）という手続きを取る労福協もある。事前に県側の意見を求め、要請内容を調整している労福協も、確認できた範囲であるが、山口と新潟の2つある。政策制度要請の際に県知事（副知事）と面会している労福協は6つ（山形、徳島、長野、山口、新潟、静岡）ある。県側との事前調整、県知事との面会は政策制度要請の実現度に大きく影響しよう。

ライフサポートセンターと政策制度要請の2つは、多くの労福協が行うことができる共通の「他助」の事業だと言ってよいのではないか。いわば「他助」の第1ステップである。これに何を付け加えていけるか。

5. 様々な他助

(1) 無料職業紹介事業

厚生労働省から無料職業紹介所の認可を取得して事業を営んでいる労福協は山形、徳島、長野、岡山の4つある。とはいえ、活動状況は労福協ごとに大きく異なる。徳島では職業訓練講座（自主事業と受託事業）とセットで無料職業紹介事業を行っている（ハローワーク出身の専任の担当者1名が常駐）こともあって、利用者は多い。2016年度の有効求人数は339名、有効求職者数は300名、就職した者は99名である。長野は13の地区労福協のうち6つの地区労福協で職業相談、職業紹介を行っている。なかなか就職先を見つけられない求職者の支援が多いそうである。それでも2017年度は新規求職者が221人、就職決定者が78人である。岡山では相談員1名が職業相談、職業紹介を行っているが、長野と同様、就職困難者の支援が多いという。2017年度は75件の相談を受け、新規の求職登録者は数名である。山形は2017年度の相談件数が11件と少ない。

(2) 高校生への出前講座

高校に出向いて高校生を対象に出前講座を行っている労福協は山形、長野、岡山、山口の4つある。山形は労働ハンドブックの作成・配布も行っており、2017年度では県内高校79校に12,562冊を配布している。ハンドブックは単に送り付けているのではない。県から協力要請を取り付けた上で、各高校にハンドブック配布案内および出前講座案内の文書を発送し、意向を確認の上で、ハンドブックを直接持参している。ハンドブックの持参と出前講座は地区労福協の副会長、事務局次長（＝連合地域協議会の専従事務局長）が担っている。2017年度で出前講座を実施した高校は14校である。

長野では労金と連携して、マネートラブル基礎講座を高校、大学で開いている。2017年度は1大学、50名、11高校、1,211名で出前講座が行われた。同様に、山口では労金の協力を得て高校で消費者講座を行っている。2017年度は10高校、842名が講座を受けている。岡山は労金、全労済、労福協が一体となって出前講座に取り組んでおり、消費者講座、労働講座、社会保障講座を高校で開催している。2017年度には消費者講座と労働講座を開催した高校は3校、175名、消費者講座と社会保障講座を開催した高校は1校、40名、消費者講座単独の高校が2校、420名であった。

(3) 奨学金制度

奨学金の利子補給制度を持つ労福協は山形、愛知、静岡の3つであり、奨学金制度を持つのは新潟、静岡の2つである。山形、愛知、新潟は、労福協の会員組織である（公財）山形県勤労者育成教育基金協会、（一財）愛知県労働者福祉基金協会、（一財）新潟ろうきん福祉が奨学金制度を支えている。静岡は地域役立資金のうちの人づくり資金から奨学金が支出されている。

利子補給制度は労働金庫の教育ローンを利用して就学し、県内の事業所に就職した場合（山形）、一人親家庭、家計収入が十分ではないというような一定の条件を満たす場合（愛知、静岡）、一定の割合で利子を補給するというものである。

新潟の奨学金制度は高校生には月額1万円の給付型（定員30名）、大学生には月額2万円で半分が貸与型、半分が給付型である（定員20名）²⁹⁹。静岡の奨学金制度は大学生向けで年間20万円

²⁹⁹ 大学生向けの奨学金の募集は2017年度から停止された。

の給付型である（定員27名）。県民の子弟であることが前提で、新潟の高校生では県内高校に進学、静岡の大学生では県内の9大学在学という条件が付き、いずれの場合も経済的援助が必要だと認められる学生を対象としている。

(4) 障がい者の運転免許取得支援

知的障がいを持つ人々の運転免許取得を支援する事業を行っている労福協は徳島と山口の2つである。学科試験のサポートである。徳島では特に対象を絞ることなく、自動車教習所の教官OB、現役を講師として、週1回の講座を年間30回、4ヶ所で無料で開催している。会場は自治体施設を無料で利用し、教官は有償ボランティアである。2017年度までの15年間で368名が受講し、94名が自動車運転免許、26名がバイクの運転免許を取得している。

山口では総合支援学校に通う知的障がいを持つ生徒の就職、自立を支援するために自動車教習所の協力を得て、特別講座を無料で開いている。講座を提供している総合支援学校は県内6校である。1日2時間、合計20時間、自動車教習所教官が学科を教える。12年間で232名が受講している。

(5) 婚活支援事業

いわゆる婚活を支援する事業を行っている労福協は徳島、長野、茨城、愛知、静岡の5つである。婚活支援事業には、会員登録をして1対1の出会いを促すタイプと出会いパーティを企画、開催するタイプの2つがあるが、両方を行っているのが茨城、徳島であり、後者だけが長野、愛知、静岡である。

20年以上もの歴史を持つのが茨城である。1997年に労福協と茨城県立中小福祉センターが合同で設立したいばらき結婚相談センターが始まりである。現在では労福協は県、市長会、町村会、（一財）茨城県労働者福祉基金協会と共に（一財）いばらき出会いサポートセンターを設立し、その運営に関与している。労福協専務理事がセンター長を務める。会員登録（有料）し、相手を探して、合意が得られればお見合いすることになる。この他にいばらき出会いサポートセンターが主催、協賛するイベントに参加してパートナーを探すこともできる。2017年度には入会者は904名、お見合い件数は1,596件、成婚組数は155組である。1997年からの累計の成婚組数は2,175組にも及ぶ。

徳島では（公財）徳島県勤労者福祉ネットワークが婚活事業を支援している。会員登録（有料）し、相手を探して、合意が得られればお見合いをするのは茨城と同じである。ネットワークが主催するイベントに個人あるいはグループで参加してパートナーを探すこともできる。

他の3つの労福協は有料の出会いパーティの企画、開催である。歴史が古いのは長野の長野地区労福協の「良きパートナーを探そう」であり、32年前から行われている。2017年度にはホテルを会場に3回、パーティを開催し、男性の応募者が延べ149名、女性の応募者が延べ76名、誕生したカップルは13組である。愛知では（一財）愛知県労働者福祉基金協会が出会いパーティを毎月開催している（1月と3月は2回）。男女同数で少数に絞っている。2017年度は男女計で438名がパーティに出席し、55組のカップルが誕生した。

静岡では労福協、連合静岡、静岡県経営者協会、NPO法人地域活性化支援センターの4団体が2007年に立ち上げたNPO法人LW（=Laborer's Welfare）サポートが婚活パーティを開催する。2011年に静岡県の補助金を得て最初の婚活パーティ「ライトアップパーティ」を3会場で開いた。パーティに参加したのは男性が延べ392名、女性が延べ382名の計774名であった。県の補

助事業はその後なくなったが、その後も自主的に、婚活事業を継続している。2015年度からは焼津市の協力も得られるようになってきている。2017年度までに50回のライトアップパーティを開き、累計で男性が延べ1,520名、女性が延べ1,400名参加し、誕生したカップルは262組になる。

(6) 福利厚生事業

労福協の会員組織のメンバーに限ることなく、福利厚生サービスを提供している労福協がある。徳島と愛知である。もっとも、労福協が主体というのではなく、会員組織である（公財）徳島県勤労者福祉ネットワーク、（一財）愛知県労働者福祉基金協会がサービスの提供者である。徳島では労使で会員になることによって、共済給付、提携する店舗・施設の割引、セミナー開催・案内、健康増進応援サービスなどを受けられる。2017年度の会員数は13,318名である。愛知は「快適ライフをサポートする」事業として、祝花・供花の手配、ゴルフ場予約、パック旅行の手配、宿泊・会場の手配、チケットの予約などを無料で斡旋、紹介している。誰でも利用できる。愛知では、知多地区の5市、5町と労福協知多支部によって1988年に設立された（一財）知多地区勤労者福祉サービスセンターが徳島と同様のサービスを提供している。2017年度の会員数は10,484名である。

(7) フードバンク

フードドライブに協力しているという労福協は多い。ここではフードバンクの運営に携わっている新潟と静岡の2つに限った。静岡では労福協が連合静岡、NPO法人らと共に2014年にフードバンクふじのくにを立ち上げ、運営に関与している。生活協同組合ユーコープ、静岡缶詰協会などの団体からの食料寄贈を受け、県内スーパーの各店舗に常設の回収ボックスが設置されている。2017年度の冬には全国最多の193拠点でフードドライブを行った。2017年度の寄贈食料は66トン、食料支援先は社会福祉協議会、地域包括支援センターなど県内22団体、県外2団体である。

新潟でも労福協がNPO法人フードバンクにいがたの発起団体の1つで、運営にも関与している。2017年度でフードドライブ常設地は9ヶ所、定期開催地は10ヶ所である。寄贈された食料は社会福祉協議会、NPO、福祉事務所などの87施設、団体へ送られている。

(8) 非営利団体への支援

NPO、市民団体への支援をしている労福協は茨城、新潟、静岡の3つである。労福協自体というわけではなく、それぞれ（公財）茨城県労働者福祉基金協会、（一財）新潟ろうきん福祉財団、（公財）静岡県労働者福祉基金協会が非営利団体への支援を行っている。

茨城ではNPOコモンズというNPOの中間支援組織であり、かつ労福協との関係も深いNPOが行う、県内のNPOの次世代担い手育成事業に助成している。助成金は190万円である。

新潟の支援はおおがかりである。地域資源を活用し、地域の暮らしを支え、伝統文化を維持する地域社会創造を推進する団体（かなりユニークな団体が多い）へ資金を助成している。2017年度では10団体、約900万円を助成している。この他にもNPOなど市民活動団体への支援を目的とした公募による助成金支給制度があり、2017年度には18団体、約900万円を支給している。

静岡ではNPOを対象としたNPOの運営ノウハウ、地域おこしの方法などを教える講座を開いている。講座の企画は中間支援NPOに委ね、労福協内に設置したNPOパートナー委員会で決定という手続きを取っている。2017年度は18の講座が静岡各地で開かれ、320団体、481名が参加した。NPOが静岡労金のNPO事業サポートローンを利用した場合に利子補給する制度もある。ま

た静岡県ボランティア協会と協力して、ボランティア同士のネットワークづくりを目的とした集会も開催している。

(9) その他

その他の「他助」としては次のものがある。(一社)大阪希望館は仕事と住まいを失った若者に対して就労・生活・仲間づくりを総合的、継続的に支援する事業を行っている。(一社)大阪希望館は大阪労福協の会員組織ではないが、大阪労福協、連合大阪、NPO法人釜ヶ崎支援機構、宗教団体がその設立に深く関わっており、労福協は現在でも運営に関与している。支援を求めてきた若者は、相談の上で、個室に無料で入居でき、訓練作業に従事して訓練手当を受給し、相談員とともにハローワークで仕事探しをすることになる。

非営利組織ながら自主事業を行っている労福協が徳島と沖縄である。徳島では、なのはな介護サービスが居宅介護と訪問介護を行っている。ジョブカレッジとくしまは県などから受託した職業訓練講座を開催するほか、自主事業としても職業訓練講座(Brush Up講座)を開催している。沖縄は事業所内保育所(職員以外も利用可能)、障がい者の就労移行支援事業を営んでいる。

6. 事業受託

前述した仕事相談、生活相談の事業の受託を除いて、国や県、市町村から事業を受託している労福協は山形、徳島、沖縄、山口、新潟の4つである。国や地方自治体の委託事業を引き受けて、実践することは、労福協にとっては明らかに他助の事業、活動である。

山形は県から総合的就業・生活支援事業を受託し、トータル・ジョブサポート山形内にある求職者総合支援センターで住居や生活資金、公共職業訓練に関する支援を行っている。17町村と2市から生活困窮者家計相談事業も受託しており、地区労福協の事務局長である労金の支店長が相談に応じている。受託事業収入は2017年度は2,000万円となる。

徳島の受託事業収入は2017年度で1億3,000万円と巨額である。次世代育成支援事業は県の委託事業で、女性の活躍、仕事と家庭の両立を図るための行動計画を中小事業所に作成するよう、そして徳島県独自の「はぐくみ支援企業」の認証に申請するよう働きかけている。前述のジョブカレッジとくしまでは県や国の機関から職業訓練を受託している。国からは地域若者サポートステーション事業を受託している。働くことを希望している若者及びその家族を対象に、多様な支援サービスで応援する就労支援事業である。とくしまとあわの2つに拠点をもち、2016年度には2拠点合わせて新規相談者が170名、相談件数が2,454件、就職者は115名である。県と徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市から生活困窮者自立支援事業を受託しており、自立相談支援、就労準備支援業、子ども学習支援などの事業を行っている。また(公財)徳島県勤労者福祉ネットワークは子どもの一時預かりを媒介するファミリーサポート事業を各市町村から受託し、徳島県内に7つのセンターを持つ。

沖縄の事業受託収入は2017年度で6億3,000万円となり、県労福協の中で最大である。県から受託している総合就業支援事業は、就職就労支援のワンストップサービスを提供する施設であるグッドジョブセンターおきなわの管理、運営である。沖縄県女性就業・労働センターも県からの受託事業であり、女性の就職、キャリアについての不安、悩みに個別に相談に応じ、スキルアップなどのセミナーを開催するほか、労働者や事業主からの労働相談にも応じ、また女性活用プログ

ラムを作成するとともに、その応用を図っている。生活困窮者自立支援事業は、県、那覇市、沖縄市から受託し、自立相談支援を基本に、一時生活支援、家計相談支援、就労準備支援を担う。沖縄労福協のパーソナルサポートセンターが受ける新規相談件数、支援プラン策定件数、就労支援対象者数、就労者数のいずれも全国平均を大きく上回っている。また、子どもの一時預かりを媒介するファミリーサポート事業を16町村から受託している。

山口の事業受託収入は2017年度で5,000万円である。山口市から生活困窮者自立支援事業を受託し、自立相談支援、一時生活支援を行っている。他方、国から地域若者サポートステーション事業を受託しており、働くことに困難を抱く若者に対して個別相談、カウンセリング、各種講座、職場見学、職場体験の機会を提供している。しゅうなん若者サポステの2017年度の就職決定率は81.3%で、全国平均の55.4%を大きく上回る。

新潟の2017年度の事業受託収入は1億3,000万円である。三条市から三条市勤労青少年ホームの管理、運営を受託している他、県、新潟市、長岡市、上越市から生活困窮者自立支援事業を受託している。5つの拠点で自立支援相談を基本に、就労支援、家計相談支援、子ども学習支援などの事業を行っている。

7. 次のステップへ

労福協がどのように他助に乗り出していけるかを検討する際に重要なことは、既に国や地方自治体から生活困窮者自立支援事業などの事業を受託している労福協と、そうではない労福協をはっきりと区別することである。

後者の労福協に前者のルートで他助へと乗り出すよう求めても無理である。社会福祉協議会、NPO、あるいは民間企業などと競争しつつ、ノウハウも人材も持たない労福協が事業を受託するのは事実上不可能である。ノウハウを獲得し、人材を育てる財政的余裕もない。もちろん、新たな事業分野が出現し、スタート地点から他の組織と競争できるという状況になれば、チャンスはあるし、チャレンジする意義はある。

後者の労福協であっても、すでにLSCと政策制度要請という第1ステップは踏み出している。次のステップは「5. 様々な他助」で挙げた事業、活動の中から候補を選び、歩みだすことである。他助を積み重ねていき、行動範囲を広げていく。これこそが後者の労福協の前に可能性として広がるルートである。その際、単独で他助に乗り出す方法もあれば、他の組織と連携して、他助を行う別組織を設立するという方法もある。茨城の（一社）出会いサポートセンター、大阪の（一社）大阪希望館、新潟のNPO法人フードバンクにいがた、静岡のNPO法人フードバンクふじのくに、NPO法人LWサポートがその例である。

既に国や地方自治体から事業を受託している労福協は経験を積み、ノウハウを蓄積し、人材を育て、事業拡大を図る、あるいは新しい事業分野を行政と共に開拓するというルートで他助をさらに広げていくことができる。もちろん、「5. 様々な他助」で挙げた事業、活動に乗り出すことも可能である。

他助の歩みを確固たるものとするために必要だと私が考えるのは次の2つである。1つは、NPOや市民活動団体など他助の組織、それもできるだけ多くの組織とのネットワークを構築することである。労福協だけでは解決できない問題をネットワーク全体で解決、処理する仕組みを作り上げるのである。この点では静岡や新潟の取り組みが参考になる。静岡のLSCを支える300

を超える連携団体・個人とのネットワークの構築、NPOプレゼン講座の開催、ボランティア協会との連携、そして新潟の新しい地域社会を創り上げていこうとする団体やNPOへの助成とそれらの団体との関係構築である。いくつかの労福協で試みられている消費者団体との連携もその1つである。

2つめは行政との連携である。労福協の行っている他助は地域で暮らし、働く市民たちを支援する事業、活動である。行政＝公助の網から零れ落ちてしまった、あるいは公助が届かない人びとの生活を支える活動である。行政に財政的、人的なバックアップを要求してもおかしくない。そのためには行政との連携を深め、労福協の他助をしっかりと理解させる必要がある。そればかりではない。沖縄や徳島のように、日々、他助に向き合っているからこそ浮かぶアイデアを行政に伝え、困難を抱える人々を支援する新たな事業を興すよう働きかけていく。それは新たな事業の受託につながるかもしれない。その結果、他助が広がる。

他助という可能性を追求しない、連帯社会を追い求めないという選択肢はもちろんある。誰も強制することはできない。ただ、次の2点を考えてみて欲しい。

1つはインキュベーターとしての労福協の役割を思い起す必要はないか。1949年8月に設立された労務者用物資対策中央連絡協議会（中央物体協）は1950年代から60年代にかけて、労働金庫、労働者共済、労働者住宅生協、労働者信用基金、勤労者旅行会、労働者会館など様々な労働者福祉事業団体のインキュベーターとして機能した。新しい事業にチャレンジし、その誕生に貢献した。残念ながら現在、インキュベーターとして活躍する労福協は限られている。他助の事業や活動、他助の組織を産み出す「ふ卵器」として蘇ることを考えてもよい時期ではないのか。

2つは労福協を大きく変えた沖縄と徳島の前専務理事の2人の次の言葉をどう受け止めるのか。「社会的に困っている人は1つの問題で困っているのではなく、複合的に困っているんですよ。たとえば、子育て中のシングルマザーが仕事がなく困っていたら、実は生活も困っているし、職業訓練を受ける機会もなく困っている。行政は予算が縦割りですので、本人は相談に行っても『ああ生活に困っていて、お金を借りるのだったら社協ですね』と社協に行くことを勧められる。社協に行っている話していたら『仕事で困っている』と言ったら『じゃあ、ハローワークに行きなさい』と。働くためには子供を公立の保育所に入れないとだめだと言うと『保育所で相談してね』と。結局、ぐるぐるたらい回しにされる」「私が県庁にはいったのは1970年代ですが、その当時、お役所は敷居が高く、書類が足りないと市民を平気で返すわけですよ。高齢の男性が奥さんの遺族年金をもらうために窓口に来て、それこそバスで1日ばかりで来るわけですよ。けれど、書類が1、2枚足りないと行って平気で返す。私の担当ではなかったんですが、ちょっとあまりにもひどいので、帰ろうとするのを呼び止めて、私が車に乗せて法務局や役場に行って関係する書類を取りに行かせると、半日で全部揃うわけですよ。そういうことを隠れてやっていました。そしたら先輩に怒られて。気持ちはわかるけれど、それはやめると。じゃあどうしたらよいかを勉強して、結局、縦割りの受け皿があればいいんだということに気がついて、受け皿となる法人を立ち上げたいと思っていました」³⁰⁰。

公助の網から零れ落ちる、あるいは公助が届かない人びとを救うことの必要性を強く感じ、最終的に、縦割り行政の受け皿を作ることを思いついた沖縄県労福協前専務理事の言葉である。

「連合になって中小労組の賃金調査を全国的にやるようになりました。10万人くらいです。徳島もだいたい40から50の組合の5,000人くらいの調査をしていました。数年たってふっと気づい

³⁰⁰ 沖縄県労福協前専務理事へのインタビュー記録（2018年6月21日）より。

たことがありました。標準労働者、標準家庭って、高卒35歳、勤続17年、本工、製造業、専業主婦と子ども2人。これが日本の政策の基本にある。ところが中小労組で高卒35歳、勤続17年という組合員は全国10万人の中で250人くらい、徳島の5,000人のうちの7、8人。どの時点で調べても平均は勤続11年、年齢43、44歳。どこかの会社に就職して、そこを辞めて別の会社に就職して、人がどんどん入れ替わって、この層の人が中小企業を支えている。離転職を繰り返す人びとがいて、たまたま組合のある企業にはいって、少くない組合費を納め、辞めていく。組合員でなくなれば、何のアフターフォローもない。これでいいのかと思いました」「組合のある企業の中に留まるかぎり、企業内での問題は連合が、労働組合が取り組むだろうけれど、企業から地域に出て、地域生活者になった時、もしくは離転職が当たり前の時代になった時、誰がこれらの人びとをサポートするのか。そこに労福協の役割があるのではないかと。それで初めて就労支援に取り組んだわけです」³⁰¹。

共助の組織から離れ、共助の支援が受けられなくなった人びとを救う重要性に気づき、就労支援という他助に乗り出した徳島県労福協前専務理事の言葉である。

公助や共助が届かない人びとは沖縄県や徳島県だけにいるわけではない。全国各地にそうした人びとはいる。支援の手を差し伸べるは誰か。

³⁰¹ 徳島県前専務理事へのインタビュー記録（2018年8月9日）より。

〈執筆略歴〉

法政大学大学院連帯社会インスティテュート教授 中村 圭介

■ ご経歴

野村証券投資信託委託(株) 1976年4月－1977年3月
雇用促進事業団雇用職業総合研究所研究員 1985年4月－1990年3月
武蔵大学経済学部助教授 1990年4月－1996年3月
東京大学社会科学研究所助教授 1996年4月－1998年3月
東京大学社会科学研究所教授 1998年4月－2015年3月
法政大学大学院連帯社会インスティテュート教授 2015年4月－現在

■ 研究テーマ

労働組合の地域組織（地方連合会・地域協議会）の組織と活動
労働組合の産業別組織の組織と活動
職場の労使関係

■ 著書

『壁を壊す－非正規を仲間に 新装版』教育文化協会、2018年
『眼鏡と希望－縮小する鯖江のダイナミックス』（編著）東京大学社会科学研究所、2012年
『講座 現代の社会政策 第5巻 新しい公共』（編著）明石書店、2011年
『地域を繋ぐ』教育文化協会、2010年
『実践！ 自治体の人事評価－「評価される側からのアプローチ」』ぎょうせい、2007年

など多数

※ 全労済は、新しい愛称「こくみん共済 coop」を定め、2019年6月より活用を開始しました。

連帯社会の可能性

2019年6月

発行 ■ 一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会
〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17
ラウンドクロス新宿5階
TEL: 03 - 5333 - 5127
FAX: 03 - 5351 - 0421

印刷 ■ 太平印刷株式会社

全労済協会「公募研究シリーズ」既刊報告誌

(所属・役職は発行当時です。)

- ⑦⑥ 『高年齢期平均余命の伸長に伴う長生きのリスクヘッジに関する実証研究』 2019年4月
中央大学経済学部教授 和田 光平 氏
- 平均寿命が伸長する中で、自分の死期を早期に推定することで長生きのリスクによる老後破産を招く。それらを政策的に防ぐことを目的とし、今回、全国的なアンケート調査を実施した。分析の結果、平均的な現役や老後のタイミング、長生きのリスク、寿命に対応した金融資産によるヘッジングが不足し老後破産の恐れがあることが数量的に示された。
- ⑦⑤ 『農福連携事業による「効果」の実証について』 2018年7月
京都大学大学院農学研究科生物資源経済学専攻（博士課程後期） 植田 剛司 氏（研究代表者）
- 「農福連携」の多様な参加者への効果を的確に把握するため、先進的な事例としてオランダのケアファームの現地調査を行い、また大阪府・岡山県内のA型・B型就労継続支援事業所に対してアンケート調査や聞き取り調査を行っている。さらに「ディーセント・ワーク」に焦点をあてて分析することで、今後の農福連携事業の在り方について提言を行っている。
- ⑦④ 『災害時におけるコミュニティ組織やNPO間の連携や協働のあり方に関する調査研究』 2018年6月
九州大学大学院人間環境学研究院 教授 安立 清史
- 災害が多発する現在において、民間の非営利組織の役割が重要となっている。本研究では、熊本地震における民間の自発的な支援の動きに焦点をあて、支援組織や復興イベントでのヒアリング調査・アンケート調査を行い、災害時におけるコミュニティ組織やNPO間の連携や協働のあり方を探っている。
- ⑦③ 『社会福祉事業が果たす地域自立に向けた福祉のまちづくりへの役割 -大阪府下の事例を中心に-』 2018年5月
大阪市立大学工学研究科 講師 蕭 閔偉（研究代表者）
- 少子高齢化の進行や自治体財政難という局面の中で、地域住民による「新たな公」が注目されている。特に地域住民の生活課題の早期発見、地域を主体とする組織が果たす公的サービスを補完する役割が大きくなっている。地域が自主的に社会福祉事業を始め地域の住民を対象に様々な支援を提供する取り組みが見られる。本研究では大阪府下の先進地区の事例を取り上げ、地域の自立に向けた福祉のまちづくりを考察している。
- ⑦② 『新規居住者（勤労者）と農業従事者等との融合による新しいコミュニティの形成に関する調査研究 -兵庫県豊岡市を事例に-』 2018年5月
特定非営利活動法人 地域再生研究センター主任研究員 井原 友建（代表研究者）
- 本研究では、兵庫県豊岡市で設立された新しい地域コミュニティ組織に着目し、第1次産業就業者と新規居住の給与所得者等の就業形態の異なる主体が連携したコミュニティ形成の実態を調査するとともに、その連携がもたらす効果と、新しい地域コミュニティ形成プロセスについて考察している。
- ⑦① 『生活困窮者自立支援と地域・自治体の課題 -福祉政策だけに留まらない自立支援-』 2017年11月
PLP会館大阪地方自治研究センター研究員 尹 誠國（研究代表者）
- 大阪府内の9つの自治体を中心に生活困窮者自立支援の事例を調査し、生活困窮者自立支援法の課題がどこにあるのかを究明しようと試みている。また、生活困窮者の支援には福祉と雇用の連携、タテ割り行政の克服など自治体行政のあり方に大きな転換が求められること、行政の枠を越えた地域コミュニティづくりの課題でもあることも指摘している。

- ⑦⑩ 『沖縄県における生活困窮者の支援に関する現況と課題 -生活困窮者自立支援制度を中心に-』 2017年8月
公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会（沖縄県労協） 沖縄県 就職・生活支援パーソナルサポートセン
ター 生活困窮者自立支援事業 総括責任者（主任相談支援員） 濱里 正史
- 全国で最も貧困層の問題が深刻な沖縄県を対象地域として、2015年4月からスタートした生
活困窮者自立支援制度の地域的展開に関する現状と課題を、同制度に携わる相談支援員・就労
支援員等の関係者に対するヒアリング調査（質的調査）により明らかにし、その知見に基づ
き、2018年に予定されている同制度の制度設計の見直しに向け、沖縄だけでなく全国における
同制度のあり方について提言する。
- ⑥⑨ 『日本労働映画の百年 -映像記録にみる連帯のかたちと労働者福祉・共済活動への示唆』 2017年7月
共立女子大学非常勤講師 佐藤 洋
- 日本における労働世界の変容と連帯のかたちが、現代のわれわれに伝えるメッセージと労働
者福祉・共済活動への示唆について、19世紀末の映画導入から今日に至るまでの労働映画の豊
かな伝統と作品群の広がりについて考察する。さらに、日本労働映画の社会的認知を深め、こ
れからの日本の労働文化・労働社会の諸課題を考えていくための基礎的素材を提供する。
- ⑥⑧ 『地域エネルギー供給において協同組合が果たしうる役割 -日米の比較調査から-』 2017年6月
一般財団法人地域生活研究所研究員 三浦 一浩（研究代表者）
- 本研究では、小規模分散型のエネルギー供給システムと、そこにおける消費者・市民による
民主的なコントロールの重要性を説き、これを実施する重要なツールとしての協同組合の可能性
について、日米の比較調査からアプローチした。
- ⑥⑦ 『格差社会における共済・保険への加入と幸福度』 2017年5月
同志社大学商学部 准教授 佐々木 一郎
- 本研究では、北海道～九州の20歳～69歳の方々を対象に民間の死亡保険と共済の死亡保障に
ついてWebアンケートを実施し、3,000名から回答を得てサンプルを採取し、「共済・保険の加
入決定に影響する要因」と、「共済・保険と幸福度」について、それぞれクロス分析とロジッ
トモデル分析した。
- ⑥⑥ 『韓国における農協生命保険の経営特性と組織アイデンティティ分析』 2017年5月
八戸学院大学 ビジネス学部 専任講師 崔 桓碩
- 韓国の「農協共済」は、2012年に株式会社に組織転換させられた。この組織変更により農協
の共済は「農協生命保険」に変わることになった。本研究では「農協生命保険」について、
「商品」・「販売チャネル」・「資産運用」の3点から分析して、共済事業と保険事業の相違点を
考察しようとするものである。
- ⑥⑤ 『母子世帯の子育ての困難をめぐる重層的要因 -子育て関連ケイパビリティの検討と大阪府の支援団体調査からの分析-』 2016年12月
立命館大学 衣笠総合研究機構（生存学研究センター）客員研究員 村上 潔（研究代表者）
- 本研究では、年々増加している母子世帯に焦点を当て、母子世帯が抱えている困難の要因
を、育児だけでなく就労や行政など、さまざまな視点から調査・分析して実態を明らかにする
とともに、母子世帯の支援団体にもインタビュー調査を行い、団体間の連携のあり方や母子世
帯の困難の要因にアプローチする方法について考察を行っている。
- ⑥④ 『震災復興過程のコミュニティ形成に係る行政・NPO等・地域住民の協働：宮城県をケースに』 2016年12月
東北大学大学院経済学研究科 博士課程後期 中尾 公一（研究代表者）
- 本研究では、東日本大震災で最大の人的被害を受けた宮城県を対象として、復興に向かう過
程の中で、行政やNPO、地域住民等がいかに協働し、連携が行われてきたのか、コミュニ
ティ形成の観点からインタビュー調査と分析を行った。そして分析結果をもとに、今後の大規
模災害時のコミュニティ形成について、各組織に対して具体的な示唆を与えている。
- ⑥③ 『関東大震災復興における賀川豊彦とその同労者の取り組みに見る地域形成の視座の検討』 2016年12月
千葉大学大学院人文社会科学部 特任助教 伊丹 謙太郎
- 本研究では、賀川豊彦の思想、とりわけ「協同組合」を軸としたその思想の展開と賀川本人
だけではなく、彼とともにいろいろな先端的社会事業に取り組んだ労働者達の活動、エピソード
をまとめている。とくに、1923年の関東大震災という時代背景を起点として賀川同労者たち
の実践が、そして賀川本人の思想がどのように変化していったのかを確認するよう試みている。

全劳济协会